

平成17年12月2日(金曜日)第4回定例会

出席議員(21名)

1番	新 宮 征 一	議員	2番	佐 藤 毅	議員
3番	鴨 田 俊 一	議員	4番	煤 津 博 士	議員
5番	木 村 寿 太 郎	議員	6番	松 田 孝	議員
7番	猪 倉 謙 太 郎	議員	8番	石 川 忠 義	議員
9番	鈴 木 賢 也	議員	10番	荒 木 春 吉	議員
11番	柏 倉 信 一	議員	12番	高 橋 勝 文	議員
13番	高 橋 秀 治	議員	14番	佐 藤 良 一	議員
15番	佐 藤 暘 子	議員	16番	川 越 孝 男	議員
17番	内 藤 明	議員	18番	那 須 稔	議員
19番	佐 竹 敬 一	議員	20番	遠 藤 聖 作	議員
21番	伊 藤 忠 男	議員			

欠席議員(なし)

説明のため出席した者の職氏名

佐 藤 誠 六 市 長	荒 木 恒 助 役
安孫子 勝 一 収 入 役	大 谷 昭 男 教 育 委 員 長
選 挙 管 理 委 員 会 委 員 長	佐 藤 勝 義 農 業 委 員 会 会 長
奥 山 幸 助 委 員 長	鹿 間 康 企 画 調 整 課 長
那 須 義 行 庶 務 課 長	秋 場 元 財 政 課 長
行 財 政 改 革 推 進 課 長	真 木 憲 一 市 民 課 長
菅 野 英 行 税 務 課 長	浦 山 邦 憲 土 木 課 長
三 瓶 正 博 税 務 課 長	花・緑・せらぎ 推 進 課 長
有 川 洋 一 生 活 環 境 課 長	犬 飼 一 好 農 林 課 長
柏 倉 隆 夫 都 市 計 画 課 長	木 村 正 之 地 域 振 興 課 長
佐 藤 昭 下 水 道 課 長	尾 形 清 一 会 計 課 長
兼 子 善 男 商 工 観 光 課 長	鈴 木 英 雄 病 院 事 務 長
石 川 忠 則 健 康 福 祉 課 長	兼 子 良 一 管 理 課 長
荒 川 貴 久 水 道 事 業 所 長	熊 谷 英 昭 社 会 教 育 課 長
芳 賀 友 幸 教 育 長	布 施 崇 一 選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長
菊 地 宏 哉 学 校 教 育 課 長	鈴 木 一 徳 監 査 委 員 会 事 務 局 長
石 山 忠 社 会 体 育 課 長	宇 野 健 雄 監 査 委 員 会 事 務 局 長
安孫子 雅 美 監 査 委 員 会 農 業 委 員 会 事 務 局 長	
清 野 健 事 務 局 長	

事務局職員出席者

片 桐 久 志 事 務 局 長	安 食 俊 博 局 長 補 佐
月 光 龍 弘 庶 務 主 査	大 沼 秀 彦 調 査 係 長

議事日程第1号 第4回定例会
平成17年12月2日(金) 午前9時30分開議

開 会

- 日程第 1 会議録署名議員指名
- ” 2 会期決定
- ” 3 諸般の報告
(1) 例月出納検査結果報告について
- ” 4 行政報告
(1) 寒河江市行財政改革大綱について
- ” 5 議第65号 寒河江市教育委員会委員の任命について
- ” 6 議案説明
- ” 7 委員会付託
- ” 8 質疑、討論、採決
- ” 9 認第 3号 平成16年度寒河江市一般会計歳入歳出決算の認定について
- ” 10 認第 4号 平成16年度寒河江市駅前中心市街地整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- ” 11 認第 5号 平成16年度寒河江市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- ” 12 認第 6号 平成16年度寒河江市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- ” 13 認第 7号 平成16年度寒河江市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- ” 14 認第 8号 平成16年度寒河江市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について
- ” 15 認第 9号 平成16年度寒河江市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- ” 16 認第10号 平成16年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計歳入歳出決算の認定について
- ” 17 認第11号 平成16年度寒河江市財産区特別会計(高松、醍醐、三泉)歳入歳出決算の認定について
- ” 18 議第66号 平成17年度寒河江市一般会計補正予算(第5号)
- ” 19 議第67号 平成17年度寒河江市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
- ” 20 議第68号 平成17年度寒河江市老人保健特別会計補正予算(第1号)
- ” 21 議第69号 寒河江市都市計画税条例の一部改正について
- ” 22 議第70号 寒河江市公民館に関する条例の一部改正について
- ” 23 議第71号 寒河江市農業委員会委員の選挙区及び定数に関する条例の一部改正について
- ” 24 議第72号 寒河江市水道事業の設置等に関する条例の一部改正について
- ” 25 議第73号 さくらんぼ会館に係る指定管理者の指定について
- ” 26 議第74号 トルコ館に係る指定管理者の指定について
- ” 27 議第75号 寒河江市市民プール、寒河江市市民体育館、寒河江市市民テニスコート、寒河江市市民弓道場、寒河江市市民体育館合宿所、寒河江市野球場及び寒河江市陸上競技場に係る指定管理者の指定について
- ” 28 議第76号 寒河江市立児童センターに係る指定管理者の指定について

- 日程第 29 議第 77号 寒河江市老人福祉センター及び寒河江市屋内ゲートボール場に係る指定管理者の指定について
- ” 30 議第 78号 寒河江市技術交流プラザに係る指定管理者の指定について
- ” 31 議第 79号 寒河江市寒河江駅前交流センター、寒河江駅歩行者専用自由通路、寒河江市寒河江駅正面口駐輪場及び寒河江市寒河江駅南口駐輪場に係る指定管理者の指定について
- ” 32 議第 80号 寒河江市葉山高原牧場に係る指定管理者の指定について
- ” 33 議第 81号 寒河江市葉山市民荘及び寒河江市葉山キャンプ場に係る指定管理者の指定について
- ” 34 議第 82号 寒河江市いこいの森に係る指定管理者の指定について
- ” 35 議第 83号 寒河江市慈恩寺駐車場及び寒河江市慈恩寺大駐車場に係る指定管理者の指定について
- ” 36 議案説明
- ” 37 監査委員報告
- ” 38 質疑
- ” 39 予算特別委員会設置
- ” 40 決算特別委員会設置
- ” 41 委員会付託
- 散 会

本日の会議に付した事件

議事日程第1号に同じ

第 4 回定例会日程

平成 17 年 12 月 2 日 (金) 開会

月 日	時 間	会 議		場 所
12月 2日(金)	午前9時30分	本 会 議	開会、会議録署名議員指名、会期決定、諸般の報告、行政報告、教育委員会委員任命議案上程、同説明、質疑・討論・採決、議案上程、同説明、監査委員報告、質疑、予算特別委員会設置、決算特別委員会設置、委員会付託	議 場
		本会議終了後	予算特別委員会	付 託 案 件 審 査
12月 3日(土)		休 会		
12月 4日(日)		休 会		
12月 5日(月)		休 会		
12月 6日(火)	午前9時30分	本 会 議	一 般 質 問	議 場
12月 7日(水)	午前9時30分	本 会 議	一 般 質 問	議 場
12月 8日(木)		休 会		
12月 9日(金)	午前9時30分	本 会 議	一 般 質 問	議 場
12月10日(土)		休 会		
12月11日(日)		休 会		
12月12日(月)	午前9時30分	総務委員会 分科会	付 託 案 件 審 査	第2会議室
		文教厚生委員会 分科会	付 託 案 件 審 査	第4会議室
		建設経済委員会 分科会	付 託 案 件 審 査	議会図書室
12月13日(火)		休 会		
12月14日(水)	午前9時30分	決算特別委員会	付 託 案 件 審 査	議 場
12月15日(木)		休 会		
12月16日(金)	午前9時30分	予算特別委員会	付 託 案 件 審 査	議 場
	予算特別委員会 終 了 後	本 会 議	議案上程、委員長報告、質疑・討論・採決、閉会	議 場

開 会 午前9時30分

新宮征一議長 おはようございます。

ただいまから、平成17年第4回寒河江市議会定例会を開会いたします。

本日の欠席通告議員はありません。

出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本定例会の運営につきましては、11月29日に開催されました議会運営委員会で審議されております。

本日の会議は、議事日程第1号によって進めてまいります。

会議録署名議員指名

新宮征一議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において10番荒木春吉議員、13番高橋秀治議員を指名いたします。

会 期 決 定

新宮征一議長 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、議会運営委員会の審議結果に基づき、本日から12月16日までの15日間といたしたいと思
います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、会期は15日間と決定いたしました。

諸 般 の 報 告

新宮征一議長 日程第3、諸般の報告であります。

(1) 例月出納検査結果報告について

このことにつきましては、お手元に配付しておりますプリントによって御了承願います。

行 政 報 告

新宮征一議長 日程第4、行政報告であります。

(1) 寒河江市行財政改革大綱について 市長から報告を求めます。佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 それでは、寒河江市行財政改革大綱について御報告申し上げます。

この大綱は、本市の行財政改革の指針となるものでありますが、内容につきましては、去る11月21日の全員協議会において御協議いただいておりますので、それにより報告にかえさせていただきます。以上です。

新宮征一議長 ただいまの行政報告について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 案 上 程

新宮征一議長 日程第5、議第65号寒河江市教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

議 案 説 明

新宮征一議長 日程第6、議案説明であります。

市長から提案理由の説明を求めます。佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 議第65号寒河江市教育委員会委員の任命について御説明申し上げます。

教育委員会委員のうち、山内好子委員が本年12月15日をもって任期満了となりますので、引き続き任命いたしたく提案するものであります。

よろしく御審議の上、御同意くださるようお願い申し上げます。

委 員 会 付 託

新宮征一議長 日程第7、委員会付託であります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第65号については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議第65号については、委員会付託を省略することに決しました。

質疑、討論、採決

新宮征一議長 日程第8、これより質疑、討論、採決に入ります。

議第65号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第65号を採決いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第65号については、これに同意することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第65号はこれに同意することに決しました。

議 案 上 程

新宮征一議長 日程第9、認第3号から日程第35、議第83号までの27案件を一括議題といたします。

議 案 説 明

新宮征一議長 日程第36、議案説明であります。

市長から提案理由の説明を求めます。佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 初めに、決算の認定について御説明申し上げます。

平成16年度寒河江市一般会計歳入歳出決算及び8件の特別会計歳入歳出決算について、地方自治法の定めるところにより、監査委員の意見を付して議会の認定に付するものであります。

最初に、認第3号平成16年度寒河江市一般会計歳入歳出決算の認定について御説明申し上げます。

平成16年度は、企業収益が大幅に改善された一方、個人所得は給与所得が伸び悩んだことからマイナスとなるなど、いま一つ好況感が実感されなかったものの、日本経済全体としてはようやく長い景気低迷からの回復が感じられた年でした。また、国が進める三位一体の改革は具体的に姿をあらわし、初めて国庫補助負担金の一般財源化が図られたほか、地方交付税の大幅削減など、これまで以上に地方の自主、自立の行財政運営が求められることとなりました。

このような中、本市にあっては市制施行50周年に当たり、数々の記念事業を実施したほか、最終年度を迎えた醍醐小学校整備事業、駅前中心市街地整備事業に積極的に取り組むとともに、本市まちづくりの象徴となる花咲かフェアINさがえの開催などの諸事業を重点的に推進しました。また、国、地方を通じた大きな課題である社会保障対策、さらには農業、商工業等の振興、企業誘致など、産業振興にも積極的に努めてまいりました。

財政面におきましては、景気は回復基調にあったものの、本市の税収は依然として減少傾向にあり、加えて地方交付税及び地方交付税の振りかえ財源となる臨時財政対策債が大幅削減となるなど、厳しい財政環境でありましたが、積極的な行財政改革の推進と、前年度にも増した厳選した事業の選択により、健全な財政運営に努めてまいりました。

以下、決算の概要を申し上げます。

増減率につきましては、前年度対比で申し上げます。

一般会計の決算額は、歳入では1.2%減の147億1,484万3,985円、歳出では1.5%減の142億7,019万5,704円となり、形式収支で4億4,464万8,281円、繰越明許費等に係る繰り越しすべき一般財源506万2,000円を差し引いた実質収支は4億3,958万6,281円の黒字決算となりました。

剰余金の処分につきましては、基金条例の規定により財政調整基金に2億2,000万円、減債基金に1億1,740万円を積み立てし、残る1億218万6,281円は翌年度に繰り越しいたしました。

次に、歳入の主な内容を申し上げます。

市税につきましては、全国的に景気は回復傾向にありますが、本市にあってはまだまだ厳しい状況にあり、市民税の個人分が3.3%、法人分が0.6%それぞれマイナスとなり、市民税全体では2.6%の減となりました。また、固定資産税も1.6%の減となるなど、市税全体の収入では1.5%減の47億8,338万9,981円となりました。

地方譲与税は、三位一体の改革による国庫補助負担金の一般財源化に伴い、所得譲与税が新たに創設されたことなどから、49.3%の大幅な伸びの2億5,559万4,000円となったのに加え、地方消費税交付金も9.9%増の4億6,434万4,000円となりました。地方特例交付金は3.5%減の1億4,542万9,000円、利子割交付金は5.5%減の3,366万7,000円となりました。自動車取得税交付金及び交通安全対策特別交付金の収入総額は8,704万9,000円となりました。

地方交付税は、三位一体の改革により、地方財政計画の総額で6.5%、臨時財政対策債は28.6%の

大幅な減となったところでありますが、本市にあっては普通交付税は新たに国庫補助負担金の一般財源化と連動した社会福祉等の基準財政需要額が増加したことなどもあり、基準財政収入額が増加したにもかかわらず0.3%の小幅減の38億1,509万8,000円となりました。

一方、特別交付税も7.1%減の5億3,800万8,000円となり、地方交付税全体として1.2%減の43億5,310万6,000円となりました。

分担金及び負担金は、前年度並みの1億6,735万21円となりました。

使用料及び手数料は、市営住宅使用料、市民浴場使用料、道路占用料、戸籍・住民基本台帳手数料、諸証明手数料が主なもので、総額で1億4,499万8,472円となりました。

国庫支出金は、三位一体の改革に伴い、保育所運営費負担金等が一般財源化されたのを初め、醍醐小学校改築事業がプールなどの附属施設整備だけとなったことや、都市計画街路整備事業がピークを過ぎたことなどから、27.3%減の8億2,858万5,471円となりました。

県支出金は2.9%増の5億7,527万8,484円となりました。

財産収入は、土地売却収入が減額になったことなどから、12.6%減の6,513万6,559円となりました。

寄附金はほぼ倍増の648万145円となりました。

繰入金は、減債基金の繰り入れを実施しなかったものの、財政調整基金繰入額が大幅に増加したことや、図書購入基金、スポーツ振興基金を繰り入れしたことから、87.2%増の1億9,716万9,944円となりました。

繰越金の1億5,905万105円は、平成15年度決算に伴う剰余金であります。

諸収入は、市産業立地促進資金貸付金元利収入や地域総合整備資金貸付金収入が大幅に伸びたため、総額で30.1%増の6億7,753万9,803円となりました。その主なものは、貸付金元利収入が5億4,980万9,446円、雑入1億336万7,796円などであります。

市債は、市民税減税補てん債が6億5,370万円、臨時財政対策債6億2,440万円、道路橋梁債1億9,600万円、都市計画債1億2,930万円、教育債1億250万円など、総額で17億6,400万円となりました。

以上、歳入総額では1.2%減の147億1,484万3,985円となりました。

次に、歳出について申しあげます。

義務的経費であります人件費は、退職職員の不補充や人事院のマイナス勧告等の減額要因はあったものの、退職手当組合負担金の増加や、投資事業の減に伴う支弁人件費の減額等により、0.9%増の30億8,782万4,328円となりました。

物件費は、徹底した経費削減の結果、5.8%減の14億808万6,402円となりました。維持補修費については、施設の老朽化が進んでいる中ではありますが、効率的な予算執行の結果、9.3%減の2億8,436万7,178円となりました。

扶助費は、乳児医療費を初めとする児童福祉費が大幅に増加したことなどから、6.8%増の11億7,762万5,107円となりました。

補助費等は、西村山広域行政事務組合クリーンセンターへの分担金等が増加したものの、駅前中心市街地整備事業に係る公園管理者負担金が大幅減となったことから、5.3%減の21億61万6,675円となりました。

投資的事業費は、新規事業やたかまつ保育所増築事業や駅前駐車場整備事業等があったものの、醍醐小学校改築事業の校舎建設も終わり、プール等の建設だけとなったことや、都市計画街路整備事業などもピークを過ぎたこと、また公園事業の減などから43.7%大幅減の11億2,673万1,770円となりました。

公債費については、銀行等引受債の繰上償還や減税補てん債の借りかえ償還を実施したことから、38.0%増の26億8,989万6,413円となりました。

また、積立金は105万9,852円、投資及び出資金が140万円となりました。

貸付金は、工業団地への立地企業に対して貸し付けする市産業立地促進資金貸付金が大幅に増加したことから、40.2%増の5億1,170万円となりました。

繰出金は、国民健康保険特別会計や介護保険特別会計への繰り出しは増加の一途にあります。駅前中心市街地整備事業特別会計への繰り出しが大幅に減少したことなどから、4.6%減の18億8,088万7,979円となりました。主なものは、駅前中心市街地整備事業特別会計に2億3,226万6,267円、公共下水道事業特別会計に8億5,682万2,437円、介護保険特別会計に3億2,377万1,676円などです。

以上の結果、歳出総額は1.5%減の142億7,019万5,704円となりました。

次に、認第4号平成16年度寒河江市駅前中心市街地整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について御説明申し上げます。

駅前中心市街地整備事業は、21世紀の発展の基礎として、また後世に誇れる新しい顔としてにぎわいと魅力ある中心市街地の形成を図るため実施してまいりました。平成16年度は、都市計画道路の築造舗装及び電線類の地中化、新橋のかけかえ、歩道の舗装、街路灯や歩道灯の整備工事を完了させるとともに、みどり公園とせせらぎ公園の整備促進を図ったところであります。

以下、決算の概要を申し上げます。

歳入決算額は9億5,426万4,540円、歳出決算額は9億3,944万7,140円となり、歳入歳出差し引き残額1,481万7,400円は翌年度に繰り越しました。

歳入の主なものは、国庫支出金2億5,175万円、県支出金5,762万7,000円、一般会計繰入金2億3,226万6,267円、県道路整備負担金1億4,268万1,000円、市債2億1,330万円などです。

歳出の主なものは、建物等移転補償費8,286万1,953円、工事請負費4億5,302万8,975円、委託料6,819万9,360円、公債費2億5,540万4,514円などです。

次に、認第5号平成16年度寒河江市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について御説明申し上げます。

下水道は、公共用水域における水質保全や、安全で快適な生活環境づくりに重要な役割を担っており、計画的な整備と利用促進に努めてきております。平成16年度は、公共下水道事業については柴橋地内の幹線管渠を初め、塩水、鶴田、落衣、島、西根、下河原、日田地区などの市街地周辺の未整備地域の枝線管渠の整備を行い、処理区域の拡大を図ったところであります。

また、特定環境保全公共下水道事業については、引き続き三泉地区の幹線管渠及び中河原、下河原、入倉、雲河原、菊地堂地区の枝線管渠整備を進めてまいりました。その結果、平成16年度の汚水管渠の整備延長は1万31メートル、整備面積は52ヘクタールとなりました。

また、年々増加する流入汚水、汚泥の安定した処理を図るため、老朽化した電気設備の更新のための実施設計を行いました。

以下、決算の概要を申し上げます。

歳入歳出決算額ともに27億5,988万7,949円で、歳入歳出差し引き残額はありません。

歳入の主なものは、使用料4億3,367万5,225円、国庫補助金3億9,850万円、市債9億6,220万円、一般会計繰入金8億5,682万2,437円などです。

歳出の主なものは、管渠建設費12億3,602万6,376円、水処理、汚泥処理等の浄化センター管理費1億8,055万9,929円、浄化センター建設費700万円、公債費11億9,402万9,371円です。

次に、認第6号平成16年度寒河江市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について御説明申し上げます。

幸生地区の簡易水道事業については、良質な水の安定供給を推進するとともに、効率的な事業の執行に努めてまいりました。

以下、決算の概要を申し上げます。

歳入歳出決算額ともに 943万 4,928円で、歳入歳出差し引き残額はありません。

歳入の主なものは、使用料 508万 8,101円、一般会計繰入金 434万 1,269円であります。

歳出は、総務管理費 308万 388円であり、公債費は前年と同額の 635万 4,540円となりました。

次に、認第7号平成16年度寒河江市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について御説明申し上げます。

国民健康保険事業は、高齢化の進展などにより、被保険者数及び保険給付費が増加する中で、医療費の適正化対策や保健事業などの充実を図り、効率的な運営に努めてまいりました。

以下、決算の概要を申し上げます。

歳入決算額は33億 3,056万 7,343円、歳出決算額は32億 3,503万 162円となり、歳入歳出差し引き残額 9,553万 7,181円のうち、給付基金条例の規定により 8,781万 3,000円を基金に積み立てし、残る 772万 4,181円は翌年度に繰り越しいたしました。

歳入の主なものは、国民健康保険税 11億 9,945万 600円、国庫支出金 11億 3,897万 9,197円、療養給付費交付金 5億 3,667万 2,000円、県支出金 1,542万 6,804円、高額医療費共同事業交付金 6,835万 1,786円、一般会計繰入金 2億 781万 8,798円などがあります。

歳出の主なものは、保険給付費 21億 5,416万 9,103円、老人保健拠出金 6億 9,418万 778円、介護納付金 2億 366万 3,479円などがあります。

次に、認第8号平成16年度寒河江市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について御説明申し上げます。

平成14年10月の制度改正に伴い、受給対象年齢が75歳に引き上げられたことにより、受給者は減少しているものの、1人当たりの医療費などの増加により、医療諸費は対前年比で 4.4%の増となっております。

以下、決算の概要を申し上げます。

歳入歳出決算額ともに39億63万 1,948円で、歳入歳出差し引き残額はありません。

歳入の主なものは、支払基金交付金 24億 1,091万 787円、国庫支出金 9億 7,996万 9,801円、県支出金 2億 4,837万 9,180円、一般会計繰入金 2億 5,586万 6,857円です。

歳出の主なものは、医療諸費 38億 8,898万 7,508円です。

次に、認第9号平成16年度寒河江市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について御説明申し上げます。

介護保険事業につきましては、老人保健福祉計画及び介護保険事業計画に基づき、制度の円滑な運営と保健福祉サービスの充実向上に努めてまいりました。その結果、介護サービスの利用につきましては着実な伸びを示し順調に経過したところであります。

以下、決算の概要を申し上げます。

歳入決算額は20億 9,870万 1,304円、歳出決算額は20億 6,694万 3,400円となり、歳入歳出差し引き残額 3,175万 7,904円は翌年度に繰り越しいたしました。

歳入の主なものは、保険料 3億 5,000万 7,000円、国庫支出金 5億 2,122万 2,378円、支払基金交付金 6億 3,583万 5,205円、県支出金 2億 4,499万 8,988円、一般会計繰入金 3億 2,377万 1,676円などです。

歳出の主なものは、保健給付費 19億 6,003万 6,277円、総務費 7,880万 3,519円、基金積立金 2,608万 194円などです。

次に、認第10号平成16年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計歳入歳出決算の認定について御説明申し上げます。

介護認定審査会につきましては、本市及び西村山地域4町で共同設置し、その円滑な運営に努め、審査判定業務の公平性の確保と効率化を図ってまいりました。審査判定会議は90回開催し、延べ 4,655件を判定しました。そのうち本市分は 1,793件です。

以下、決算の概要を申し上げます。

歳入決算額は 2,461万 4,680円、歳出決算額は 2,264万 1,924円となり、歳入歳出差し引き残額は 197万 2,756円は翌年度に繰り越しいたしました。

歳入の主なものは、分担金及び負担金 1,454万円、本市介護保険特別会計からの繰入金 814万 5,000円などです。

歳出の主なものは、介護認定審査会委員等報酬 1,830万 1,800円、使用料及び賃借料 119万48円などです。

次に、認第11号平成16年度寒河江市財産区特別会計（高松、醍醐、三泉）歳入歳出決算の認定について御説明申し上げます。

各財産区とも森林の保護育成など財産管理に努めてまいりました。

以下、決算の大要を申し上げます。

歳入決算額は80万 1,246円、歳出決算額は45万 4,378円となり、歳入歳出差し引き残額34万 6,868円は翌年度に繰り越しいたしました。

財産区ごとの歳入決算額は、高松財産区41万 415円、醍醐財産区18万 1,425円、三泉財産区20万 9,406円です。

歳出決算額は、高松財産区22万 1,877円、醍醐財産区9万 7,248円、三泉財産区13万 5,253円です。

以上、各会計の決算について御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、御認定くださいますようお願い申し上げます。

次に、議第66号平成17年度寒河江市一般会計補正予算（第5号）について御説明申し上げます。

このたびの補正予算は、国民健康保険特別会計繰出金等を減額するほか、除雪委託料及び老人保健特別会計繰出金等の追加、さらには中学校学級増加に対応する事業費等を計上するものであります。その結果、4,683万 4,000円の追加となり、予算総額は歳入歳出それぞれ 136億 9,905万 8,000円とするものであります。

以下、その大要について御説明申し上げます。

第2款総務費については、臨時職員賃金 220万 7,000円を追加するのが主なものであります。

第3款民生費については、国民健康保険特別会計繰出金 1,661万 3,000円を減額するほか、老人保健特別会計繰出金 1,168万 1,000円、身体障害者施設訓練等支援費 393万 7,000円を追加するのが主なものであります。

第6款農林水産業費については、米づくり総合支援事業費 147万 1,000円、小規模畑地化整備支援事業費 310万 9,000円を計上するものであります。

第8款土木費については、県単独道路改良事業等負担金 556万円、除雪委託料 1,300万円を追加するのが主なものであります。

第10款教育費については、給食用備品購入費 762万円を計上するほか、各種工事請負費など 388万 5,000円、中学校体育文化関係大会参加補助金 228万円を追加するのが主なものであります。

これらの歳出予算に対する歳入については、国県支出金 583万 7,000円などを減額し、地方交付税 4,902万 6,000円などを追加し、対応することといたしました。

次に、議第67号平成17年度寒河江市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

このたびの補正予算は、国民健康保険税の一般被保険者分の税率改正を見送ったことによる財源の調整と、老人保健事業の拠出金が確定したことに伴う減額などを行うものであります。その結果、370万円の減額となり、予算総額は歳入歳出それぞれ34億 3,827万 1,000円とするものであります。

以下、その大要について御説明申し上げます。

歳出予算については、老人保健拠出金 470万円を減額し、保険税還付金 100万円を追加するものであります。

これらの歳出予算に対する歳入については、国庫支出金 949万 7,000円及び繰入金 1億 680万 3,000円を追加し、国民健康保険税の医療給付費分現年課税分 1億 2,000万円を減額し、対応することとしました。

次に、議第68号平成17年度寒河江市老人保健特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

このたびの補正予算は、医療費の増嵩による医療諸費を追加計上するものであります。その結果、4億 6,317万 8,000円の追加となり、予算総額は歳入歳出それぞれ41億 6,965万 2,000円とするものであります。

以下、その大要について御説明申し上げます。

歳出予算については、医療給付費 4億 5,712万 5,000円、医療費支給費 605万 3,000円を追加するものであります。

これらの歳出予算に対する歳入については、支払基金交付金 2億 5,905万 9,000円、国庫負担金 1億 5,781万 6,000円、県負担金 3,462万 2,000円、一般会計繰入金 1,168万 1,000円を追加し、対応することとしました。

次に、議第69号寒河江市都市計画税条例の一部改正についてから、議第72号寒河江市水道事業の設置等に関する条例の一部改正についての4議案について、関連がありますので一括して御説明申し上げます。

本楯地区の字の区域及び名称が変更されたことに伴い、所要の改正をしようとするものであります。

次に、議第73号さくらんぼ会館に係る指定管理者の指定についてから、議第83号寒河江市慈恩寺駐車場及び寒河江市慈恩寺大駐車場に係る指定管理者の指定についてまでの11議案について、関連がありますので、一括して御説明申し上げます。

公の施設に係る指定管理者の指定を行うため、議会の議決を経ようとするものであります。

以上、18議案を御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、御可決くださるようお願い申し上げます。以上です。

監査委員報告

新宮征一議長 日程第37、監査委員報告であります。

なお、詳細につきましては、後日開催されます決算特別委員会において報告を求めるとし、この際、簡略をお願いいたします。安孫子監査委員。

〔安孫子雅美監査委員 登壇〕

安孫子雅美監査委員 監査委員を代表いたしまして、私から平成16年度寒河江市一般会計及び各特別会計歳入歳出決算審査の結果について御報告を申し上げます。

第1、審査の概要について申し上げます。

一つは、審査の対象でございますが、平成16年度寒河江市一般会計歳入歳出決算、同じく寒河江市駅前中心市街地整備事業特別会計歳入歳出決算、同じく寒河江市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算、同じく寒河江市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算、同じく寒河江市国民健康保険特別会計歳入歳出決算、同じく寒河江市老人保健特別会計歳入歳出決算、同じく寒河江市介護保険特別会計歳入歳出決算、同じく寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計歳入歳出決算、同じく寒河江市財産区特別会計（高松、醍醐、三泉）歳入歳出決算、以上9会計並びに実質収支に関する調書、財産に関する調書及び基金の運用状況についてであります。

二つ目は、審査の期間であります。平成17年8月10日から平成17年10月7日までであります。

三つ目は、審査の方法でございます。

平成17年8月10日付をもって、市長から審査に付された平成16年度寒河江市一般会計及び各特別会計歳入歳出決算書及び附属書類並びに基金の運用状況を示す書類が法令に従って処理されているか、予算の執行が適正であるか、計数が正確であるかについて、関係諸帳簿、証拠書類と照合調査するとともに、必要に応じて関係職員の説明を聴取する方法によって審査をいたしました。

第2に、審査の結果を申し上げます。

審査に付された各会計の決算及び附属書類は、関係法令に従って作成されており、計数的に正確であり、予算の執行についても適正であると認められました。

また、各基金はそれぞれの設置目的に沿って運用されており、決算における計数は正確で、その執行は適正であると認められました。

以上、平成16年度寒河江市一般会計及び各特別会計歳入歳出決算を審査いたしました結果につきましてその大要を御報告申しあげましたが、詳細につきましては後日開かれず決算特別委員会におきまして御報告申し上げることを御了承をお願いいたしまして、報告を終わらせていただきます。

質 疑

新宮征一議長 日程第38、これより質疑に入ります。

認第3号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

認第4号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

認第5号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

認第6号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

認第7号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

認第8号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

認第9号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

認第10号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

認第11号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第66号に対する質疑はありませんか。佐藤良一議員。

佐藤良一議員 全体的にお聞きしたいんでありますけれども、このたびの補正予算に災害復旧の工事費が計上されていないような感じがしますけれども、寒河江市ではその辺の工事があったのかどうかであります。

あと第2点、除雪費でありますけれども、毎年市民生活に大きなお金もかかるわけでありまして、昨年度3月までありましたけれども、市から指導がないと掃けないんだと、10センチ以上降らないと掃かないんだ、いろいろ言われております。

また、圧雪が暖かくなって解けて走れない状態もあるわけです。そういうときも除雪してくれればなと、私なりにつくづく思うんですけれども、これから雪ですからどうなるかわかりませんが、この辺の取り組み、2点ほどよろしくをお願いします。

新宮征一議長 土木課長。

浦山邦憲土木課長 お答えします。

災害復旧の関係については、今年度1件ほどございまして、今災害査定を受けまして、雪が消えた段階、来年の新年度予算の中で対応するような計画をしております。

それから除雪関係については、除雪の計画書の中で午前4時段階で約10センチ、ないしは10センチを超えそうなおそれがある場合について、一斉除雪というものを実施いたしております。これは毎年同じ内容です。

それから、日中の圧雪の関係につきましては、その状況を踏まえた中で、一斉除雪以外についても圧雪の状況で車が非常に難儀しているというような場合においては、その状況に応じて除雪をしているというような内容です。以上です。

新宮征一議長 佐藤良一議員。

佐藤良一議員 災害復旧でありますけれども、市道の分なのか、それとも農林サイドの分なのか、その辺もお聞

きしたいと思います。

あと、除雪ですと本当に市民サービスの最大の効果ではないかなと私は思っております。雪国に生まれた人にとっては本当に大変であります。やはり除雪が行き届いて円満な生活や、災害や火災に対して十分発動できるような態勢が必要だと、私はつくづく思っているわけでありましてけれども、市長、その辺に関してはどのようにお考えになれるのか、お聞きしたいと思います。

新宮征一議長 農林課長。

木村正之農林課長 農林関係の災害につきましては、畑の林道1カ所ございますけれども、10月に査定を受けまして、降雪後、来年度の予算で工事をしたいと考えております。以上です。

新宮征一議長 土木課長。

浦山邦憲土木課長 市道については、先ほど話がありましたように、あの場所については白岩というか、田代地内の牧場のちょっと手前の方の市道になりますけれども、そういった市道の箇所を来年度するような計画で今考えております。

それから、除雪については、除雪作業は除雪計画書の中で交通障害を最小限にとどめて交通の確保を図ると、こういうふうな考えの中で、今言った10センチなり、そういう中で体制を組んでいるというような内容です。以上です。

新宮征一議長 議第66号に対してほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第67号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第68号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第69号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第70号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第71号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第72号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第73号に対する質疑はありませんか。遠藤聖作議員。

遠藤聖作議員 指定管理者制度に基づく指定管理者の指定の条例の制定の提案であります。

それで、一つだけ伺いをしたいのですが、さまざまな説明会に業者の参画があったと思うんですけども、その中で提案されたような指定管理者になったいきさつ、選定の方法はどのような手法で行われたのかをお伺いしたいと思います。

新宮征一議長 行財政改革推進課長。

菅野英行行財政改革推進課長 お答えをいたします。

まず、原則公募ということをしていただきまして、各施設ごとに指定管理者の公募を行いまして、それぞれ計画書を出していただきました。その計画書につきましてそれを評価するための基準も作りまして、その基準に基づきましてそれぞれの施設担当課の方で点数化した評価を行いまして、それを庁内の候補選定委員会で審査して候補を選定いたしまして、その後、市長あるいは教育委員会の方で候補を決定していると。そして今回の議会の方に上程しているというふうなことでございます。

新宮征一議長 遠藤議員。

遠藤聖作議員 今後のことにもかかわりますので、選定委員会の審査をやっぴり透明化する必要があるのではないかとこのように思います。それで、一つは評価基準がどのようなものなのか等、その経緯について今ここではできないかもしれませんが、何らかの形で公表する必要があると思います。その考えはないかどうか伺いたいと思います。

新宮征一議長 行財政改革推進課長。

菅野英行行財政改革推進課長 今後、個々の施設ごとに委員会の方で審議いただくとありますが、委員長から求めがございましたら、その審査の基準と、あと審査したときに計画書は全部出せないと思いますけれども、応募者ごと、あと施設ごとに選定の表をつくっております。それをもとに審査をしておりますので、その審査の資料も委員会の方で資料提出を求められれば、それは出したいと思います。

新宮征一議長 ほかにありませんか。川越孝男議員。

川越孝男議員 提案も議第73号から83号まで同種のものでありますので、一括して説明あったんで、質問の方もそういうふうに一括して、それぞれでなくてお聞きをしたいというふうに思います。共通する問題でありますので、そのように議長の方で議事進行上、取り計らっていただきたいということをまずお願いをします。

新宮征一議長 川越議員、できればそれぞれの議案のときに質問ではだめなんですか。

川越孝男議員 というのは、個別の中身でないんです。今遠藤議員が聞いたように、指定管理者制度すべてにかかわる問題でありますので、全部に共通しますので、そうでないと一回一回聞いていかなければならないということになりますので、そのようにお願いしたいとまず思うんです。でもだめだとしたら、一回一回聞きますけれども、極めて効率的な議事をする上で、そういうふうに思いましたので、後ほど質問した後、議長判断していただいて、そこら辺はお願いしたいと思います。

新宮征一議長 じゃ、質問の内容によって判断しますので、まず質問してください。

川越孝男議員 今、遠藤議員からもありましたけれども、基本的なことについて幾つかお尋ねをしたいと思えます。

まず一つは、今、原則公募というふうなことでありますけれども、公募をやった施設と、やらないところとあるのではないかなというように思いますので、今回の73号から83号までの間では全部で23施設の指定管理者制度でやっていくというような提案をされているわけでもありますけれども、その中で公募をやったところと、やらないところ、その基準は何であったのか。公募をしたところと、しないところの基準、なぜ公募をやったのか、やらないのかということが1点です。

それから二つ目、先ほどもありましたように、12項目について点数制で配点は85点になっていますけれども、それぞれの項目ごとに5点から10点の範囲の中で点数の配分がされていますけれども、それぞれの項目の採点基準、今遠藤議員からもありました。それは、基準をつくってやっているというふうなことの答弁があったわけですが、その基準は要綱なのか、規則なのか、これを明らかにしていただきたいと思えます。そもそももちろん、要綱であっても規則であっても、これは議会の審査のために求められたから出すという代物ではないと思えます。基準が要綱や規則でやるならばね。

したがって、今回、議会に今この案件が提案されているわけですから、議員として審査する上で極めて基本になるデータでありますので、当然議会にその基準を示していただきたいというふうに思います。

それから3点目、それぞれ公募なり、あるいは公募でない方法でもやられたようでもありますけれども、申請書、それぞれの事業者が申請をした際に計画書も提出されていると、先ほど遠藤議員の質問にもあったわけでもありますけれども、これがどこ所管で今管理されているのか。行財政改革推進課が今回の受け付けをしているようですので、そこにあるのであろうというふうに思いますが、実質それぞれの施設ごとに管理しているところで、実際の部分の対応をしているわけでもありますから、どこで管理されているのかということをお聞きしたいということと、当然公開をすべきだというふうに思います。このことについての見解を、さらにお尋ねをしたいと思えます。

それから4点目になりますけれども、今現在、寒河江市の公の施設で管理委託をしている施設は21施設あるというふうに、これまで議会にも示されております。ところが、今回その中で抜けている部分があります。一つは、農村公園と、それから慈恩寺観光会館、この関係について、もちろん今回指定管理者制度でやるというふうな提案がされていませんけれども、この二つの施設については、条例もまだ、それぞれの管理を委託する団体が指定された条例になっています。

したがって、これらについても、もちろん法律上は19年の9月からでしたかね。それまで猶予期間がありますけれども、来年の18年の4月1日からどうするかというふうなこと、これらの関係でも、条例の改正が、条例との整合性というふうなことで改正なども必要になるのではないかと思います。この辺の関係についてお聞かせをいただきたいということ、それから二の堰親水公園、これが条例上は管理委託制度の方になっているわけでありまして、今回の提案の中ではありません。したがって、これらについては今後どのようにしていくのかということをお聞かせをいただきたいと思います。以上。

新宮征一議長 行財政改革推進課長。

菅野英行行財政改革推進課長 たくさんありまして、お答えいたしますが、最初の公募した施設、しない施設のことではありますが、今回の議第73号から75号まで、さくらんぼ会館、トルコ館、あと寒河江市市民プール以下の体育施設につきましては、公募を行っておりません。議第76号から83号までの施設については、公募を行っております。

その公募を行う、行わないの基準ということでありまして、基準というものではなくて、個別の資料ごとに特殊な事情があれば公募をしないというふうなことでありまして、先ほど申しあげました公募選定委員会の中で公募をするか、しないかということをお諮りいたしまして、決定をさせていただいております。

それと、遠藤議員の方にも申しあげました、審査する上での細かい評価ポイントでの基準についてですが、これは要綱と規則ということではなくて、審査委員会の中の内規ということに定めさせていただいております。その基準につきましても、先ほど委員会の方でお示しいたいということをお申しあげましたので、多分そのようにしたいと思います。

あと、応募者から出されました計画書につきましては、施設の担当課の方で保管しております。当然これは情報公開の対象になりますので、手続に従って見ることは当然できるようなものでございます。

続きまして、公の21施設のうち、今回上がっていない下河原地区の農村公園と慈恩寺観光会館につきましては、一つは農村公園につきましては直営にしまして、地元のグラウンドワークでの管理にお願いしたいというふうな考えであります。また、慈恩寺観光会館につきましては、施設が老朽化しておりますので、その施設自体どうするかというふうなこと、場合によっては解体ということもあり得るというようなことで、今上げておりません。

御指摘のように、現在、管理委託者ということで条例上、明記されておりますので、農村公園につきましては3月議会のときにその改正が必要かと思っております。また、慈恩寺観光会館につきましては、仮に解体するということがはっきりすれば、これは条例の廃止になるかと思っておりますし、それはこの猶予期間である来年の9月までの間に条例改正が必要になるというふうに思います。

もう1点、二の堰親水公園についてであります。これにつきましても公募をしない施設というふうな決定をしておいたところでありまして、先月末に現在管理委託をお願いしております土地改良区の方から指定管理者になることを辞退したいというふうなことがありましたので、改めまして1月に説明会を開いて公募をしたいと思っております。そして、できれば3月議会にまた指定の提案をさせていただきまして、来年度、4月からの指定管理者制度への移行を目指していきたいというふうに思っております。以上です。

新宮征一議長 川越議員。

川越孝男議員 やっぱり全体に共通していますね。そういうふうな形で、そのとき、そのときというのではなくて、ここで73号で指定管理者の関係全部お聞きをしたいと私は思いますので、よろしくお聞きをしたいと思

ます。

それで、公募をやったところと、やらないところが現実にあったと。そしてそれも内部で検討して公募しなくてもいいのではないかというふうなことで、公募しないところもありましたと。ところが、予定したところから辞退をされるという、そして後で公募しなければならないという事態が現実には発生しています。

したがって、事務方で考えた、これは公募なじまないのではないかと、公募でなくてもいいのではないかと、この判断に現実問題として差異が出たというふうなことだと思います。したがって、公募すべきなのか、公募しないのかという、単なるそのときの担当者だのというのではなくて、一定の基準をきちっと設けておく必要があるのではないかと思いますので、この辺については後ほど、これからもずっと続くわけでありますから御検討いただきたいということをお願いしておきます。

それから、点数制の関係でありますけれども、これは内規でというふうなことのようでありますけれども、やっぱりこの辺が透明性を維持するという意味では、その物差しになる部分が極めて重要だと思いますので、ちゃんと行政執行する上でその基準はこうですということが示されるものにしていただきたいし、それから、今現在の内規を、委員会審査もなりますけれども、本会議でも提案されているわけでありますから、議長の方からぜひ当局の方に、その基準を議員の方に提出をしていただきたいということを議長に要請をいたします。この点について議長の方からお願いをしたいと思います。

委員会に入らない議員もおります。しかし、最終的には最後の本会議でこの議案についての賛否を議員自身が問われるわけでありますから、したがって議員みんなにその物差しになる基準を資料として出していただきたいということをお願いしておきます。

それから、申請書、計画書、これはそれぞれの応募された事業者が、私のところではこういう事業をしたいという、今回の附属資料の中にも自主的な独自の計画というか、の部分もあるわけですが、そういうものをやっぱり審査をするためには、当然情報公開とかなんかでなくて、議会で審査する上には当然これらも出していただきたい。そしてまた、私も議員で、事務局の方からいただいた県の施設であるふるさと総合公園の指定管理者の際の資料もいただきました。それは、応募したそれぞれの事業者が委託料は幾らです、こういうふうなことを皆明示されているわけですね。

ところが、今回、私どもに出された附属資料を見ますというと、委託をする経費や金額は一切出ていないというふうな、基準よりも大幅に少ないとか、予定した額より若干少ないとか、そういうふうな表現はされているように思われますけれども、したがってこういう審査する際の資料の出し方についても検討をいただきたい。より透明性のあるものに、あるいは、より公正な形で指定できるようにお願いをしたいというふうに思います。

あと条例改正やなんかについては一致でありますので、問題ないように、その時点に対応していただきたいということをお願いいたします。以上、お尋ねをいたします。

新宮征一議長 ただいまの資料提出の件について、行財政改革推進課長。

菅野英行行財政改革推進課長 議長から求められればいつでもお出しする用意はしております。議長から求められれば、お出しするのは当然ですので、お出しいたします。

この基準につきましては、もちろん当然お出しいたしますけれども、その計画書とかについては企業関係のいろいろなことがあるので、あれを全部コピーして出すというのはちょっとどうかなどはと思いますが、その辺は、県のホームページを見ていなかったものですから、そのホームページの内容も見ながら、詳細に議案として出せるようなことも一応検討していきたいと思っております。

新宮征一議長 川越議員。

川越孝男議員 今の部分でいいんですけれども、1番目の公募するか、しないかという部分について、それも担当課の中でして、これはいいのではないかと、これは公募すべきだというふうに判断したというけれども、公募するか、しないかの基準も、点数の基準というのはわかりました。点数の部分の、配点したやつ点数の基

準というのは内規でつくりましたということはわかったんですけども、公募するか、しないかということについても、一定の基準をつくっておかないというと、今回の二の堰親水公園のように、公募しなくてもいいのではないかと対応したんだけど、辞退されてということなどもあるわけですので、もちろん全体的に基準というものを一定程度つくっておく必要があるのではないかと思ったんです。そういうことについての見解もありましたらお聞かせをいただきたい。私はつくるべきだというふうに思っています。以上。

新宮征一議長 行財政改革推進課長。

菅野英行行財政改革推進課長 指定管理者につきましては原則公募ということがありまして、公募しなくてもいいという基準を、つくるという考えは全くなかったわけでありまして。ただ、その施設ごとにどうしても公募ができない場合があるというふうなことで、その施設ごとに判断しておりますので、やはりいろいろな対応が出てくるかと思しますので、一定の基準はなかなか難しいのではないかと考えております。

新宮征一議長 ほかにありませんか。佐藤良一議員。

佐藤良一議員 さくらんぼ会館でありますけれども、今までどおりやられる、管理者を指定するような感じがしますけれども、私から何点かお尋ねします。

まず、ドームの方はどうなるのか。あとさくらんぼを植えている地域がありますね。その辺と、あと河川敷地の管理、テントも張ってあります。テニスコート、ゲートボール場がありますけれども、それも一体に行われるのかどうかであります。また、さくらんぼの場合は消毒や剪定もしなければならぬんですけども、再委託なんかあった場合はどのように対応なされるんでしょうか。

新宮征一議長 花・みどり・せせらぎ推進課長。

犬飼一好花・みどり・せせらぎ推進課長 お答え申し上げます。

チェリーランドの今御質問にありました件につきましては、現在チェリーランド管理センターの方で委託という形で受託していただいております。

管理につきましてもすべてさくらんぼ管理センターという形でございます。すべて直営で行っている施設でございます。

河川敷テニスコート関係につきましても、使用の関係とか、使用の申し込み関係もすべて管理センターの方で現在行っているというふうな状況でございます。以上です。

新宮征一議長 第73号に対してほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第74号に対する質疑はありませんか。佐藤良一議員。

佐藤良一議員 この委託先のことでお聞きしたいと思いますけれども、外国の方がやっておりますけれども、日本に何年ぐらいいるのか、帰化されているのかどうかであります。どのような御商売をなされているものかどうかです。

前でしたら、何か京都にあるトルコ・日本協会あたりに委託していたと私は記憶しているんですけども、もしその辺の御報告できればお知らせ願いたいと思います。国籍はいろいろあるわけですけども、その辺のものを知っていたならば、ぜひお聞きしたいと思います。

新宮征一議長 花・みどり・せせらぎ推進課長。

犬飼一好花・みどり・せせらぎ推進課長 お答え申し上げます。

現在、トルコ館の関係でございますが、当初の設置目的等もございまして、トルコ共和国の文化の交流やら、展示販売というふうなことで、トルコ人が常駐しながら現在管理運営を行っているところでございまして、当然日本・トルコ文化協会の方に委託している施設でございますが、実質的な管理運営を行っております株式会社トゥーバ・トレーディングというふうなことで、今回、指定管理者の候補ということで提案している内容でございます。以上です。

トゥーバ・トレーディングの社長さんのネジデットさんがこちらの方に何年住んでいらっしゃるかというふ

うな質問であったようにお聞きしていますが、その辺の実態はちょっと把握してございませんが、現在、東京の方で会社を起こしているというふうなことでございます。

新宮征一議長 佐藤良一議員。

佐藤良一議員 日本に何年住んでいるんですかと、帰化なされているんですかと聞いたんです。株式会社でありますから、全国に何件ぐらい営業拠点を設けているのかなと私なりに思っているわけで、ただ日本に帰化しているのか、帰化していないのか、その辺。あと、日本に何年在住なされているのかお聞きしたいわけです。

新宮征一議長 花・みどり・せせらぎ推進課長。

犬飼一好花・みどり・せせらぎ推進課長 現在の御質問につきましては、ちょっと把握してございません。

新宮征一議長 議第74号に対してほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第75号に対する質疑はありませんか。佐藤良一議員。

佐藤良一議員 体育館の関連でお尋ねしたいんですけども、西部公民館の体育館が体育館の管轄になっていると認識しているんですけども、このたびはどうしてならなかったのか、お聞きしたいと思います。

新宮征一議長 社会体育課長。

石山 忠社会体育課長 お答え申し上げます。

西部地区公民館の体育館と、それから西部地区の多目的運動広場については、社会体育施設になっておりますけれども、現在行っております財団法人寒河江市体育振興公社で受託している施設の中には入ってございませんでした。公民館の方で取り扱っておりますので、今回の施設の中には含まれてございません。以上です。

新宮征一議長 議第75号に対してほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第76号に対する質疑はありませんか。佐藤議員。

佐藤良一議員 児童センターでありますけれども、ハートフルセンターの中にありますけれども、長岡にありました旧児童館の措置はどのように考えるのかです。今、どのような利用をなされているのか。一体になるのか、分離するのか、その辺はつきりお答え願います。

新宮征一議長 健康福祉課長。

石川忠則健康福祉課長 長岡山の児童館につきましては、廃止といいますが、建物の廃止ができない状況がございまして、現在建物としては従来のとおり立地といいますが、建物がございますけれども、新しいハートフルセンターができたときに、児童館の機能自体をハートフルの方に移したというようなことで、長岡山の部分については、利用上もちょっと不便だということで、今は未使用の施設というふうな状況でございます。

ただ、起債関係とかいろいろ制約がございまして、まだ解体というところまでは制限があるというようなことで、現状の状況になっております。あれもただ置いてあるということではなくて、管理上のこともありますので、警備会社の方に委託しながら管理をやっているというふうな状況でございます。

新宮征一議長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第77号に対する質疑はありませんか。柏倉議員。

柏倉信一議員 全体的にかかわる部分といえはかかわるのかもしれませんけれども、たまたまこの77号の案件が、4団体が公募されたらと、その中で選定された。議案の中ではここが初めて出てきたというような部分だと思いますので。

こういうことをお聞きすると非常にしんどいのかなというふうに思うんですが、この指定管理者制度というのは、この施設に関して言うならば、平成18年から21年までと。3年間という長い期間、一つの団体が請け負うという格好になるわけで、この選定結果を見ると福祉協議会が最終的には一番いい点数というようなことでここに選定をしたという過程があるわけです。当然のことだろうと思いますが、ただこの選定の内容を見る

と、すべてがすべて福祉協議会が一番よかった点数ではないというふうなのがここに出ているわけですね。

3年という期間を考えた場合、例えばこの選定項目を見ると、予算的にはほかの団体の方が大幅にいい点数を持っている。しかし、トータル面でいくと、福祉協議会が一番いい点数というようなことでここに落ちついたということになるわけですが、それはそれで結構だと思いますが、そのほかのいいアイデアを生かすというのも、3年間というスパンを考えた場合重要なことではないのかなというふうに私は思うわけで、また、この指定管理者制度を導入するに当たっての一番のメリットがこういうところにあるのではないかな。うまくほかのものを活用するというのも一つの考え方ではないかというふうに私は思います。

ただ、情報保護等々の関係もありますので、果たしてほかの団体が出したものを、ストレートに選定されるところに反映させるというのは難しいのかもしれませんが、行政という立場、また税金という根本がある以上、何かしらのいいアイデアは活用すべきではないかというふうに思うんですが、その辺の方法論に関して、何かしらうまく考えはないのか、あるいはお考えになっているような部分があれば、お尋ねをしたいと思います。

新宮征一議長 行財政改革推進課長。

菅野英行行財政改革推進課長 今回、指定候補者ということで出させまして指定するわけです。そうしますと、今後協定を結びます。全体的な協定と、あと金額の協定がありますが、今度その協定の中で細部を詰めていくわけでありまして、その中で事務方の方でこういったこともあるんだよというようなことを出して協定の中に入れるとか、そういうことは可能であると思います。

ただ、今回の例でありますけれども、ちょっとほかのところではできないような案もあったということありますので、そういうところは無理だと思いますけれども、そういったふうにして、よりよいサービスを提供するために、ほかの方の案を参考にさせるというふうなことは、協定をつくる段階で可能であると思います。

新宮征一議長 ほかにありませんか。松田 孝議員。

松田 孝議員 今の関連なんですけれども、協定に当たって評価したことに対しては、事業の評価、新たな事業の評価ということですが、これまで何年とこの社会福祉協議会がやってきた中で、新たな事業を起こすということはどういう内容なのか、この点についてお聞きをしたいと思います。

そしてこの事業をするに当たって、この事業費はどうなっていくのか。これは委託費の中に逆に入っていくのかお聞きをしたいと思います。

新宮征一議長 健康福祉課長。

石川忠則健康福祉課長 今回出された社会福祉協議会の新たな事業ということですが、今回介護保険制度の改正に伴う介護予防関連ということもありまして、健康教室とか、そういうふうなものが新規事業に計画されております。

それから生きがい活動の支援事業というものが、今回平成17年度まではなかった事業として新たに計画されているということがありました。

それから、そこにかかわる事業費につきましては、委託事業費の中でそういう事業を実施していくというふうなことになっております。

新宮征一議長 松田議員。

松田 孝議員 今のあれですと、当局からのある程度提案を受け入れた形のようにも思いますが、これは実際ほかの業者にこういうメニューもあるんだけれども、あなた方業者がどうして、どうなのかということも問いかける一つの事業ではなかったのかなと思うんですが、そういう評価となれば、この指定管理者、結んだ段階ではちょっと評価基準がおかしいのではないかと思いますけれども、その辺についてお伺いします。

新宮征一議長 行財政改革推進課長。

菅野英行行財政改革推進課長 募集要項の総体としまして、現在こういう事業をやっているというのをお示ししておりますので、それを見て同じ程度にというふうな案もありますし、いや自分のところではもっと大きくし

ますよというふうな案が出てきております。

ですから、現在どういうことをやっているかというようなことは当然お知らせをしております。

新宮征一議長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第78号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第79号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第80号に対する質疑はありませんか。佐藤良一議員。

佐藤良一議員 80、81、82というのを一括で申しあげますと、今冬季間閉鎖になっております。指定管理者制度
に来年4月1日から移行するわけでありますけれども、この冬季間に対しての何かアイデアがあったのかどう
かです。まず、その1点お願いします。

新宮征一議長 農林課長。

木村正之農林課長 葉山高原牧場でございますけれども、これにつきましては葉山高原牧場管理組合の方に60年
からずっと今まで委託をしてきたところでございます。当然、積雪というようなことで冬季間行けませんの
で、冬季間の使用については考えておりません。以上です。

新宮征一議長 花・みどり・せせらぎ推進課長。

犬飼一好花・みどり・せせらぎ推進課長 いこいの森の関係についてお答え申し上げます。

冬季間の関係につきましては、先ほど農林課長からもありましたように、いこいの森の関係も積雪が非常に
多いということもございまして、冬季間の利用はできないということで対処しています。以上です。

新宮征一議長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第81号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第82号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第83号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって質疑を終結いたします。

予 算 特 別 委 員 会 の 設 置

新宮征一議長 日程第39、予算特別委員会の設置についてお諮りいたします。

議第66号については、議長を除く20人を委員に選任して構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議第66号については、議長を除く20人を委員に選任して構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

決算特別委員会の設置

新宮征一議長 日程第40、決算特別委員会の設置についてお諮りいたします。

認第3号から認第11号までの9案件については、議長及び議員のうちから選任する監査委員を除く19人を委員に選任して構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、認第3号から認第11号までの9案件については、議長及び議員のうちから選任する監査委員を除く19人を委員に選任して構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

委 員 会 付 託

新宮征一議長 日程第41、委員会付託であります。

このことにつきましては、お手元に配付しております委員会付託案件表のとおり、それぞれの所管の委員会に付託いたします。

委員会付託案件表

委員会	付 託 案 件
総務委員会	議第69号
文教厚生委員会	議第67号、議第68号、議第70号、議第75号、議第76号、議第77号、議第79号
建設経済委員会	議第71号、議第72号、議第73号、議第74号、議第78号、議第80号、議第81号、議第82号、議第83号
予算特別委員会	議第66号
決算特別委員会	認第3号、認第4号、認第5号、認第6号、認第7号、認第8号、認第9号、認第10号、認第11号

散 会 午前11時05分

新宮征一議長 本日はこれにて散会いたします。
大変御苦労さまでした。

平成17年12月6日(火曜日)第4回定例会

出席議員(21名)

1番	新 宮 征 一	議員	2番	佐 藤 毅	議員
3番	鴨 田 俊 一	議員	4番	煤 津 博 士	議員
5番	木 村 寿 太 郎	議員	6番	松 田 孝	議員
7番	猪 倉 謙 太 郎	議員	8番	石 川 忠 義	議員
9番	鈴 木 賢 也	議員	10番	荒 木 春 吉	議員
11番	柏 倉 信 一	議員	12番	高 橋 勝 文	議員
13番	高 橋 秀 治	議員	14番	佐 藤 良 一	議員
15番	佐 藤 暘 子	議員	16番	川 越 孝 男	議員
17番	内 藤 明	議員	18番	那 須 稔	議員
19番	佐 竹 敬 一	議員	20番	遠 藤 聖 作	議員
21番	伊 藤 忠 男	議員			

欠席議員(なし)

説明のため出席した者の職氏名

佐 藤 誠 六 市 長	荒 木 恒 助 役
安孫子 勝 一 収 入 役	大 谷 昭 男 教 育 委 員 長
選 挙 管 理 委 員 会	
奥 山 幸 助 委 員 長	佐 藤 勝 義 農 業 委 員 会 会 長
那 須 義 行 庶 務 課 長	鹿 間 康 企 画 調 整 課 長
行 財 政 改 革	
菅 野 英 行 推 進 課 長	秋 場 元 財 政 課 長
三 瓶 正 博 税 務 課 長	真 木 憲 一 市 民 課 長
有 川 洋 一 生 活 環 境 課 長	浦 山 邦 憲 土 木 課 長
	花・緑・せき
柏 倉 隆 夫 都 市 計 画 課 長	犬 飼 一 好 推 進 課 長
佐 藤 昭 下 水 道 課 長	木 村 正 之 農 林 課 長
兼 子 善 男 商 工 観 光 課 長	尾 形 清 一 地 域 振 興 課 長
石 川 忠 則 健 康 福 祉 課 長	鈴 木 英 雄 会 計 課 長
荒 川 貴 久 水 道 事 業 所 長	兼 子 良 一 病 院 事 務 長
芳 賀 友 幸 教 育 長	熊 谷 英 昭 管 理 課 長
菊 地 宏 哉 学 校 教 育 課 長	布 施 崇 一 社 会 教 育 課 長
	選 挙 管 理 委 員 会
石 山 忠 社 会 体 育 課 長	鈴 木 一 徳 事 務 局 長
	監 査 委 員
安孫子 雅 美 監 査 委 員	宇 野 健 雄 事 務 局 長
農 業 委 員 会	
清 野 健 事 務 局 長	
事 務 局 職 員 出 席 者	
片 桐 久 志 事 務 局 長	安 食 俊 博 局 長 補 佐
月 光 龍 弘 庶 務 主 査	大 沼 秀 彦 調 査 係 長

平成17年12月第4回定例会

議事日程第2号

平成17年12月6日(火)

再 開

日程第 1 一般質問

散 会

第4回定例会

午前9時30分開議

本日の会議に付した事件

議事日程第2号に同じ

一般質問通告書

平成17年12月6日(火)

(第4回定例会)

番号	質 問 事 項	要 旨	質 問 者	答 弁 者
1	行財政改革について	寒河江市の新たな財源の確保と節減について 地域産業の振興を兼ねた取り組みとして、市ホームページにおけるバナー広告の活用や市報への有料広告の掲載について 他自治体や法人などに毎号送付している市報の取り扱いについて	4番 榎津博士	市長
2	認知症高齢者と成年後見制度について	認知症高齢者の実態とその対応について 成年後見制度の内容と市の取り組みについて	7番 猪倉謙太郎	市長
3	慈恩寺資料館建設について	第5次振興計画における慈恩寺資料館建設に対する考え方について 建設基本計画の策定について		市長 教育委員長
4	グリーン・ツーリズムについて	平成7年4月農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律が施行され、全国各地でグリーン・ツーリズムへの関心が高まり10年余りが経過している 本市における現況とその支援について伺いたい 今後の推進策とその支援について伺いたい	5番 木村寿太郎	市長
5	小学校の英語教育について	英語教育の重要性はますます高まっている。小学校の早い時期から英語教育を行う必要がある 本市の小学校英語教育の現況と今後の取り組みについて伺いたい ALT(外国語指導助手)の導入について伺いたい		教育委員長

6	介護保険制度について	<p>10月より施設利用者の食費、部屋代が自己負担となったが、利用者への影響はどうか</p> <p>税制改正により06年度は非課税から課税になる人が出てくるが、所得区分はどのように変化するのか</p> <p>保険料段階が上昇する人の激変緩和について</p> <p>低所得者に対する補足給付の周知と取り組みについて</p> <p>新予防給付の取り組みについて</p> <p>地域支援事業の内容と取り組みについて</p> <p>来年4月に予定されている第1号介護保険料の改定について</p>	15番 佐藤 暘子	市長
---	------------	---	--------------	----

再 開 午前9時30分

新宮征一議長 おはようございます。

ただいまから本会議を再開いたします。

本日の欠席通告議員は、ありません。

出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第2号によって進めてまいります。

一 般 質 問

新宮征一議長 日程第1、これより一般質問を行います。

通告順に質問を許します。質問時間は1議員につき答弁時間を含め1時間30分以内となっておりますので、質問者は要領よく、かつ有効に進行されますよう御協力を願います。

この際、執行部におきましても、答弁者は質問者の意をよくとらえられ、簡潔にして適切に答弁されるよう要望いたします。

榎津博士議員の質問

新宮征一議長 通告番号1番について、4番榎津博士議員。

〔4番 榎津博士議員 登壇〕

榎津博士議員 おはようございます。

質問に入ります前に、昨年12月の一般質問で提案させていただいた学生議会在、去る11月5日に寒河江青年会議所の定例会事業として計画、運営していただき、佐藤市長初め関係各位の御理解、御協力のもと開催されました。

子供たちのまちに対する考え、そして住んでいるまちをよりよくしたいという熱い思いをうかがい知ることができ、大変感銘を受けました。私は、このたびの学生議員が中心となり、将来のまちづくりのリーダーとなっていただけのもとの期待しております。

なお、この議会は、青年会議所継続事業として計画されていますので、開催の際は御協力よろしくお願いたします。このたびの開催に当たり御尽力いただいた皆様に、この場をおかりして心から感謝申し上げます。

それでは、質問に入らせていただきます。

通告番号1番、寒河江市の新たな財源確保と節減について、寒河江市のホームページ、市報の利活用についてお伺いいたします。

日本の景気は回復傾向にあると言われていますが、一部の産業を除き地方の景気はまだまだ明かりが見えない状況が続いております。

寒河江市の平成16年度決算が本定例会に示されましたが、経常収支比率がついに90%を超え、財政の硬直化が危機的状況に陥っております。

三位一体改革の厳しい財政現況において、当市でも平成18年度から抜本的な行財政改革を実施すべく「寒河江市行財政改革大綱」が策定されました。

また、指定管理者制度導入など新たな制度を活用して、これまでにないコストの削減に鋭意努められております。しかし、幾ら財政が厳しいからといって施策や事業を精査しても、まちのさらなる発展に向けた投資を怠ることはできないと考えます。

寒河江市行財政改革大綱で掲げる「市民との協働による自立した豊かな未来を創造する行財政基盤の確立」、これを着実に推進しながらも、第5次振興計画の実現に向けたまちづくりの指標の一つである「より元気に」を継続するため、自治体として新たな財源の確保も視野に入れなくてはなりません。「財政難のこんな時代だから」と悲観するのではなく、「こんな時代だからこそ」と前向きにとらまえ、行政も一企業という経営観を持ち、それらに積極的に取り組まなくてはならないと考えます。

このような中で、既存のものを利用し、比較的導入しやすい新たな財源確保の一つとして広告で収入を得る自治体がふえてきたのです。それは、ホームページに広告を掲載する、このことを「バナー広告」と言いますが、ホームページに民間企業のウェブサイトをクリックして、そこからアクセスできるようにするものです。

インターネット広告でもいろいろな種類があり、期間ごとに一定額の広告料金を支払うタイプの「インプレッション型広告」、ユーザー広告をクリックすると広告主が広告料金を支払う「クリック型広告」、商品の購入やサービスを申し込み、資料請求など実際にユーザーによる何らかの成果があって初めて広告料金が支払われる「アフィリエイト」などが挙げられます。バナー広告については、30以上の自治体で既に実施されていて、現に広告収入が得られているようです。

また、インターネットのほかにも、市報に広告のスペースを設け広告収入を得たり、市の封筒などに営利企業の広告を載せ、収入を得ている自治体も年々増加傾向にあるようです。日本広報協会の実態調査によりますと、広報誌への有料掲載をしている自治体は、平成14年で88団体、平成15年では119団体、平成16年では161

団体と増加してきております。

ここで、広告収入に取り組んでいる埼玉県志木市の例を取り上げますと、いろいろな広告媒体、証明書用の封筒、事務所の封筒、あるいは市内循環バス、そして広報誌、駅前駐車場の壁面、あるいは駐輪場の壁面とかに広告スペースを設けて販売しております。ほかに、市のホームページに不動産会社、介護の会社、ごみ処理業者、引っ越しの業者などがリンクされており、年間 430万円ほどの歳入を見込んでおります。

山形県内で実施しているのは上山市で、平成15年6月から有料広告を掲載しており、平成15年には97件が掲載され、平成16年度においては90件の掲載、213万1,000円の収入がありました。これは、人件費を除く市報発行経費の26.6%に当たる額になっているそうです。

上山市では、この取り組みに至った理由の一つとして、次のようなことを挙げております。

近年、市民皆さんにお知らせしなければならない情報がふえたり、記事を読みやすくするために写真や図を多く使ったりしているため、市報のページは年々増加しています。そこで、財源を確保して市報をより読みやすくすること、そして安価な料金で効果的な広告を掲載することにより、地域産業の振興を図ることを目的に有料広告の掲載を行っているとのことでした。

市報は、寒河江市でも月2回の発行、そして発行日から数日以内に市内のほぼ全戸に配布される。この特性を生かせば、地域の企業活動などを効果的にPRする広報手段になります。

また、掲載する内容を企業のイベント、求人情報など市民の立場に立った必要なものを掲載することによって、地域の活性化が図られると考えます。まさに、活用次第では広告収入以上のはかり知れない地域の経済効果が生み出せると確信いたします。

しかし、現実に問題がないとは思っておりません。広報誌の主たる目的は、市の施策や事業についての情報を初め国・県などの公共機関の情報や市内の地域活動をお知らせするためのものであり、広告媒体ではないと異議を唱える方も少なくはないと思います。

また、行政が収入を得て企業や商店を紹介することにも抵抗があると思います。現に隣の河北町では、1978年、昭和53年から実施したのですが、「自治体の発行物に広告はなじまないのでは」として2000年に中止しております。

それぞれにおいて市民の理解を得ながら、さまざまな創意工夫が必要であると考えます。これらを実施している自治体では、それぞれの発行規則、広報掲載要綱の制定などにより、本来の目的を失わないよう節度を守って運営されております。この制度導入に関しては、既に収入を得ながら地域企業、商店の活性化にも結びつけている自治体がありますし、その自治体の取り組みを参考にすれば、すぐにも取り組める事業であると考えます。

ここで質問いたします。

佐藤市長は、長年にわたりこの寒河江市の発展に寄与されてきました。この発展があったのは、市民の幸せを優先し、先見性をもって他に先駆け事業を展開されたのが今日の寒河江市を築き上げたとは私は常日ごろ思っております。

現在、財源の確保がますます困難な時代になることを踏まえ、歳出の大幅削減に努められていることは大いに評価いたしております。今後は、それと同時にこれまでにない財源確保にも前向きに取り組んでいかなくてはならないと考えます。

ホームページの充実を図り、地域産業の振興に向けた利活用、有料広告の実施を検討し、実現すべきと考えますが、市長の御見解をお伺いいたします。

次に、さきの質問に関連しますが、寒河江の広報誌を他の自治体に配付している件について、質問をさせていただきます。

現在、寒河江市ばかりでなく他の自治体も広報誌を無料で送付し、お互いの情報交換を行っておりますが、近年、この配付について議論がなされ、交換停止が広がっております。これは、ほとんどホームページから自

治体の情報を閲覧できることにより、必要性が薄れてきたことが挙げられます。

山形市では、法人、自治体向けの約 1,400部について希望をとったところ、500部が「必要ない」との回答があり、交換停止を実施し、1回当たり約 2万 5,000円の経費を削減できているようです。

ここで市長に質問いたします。

現在、寒河江市でも 210件、331部が外部への発送を宅配便や直接配付などで行っております。昨今の厳しい財政状況を少しでも克服するため、たとえ小さくても経費削減をできることから考えていかななくてはならないと思っております。確かに、広報誌による情報の発信を中止した場合、情報の停滞を招くおそれはないとは言いません。しかし、ほとんどの自治体のホームページに市報など広報誌の内容が閲覧できる現在において、必要のない他自治体への送付は控えてもよいのではないかと考えます。

現在のところ、寒河江市ではホームページに市報の全面掲載がなく、閲覧することはできません。ホームページに市報の内容を全面掲載することが条件になってくるとは思いますが、今後どのように運営されるのか。また、外部発送されている市報の取り扱いをどのように考えておられるのか、市長の御見解をお伺いし、第1問といたします。

新宮征一議長 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 お答えいたします。

寒河江市のホームページは、平成10年8月に市内外へ寒河江市の情報を発信するため開設いたしました。

開設以来、現在までに57万5,000件余りのアクセスがございます。昨年11月から本年10月末までに12万7,000件ほどのアクセスがありました。内容を見てみますと、6月のさくらんぼの季節にアクセスが集中しているようでございます。

開設当初におきましては、市の観光物産情報やイベント情報を主体とした情報を提供しておりましたが、サービスの向上を図るため、平成13年にはこれらの情報に加えましてホームページ上に申請書等の様式を掲載いたしまして、市民がインターネットを介して取り出せるよう、様式のダウンロードサービスを開始いたしました。

さらに、本年3月にはホームページ全体を見直ししまして、行政情報を主体としたものに変更いたしまして、迅速な情報提供や魅力あるホームページづくりに努めているところでございます。

市内における通信回線の整備、さらにパソコンなどの普及によりまして市内のインターネット利用人口も確実にふえていると考えられ、電子メールを利用した問い合わせやホームページからの様式提供などの依頼などもふえており、行政情報の拡充が必要と考えております。

また、第5次振興計画の基本構想や寒河江市行財政改革大綱においても、住民ニーズの多様化、高度化に対応し、住民ニーズに的確に対応するため、市政に関する情報としてホームページを利用し、提供することとしているところであります。

さて、財源確保のため市のホームページや市報等に広告を掲載し、広告収入を得てはどうかといった御質問でございますが、市のホームページについては、県内13市の中で1市が掲載を予定しておるようでございますが、ほかにはなく、その是非については研究を要することと考えており、「広告をもって民間事業の情報を提供しては」ということでございますが、当面行政情報の充実を図り、市民への情報提供に努めてまいりたいと考えております。御提案は、今後の課題とさせていただきますと思います。

また、市報等に広告を掲載してはどうかということでございますけれども、地方公共団体における広報誌は、地方公共団体の施策や事業、地域の活動、行事などを広く市民に伝えるものでございます。そして、市報の紙面づくりは、これら情報をいかに見やすく、わかりやすく市民に伝えるかに日々努めておるわけでございますが、市報には広告を掲載することとなりますとページ数の増加、あるいは広告主から専用広告デザイン掲載を求められるなど、紙面づくりの変更が生じてまいります。

そこで、経費の面だけで市報に広告掲載をするのが果たして妥当かどうか。事実、これまで広告を掲載していた自治体が、御案内のように取りやめたケースもあることから、今後十分検討してまいりたいと考えておるところであります。

次の質問でございますが、経費削減のためにホームページに市報を全部掲載してはどうかという話がありました。

本市においても、市報に係る経費削減につきましては、平成11年に企業団体、他の地方公共団体に送付希望調査を実施いたしまして、送付箇所を389カ所から281カ所に削減したところであります。

現在、市報の全部をホームページに掲載するため準備作業を進めておりますので、市報がホームページに掲載された後に再度調査を行い、さらに見直しを進めたいと考えておるところでございます。以上でございます。

新宮征一議長 榎津議員。

榎津博士議員 第1問にお答えいただきまして、ありがとうございました。

私も考えているとおり、市報は読みやすく市民に伝える、それがやっぱり第一の目標でありますから、広告を掲載することによりましてどうしてもやっぱりそちらに目が行ってしまう、ページ数が多過ぎて読むのをやめてしまう、そういう危険性があると思いますので、その件についてはいろいろと今後も検討していただき、努力をしていただければありがたいなと思っております。

しかし、バナー広告につきましては、先ほど13市のうちの1市、山形市が12月1日から思い切って東北の県都で初めて掲載することを決めております。ホームページを見るとまだバナー広告は載っていないようなので、まだ希望する会社を募っているような状況だと思っておりますが、今後七つの企業を載せるというふうなことが報道で発表になっておりました。

先日、ニュースでこんなことを言っておりました。「アメリカで新聞の購読が激減している」というニュースでした。それは、御案内のとおり、インターネットで瞬時にいろいろな情報やニュースが読み取れる、それによって次の日まで朝刊を待たなくても情報が入ってくる、そういうふうには時代はもう変わってきております。私も本当につくづく時代の流れというもの早いなと、このニュースを聞いて思ったところでございます。

先ほど市長の方から答弁ありましたとおり、昨年の11月からことしの10月まで約12万7,000件のアクセスがある。開設当初からすればかなりのアクセス数がふえております。やはり、さっき言ったとおり、画面を通していろいろな情報を得ている方々がふえてきております。今やITの時代で、一家に1台のパソコンが1人に1台の時代が間もなくやってくると思っております。その画面を通して、この寒河江でつくっているさくらんぼ以外の農産物、おいしいお米や果物、たくさんあります。いろいろな商品もあります。これをやっぱり全国に発信していったら、これを掲載することで直接収入もありますけれども、それ以上に、間接的な経済効果というものが得られるのではないかと考えております。

ですから、先ほどは「課題とさせていただきます」というお答えをいただきましたが、なるべく早くどうすべきなのか、他自治体で取り組んでいることを参考にさせていただいて、行政としてやれる限界はあると思うのですが、前向きにとらえていただきたいと思っております。

私は、この厳しい状況を考えますと、極端ではありますが、各自治体で今検討されております法定外税の制定など、何らかの施策を実施しなくてはならないような時代に入ってきたのかなと考えております。そうはいっても、簡単にそういうところに踏み込めるといことはなかなかできないと思っております。ですから、既存のものを使って何らかの新しい財源を見つけることはできないか、そう思って今回の質問を提案として話させていただきました。

いろいろ皆さんも新聞で見ているとは思いますが、12月3日に今をときめくライブドアの社長が山形を訪問いたしました。来年の2月までに、ライブドアのホームページに「山形サイト」を掲載するということでした。これは、山形の芋煮、そしてラ・フランスを使ったオリジナルスイーツなどの販売を行って、山形の本物を全国に発信すると。結局、ライブドアも商売ですから、そのサイトを設けることによって収入があります。しかし、それを紹介してもらったいろいろな企業や商店がその経済効果を受けて収入を得る、そうすれば税金となつてはね返ってくる、そういうサイクルが実現できると思っております。

山形市はどういう経緯で今回そういう企業のサイトを設けるようになったかは、私もちょっと直接はわかりませんが、少なくとも、「なんたっすやまがた」という形でその広告を設けることとなっております。何とかこの厳しい時代、先ほども何回も言うてくどいようございまして、何らかの収入を得ていく、そういう前向きな考えで取り組んでいかないとならないと思っております。

ただ、心配しているのは、そういうものがどんどんふえてくる可能性がありますし、周りがやってからこれ

を実施しては手おくれになるのかなと思っております。ですから、何とかもう一度前向きな検討をしていただいて、だめならだめでもしょうがありませんが、できることを話し合っただけければなと思っております。

次に、ホームページに市報を全面掲載、これは可能になってくるという話がありました。そして、必要のない自治体や団体、法人には見直しをされるということがありました。本当に各自治体、山形県内でも東根市も12月に希望を再調査するという話もありましたし、本当に隣接してる近隣の自治体にしか送っていない自治体もあります。そうやって少しでも財源を少なくしようという自治体が本当に多くなってきました。先ほどお答えいただきまして、そういう方向に行かれるということがありましたので、なるべく早く市報を全面掲載、ホームページにいただきまして、再調査を行っていただきたいと思っております。

以上、第2問といたします。

新宮征一議長 佐藤市長。

佐藤成六市長 これまでもまた、第5次振興計画と一体となって行財政改革の大綱を策定いたしまして、行政のスリム化といいますか、コストの削減等を図っておるわけでございますけれども、それも限界が出てくるわけでございますし、そういう面では歳入の確保という分野が、これまた必要なわけございまして、そういうことも含めて行財政改革の大綱に織り込んでおるわけでございますが、そうしますと、税収入はもちろんでございますけれども、何とか税外収入というものも、これをふやさなければならない努力を続けてまいらなければならないと、かように存じております。

ただ、議員のそういう御質問をありがたくちょうだいするわけでございますけれども、市報とかホームページに広告を載せるということでの収入の増でございますけれども、今答弁申しあげましたとおりでございますが、行政情報の中でのいわゆる企業活動情報というものをどうあるべきかと、こういうことがやっぱり問題だろうと思っております。

ただ広告収入というだけではなくて、いわゆる市内、寒河江市のいわゆる活性化なり、あるいは経済効果というようなものに結びつくかということも考え合わせなくてはならないという御指摘は、そのとおりだと私も思っております。税外収入というようなものを十分これからも検討させていただきまして、そしてまたそれらを通して企業なり、あるいは市全体の元気というようなものにつながっていくというようなことを議論しなければならないと、かように存じておりますので、これから勉強させていただきたいと思っております。以上です。

猪倉謙太郎議員の質問

新宮征一議長 通告番号2番、3番について、7番猪倉謙太郎議員。

〔7番 猪倉謙太郎議員 登壇〕

猪倉謙太郎議員 おはようございます。

若干風邪がみでお聞き苦しい点もあろうかと思いますが、よろしくお願いをいたしたいと思います。

私は、緑政会の一員として、2番、3番に通告してある点について質問をさせていただきます。

私は、だれにでもわかりやすい行政を望む観点から簡潔に質問をさせていただきますので、御答弁のほどをよろしくお願いを申しあげます。

早々に質問に入りますが、通告番号2番、認知症高齢者と成年後見制度についてであります。

介護保険制度がスタートして5年、予想を上回る要介護認定者、介護保険給付者、施設入居希望者など、実施主体となる市町村の役割は極めて重く、民間事業者との連携、公平・公正な要介護認定事業の情報公開開示など、やるべき課題は極めて多く、特に安心感、信頼を得られるためのきめ細かい事業展開に配慮をしてほしいものであります。

この成年後見制度も、介護保険制度とともに2000年4月にスタートしたものであります。全国的に高齢の認知症患者をねらった悪質な住宅リフォーム業者が摘発され、こうした被害を防止する一つの方法として成年後見制度が制定を見たわけですが、なかなか理解が進まず、利用者も少ないのが実情のようであります。

さきにも申しあげたとおり、同制度と一体的に導入されたのが介護保険制度であります。介護保険制度は2006年度から大幅な見直しが行われようとしております。この成年後見制度についても、改善を図るべきだと考えるところであります。

認知症の高齢者の実態は、2002年度の調査によると全国では169万人、2015年度には250万人、2025年度には300万人を越すだろうと推定をされております。県内においても、2002年度には65歳以上の7.8%に相当する2万3,000人で、2015年度には10%に当たる3万3,400人になると見られております。高齢化率が高い本県において、また本市においても、全国に先駆けた対策が急務になっているのではないかと思います。

判断力の低下した高齢者や精神・知的障害者らの財産や生活を守るための制度であり、本人にかわって後見人などが、権利の擁護や資産管理を行う判断力が低下している人が対象の法定後見と、今は大丈夫だが万が一に備える任意後見の二つの仕組みがあり、後見人の選任は家庭裁判所が行い、登記が必要とのことであります。

さらに、法定後見には判断力の衰えに応じて後見・保佐・補助の3種類があり、それぞれ衰えによって代理できる権限の範囲があり、仕組みや手続が異なるなど、複雑なものとなっているようであります。

こうした事情もあり、成年後見制度の利用も少なく、最高裁の事例によると2003年度に後見人などが容認された件数は約1万6,500件、2000年から2003年の4年間でも約4万2,000件と少ない状況にあります。なかなか普及しない原因については、一つにはPR不足、二つには制度がわかりにくい、三つには行政が積極的でないなどが指摘されているようであります。

そこで、県高齢者総合相談センターに2004年に寄せられた相談を見ると、計840件ほどのうち、内容別では財産・金銭の相談がトップで、相続関係、消費者金融からの多重債務など、高齢者全般が対象とはいえ、認知症高齢者の間でもかなり潜在しているものと見られております。悪質商法対策などに有効である金銭トラブルを避けるためにも、財産管理を信頼できる第三者に任せたいと成年後見制度に関心があっても普及しないのが実態であります。

そこで伺いますが、一つは本市における認知症高齢者の実態について。それから、介護保険運営に伴うサービス提供に問題は生じていないのかどうか。サービスの提供は本人との契約が原則となっておりますが、本人

の締結能力が必要なわけです。その対応について。また、高齢者の虐待などの実態についてお伺いをいたします。

二つには、地域福祉権利擁護事業について、2000年5月の社会福祉法の改正により、福祉サービス利用援助事業がスタートしたわけではありますが、これは軽度の痴呆症状のある高齢者などに利用援助と日常的な金銭管理、書類等の預かりサービスを行う事業ですが、この事業はサポート範囲が限られていることと、利用者のある程度の判断力が必要と言われておりますが、本市で行っている事業内容と取り扱い状況、そしてかかわる人員、または法人組織などはどのようなものがあるのか、お伺いをいたします。

三つ目は、成年後見制度利用支援事業についてであります。2001年度から実施されている厚生労働省の事業であります。本市ではどの部署でどのように行っているのか。そして、その実績、すなわち後見の審判申し立て、勧告または申し立て、そして助成の実例など、何件ほどの取り扱いがあったのか、お伺いをいたします。

四つには、任意後見制度の活用の周知についてであります。この成年後見制度でその利用の期待が大きいものは、任意後見制度だと思っております。この制度は、当の本人が軽度でも痴呆、知的障害、精神障害に陥る前に、陥ったとき保護してくれる人、すなわち任意後見人と保護してくれる内容をあらかじめ定め、契約を締結しておく制度であります。核家族化、少子化とともに高齢化社会が進行しております。このような事態に備えて、痴呆などに陥る前に保護してくれる人及びその内容を契約という法形式によって定めておこうというのが任意後見制度であります。せっかくの制度でありますので、大いに周知をし、権利保護を図ることがより豊かに、より住みよいまちづくりに重要と思っております。したがって、現在の周知のための広報活動はいかになされているのか、今後の計画などについてはどのように考えておられるのか、お伺いをいたします。

以上、4点についてお伺いをいたします。

続いて、慈恩寺資料館建設についてであります。この件については以前にもお尋ねをいたしました経過がありますが、改めてお伺いをいたします。

第5次振興計画の中で、寒河江市の将来都市像として「歴史と文化の織りなす 気品ただよう美しい都市 寒河江」とし、歴史と文化を生かした美しい景観形成を掲げているところでありますが、慈恩寺については改めて申しあげるまでもないかと存じますが、まずは慈恩寺を語る時、その最も大きな特徴は本尊五仏を初めとした仏像群の秀逸さと、そして数の多さであると思っております。国の重要文化財に指定されている本堂を中心とする境内自体も他に見られない独特の雰囲気があり、貴重なものであります。慈恩寺の仏像群こそは、訪れるだれをも魅了する寒河江市の宝であり、我が国の宝だと言っても過言でないと思っております。

慈恩寺は、聖武天皇の勅命により天平18年、インドの僧、婆羅門僧正が精舎を建立したのが始まりと言われており、その後幾度かの火災に見舞われ、本堂も焼失しましたが、今なお遠く藤原時代からのすぐれた仏像群が残る全国的にも数少ない貴重な例の一つだと思っております。

現在のところ、国宝にされているものはありませんが、国の重要文化財に指定されているものは仏像・彫刻だけで30体にも及び、県・市指定の物を合わせると62体にもなるところであり、さらに絵画や工芸品、古文書などを含めた文化財は、159点に及ぶものになっているわけであり、

まさに慈恩寺は文化財の宝庫であり、これらを火災や盗難、自然汚損から守り後世に伝えていくことは我々に課せられた責務であり、またこれらの文化財を多くの方々に公開し、学校教育、社会教育、そして生涯教育など文化的向上を図ることが重要であり、郷土の歴史研究のために開放されることが望まれていることも事実であり、さらには多くの古文書、記録などの貴重な資料が関係者の個人の家庭にも数多く残っており、さらには慈恩寺より県内外に流失した古文書なども含めて、その収集・保管を図ることが急務であり、まさに慈恩寺は文化財の宝庫であり、これらの要望にこたえ、保存に万全を期すためにも、収蔵庫、展示室、研究室を兼ね備えた資料館を建設し、後世に伝え得ることが現代に生きる我々にとって喫緊の責務であると考えますが、市長の御見解をお伺いをいたします。

引き続き、教育委員長にお伺いをいたします。

教育委員会は、市より委託を受け昭和58年に慈恩寺資料館建設調査委員会を立ち上げ、平成元年に慈恩寺資料館建設検討委員会、そして平成4年、答申書を承認され、平成7年には慈恩寺資料館建設準備小委員会を設置し、検討してきた経過があるわけですが、そのことでお伺いをいたします。

一つには、立地に関することについてであります。建設場所については慈恩寺山中か、またはその隣接地で徒歩で回ることのできる範囲とし、山王台公園入り口の東側などとも聞いておりますが、そのようなことでの理解でよろしいのかどうかお伺いをいたします。

二つには、施設機能に関することについて、施設の規模と内容について。それから、収蔵方法と秘仏の公開などについて。

三つ目は、展示内容及び方法に関することについて。

四つ目には、学芸員の配置などについてどのように考えておられるのか、お伺いをいたします。

なお、さきの質問に対し、「資料館建設については財源の確保に努め、慈恩寺一山と寒河江市との役割分担を明確にしながら連携して取り組んでいくことが必要である。市の実施計画では、平成15年に基本計画の策定を盛り込んでおりますので、慈恩寺資料館建設の基本的指針となる答申を踏まえ、さらにこれまで建設準備小委員会での協議されてきたことを反映させながら基本計画策定の体制を整え、建設に向けた取り組みを進めてまいりたい」との見解をいただいた経過があります。

以上、お尋ねをいたし、1問といたします。

どうも失礼しました。教育委員長にお尋ねをさせていただきます。

新宮征一議長 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 お答えいたします。

まず、認知症高齢者の成年後見制度についてでございます。

我が国の生活習慣病予防や健康寿命の延伸に関するさまざまな施策の取り組みなどによりまして、ここ数年間の平均寿命は飛躍的に伸び続け今日の世界一を誇る長寿社会を形成していることは御案内のとおりでございます。

一方、脳卒中や心疾患、外傷などの疾病などにより介護を必要とする高齢者も増加の一途にあり、高齢者の健康維持や介護に関する対策は重要な課題となっております。

御質問の認知症高齢者についてでございますが、本年6月の介護保険制度の改正によりまして、これまでの「痴呆症」から「認知症」に呼称が変わりました。御案内かと思えます。人は長生きするほど加齢に伴うさまざまな身体的ダメージがあらわれるのは、生身の人間である以上、避けられない事実でもございます。

そのようなことから、認知症も全国的に増加の一途にあるようでございます。御指摘のとおりでございます。平成17年における全国の認知症高齢者は169万人で、10年後には250万人、約1.5倍に達すると国では推計しております。県内の状況も、要介護認定者4万3,600人のうち53%の方に認知症状が見られるようでございます。

本市の平成17年7月現在における65歳以上の要介護認定者、1,259名おりますが、その71%、884名に何らかの認知症が見られ、そのうち後期高齢者である75歳以上の方が92%、815人を占めておられます。また、認知症が見られる方の65%に当たる580人ほどが、何らかの介護サービス等を利用しながら在宅で生活をされている状況でございます。

市におきましては、認知症対策の一環としてこれまでも認知症予防教室や介護教室、また寝たきりにならないよう、転倒予防教室などを含めまして年間を通じて継続的に実施してまいったところでございます。

国においても、今年度を「認知症を知る1年」と位置づけまして、広報や各種研修会などの開催を初め、これまで以上に力を入れて総合的に認知症対策を推進していくこととしております。市といたしましても、今後は民生委員や近隣住民、関係機関等との連携を一層密にした認知症者の見守り支援体制などの立ち上げを行い、対処していかなければならないと考えておるところでございます。

次に、この介護サービス利用に関する契約についてのお尋ねでございますが、判断能力が比較的不十分な認知症の方が介護サービスを利用するに当たっては、あらかじめどのようなサービスが適切かを、親族が立ち会ったもとに本人と専属の介護支援専門員が相談の上、策定したところのケアプランに従ってサービス事業所と契約をすることとなっております。

また、サービスの内容を変更するときも、必ず担当の介護支援専門員などと連絡の上、ケアプランの変更内容に基づいてサービスの提供を行うことになっておりますので、契約上支障があることはないものと考えております。

次に、高齢者の虐待についてのお尋ねがございました。

家族が介護が必要な高齢者を放置したり、暴力問題など介護施設における事例も含めて報道されておりますように、近年は社会問題として取り上げられております。以前は、家庭内や施設内のいわば密室で起こっていたため、ほとんど発見されずにあったようでございますが、ヘルパーやケアマネジャーの家庭訪問等でその実態が明らかにされてきたようでございます。本市においても、状況からして虐待と思われるケースが提起されましたが、担当のケアマネジャーを初めヘルパー、親族、介護施設、市の担当者の連携した対応で事なきを得たものが1件ございました。

このような状況にかんがみまして、さきの国会において高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等

に関する法律が成立し、本年の4月1日から施行することとなっておりますのでございます。

主な内容としましては、一つは、虐待を発見した場合の市町村への通報義務、二つには、市町村長の一時的保護や立ち入りの調査権、警察との連携、三つには、不当な取引による高齢者の財産上の被害防止など、罰則規定まで設けた全30条からなる内容となっております。

本市における具体的な対応としましては、このたびの介護保険制度の改正に伴い、地域包括支援センターの設置が市町村に義務づけられたことから、今後は虐待をも含め高齢者に関する総合的な相談窓口などとして関係機関との連携を図り、問題解決の役割を果たしていかなければならないものと考えておるところでございます。

次に、この地域福祉権利擁護事業について申し上げます。

この事業は、在宅で生活されている高齢者や障害者の方で、みずからの判断能力が不十分なためさまざまな福祉サービスの利用や契約等に困難が伴うことから、それらに関しての相談や実際利用するサービスのお手伝いをするもので、「福祉サービス利用援助事業」と呼ばれるものでございます。

本事業は、社会福祉法において第2種社会福祉事業として規定され、社会福祉協議会が実施主体となっておるところです。本県においても、平成12年度から県の補助事業として山形県社会福祉協議会が実施しておりますが、県内を8地区に分けて、寒河江・西村山地区においては本市社会福祉協議会を基幹の立場に位置づけながら専門員を配置いたしまして、訪問の上、相談から支援計画の作成までを無料で行っているほか、1市4町には各生活支援員を配置して実際のサービスを提供しているものでございます。

サービスの提供の利用料金は、生活保護を受けている方以外は、1回1時間程度でございますが交通費込みで1,500円になっているようです。本市の社会福祉協議会に利用実態を聞きまして、平成16年度実績では相談件数が49件、本市は4件、うち対象者は認知症高齢者が8割を超えまして、以下知的障害者、精神障害者などとなっております。

相談の内容別では、金銭管理が約4割、それから通帳や年金証書等の書類預かり、各種福祉サービスの手続等に関するようですが、相談者はひとり暮らし高齢者が多いとのことでございます。

また、現在実際に利用契約をされている方については、西郡全体で11人ございまして、本市では4人という実績でございます。

次に、成年後見制度について申し上げたいと思います。

この制度は、民法に規定されている制度であります。以前は「禁治産者」「準禁治産者」と言われておったわけですが、平成12年4月に現行制度に改正されているところでございます。

制度の内容としましては御案内のように、認知症高齢者や知的障害者及び精神障害者の方が、判断する能力が不十分な方につきまして、家庭裁判所の審判によりまして、その程度によって成年後見人、保佐人、補助人を選任し、財産管理や身の上監護などに関して保護をしていくというものであります。大別して、御指摘もございましたけれども「法定後見制度」と、それから「任意後見制度」がありますが、任意後見制度は本人が十分な判断能力があるうちに、将来その能力が不十分になった場合に備えてあらかじめ自分で後見の範囲等を決めておくものでございます。

お尋ねの成年後見制度利用支援事業についてでございますが、重度の認知症高齢者などで後見人等に対する報酬等の経費の一部について、助成を受けなければ制度利用が困難であり、かつ市長が家庭裁判所に対し審判の申し立てを行う場合に限って申し立てに要する経費、いわゆる登記手数料とか、あるいは鑑定料などを公費で負担しようとするものでありますが、これまでは実績がございません。申し立ては、2親等以内の親族が行うことを原則としており、場合によっては4親等の親族の存在があれば市長の申し立ては基本的に行わないこととされているため、実際の利用者はかなり特定の方に制限されるものと思われま。

本市においても、成年後見制度に関する専門の窓口は設置しておりませんが、介護保険サービス利用等総合的な相談の中で手続などの情報提供を行っております。したがって、広報活動については、全市民に対

しては特に実施しておりませんが、ケアマネジャーや介護保険事務所、民生委員等、関係機関については、定期的な情報交換会や研修会などを通して制度の理解と活用等について周知をしているところでございます。

今後の活動計画とのこととございますけれども、このたびの介護保険法の改正により、平成18年4月以降に市町村に設置が原則義務づけられましたところの地域包括支援センターにおいて高齢者の権利擁護業務が明記されたことによりまして、虐待や後見制度に関する相談はもとより、場合によっては全く身寄りのない方で後見が必要とされる高齢者については、市長が家庭裁判所に対し、審判の申立人となり必要な手続等を行う事務も取り扱うことになっておるところでございます。

次に、慈恩寺資料館建設に対する考え方について答弁申し上げます。

慈恩寺は御案内のように、関東以北では一番の寺領を誇り、東北を代表する大寺であったと言われており、私たち市民が共有し、全国に誇れる唯一の財産であると思っております。

また、ことしはJRで発行している「トランヴェール」6月号に「特集 慈恩寺と立石寺山形の古刹を訪ねる」が掲載され、大きな反響を呼んでおります。4月から10月までの拝観者は14万4,700人となっており、昨年同時期の68%増となっております。県内外から訪れており、遠くは首都圏や青森県から訪れ、拝観しているようでありまして、大変喜ばしいことであると思っております。

慈恩寺につきましては、第4次振興計画で「慈恩寺の仏像彫刻や古文書などの本市の重要な文化財を保護、保存し、観光資源として活用を図るため、慈恩寺周辺の環境整備を進めながら、これらを収蔵、展示する慈恩寺資料館を建設する」としたのでございました。

これまで保護、保存につきましては、慈恩寺関係の古文書として資料の目録と所在を明らかにし、散逸を防ぐことに努めてまいりました。慈恩寺の基本古文書である本堂文書や最上院、それから法蔵院、華蔵院の3カ院文書はすべてマイクロフィルムに収録し、資料の保管を図っております。

また、本堂のカヤぶき屋根の吹きかえ、三重の塔の山門の改修、慈恩寺公園の環境美化にも努めてまいりました。

慈恩寺資料館の建設については、平成4年の慈恩寺資料館建設検討委員会の慈恩寺資料館についての答申書を踏まえ、平成7年には市文化財保護委員と慈恩寺関係者による慈恩寺資料館建設準備小委員会を設置し、協議を重ねてまいりました。御指摘のとおりでございます。これが主な経過であるわけでございます。

このたびの第5次振興計画での慈恩寺資料館建設に対する考えはどうかという御質問でございますが、今回の第5次振興計画の基本構想を議決いただきましたが、将来都市像に示したように、寒河江のまちづくりがこの歴史と文化で彩られ、達成していくものと考えております。その中で、慈恩寺は寒河江市の歴史文化そのものであると認識しておりまして、慈恩寺資料館はその必要性を十分認識しているつもりであります。

第節、景観と歴史・文化の融合を図り、品格ある社会をめざす構想に歴史美術館の建設構想を掲げておりますが、これまで言ってきた慈恩寺資料館なるものもこの歴史美術館の構想に含んでいるものであります。

しかし、現実には厳しい状況下にありますので、すぐの実現は困難であります。先の10年を見据えた計画にはぜひ必要なものと考えているところでございます。

私の方からは以上でございます。

新宮征一議長 大谷教育委員会委員長。

〔大谷昭男教育委員長 登壇〕

大谷昭男教育委員長 お答えいたします。

慈恩寺は、歴史的に見ましても平泉の中尊寺よりもはるかに古い古刹でございます。

また、国の重要文化財を初め、県指定文化財、市指定文化財等、貴重な文化財を数多く抱える名刹でございます。まさに寒河江の宝でございます。こうした貴重な文化財を後世に残していくことは私どもの責務であると、このように考えているところでございます。

慈恩寺資料館の建設については、こういった文化財や古文書等、文献の保存を図ることを主たる目的として取り組んできたものでございまして、教育委員会といたしましては、平成元年に慈恩寺資料館建設検討委員会を設置し、基本的な事項を調査、検討していただき、平成4年3月に答申書を提出していただきました。

また、平成7年には展示構想など具体的な内容について小委員会を設置いたしまして、平成15年3月に報告書をいただいたところでございます。

そのような中におきまして、御質問にございます建設場所、施設機能、収蔵方法などについてもそれぞれ御提言をいただいております。その内容を御紹介いたしますと、まず建設場所については、平成4年の答申書の中で「市道山王台公園線入り口東側が望ましい」とされておりましたが、小委員会ですらに検討を進めた結果、「もっと適当な土地があれば、その土地についても検討すべきである」との提言でございました。

次に、施設機能についてであります。答申書の中で「美術館的要素、歴史資料館的要素、古文書館的要素の三つの要素を兼ね備えたものである」としてございます。

また、収蔵方法については、報告書の中で「市と慈恩寺一山が契約を結ぶ形での寄託による収蔵、展示が合理的である」としてございます。

さらに、秘仏の公開についてでありますけれども、同じく報告書の中で「宮殿内33体の秘仏のうち、弥勒菩薩坐像、不動明王立像、降三世明王立像、釈迦如来坐像、地藏菩薩坐像の本尊五仏のうち、弥勒菩薩坐像、不動明王立像、降三世明王立像の3体を除いた秘仏が寄託可能である」と慈恩寺一山側からあったことが報告されております。

展示内容については、古文書、絵画等を含めて本尊五仏のうちの3体を除いた寄託品目が展示できることになるわけでございます。

学芸員の配置についてでございますけれども、報告書の中では「優秀な学芸員の存在とすぐれた研究は、開館後の慈恩寺資料館の成否を大きく左右する」として、学芸員の配置の必要性を挙げております。

過去の報告書では、以上のようなことでございます。

教育委員会といたしましては、慈恩寺資料館の建設については、先ほどの市長の答弁によるところとなるものであると思っておりますが、構想が具現化する段階で、これら答申書並びに報告書を尊重しながら検討を進めてまいりたい、このように考えているところでございます。以上でございます。

新宮征一議長 猪倉謙太郎議員。

猪倉謙太郎議員 私の質問の意を酌んでいただきまして詳細な御答弁をいただきましたことに対し、感謝申し上げます。

早々2問に入りますが、成年後見制度のことでございますが、家族や親族で対応されているので問題とかトラブルの報告はないということ、また取り扱い実績なども余りないようですけれども、お年寄りに対する家族や親族の虐待が深刻な社会問題となっているように思います。

新聞報道などによりますと、一例ですが、献身的に看護をしてきた息子が、認知症の母親を、かえたばかりのシーツを汚したことに腹を立てて、殴って死亡させたなどという悲惨な事件が発生したようであります。息子は懲役3年、執行猶予4年の有罪判決を受けたようであります。

全国的には、専門の相談センターを設置したり、実態調査に乗り出す虐待防止の取り組みを始めている自治体もあるようですが、県内ではそうした試みはまだないようであります。お年寄りが家族から受ける虐待については、法律がないため明らかな定義はないわけですが、殴る、つねるなどの身体的虐待、恫喝、無視するなどの精神的虐待、世話しないなどの介護放棄、本人の承諾なしに年金を使うなどの経済的虐待などが挙げられるのではないかと思います。

法的根拠がないため、家庭の中に行政がどの程度かかわれるのかという点、それから家庭の中に他人を入れることに抵抗が強い人が多く、虐待が表面化しにくい傾向にあります。まずは、高齢者の虐待の加害の半数が家族、親族であると言われております。したがって、高齢者の実態を調査し、現況を把握する必要があるのではないかと思います。

それから、任意後見制度についてであります。この任意後見の開始というものは公正証書が始まりとなるわけで、いわゆる法的実務の経験の豊かな人の中から法務大臣が任命された公証人によって公正証書が作成されているわけでありまして。

また、任意後見人の業務が適正に行われているかどうか、後見事務を管理、監督する任意後見監督人という方も選任されているわけでありまして。家庭裁判所によって、さらにその任意監督人に指導、監督を受けるというような、要するに公的機関のお墨つきがある制度であり、これは大変安心のできる制度だと思います。

しかも、本制度を利用する場合に、その手続や後見活動に係る費用等について援助を受けられることになっておりますので、この事業の積極的な活用を進め、障害者が安心して暮らせる環境づくり、痴呆症になっても安心して暮らせるまちづくりに努めていただきたいことを御要望申し上げておきたいと思っております。

それから、慈恩寺資料館建設についてであります。御案内のとおりで、ことしの6月号の「JR東日本の月刊誌「トランヴェール」の特集として組まれたわけで、「トランヴェール」の中で13ページにわたって慈恩寺が紹介をされたわけでありまして。

この発行先に問い合わせたところ、発行部数が実に65万部の発行をされているということに私も驚きました。私はせいぜい15万部か10万部程度かなと思っておったんですが、65万部という部数にはさすがに驚きました。そのPR広告効果がさすがに大きく、新たな脚光を浴び、この11月から12月にかけて青森県の方々、4,000人規模での拝観が、毎日のようにバス2台、3台に乗り分けて参拝に訪れている状況にあります。まず、マスコミやメディアを広く活用し、観光客の誘客を図ることは観光振興の中で極めて重要なことと思っておりますが、受け入れ体制も根本から見直す必要があるのではないかと思います。

なお、関連してですが、検討委員会の答申の中で「三重の塔の東側にある慈恩寺観光会館の機能を資料館に移し、建物は撤去した方が望ましい」ということについてであります。この観光会館は平成18年度に解体に向けて検討がなされているようでありますが、今後の対応についてどのように考えておられるのか、お伺いをいたし

ます。

それから、教育委員長の答弁の中で、立地に関する事、建設場所についてであります。山王台公園入り口の東側というようなことでもいいのかどうかという質問をしましたが、その周辺の土地は限られて、ほかにも適当な土地があれば検討すべきだという答えであったわけですが、ただ慈恩寺山中の周辺での土地は限られているわけですので、第1候補、第2候補なんていうことで、本当に的を絞って今後取り組まれるべきでないかというふうに思います。

あと、収蔵方法についてであります。文化財の保管を万全に図ることが最も重要であるというふうには思いますが、一つ参考的に聞きたいんですが、寄託・貸借・寄贈なんていうことで、どういうふうの違いがあるのか、その点をお聞かせをいただきたい。

それから、学芸員の配置についてであります。学芸員の存在が資料館の開館後の成否を大きく左右する。しかも、資料館の生命線であると。設計の段階から学芸員を加えるべきだと。3名から5名程度配置が望ましいと指摘があるようですが、常駐するかどうか。その辺を伺っておきたいというふうに思います。

それから、この慈恩寺の資料館建設については、ただ箱物だけつくって仏像、彫刻などの資料を収蔵し、展示するというだけでなく、市民の心のよりどころとして自信と誇りをもたらす人間形成の基盤となるものであると思います。本市の観光の振興はもちろん、まちの活性化にもつながると思われま。1,300年になんなんとする歴史をはぐくんだ慈恩寺文化の薫りがこの寒河江市全体に広がり、他のまちではまねのできない高い品格と格式を形成することにつながるものと思われま。

まさに、慈恩寺資料館建設こそ第5次振興計画基本構想の「景観と歴史・文化の融合を図り、品格のある社会をめざす」「夢はずみ、希望に満ちた都市をめざす」としたその指針に沿う最もふさわしい事業の一つと思いま。ぜひ一日も早い実現に向けて取り組んでいただくことを御要望申しあげ、さらに御期待を申しあげ私の質問を終わりますが、二、三、お尋ねをした件がありますので、御見解を伺いたいと思いま。以上です。

新宮征一議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 家庭内の問題と言われますと、やっぱり御指摘のように入りづらいと、ほかの人がむやみに入りにくいということがあるのかと思っております。特に今、老夫婦とかひとり暮らしの世帯がもう多くなってきておりますし、家族がおればいいんですけども、そういう場合にありましては割と入りにくい。ましてやいろいろ問題があるんでないかなと思っておりますも、やっぱり一般の人が入りにくいというようなこともあるのかと思っておりますけれども、やはりそこは何かといいますか、地域の方々の見守りといいますか、訪問するということの方が非常に私は大切なことだろうと思っております。

ですから、いろいろ家庭の中で親をいじめているんじゃないかとか、あるいはいわゆる介護を放棄してぶん投げておくというような話が立ちましても、やっぱり行きづらいというのがあるようでございまして、でもそれをそのままにしておくということではできないわけでございますので、何かやっぱり公的に民生児童委員になっている方かと、あるいは市の方の行政の担当者とか、あるいは老人クラブの方とか、こういう方々がやっぱり見守るということが私は必要だろうなと思っております、そういう中でいわゆる発見をし、そしてそれをさらに制度の中にのせていって、何とか救えるようにしていくのだろうと思っておるわけでございます、それにおきましては、先ほども申しあげましたように包括支援センターというのが今度は出るわけでございますので、さらにそういう体制を、制度を生かしていくということ、制度にのせてさらに充実していくということが必要かなと、このように思っております。

あと、任意後見人制度の利用につきましては、担当の方から申しあげたいと思っております。

それから、慈恩寺ですね。「トランヴェール」、65万部ですか、JRの方で印刷して、新幹線ほかに乗せてくれたということの効果というのは非常に私は大きかったと。そして、ちょうど6月というのは、さくらんぼ、花咲かフェアの時期でございますから、あの「トランヴェール」を見まして慈恩寺に即刻訪れたというような方もいらっしゃいますし、今なおもって団体バス等で慈恩寺を訪れる方が大変多うございます。

ですから、私はただお参りする、あるいはただ視察するというような形で方々を済まさせてはならないと、こう思っております、いかに慈恩寺のいわゆる慈恩寺らしさをやっぱりアピールしていく、そしてまたそれをさらに何かといいますか、寒河江市の財産であり、これは一山だけの問題でなくて、寒河江市の歴史的な財産であるということと、そしてまた集客、観光にも生かしていくということになりますれば、議員も御指摘のようにやっぱりもっともっと受け入れ体制というものを考え直さなければならぬと思っております。

今まではそういう面での対応というのが、一山なり地元の観光振興協会なりもさることながら、まだまだ足りないと思えますし、市といたしましても、いわゆる一山のものでというような考え方を、お任せということではなくて、一体となったところの取り組みというものをこれ以上していかないと、ただJRの「トランヴェール」でお客様がふえたということだけでは済まされないものだなと、このように思っております。

それから、慈恩寺観光会館でございますけれども、これは御指摘のように昭和34年に市の議事堂、議事所ですか、事務所の古材を用いて建設されたものでございまして、市民やらあるいは観光客の休憩所として利用されてきたわけでございます。

しかしながら、建築後46年を経過しておるわけでございますので、外壁の剥離、それから土台の腐朽、老朽化が進んでおります。問題のトイレも旧式のままでございまして非常に、地元はあんまり感じないようでございますけれども、ほかから来た方は非常に嫌がるトイレかなと思っておりますし、また慈恩寺全体の景観から見ましても、あの観光会館はどうかなというような気がするわけでございます。

それにつきましては、今申しあげましたように、慈恩寺をやっぱり観光としての面での、そちらの面での果たす役割も大変大きなわけでございますので、会館につきましても十分考えてまいらなければならないと、こう思っております。それで、慈恩寺を訪れた方が気軽に訪れる、そしてまた土産などの買い物などできるように、そのためには慈恩寺ならではの土産なり、あるいは何といひますか、御利益のあるようなもの、これもつくっていくということが必要だと思っております。そうすれば、やはり慈恩寺はすばらしいなと、やはり古刹だなと、こういうように評価がこれまで以上にされるだろうと思っております。

そういうことで、観光会館も……、解体というようなことも視野に当然入れていかなければならないと、このように思っておるわけございまして、そのためには慈恩寺本山やら、あるいは観光振興会の方でも十分に検討していただきたいものだなと、こういうふうにも思っておりますし、あのとおり観光会館では解体というようなことも、これは当然考えられることだろうと思っておりますし、深く考えていかなければならないものでございますけれども、その後のことをどう考えるかということ、やはり地元等の十分な幸せもこれからやっていかなければならないものと、このように思っておるところでございます。以上です。

新宮征一議長 健康福祉課長。

石川忠則健康福祉課長 任意後見制度についてでございますけれども、来年の4月からというふうなことが、市町村長もそれにかかわってくるというようなことでありますけれども、大変大事なことでありますけれども、現在その方向で動いているというふうな情報については、ちょっと今のところつかんでございません。

新宮征一議長 大谷教育委員長。

大谷昭男教育委員長 先ほど、答申書並びに報告書を踏まえて概略、方向性をお答え申し上げたところでございますけれども、2問でさらに3点ほど、より具体的という、より「詳しい」というんでしょうかね、そういう質問がございましたので、教育長並びに所管課長に答弁させていただきます。以上です。

新宮征一議長 この際、暫時休憩いたします。

再開は11時20分といたします。

休 憩 午前11時07分

再 開 午前11時20分

新宮征一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

芳賀教育長。

芳賀友幸教育長 第2問で、3点の御質問がございますので、お答えを申し上げたいと思います。

土地と、それから学芸員の配置につきましては、第1問の委員長答弁の中で申し上げておりますとおり、今後構想が具現化する段階で答申書、それから報告書、これらを尊重しながら具体的に検討してまいりたいと考えております。

ただ、学芸員につきましては、報告書の中でも述べられておりますように、できるだけ早い段階から専門的な方々を入れまして検討を進めていく必要があると考えてございます。

展示方法の内容につきまして、寄託、それから寄贈という御質問についてお答え申し上げます。

寄託につきましては、所有権は一山にございまして、残ったままで管理を市が責任を持ってさせてもらうと、こういうものでございます。寄贈につきましては、所有権そのものを市に移して市が管理していただくこと、こういうものでございます。以上でございます。

木村寿太郎議員の質問

新宮征一議長 通告番号4番、5番について、5番木村寿太郎議員。

〔5番 木村寿太郎議員 登壇〕

木村寿太郎議員 私は、緑政会の一員として、通告してある課題についてお伺いいたしますので、御答弁をよろしくお願いたします。

通告番号4番、グリーン・ツーリズムについてお尋ねいたします。

もともと「グリーン・ツーリズム」とは、農村地域で自然や文化、人々との交流を楽しむ余暇活動を言うわけですが、平成7年4月、農山村滞在型余暇活動促進法が施行されて以来、全国各地でグリーン・ツーリズムへの関心が高まっており、海・山・川など豊かな自然に恵まれ農林水産業を主に営む地域にあっては、新たに複合型産業の創出として大いに期待をされているところであります。

そして、一般観光客の価値観も大きく変化しようとしております。2004年度の観光白書を見ましても、国民1人当たりの国内観光旅行の平均宿泊数が1.92泊となり、統計調査を始めた1979年以来初めて2泊を割り込んでおり、平均宿泊数3.06泊だった1991年をピークに減少傾向にあります。原因としては、やはり高速交通網の発達により便利になり、従来は一、二泊していた方々がそれぞれ日帰りや1泊の旅行に変わってきているということです。

山形県の2004年度の観光白書を見ても、県全体での主要観光地への入り込み数も前年度より3.9%増加はしておりますが、どの分野がふえたかという点、中高年層を中心とした夏山トレッキングの人气が高まっている山岳観光が8.8%もふえ、逆に全体の3割を占める宿泊を伴う温泉観光は4.4%減少しており、少しずつではありますが、山形県でも観光旅行への変化の兆しが見えてきているようです。

一方、近年では都市住民の方々の農業や農村体験を希望する方が非常に多くなっていると聞いております。農林水産省のいろいろなアンケート調査などを見ますと、「体験できるのであれば田や畑など農作業をしてみたい」「もっと気軽に農家の手伝いができれば協力したい」「自分の子供や孫にも農作業を体験させたい」などという声が年々2けたの数字で伸びているそうです。

それと並行して、趣味生活雑誌の分野では、小学館で発刊の「サライ」が年間552万部、宝島社で発刊の「田舎暮らしの本」が216万部とベストセラーになり、そのほかに日本経済新聞社に連載された林えり子の「田舎で暮らそう」が大好評になり、さらに山形放送テレビでも平成12年から放映されている「DASH村」という毎週日曜日の午後7時からオン・エアになっている番組があります。人気男性グループTOKIOが米や野菜を育て、炭焼きやみそなどをつくり、そしていろいろな農業や農村体験をする内容で、視聴率も一時は20%を超え、1%が約110万人と想定されるなら、約2,200万人以上の方々が見ていることになるわけです。

その番組をごらんになっている都市住民の意識調査を無差別に行ったところ、やはり「きれいな水や空気に触れて、農山村で健康的なゆったりした時間を過ごしたい」とか「新鮮でおいしい食べ物や郷土料理を楽しみたい」という方が約60%にも達しているということです。このアンケート結果を見ても、農林水産業そのものに今ほど関心が寄せられている時代は、過去なかったかもしれません。

それでは、全国的に見て、実際どれだけのグリーン・ツーリズムの利用者がいるかと調査をしてみますと、実際に国内観光旅行目的の二、三%で、約880万人と言われております。まだまだ我が国におけるグリーン・ツーリズムの歴史は浅く、発展途上であります。山形県では5万人ぐらいの利用者であり、お隣の福島県と岩手県の約30万人と比較しても、グリーン・ツーリズムに関してはまだまだ山形県は後進県と言わざるを得ません。

しかし、お隣の西川町では、その中の教育旅行という分野で奮闘しており、年間に約20団体、2,100人ぐらいの利用者がおり、大井沢を中心とする体験民宿で、売り上げがそれだけでも2,000万円を超しているそ

うです。主に中学生が多く、時期的にも五、六月で仙台、千葉、静岡、遠くは神戸方面からも来られており、それもりピーターが多く、既に来年も予約でいっぱいだそうです。

受け入れる側としては、新たな施設をつくらうとする場合に規制などでは大分緩和されているとはいえ、ハードの部分ではそれにかかわる農地法、旅館業法、消防法、営業面では食品衛生法、そしてソフト面では農繁期と重なったり、農産物の生産を中心にしてきた農家や農村の多くは、全く違う分野である接客や商売が苦手だったり、本当にいろいろな問題や課題が山積みしております。

幸いにもこの4月から、山形県村山総合支庁の商工労働観光課に「グリーン・ツーリズムサポートセンター」が開設されました。先日、訪問し、いろいろお話を伺ってきましたが、手続に関する開業、運営、経営等の各種相談を一括して受け付けております。例えば、手続が複数の課であっても関係各課が連携する体制を整え、これから開業しようとする方や現在実践している方の相談にも迅速に、的確に対応ができるようになっております。電話や来庁でも構いませんし、「今後は観光客からの直接の問い合わせにも案内できるように積極的に対応していきたい」と話しておりました。今までの環境とは大分違い、本当に窓口が広く改善されてきているようです。

本市におきましても、幸生地区に平成10年にグリーン・ツーリズムの設備として法的条件が整い、幸生地区公民館である「ふれあい友遊館」が建設されました。収容能力としては15名程度で、年間の利用者が80名足らずでまだまだであります。それもさくらんぼの時期だけに限られているような、全くもったいない施設です。

しかし、来年よりこの地区でも携帯電話も通じるようになるし、周りには葉山・畑地区のキャンプ場や牧場、永松銅山や幸生銅山の跡地、水辺の生物を観察したり、木製の遊具で遊んだりできる「水辺の楽校」、さくらんぼ園、ぶどう園、わらび園、冬季にはそのわらび園を利用してのスノーモービル体験など、四季を通して活動ができ、そしてことしの9月には地域の有志による炭窯づくりが完成し、炭焼き体験もできるようになりました。伝統芸能面では田植え踊り、大黒舞、葉山太鼓、そして伝統行事では、テレビでは何回も放映になっている病送りなど、わずか90戸ぐらいの世帯の地域としては、数えたら切りがないくらい多くの素材があります。本市でもこの地域を特区とはいかなくとも、将来に向けての起爆地、あるいは情報発信基地として育ててほしいものであります。

地区の方とお話をする機会があり、それではこの地区では何が欠けているのかといろいろお話をしてみると、大変失礼なことかもしれませんが、ソフト面での誘客方法に大きな課題があるかと思えます。他地区と比べても、何よりも豊かな自然と温かい人情と優しく迎えてくれるという、この十分なるホスピタリティを生かす方法を考えなければならぬと思えます。今後は本市もグリーン・ツーリズムに関しては一つの課であるなどと決めつけしないで、複数課で連携し、振興を図ってほしいものです。

そこで、市長に2点についてお伺いいたします。

一つは、今いろいろ申しあげましたように、都市と農村の交流が新たな段階を迎え、雇用の創出や交流人口の増加、そしてより以上に地域の活性化に結びつくと思われるグリーン・ツーリズムの今後の推進策と、二つ目は、現在の実践者も含め、また新たに事業を展開しようとする方への、国・県も含め市から今後どのような具体的な支援を受けることができるのかをお伺いいたします。

次に、通告番号5番、小学校の英語教育についてお伺いいたします。

本市の第5次振興計画基本構想の「21世紀を担う人材の育成」の中で、寒河江市の人づくりについては、「現代の状況から新時代を切り拓いていくため」「美しい心、豊かな心、元気な心の育成に取り組み」「今後、異なる文化や生活習慣への理解を深め、より一層外国人や外国語に触れる機会を提供し、国際社会に対応したまちづくりと国際性豊かな人づくりに努めていきます」とあります。

本市においても、外国人登録者数が416人もおり、まさに国際化がどんどん進んでおり、世界共通語としての英語教育の重要性が高まってきているのではないのでしょうか。

文部科学省では、既に小学校からの英語教育の必要性について審議を進めていると聞いております。さらに、英語が使える日本人を育成するための行動計画を打ち出し、中学校卒業段階では英語検定3級程度、高校卒業段階では英語検定準2級か2級を取得でき、しかも日常の英会話ができる程度、大学卒業段階では仕事で英語が使えるようにすることを目標にした英語教育の行動計画を公表しました。

そのほかに、外国人とのふれあい推進事業ということで、私費留学も含め年間1万人の高校生が海外に留学することを目標として、平成15年度から1,000人ほどを対象に往復航空費用の一部を国が支援することも始めております。そして、平成18年度からは大学入試センター試験にリスニングテストを導入し、高校入試でも英語による口頭試問を取り入れることなどを求めているようです。そのほかにも英語教育推進特区とか小学校英語活動地域サポート事業とかがあり、本当に国の英語教育に対する熱意がうかがわれるような気がします。

その中の小学校英語教育サポート事業を、山形県で唯一指定を受けた村山市の教育委員会を先日訪ねてみました。平成17年度から新しくできた制度であり、期間は2年で、現行の教育課程の中で小学校英語活動を実践する自治体などに対し、その指導者である小学校教員の指導力向上の取り組みを支援する制度です。

現状では、ALTがアメリカ人男性の方とイギリス人女性の方と2名で指導を行っておりました。村山市の小学校では、昨年度からある程度は下準備をしておき、スムーズにこの制度に移行することができたそうです。

趣旨は、英語がしゃべられるようになるためにやっているのではなく、外国の方とお話することによりコミュニケーションを持ち、憶することなく外国文化を理解し、尊重できればと期待しているようです。英語活動を始めたばかりの生徒たちは英語が新鮮で、活動そのものが楽しく感じているとのこと。その活動を進めていくと相手とのやりとりがだんだんふえ、いろいろなコミュニケーションが図れることがおもしろくなり、さらに積み上げてきた生徒は、次第に自分なりに工夫して伝えたいという欲求がだんだん高まってくるのがわかるそうです。私たちには理解できない、教育者としての感動というものがあるのかと思われました。

このサポート支援事業は、文部科学省から指導方法に関しては余り厳しい規制がなく、支援要求金額に対して大体満額に近い数字が本年度分としておりたとも話しておりました。

授業の内容を見ますと、従来のカリキュラムを削って英語教育をやっているわけではなく、総合的な学習時間の年間105時間を使って、1学年平均10ないし15時間で低学年、中学年、高学年に分けて、主に「元気にあいさつをしよう」「数字で遊ぼう」「好きなものは」「英語であいさつ」とか、ほかに歌を歌ったり、ゲームをしたり、比較的易しくなじみやすい部分からの実践教育を行い、来年は20から25時間ぐらいにふやす予定をしているそうです。

ALTが必ず英語の授業を全部受け持っているということではなく、担任の先生との組み合わせもあり、試行錯誤を繰り返しながら研究をしているとのこと。結果は、まだまだ2年後ぐらいでないと評価はできませんが、絶対自信を持って指導をしているし、生徒が明るくなったことは事実で、保護者の方からも好評であるとのこと。ただし、先生方は、「世の中の流れだからやむを得ない部分もあるが、その負担が少しはかかっている」というお話もありました。

本市においても、平成15年度よりカナダ人のALT、マーク・ダックワースさんがいらして中学校を中心に英語教育を指導し、明るくさわやかで、生徒さんからも大好評であると聞いております。ただ、残念なことは、時間の関係でそれぞれの小学校には月に1回程度の授業しか行くことができないのが現状です。

外国語の習得などは、頭のやわらかい若いときが適しているということは、とにかく昔から耳にたこができるほど言われてきました。私も子供のころ、毎日新しいものを吸収しているという感覚があったような気がします。小学校での英語教育は、先ほども述べましたように結果は本当に何年後かに評価できるかわかりませんが、やはりこのグローバル化している時代ではぜひ必要であり、聞く・話す中心の学習であっても、中学校への自信にもつながり、小中学校の一貫教育の礎にぜひなってほしいものです。

そこで、教育委員長にお聞きいたします。

本市も厳しい財政状況の中ですが、将来の国際人を育てるためにもALTの増員についてどうお考えなのか。そして、本市の小学校英語教育の状況と、さらに今後の英語教育の取り組みと計画をお聞きし、私の第1問いたします。

新宮征一議長 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 お答えいたします。

グリーン・ツーリズムは、農山漁村を舞台としまして、農山漁村に住む人々と都会に住む人々とが農業などを介した交流や体験を通じ、その土地の自然や文化に触れ親しむことでございます。必ずしも宿泊を伴うものだけでなく、場合によっては日帰りの交流、体験などもグリーン・ツーリズムの一環とっておるようになってございます。近年、自然回帰の大きな流れの中で全国各地でさまざまな取り組みがなされており、日本人の生活観、旅行観に合ったグリーン・ツーリズムが模索されております。

本市におけるグリーン・ツーリズムの現状と課題でございますが、宿泊を伴うグリーン・ツーリズムとしては、御指摘のように平成10年に幸生ふれあい友遊館の整備が図られ、そば打ち体験や郷土料理を楽しんだり、近くでわらび取りやさくらんぼ狩り、ぶどう狩りなどの体験ができるほか、雄大な自然を生かした葉山登山や豊かな地域特性を生かした水辺の楽校でのアドベンチャー体験、熊野川の上支流での溪流釣りなどの活動も満喫することができるようになりました。しかし、利用者が年間70人程度と余り伸びていない状況でございます。

また、日帰りの交流体験活動としましては、市内各地にさくらんぼ園や観光いちご園、ブルーベリー園、ぶどう園などが整備され、寒河江市周年観光農業推進協議会が主体となって体験事業を行っております。ほかに、そば打ちや芋煮体験などのメニューもあり、農家との交流も行われております。

さらに、仙台市内の中学校、高等学校からの田植えやそば打ちなどの体験学習も盛んに行われており、昨年度は1,041人の生徒が本市を訪れており、修学旅行等による交流人口も増加してきているところでございます。

今後の推進策としましては、現在の体験メニューのバリエーションをふやすことや、宿泊施設としての農家民宿の開設が考えられますが、農家民宿開設への初期投資などが大きいことや体験農地の提供者などの課題があり、農家の皆さんの積極的な取り組みが進まないのが現状だろうと思っております。また、地域全体としての取り組みや地域住民の理解と協力が欠かせないことから、長期的な取り組みが必要な事業であると考えております。

それから、これらの事業実施に対する支援策についてでございますが、国の事業では「元気な地域づくり交付金」としてのソフト事業で、グリーン・ツーリズムの新たなスタイルの提案普及を行うとともに、都市住民と農村との出会いの場の設定や地域ぐるみで行う受け入れ体制及び多様な取り組み主体の育成などを実施することとしているほか、ハード事業としましては、やすらぎ滞在交流拠点整備などの地域資源を活用した都市住民に魅力ある交流拠点、体験交流空間等の整備事業などがありますが、これは市町村などが事業主体となるものであり、個人的な農家民宿等の開設に関する補助事業はないのが現状でございます。

県については、補助事業はありませんが、個人会員、組織・施設会員、行政等団体会員からなる山形県グリーン・ツーリズム推進協議会、これは平成7年6月に設立されておりますが、その協議会が主体となって推進ネットワークづくりや重点地区への情報発信、観光等関連分野と連携した推進などを行っております。

また、村山総合支庁にことしの4月にグリーン・ツーリズムサポートセンターが開設されました。御指摘のとおりでございますが、農家民宿や農家レストランの開業等の手続について、全面的な協力体制がとられたところでございますが、資金面での支援は、低利で借りられる融資制度を除いてはほかにない状況でございます。

市につきましても、農家民宿などへの資金面での支援制度はないのが現状であります。農家民宿の開設等を希望する方がいる場合には、県と連携を図りながら取り組みをサポートする体制をとってまいりたいと、このように考えておるところでございます。以上です。

新宮征一議長 大谷教育委員長。

〔大谷昭男教育委員長 登壇〕

大谷昭男教育委員長 お答えいたします。

まず、本市における小学校英語教育の現状からお答えいたします。

現在、本市小中学校においては、国際的な視野を持って将来国際社会の中で活躍できる人材を育てるという視点から国際理解教育を進めており、その一環として小学校英語活動がございます。

具体的には、平成12年8月から語学指導等を行う外国青年招致事業、いわゆる「JET」、JETプログラムにより外国語指導助手、いわゆるALTを市内小中学校に派遣しております。現在、本市のALTはマーク・ダックワースという27歳のカナダ人男性で、本市に勤務して3年目になっております。学校への派遣回数は、年間で小学校が約90回、中学校が70回、計160回ほどになります。

小学校においては、総合的な学習などの時間に英語を使った歌や遊び、簡単な英会話など楽しく学習しながら自然に英語に親しむような活動が行われています。特に、田代小学校では、平成17年度から本市の小学校英語活動重点校として年間35時間、つまり週に1回の英語活動を行っています。少人数であるということのメリットを最大限活用しながら、体験的な学習活動を通して英語に親しむとともに、外国人や外国文化に対しても理解を深めております。先日行われましたハロウィン・パーティーでは、子供たちと教師だけではなく、保護者や地域の方々をも交えて英語活動による交流を深めたところです。その様子は「地域を活性化する小学校英語活動」として新聞にも大きく取り上げられたところです。このように、本市における小学校英語活動は、英語に親しんで外国人や外国文化に対する興味、関心を引き出し、コミュニケーションへの意欲を高める上で大変効果を上げているところでございます。

今後も、現在行われているように、小学校では英語を楽しみながら聞く活動を多く取り入れ、中学校での「聞く・話す・書く」の活動につなげ、実践的なコミュニケーション能力の養成を進めていきたいと考えているところです。その際は、ALTの増員も一つの方法でありますけれども、それよりもALT任せの授業をするのではなく、担任を初めとする教員の指導力を生かして授業をすることを奨励してまいります。ALTをうまく活用し効果を上げるには、教員の指導力こそが重要課題であると考えております。

そこで、本市教育委員会といたしましては、小学校英語活動に関する資料や情報を提供したり、研修会を開いたりして学校及び教職員をできる限り支援してまいりたい、このように考えております。以上でございます。

新宮征一議長 この際、暫時休憩いたします。

再開は午後1時といたします。

休 憩 午前11時53分

再 開 午後 1時00分

新宮征一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

木村寿太郎議員。

木村寿太郎議員 先ほどは、それぞれの御答弁ありがとうございました。

さて、話は飛んで申しわけありませんが、先日ある新聞を読んでいましたら、団塊の世代である昭和22年から24年生まれの方がいよいよ定年に近づき、いわゆる2007年問題、その消費市場への期待度が非常に高まっているとのことです。その3年間で約700万人がおり、他の世代と比べてみても突出して多く、高度成長期に青少年時代を過ごしたために、これまでのリタイア層に比べてこだわりや消費意欲がすごく強いと言われております。そして、日本が経済大国化した80年代には働き盛りの30ないし40代を迎え、ほとんどの方がバブル期以前にマイホームを取得し、退職時には余裕のある方が多く、この3年間で退職金だけで50兆円産業と言われております。

その方々にある旅行会社がアンケート調査を行ったところ、年代的に旅行等やはり消費意欲が強く、特にその中でもグリーン・ツーリズムのようなものとか、神社、仏閣、仏像などに非常に興味をお持ちのこととということでございます。本市においても黙って見逃す手はなく、大きなターゲット層になるのではないかと考えております。

先ほど来、話題になっておりました「R月刊誌「トランヴェール」の6月号に掲載されたおかげで、慈恩寺の観光客数が昨年より68%ふえておるということをお聞きしました。早速、慈恩寺の絡んだ企画を旅行会社と組んでみる価値が十分あるのではないのでしょうか。

ある実践者とお話をする機会がありまして伺いましたところ、グリーン・ツーリズムはやはり都市と農村の交流がもちろん主体であります。肝心の受け入れ側の、そこに住んでいるからといって自分の地域を常に把握しながら問題意識を持ち、今までのものを今までのとおりに見るのではなく、違った視点から自分の地域のよさを再発見しないと、継続するというはなかなか大変であるとしみじみ話しておりました。

私のサービス業の経験を踏まえても、自分たちのホスピタリティというものがどれほどの価値があるのか、それに気がつかないとなかなか相手にも伝わらないし、広めることができないのではないのでしょうか。そして、結果としてそこに感動があればピーターがふえるし、第2のふるさととしても評価してもらえるのではないかと思います。何か市長の所見があればお願いいたします。

次に、小学校の英語教育についてですが、これも私事で恐縮でございますが、本市も中央工業団地に大企業が大大進出し、国際化が進み、ホテルのフロントで20年以上もいると、いろいろな国からのお客さんと接することができたわけです。

その英会話の中で、何とか幾つかの単語や文章をとらえ、そこから想像して何とか理解をしようとするのですが、そんなに簡単にいくはずがなく、辞書を持ち出したり、書いてみたり、最後には得意の身振り手振りになってしまうのが落ちです。10何年間、ある程度は英語に接した者としては情けない限りです。

そして、何年か前に私の家にもマレーシアの女子大学生とフィンランドの男子高校生が留学生としてホームステイをしたことがあります。マレーシアの当時21歳の中国系の娘さんは、家庭では中国語、学校では英語、町ではマレー語を話し、日本に来ては少しですが日本語も話し、その対応の早さには驚かされました。フィンランドの高校生も家庭ではフィンランドの言語を話し、学校や町では英語が常用語だそうでございます。

そして、留学生が2人も本市の高校に何回か訪問し、自分と同世代の仲間と楽しそうに話すのを見てみると、若い方の通じ合う意気と順応の早さと、この世代には本当に国境のない世界を感じました。私の子供も留学生生活が長くよく気が合い、自分たちの海外での生活のことなどを楽しく話しながら、よく仙台にも出かけていたようです。今でも時々メールの交換をやっているそうですが、そこでも当然私の語学力はもう蚊帳の外でございます。

彼と彼女の来日はもちろん別ですが、最後に帰国するときに共通して強烈にインパクトを与えていただきまし

た。それは、「来日する前に、世界の経済大国であり、教育レベルも高い国であるから、中学生や高校生はせめて英会話ぐらいは全員できるものとして安心して訪問したのですが」と聞いたときには、返す言葉が見つかりませんでした。やはり日本は海に囲まれた島国であり、歴史的背景が影響しているのでしょうか。

そして、今後の子供たちに望むものは、国際化がどんどん進む中、積極的にいろいろな世界の人とかかわり、同じ人間としてともに生きていこうとする姿勢、ともに学ぼうとする姿勢が求められてくるのではないのでしょうか。

そこで、教育委員長の所見があればお願いいたします。以上でございます。

新宮征一議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 グリーン・ツーリズムについての再度の御質問でございますけれども、グリーン・ツーリズムは唱えられてからもうかなりの年数がたっています。30年、40年近くになるのではないかなと思っておりますが、それにしましても、まだグリーン・ツーリズムというのがふえない割に、やっぱりグリーン・ツーリズムの声というものが高まっておるんだらうと、こう思っております。

それはなぜかといいますと、やっぱり御案内のように自然体験、あるいは景観を眺める都市の方々が多いことということもあるだろうし、また受け入れる側がそれを、交流によって得るものがあると、あるいはまたそこに地域の収入といいますか、所得が期待されるということもあるだろうといろいろ思っておりますけれども、これらをもっともっと伸びてもよさそうなものだなと、このように思っておりますけれども、都市の方は都市にないものを求めて農村に来ますし、また農村に住んでいる方は自分のところのないものを与えること、あるいは交流することによって得がたいものを吸収するというところもあるかなと思っております。

けれどもそれが伸びないのは、いわゆる施設といいますか、例えばこういう農村におきましては、収容といいますか、受け入れるところの施設、民家の場合、民宿の場合の家屋でございますけれども、それをそれなりに改築するというのも、これも大変だろうと思っておりますし、そしてまた受け入れる家族の方々も、少子高齢化の中で非常に労働力の不足という分野もあるかなと思っておりますし、それからやっぱり1家族1家族で対応するというところだけ、個々人で対応するというところだけではなくて、地域全体として対応するというようなことも必要だろうと思っております。その辺全体がかみ合っていないと、幾ら必要だと、グリーン・ツーリズムの重要性をわかっておいても、それが伸びない理由なのではないのかなと、このように思っております。

そういうことで、いろいろ支援策なども、先ほど1問で答弁申し上げたようにいろいろありますけれども、必ずしも十分でないわけございまして、やっぱりやる側の問題もあるんだらうし、そして都市側の問題もあるんだらうと思っておりますが、御指摘のように地元の方々がやっぱり自分たちの地域に、あるいは農村、農業に魅力を持って、それをいらっしゃる方々に自慢すると、誇りを持つというようなこと、それはやっぱり一番必要だろうと思っております。そして来たならば、おもてなしの心といいますか、そういうことで受け入れることによりましてリピーターというようなこともふえるだろうし、あるいはさらに絶対的な数量、伸びというものも期待できるだろうと思っておりますけれども、言うは非常にそのようには思っておいても、実際みんなやるということになりますといろいろな課題を引きずっておりますので大変なことだろうと思っております。

けれども、地域の活性化、農業の振興というようなものに結びつけていくためには、やっぱりグリーン・ツーリズムも、これもその一つでございますから、いろいろ模索しながら、行き当たり、あるいはそちらにぶつかりながらも伸ばしていくということを考えていかなければならないと、このように思っております。以上です。

新宮征一議長 大谷教育委員長。

大谷昭男教育委員長 国際理解教育と外国語教育とのかかわりということについての所感というふうな受け取り方をさせていただきますけれども、お答え申しあげたいと思います。

大分大きな問題だと思いますが、国際化社会は、考えれば今後ますます進展していくということが当然ながら予想されます。現在の小学生が大人になるころは、今よりももっと多くの外国の方々と交流しながら、ともに社会生活をしていくということになるのではないかというふうに思います。

そういう社会を心に描いていくとき、私たちは今の、現在の子供たちの姿を見て、一つの明るさといましょるか、あるいは頼もしさでもいうべきようなものを感じていることも事実です。それは、今の子供たちはいわゆる異文化、異文化に対して、我々大人とは比べ物にならないくらい寛容でありますし、また積極性を持っているということでもあります。

先ほど言いました小学校英語活動にいたしましても、子供たちは英語を吸収する、その柔軟さには驚くばかりでございます。ALTのマークともすぐに仲よくなりましたし、まちでマークに出会ったときなども「Hello」と気軽に英語で話しかけ、コミュニケーションをつくっているということでもあります。このように異文化に触れ、積極的にコミュニケーションを試みる。このような子供たちの様子を見聞きするにつけて、その可能性のすばらしさを感じずにはおれないからであります。

英語に限らず、韓国語であれ、中国語であれ、外国の言葉とその背景にある文化を理解すること、そのことを通して自国の文化を再認識すること、さらには自国の文化も他国の文化をも大切にす、真の意味での国際理解教育をこれからも大切に進めていきたい、このように考えているところであります。以上でございます。

新宮征一議長 木村寿太郎議員。

木村寿太郎議員 答弁ありがとうございました。

やはりグリーン・ツーリズムというのは、成果もまだ本市では余り実績としても出てこないわけで、なかなか難しい問題ではありますが、そしてやはり農業を取り巻く環境というのは大変厳しくなっておりますし、本市においても農業の担い手とか後継者問題、そして寒河江型農業の振興なども含めて新しい取り組みでもあり、行政だけでなく観光協会、周年観光農業推進協議会、商工会、JAなどとも連携を持ち、御支援をお願いしたいと思います。

そして、小学校の英語教育に関しましても、本当に国際人に合ったような、そして本市がモデル地区となるような英語教育を望みながら、私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

佐藤 陽子 議員 の 質 問

新宮征一議長 通告番号6番について、15番佐藤陽子議員。

〔15番 佐藤陽子議員 登壇〕

佐藤陽子議員 本日、最後の質問になりました。

私は、日本共産党と市民の声を代表し、改定された介護保険制度の内容について伺いながら、改善すべき点などについて市長の見解をお伺いいたしますので、よろしくお願ひいたします。

2000年から始まった介護保険制度は、介護を「家族介護から社会全体で支える制度へ」というキャッチフレーズで始められたもので、悲惨な老老介護や、介護のためにやむなく職場をやめなければならないといった実態が改善されるものと大いに期待されました。確かに介護に対する国民の意識も変わり、積極的に介護サービスを受けるようになりました。しかし、実施から5年経過した現在も、介護者を抱える家族の悩みは深刻で、必要な介護を安心して受けられる状態にはなっていません。

一つには、ふえ続ける需要に供給が追いつかないといった現状が挙げられます。

現在、寒河江市にある二つの介護施設、いずみ・長生園への入所待機者は約200名いるそうですし、長期にわたるショートステイも利用がなかなか困難な状況です。

二つには、低所得者が介護保険料・利用料の負担が重荷になってサービスを手控え、苦勞をしながら介護に当たっているといった実態があります。

このような事態を改善し、すべての高齢者が最後まで尊厳を持って生きられる制度に充実させていくことこそ重要と考えます。

高齢者人口の増加に伴い、介護給付費がふえることはやむを得ないことです。持続可能な介護保険制度のためとして、全面的に見直しをかけたのが改定介護保険です。しかし、その中身は、国民に大幅な財政負担と利用抑制を強いるものであり、低所得の高齢者が安心して利用できる内容とはなっていません。

来年4月からは、改定された介護保険制度が全面的に実施されるということですが、その先駆けとしてことし10月から実施されたのが、施設利用者に対する部屋代と食事代の自己負担です。その理由として、「施設サービスと家族介護とは負担の格差が大きい」「在宅の人は食事代や居住費は自分で負担している」「在宅と施設との負担を公平にするため、施設にいる人にも同じように負担をしてもらおう」といった理由です。もっともな理由に聞こえますが、公平を期すというのであれば、在宅で介護に当たっている人にこそ介護激励金を支給したり、介護利用料金を安くするなどの対策こそ必要と考えます。

今回実施された施設利用者への部屋代、食事代の負担は特別養護老人ホームに入所している人だけにとどまらず、在宅介護を受けながらショートステイを利用している人にも適用され、さらにはデイサービスを利用している人たちの食事代も自己負担となります。負担額は、大部屋か個室か、所得がどの区分に属するかなどによって大きく違ってくるようですが、利用者にとって大変な負担になることは間違いありません。

寒河江市内の施設に入所している人はどれくらい負担がふえたのか、このことによって施設から退所せざるを得なくなったり、利用を差し控えざるを得なくなったということはないのか伺います。

次に、税制改正による所得区分の変化について伺います。

小泉自民党内閣は、行財政改革と称して国民への容赦ない負担増と痛みを押しつけてきました。

その一つが、平成16年度に実施された公的年金等控除の縮小、高齢者控除の廃止があります。平成17年度には定率減税の半減、非課税限度額の廃止など容赦ない税改定により、年金などのわずかな収入で生計を支えている高齢者にとっては大変な痛みです。実際の所得はふえていないのに、税制が変えられたことにより非課税から課税になる人が出てきています。非課税から課税になることで、住民税はもちろんのこと、介護保険料や国民健康

保険税、公営住宅の家賃や医療費などさまざまなものが負担増となり、これまで受けることができた制度が、課税されることで受けられなくなったり、介護施設利用料の軽減なども受けられなくなるという、まさに負担だけが雪だるま式に膨らんでいくのが税制改定の行き着くところです。

今回の税改定により、非課税から課税に変わる人が大勢出てくるのではないかと思います。それに伴い、介護保険料の所得段階がこれまでよりも上がる人が出てくると思われますが、保険料の納付区分はどのように変化するのか伺います。

次に、保険料非段階が上昇する人に対する激変緩和について伺います。

税制改正により、介護保険第1号に属する人の保険料非段階が上昇し、保険料が大幅にアップする人が出てくることは前段で申しあげました。人によっては、2段階も上昇し、保険料が激増することもあり得ます。

寒河江市の現在の保険料非段階を例にとれば、2段階の人の保険料は月額2,055円ですが、3段階にアップすれば基準額の2,740円で、685円の引き上げです。同じく2段階の人が2段階アップして4段階になったとすれば2,740円から一気に3,425円となり、1,370円の引き上げになるのです……。ちょっと間違えました。同じく2段階の人が2段階アップして4段階になったとすれば2,055円から一気に3,425円となり、1,370円の引き上げになるのです。

保険料非段階がアップすれば、施設利用料などもそれに伴いアップするということで、保険料の支払いができなくなったり、施設サービスも利用できない人が多数出てくるのが予想されます。国においても、余りにも負担が重い制度に配慮して、激変緩和措置をとると言っていますが、激変緩和によってどのように負担が抑えられるのか伺います。

次に、低所得者に対する補足給付の周知と取り組みについて伺います。

ことし10月から、施設利用者の部屋代、食事代が介護保険から外され、自己負担になったことは先ほど申しあげましたが、その負担が余りにも大きいということから、国では低所得者の負担を軽減させるために補足給付を行うとしています。補足給付は、低所得者の所得に応じて部屋代や食事代などに限度額を設け、国が示している基準額との差額を介護保険から支払うという内容になっています。

しかし、この制度は、本人が申請しなければ受けられないことになっており、知らずにおればせっかくの制度が受けられないことになります。特別養護老人ホームなどに入所している人はもちろんのこと、ショートステイで保健施設などを利用する人に対しても所得段階を把握し、該当する人に対しては漏れなく利用できるように周知をし、申請を促すなど手だてをとるべきと思いますが、その対策はどうなっているのか伺います。

また、デイサービスやデイケアを受けている人の食事代も自己負担になるのですが、この人たちの食事代には補足給付が該当になりません。寒河江市独自の取り組みとして、デイサービス、デイケアへの食事代補助を実施してはどうか考えますが、市長の考えを伺います。

次に、新予防給付の取り組みについて伺います。

国は、ふえ続ける介護保険給付費の削減と財源の確保を国民負担に求めてきました。施設利用者の部屋代や食費を介護保険から外し、自己負担させることで介護保険の給付費を減らそうとするものです。

また、介護保険に該当する人をふやさないために、予防を重視することを改革の基本に据えました。年をとっても健康で、できるだけ自立した生活を続けられることは、だれでもが望むことであり、介護予防に重点を置くことは当然のことと思います。

しかし、今回国がやろうとしている新予防給付の内容は、これまで要介護1と認定された人の7割から8割は介護を要しない要支援者となり、介護予防のためのトレーニングなどをすることになり、介護施設に入所することはできなくなります。

また、これまではホームヘルパーによる家事援助などを受けながら自立した生活を送ってこれた人たちが、「ホームヘルパーが利用できなくなれば自立した生活ができなくなる」と不安を訴える人が出てきています。

何を基準に、新予防給付に該当する人と要介護1とに分けるのか。その判断はどこがするのか。また、新予防給付に移ったことによりこれまでのサービスが受けられなくなり、サービス低下につながるのではないかなど不安な点が多く、事業の内容が見えてきません。この事業はいつまでに、どこが実施するのかお尋ねいたします。

次に、地域支援事業の内容について伺います。

今回の介護保険制度改正の中には、介護予防を重視するといった観点から、高齢者が元気で長生きできるように支援をしていく事業ととらえていますが、どのような内容なのかお伺いいたします。

次に、来年4月に予定されている第1号介護保険の保険料改定について伺います。

介護保険が始まってから来年で6年目を迎えますが、第3期の介護保険事業計画とともに介護保険料の改定も行われると思います。介護保険の財源の50%は国、県、市町村が負担をし、残りの50%は被保険者である国民が支払う仕組みになっているのに、介護保険で介護の負担を軽減しようとすればするほど保険料負担が重くなっていくという皮肉な結果になっています。

来年度は、税制改正の影響で保険料の所得段階が上がり、ただでさえも保険料の負担がふえるのに、保険料改定でさらに保険料が値上げされれば低所得者の生活は本当に大変です。できるだけ保険料の値上げは避けるべきと思いますが、基準額はどれぐらいと考えておられるのかお伺いいたします。

以上で、第1問を終わります。

新宮征一議長 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 何点かにお答え申し上げます。

まず、今回の改正では、同じ要介護状態であれば、住宅において介護している場合の負担と施設に入所させた場合の負担は公平であるべきとの趣旨を踏まえまして、平成17年、ことしの10月の利用分から、介護保険施設などにおける食費と居住費については、介護保険の給付の対象外にすべく見直しが行われたところでございます。

しかしながら、世帯全員が市民税非課税者であるなどの所得の低い方に対しましては十分な配慮を行ったことによりまして、利用者負担第1段階の生活保護受給者等につきましては負担は据え置き、それから第2段階の年金収入額が80万円以下の方につきましては、合わせて3,000円程度の負担の引き下げ、第3段階の年金収入額が266万円未満の方につきましては、負担額を1万5,000円程度に抑制されることになりました。このように、所得の低い利用者に対しましては、御理解をいただける範囲内での改正であったと認識しているところでございます。

また、利用者負担段階が第4段階となる市民税課税世帯に属する方につきましては、市内の特別養護老人ホームを利用した場合、従来は1日当たり780円の食費負担で済んでいたものが、10月以降は1日当たり1,380円、居住費として320円の負担となり、差し引き1カ月当たり2万7,600円の負担増となっております。

今回の改正では、施設利用者に対して事前説明を行ったことにより、施設を退所せざるを得なくなった、トラブルが発生したという事例は出ておりませんが、ショートステイ利用者につきましては第4段階に属する方が多く、これまでより1日当たり920円の負担増となったため、利用回数を抑えるといった動きも一部に見られるようであります。

次に、2番目の税制改正による所得区分の変化についてお答え申し上げます。

公的年金に関する税制改正の内容であります。平成16年度税制改正分としまして、公的年金等控除の最低保障額が140万円から120万円に引き下げられております。また、平成17年度税制改正分としまして、65歳以上の者のうち、前年の合計所得金額が125万円以下の場合の個人住民税非課税処置が廃止されております。この制度改正によりまして、平成18年度、来年度における介護保険料の負担段階が、これまでの非課税層の段階から課税層の段階に移る方が相当数出てくることは御案内かと思っております。

本市における現行の保険料段階は、生活保護受給者等が属する第1段階、それから世帯全員が市民税非課税である第2段階、本人が市民税非課税の第3段階、本人が市民税課税で合計所得金額が200万円未満の第4段階、本人が市民税課税で合計所得金額が200万円以上の第5段階と五つに区分されております。

平成18年度からの保険料の所得段階別の区分につきましては、所得の低い方に配慮いたしまして、世帯全員が市民税非課税となる現行の第2段階の方について、課税年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円以下の方を新第2段階としまして、それ以外の方を新第3段階に区分いたしまして、全体で六つの所得段階にしたいと考えておるところでございます。

このようなことから、税制改正の影響を推計してみますと、保険料の基準額が適用される新第4段階には1%、約100名が移動し、市民税課税層となる新第5段階には12%、約1,300名が移動するものと見込んでおるところであります。

次に、3番目の保険料段階が上昇する方の激変緩和についてのお尋ねにお答えいたします。

現在、国から示されていることとしましては、高齢者の非課税措置の廃止について、地方税法上、平成18年度から2年間の経過措置が講ぜられることを勘案して、介護保険においても保険料及びそれと連動してい

る利用料について、平成18年度から2年間の激変緩和措置を講ずることを検討しているとのことでございます。

具体的な対応の内容としましては、保険料への対応としては、税制改正の影響により介護保険料段階が上昇する者については、本来属する保険料段階の保険料額に段階的に移行できるよう、保険料負担率を段階的に引き上げること検討しているとのことでございます。

また、利用料への対応としましては、利用者負担段階が2段階上昇するものについては、段階の上昇を1段階にとどめること、1段階上昇の場合には、社会福祉法人による減免で対応すべく検討しているとのことであります。本市としましては、国の対応策を踏まえまして、適正に対処してまいりたいと考えております。

次に、4番目の低所得者に対するところの補足給付の周知と取り組みについてお答えいたします。

昨年10月から介護施設における食費や居住費が自己負担になったり、社会福祉法人減免制度の見直しが行われました。本市としましては、現に該当している方に対しては、個別に周知を図ってまいりました。

また、新たな申請者等に対しましては、申請時における窓口での対応を初めとして、機会あるごとに制度の周知に努めるとともに、サービス事業所に対しましても独自に啓発チラシを作成しまして、適正な対応をとられるように要請してきたところであります。

デイサービスの食費に対しては、負担軽減の制度がないために市独自で助成してはどうかのお尋ねでございますが、デイサービスの食費については昼食のみであり、利用者の負担段階での区別もなく、一律600円となっているようであります。現在、市の独自事業として実施している「生きがいデイサービス」における昼食代の500円と比較した場合でもほぼ同様であり、独自助成は困難であることを御理解願いたいと思っております。

次に、5番目の新予防給付の取り組みについて答弁いたします。

要支援、要介護1といった軽度の要介護者は、全国レベルにおいては介護保険制度施行時から約5年間で倍以上に急増しており、本市においても平成12年度末と16年度末を比較したとき、約2倍になっております。

要介護高齢者について、介護が必要になった原因を見ますと、要支援、要介護1の方は下肢機能の低下や閉じこもりなどにより徐々に生活機能が低下する廃用症候群が最も多く、そのほか初期の認知症、うつなど要介護状態はさまざまであります。

これまでの介護保険の仕組みでは、重度の人に多い脳血管疾患を原因とするタイプの要介護者への対応が主流でした。改善の可能性の高い人に、多様な状況に応じた介護予防サービスが提供される仕組みづくりとして新予防給付の取り組みを行うことになったところであります。

対象者の選定方法としましては、これまでの要支援、要介護1の方について、介護認定審査会において状態の維持、改善可能性の観点を踏まえた基準に基づき審査を行い、新予防給付の対象となる方と介護サービスの対象となる方に区分することになっております。

また、新予防給付の対象となる方に対するケアプランの作成は、市町村が責任主体となって行うこととされております。

新たなサービスの内容については、来年の2月ころまでには示されるところとなり、実際のサービスを行う事業所につきましても、現在介護サービスを実施している事業者が介護予防サービス事業所として県の指定を受けることになると思われまます。

また、認定替えによりまして、現在受けているサービスが受けられなくなるようでは困る方が出るのではないかとのお尋ねでございますが、平成18年、来年の4月前に要介護認定を受けている方は、要介護認定の期間中は従来の給付を受けられますし、介護保険施設に入所していた方は、新予防給付になった場合でも平成20年度末までは引き続き入所することができるようになっておりますので、心配される事態はほとんど生じないのではないかと認識しているところであります。

次に、6番目の地域支援事業の内容と取り組みについて申し上げます。

地域支援事業は、要支援、要介護に至る前の高齢者に対して介護予防事業を提供したり、高齢者が長年住み慣れた地域での生活を継続するために、介護保険サービスを中心にさまざまなサービスを利用できるようにするために介護保険制度に新たに位置づけられたものであります。

主な事業内容としましては、一つには介護予防事業があります。これは、地域の高齢者の中から要支援、要介護になるおそれがある高齢者を対象としまして、転倒骨折予防、それから栄養管理、認知症予防などの各種介護予防サービスを提供するものであります。

二つには、包括支援事業がございます。これは、介護予防事業を行うに当たりまして、それぞれの高齢者に合ったサービスとなるよう計画をしたり、地域の高齢者の実態把握、介護サービス以外の生活支援サービスとの調整を行います。また、虐待の早期発見、防止などの権利擁護事業に取り組むとともに、地域のケアマネジャーのネットワークづくりなど、ケアマネジャーに対する指導、支援を行うものであります。

三つには、その他の支援事業としまして、家族介護支援などを行うこととなっております。

本事業は、平成18年度から具体的に実施していくこととなりますので、推進組織としまして健康福祉課内に新たに保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャーの専門職種を配置した地域包括支援センターを設置いたすべく準備をしているところであります。

また、新たな事業でもありますので、具体的に実施する事業につきましては、今後国からの情報などを取り入れながら十分検討を重ねまして、高齢者が健康な状態を長く保てるようになるための事業展開を図ってまいりたいと考えております。

次に、最後の質問でございますところの、来年4月に予定されている第1号介護保険料について申し上げます。

介護保険料につきましては、平成18年度から20年度までの第3期介護保険事業計画において定めることになっております。

また、同時に高齢者保健福祉計画を策定することになっておりますので、年内に本市の各界・各層から人選を進めまして「寒河江市高齢社会支援計画検討委員会」を立ち上げる予定であり、その中で審議していただくことになるものと考えております。

なお、本市の介護保険料は、御案内かと思えますけれども、第2期計画においては県内の自治体で下から2番目に低いランクに位置づけられておりますので、第3期計画においても介護給付費準備基金積立金を有効に活用しまして、できる限り低い額になるよう配慮してまいりたいと考えているところであります。以上です。

新宮征一議長 佐藤暘子議員。

佐藤暘子議員 第1問にお答えいただいたわけですが、やはり今回の10月から実施された利用者の食費、部屋代の自己負担というものは非常に大きいなというふうに改めて思ったところです。

第1段階は現状と変わらないということで、第2段階の場合は逆に3,000円引き下げになったということですが、第3段階の場合はこれは1万5,000円のアップということで、1ヶ月5万5,000円、また第4段階の方は2万7,600円のアップということで、この方は8万3,000円ぐらいになるのではないかというふうに思うんですけれども、負担能力に応じた引き上げというようなことを国では言っているようだけれども、これは大変な負担増だということに間違いはないというふうに思います。

やはり利用料や食費や部屋代の利用料をアップしたということもありますし、また税制改正によって税の段階、課税段階が非常に変わるというようなこともありまして、これは非常に影響が大きいということがあられるわけですので、国の方でも何とかしなければと思ったのだというふうに思いますけれども、私たちは以前から低所得者の保険料については非常に負担が重いので、今寒河江市で実施している5段階を、これを小刻みにして、低所得者の方が余り負担にならないような段階区分を設けるべきでないかということをおもってこの前もずっと申しあげてきました。それが今回、第5段階から第6段階までに1段階ふやすということで、低所得者の方に対してはある程度の配慮をされているのだなというふうに思ったところです。

しかし、非課税世帯から基準額が適用になる新4段階には100名の方が移動しますし、また市民税が非課税だった人が課税になる新第5段階へは1,300人もの方が移動するという、これは大変なことだというふうに思います。

国でも激変緩和ということで、2年間急激に上がらないように、段階的に上がるように配慮をするというようなこと、対策をとっているわけですが、これは2年を過ぎれば基準額に戻されるということで、値上げになることには変わりはないわけですね。

1段階上昇する人の場合には、社会福祉法人による減免で対応するという国では方針として出しているようだけれども、今回社会福祉法人の減免制度も見直しになりました。これは、これまでですと住民税非課税世帯の人は利用料の2分の1が、この社会福祉法人の減免によって軽減されていたわけだけれども、今回の見直しによって、その2分の1が4分の1に縮小されたということですね。適用範囲を広くするために収入要件で150万円まで引き上げて対象者を広くしたというふうに国は言っていますが、4分の1に縮小されたということで、これまで軽減の恩恵を受けていた人が、かえって負担増になったというような人も出てきているわけです。

ですから、従来の2分の1の軽減で利用する方が利用できるよというふうなことで、自治体独自の負担をしているところもあるんですけれども、寒河江市ではその取り組みについてどのように考えておられるか。負担をするべきであると私たちは思うんですけれども、市長の考えはどのようなものか、お伺いをしたいと思います。

それで、新しく見直されたこの軽減措置ですが、これはこれまでのものよりも非常に要件が厳しくなったんですね。条件として資産があるかないかとか、また預貯金がどれくらいあるかとか、また介護保険料を滞納していないかとか、そういうことを全部調べて、その要件に合わなければ利用できないという大変使いづらい制度に変えられてしまったということがあられるんですけれども、このようなこともぜひ市長は全国市長会などで、この社会福祉法人の軽減の条件緩和といいますか、使いやすい制度にするような要望などもしていただきたいと思いますけれども、市長の考えをお伺いしたいと思います。

それから、補足給付に対する周知と取り組みについては、施設などでもいろいろ手だてをとっているということで、みんなが十分理解できているし、そういう手続もとっているというふうなお話だったと思います

けれども、国ではこれまで在宅重視ということで、在宅でサービスを受けている方が余りにも不公平だということで今回の介護保険の改定にもなったというふうに思うんですけども、今回デイサービスやデイケアを受けている方の食事代についても負担が加えられたということですが、この負担を軽減する措置というのはないわけですね。在宅重視というのであれば、こういう人たちにこそもっと手助けをすべきでないかというふうに思いますけれども、そういうことがない。

今、デイサービスを利用している方の中には低所得者の方がたくさんいらっしゃるわけです。実際2万円ぐらいしか、月額2万円ぐらいしか国民年金を受給していないという、こういう方もデイサービスを非常に楽しみにして待っているわけですね。こういう人たちは本当にもうつめに火をともしような大変な暮らしをしながら、それでも一週間に一遍のデイサービスでお風呂に入るのがとても楽しみだと、こう言ってデイサービスを楽しみにしている人がいます。そういう方にとって、たとえ390円から600円、210円の値上げだといっても、これが1カ月になればやはり800幾ら値上げになる。これも大きい負担になるんですよ。ですから、こういう人の実態をぜひ考えていただいて、デイサービスに対する、非課税の方だけでも私はいいと思うんです。寒河江市でデイサービスを受けている方は何人いらっしゃいますか。その中で非課税の方だけでもこういうことを実施していただけないかと思いますが、市長、いかがでしょうか。

それから、新予防給付についてですけども、これはその人その人に合ったサービスをやっていく、ということでこれまでの何というんですか、振り分けをして、そしてその人に合ったようなサービスに切りかえていくというようなことの内容だというふうに思います。

地域支援事業にいたしましても、予防を重視して、これまでさまざまな支援事業があったわけですけども……、保健福祉事業とかさまざまなサービスがあるわけですね、生きがい支援サービスとか、ひとり暮らしの方への支援サービスとか、そのような支援サービス、そういうものも介護保険の中に取り入れて、健康でそして自立できるような、そういう介護を必要としない高齢者のための予防を包括的にやっていこうというような事業というふうにとらえましたが、私たちがやはり介護保険に該当しない元気な高齢者になってもらうことは、一番大切なことだというふうに思っております。

ですから、この事業がうまく機能すれば、大変効果のある事業でないかなと期待もしているところですけども、これも保健事業という枠の中で行われるというふうになりますとこれも予算が伴うと思うんですが、この予算についてはどうなんですか。やはり充実したサービスをすればするほど介護保険料につながっていくと、こういう事業の中身になっていくのではないかと思いますけれども、その点どうなんですか。この予算の点でひとつお聞きをしたいというふうに思います。

これまで生きがい支援サービスとか、ひとり暮らしの方へのサービスとか、さまざまな寒河江市独自の事業をやってきたわけですが、そういう事業は無料で受けられる、そういうサービスもありました。これが介護保険の中に組み入れられてしまうとやはり介護保険料、1割の負担料としてそれを出さなければ支援が受けられなくなるのかどうか。そのこともお聞きをしたいというふうに思います。

それから、介護保険料の改定については、できるだけ値上げをしないで、基金なんかも取り崩してそれに充てたいというような市長の答弁でありましたけれども、ぜひそれは実施していただきたいというふうに思います。

以上で2問といたします。

新宮征一議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 このたび、また法律が改正になったわけですが、やはり当初考えたよりも介護を利用する方が非常に多かったと。当初の考えより倍も多くなってきたと、こういうこと。そしてまた、在宅介護というよりもお金を費やすところの施設サービスというようなものが非常に利用する方が多くなったということで、いろいろなそれらに対応するための改正だと、一口に言えばそういうことだろうと思っております。

そういうことで、いろいろな変化といえますか、改正に伴うところの御質問が出てきたわけですが、けれども、1番目の施設利用者の自己負担というようなことでございますけれども、これも1問目で申しあげましたように、いわゆる負担能力に応じたものとするというようなことではなかるうかなと思っております。

それから、税制改正によるところの区分でございますけれども、6段階にするということで移動する方も出てこようと、このように思っております。それで六つの段階を設けまして、移動する人の対応というものを考えているところでございます。

それから、3番目は激変緩和でございますけれども、激変緩和については先ほども答弁申しあげたところでございまして、国がいろいろ考えておるようでございますので、市といたしましてもこれらを見て対応してまいりたいと、このように思っております。

それから、補足給付の問題でございますが、これはデイサービスの食事代ということでございますけれども、市としましてそれに補足して、補充して支給するということは考えておらないということは、1問にも答弁申しあげたとおりでございます。

それから、新予防給付制度が新しく出るわけでございますけれども、要支援、要介護にならないようにということでの新予防給付制度なわけでございますけれども、これにつきましてもスムーズに移行できるように、そして実行するに当たりましても、認定替えによるところの経過措置というものがございまして、それらについては十分御理解をいただきながらスムーズに移行できるように、このように願っております。

それから、最後の介護保険料の改定でございますけれども、1問で答弁申しあげましたように、いわゆるこれからの介護給付と保険料との関係というものは大変いろいろ出てくるわけでございますけれども、この審議会等々の意見を踏まえ、あるいは市の介護の財政の実態等も踏まえまして改定してまいりたいと、このように考えておるところでございます。以上です。

新宮征一議長 佐藤暘子議員。

佐藤暘子議員 これ以上お聞きしましても、なかなか新しい制度ということで、まだはっきりしない点もあるということですので、これが発足してからということになると思いますけれども、一つ申しあげておきたいということがあります。それは、今回の介護保険の改定、これはだれが見てもやはり国民に大きな負担を強いるものだというふうに私は考えております。

これは、国の今の構造改革の中で行われていることではありますけれども、この介護保険の負担増にとどまらず、これからは病院に入院した方の食事代、部屋代なんかももらうというようなことをもう言っておりますし、高齢者の医療保険、これも今70歳からは1割なんですけれども、これを70歳から74歳までは2割に引き上げると、所得によっては3割にするというような案も出されている。これは非常に、全体が大変な中ではありますけれども、殊に高齢者、それから低所得者、こういう弱い立場にある人たちへの負担が非常に大きいと思います。

これは今、憲法25条で保障されている国民の生存権ですね。健康で文化的な生活を営む権利、そういうものもめちゃくちゃに破壊していく、非常に大変な政治だというふうに思っております。この政治、何とか本当に人間の命、暮らしを最も大事にする政治に転換していかなければならないと私たちは考えているところですが、その中でもやはり一番末端の地方自治を預かる長の考え方というものは、大きな役割を果たすのではないかとこのように思います。

ですから、介護保険などで新しい介護予防とか地域支援事業とかいうものが始まりますけれども、これもやはり介護保険の中での取り組みでございます。ですから、この中での取り組みをするということは予算的にも制限をされるということで、今までの寒河江市の住民が受けていたサービス、利用していたものが受けられなくなるというようなことがないように、寒河江市独自の事業としてもこれを位置づけてやっていく必要があるのではないかとこのように思いますけれども、市長の考え方をお伺いしたいと思っております。

それから、以前にも私、申しあげておきましたけれども、今、介護保険の財源は50%が国民の納める介護保険料、そして残りの50%のうち国が25%、それから地方が25%というふうになっていますけれども、この25%のうち5%の部分は調整基金として高齢者の多いところとか、そういうところに配分されるということになっているわけですね。ですから、この介護保険の財源としまして25%まるっきり使えるというわけではない。それを5%、25%にさらに5%上乘せさせて30%にすることによって、5%分の3,000億円が増収になるということなんです。この3,000億円があれば、来年度の第1号の被保険者の保険料の値上げをしなくても済むというくらいの財源が入ってくるというふうに試算されております。ですから、これは以前にも市長は全国の市長会の中でも要望しておくというようなことを言っておりましたけれども、これは緊急に重ねて要望していただきたいということを申しあげて私の質問を終わります。

何かございましたら、お答えいただきたいと思っております。

新宮征一議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 医療福祉にかかわらず、国、地方を挙げて、今この構造改革に取り組んでおるわけでございまして、これからの時代を乗り切るためにはどうしなければならないかということが税財政の面からもあるだろうし、あるいはまた受益と負担との関係の中でどう取り上げるかということもあるうと思っているわけでございまして、それらが今までのようにすべてが国だ、あるいは地方公共団体だというようにまいたらないというような事態に立ち至っておるといことでの現在のあらゆる面での改革だろうと、このように認識しておるわけでございます。

そういう中で、やっぱりこれまで投資したといいますが、支出してきた分野で我慢してもらうところ、あるいはスリム化していいところはスリム化して、そして必要な分野に回すというようなことは、これは当然考えなくてはならないことでございますので、市といたしましても行財政改革大綱というものを策定しまして、こういう時代に立ち向かっていって、市民のサービスを落とさないようにということでの考え、そしてまた市民にもその辺は十分御理解いただくようにということの努力を続けておるところでございます。以上です。

平成17年12月第4回定例会

散 会 午後2時15分

新宮征一議長 本日の一般質問はこの程度にとどめ、これにて散会いたします。
大変御苦労さまでした。

平成17年12月7日(水曜日)第4回定例会

出席議員(21名)

1番	新宮征一	議員	2番	佐藤毅	議員
3番	嶋田俊・	議員	4番	榎津博士	議員
5番	木村寿太郎	議員	6番	松田孝	議員
7番	猪倉謙太郎	議員	8番	石川忠義	議員
9番	鈴木賢也	議員	10番	荒木春吉	議員
11番	柏倉信一	議員	12番	高橋勝文	議員
13番	高橋秀治	議員	14番	佐藤良一	議員
15番	佐藤暘子	議員	16番	川越孝男	議員
17番	内藤明	議員	18番	那須稔	議員
19番	佐竹敬一	議員	20番	遠藤聖作	議員
21番	伊藤忠男	議員			

欠席議員(なし)

説明のため出席した者の職氏名

佐藤誠六	市長	荒木恒助	役
安孫子勝一	収入役	大谷昭男	教育委員長
土田久二郎	選挙管理委員会 委員長職務代理者	佐藤勝義	農業委員会会長
那須義行	庶務課長	鹿間康	企画調整課長
菅野英行	行財政改革 推進課長	秋場元	財政課長
三瓶正博	税務課長	真木憲一	市民課長
有川洋一	生活環境課長	浦山邦憲	土木課長
柏倉隆夫	都市計画課長	犬飼一好	花・緑・せせらぎ 推進課長
佐藤昭	下水道課長	木村正之	農林課長
兼子善男	商工観光課長	尾形清一	地域振興課長
石川忠則	健康福祉課長	鈴木英雄	会計課長
荒川貴久	水道事業所長	兼子良一	病院事務長
芳賀友幸	教育長	熊谷英昭	管理課長
菊地宏哉	学校教育課長	布施崇一	社会教育課長
石山忠	社会体育課長		選挙管理委員会 事務局局長
安孫子雅美	監査委員	鈴木一徳	監査委員
清野健	農業委員会 事務局局長	宇野健雄	事務局局長
事務局職員出席者			
片桐久志	事務局局長	安食俊博	局長補佐
月光龍弘	庶務主査	大沼秀彦	調査係長

議事日程第3号

平成17年12月7日(水)

再 開

日程第 1 一般質問

散 会

第4回定例会

午前9時30分開議

本日の会議に付した事件

議事日程第3号に同じ

一般質問通告書

平成17年12月7日(水)

(第4回定例会)

番号	質 問 事 項	要 旨	質 問 者	答 弁 者
7	農業振興について	「食料・農業・農村基本法」を踏まえて、寒河江市の農業振興と具体的な方策について 品目横断的経営安定対策への指導と支援体制について 集荷円滑化対策の格差是正を求めていることについて 中山間地域等直接支払制度の要件緩和について 遊休農地の実態調査と解消対策について	6番 松田 孝	市長 農業委員会 会長
8	行財政改革について	市民サービスの動向と改革啓蒙について 財政効果について	8番 石川 忠義	市長
9	18年度予算編成について	予算編成の基本方針について 今後の財政運営について		市長
10	行政一般について	第4次振興計画の総括について チェリークア・パークの進捗について 行財政改革大綱と人事管理について	17番 内藤 明	市長
11	教育行政について	中学校給食の早期実施について		教育委員長
12	最上川寒河江緑地の整備について	整備計画の短縮について	2番 佐藤 毅	市長
13	市民浴場の管理運営について	料金改定に伴う入浴者の増減等について 指定管理者制度導入計画について		市長

再　　　　　開　　　　午前9時30分

新宮征一議長　おはようございます。

　　ただいまから本会議を再開いたします。

　　本日の欠席通告議員はありません。

　　出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

　　本日の会議は、議事日程第3号によって進めてまいります。

　　なお、寒河江小学校第6学年社会科学習のための議会傍聴の申し出並びに市広報公聴係及び報道機関の写真撮影の申し出があり、議長においてこれを許可しておりますことを申し添えます。

一 般 質 問

新宮征一議長 日程第1、昨日に引き続き、一般質問を行います。

松田 孝議員の質問

新宮征一議長 通告番号7番について、6番松田 孝議員。

〔6番 松田 孝議員 登壇〕

松田 孝議員 おはようございます。

最初に、通告要旨について訂正をお願いしたいと思います。

の要旨の中で、「出荷円滑化対策」と書いてありますけれども、これを「集荷」に訂正をお願いしたいと思います。

一般質問に入ります。

日本共産党を代表して、通告している寒河江市の農業振興について質問いたします。

農政の歩みの中で、次々と農業政策が改悪されたことで、農地の歴史的風景が急速に変わってきました。

政府はこれまで、日本の農業を守るを基調としていますが、そのかけ声とは裏腹に、長期の減反政策を続け、さらには米価の引き下げを繰り返すとともに、輸入農産品を次々と受け入れてきました。そのために農産品の価格の低迷で、農家は、耕作意欲が削がれ農地を放置、追い打ちをかけるように、農業の後継者も育っていない状況と言えます。また、肥育牛、乳牛、養豚、養鶏などは極端な減少傾向にあり、まさに壊滅的であります。この状況から、寒河江農業は、今まさに危機的状況にあると言えます。

その中で、寒河江市の農業は、水稻、果樹などを組み合わせた複合経営型で、家族農業が主体となっております。農家1戸当たりの経営耕地面積が96アールと少ないことや、米価の低下、米の生産調整の強化が進んだことで、生産農家は、果樹、花卉、野菜などの収益性の高い作物生産に移行しています。

その結果、平成7年度の農業産出額は97億9,900万円までになりました。その後、農家数の減少と農産物の価格の低迷などで、15年度は88億4,000万円まで減少していますが、寒河江市の基幹産業は紛れもなく農業であり、その意味から、農業振興政策は、本市の未来を左右するものと考えております。

さて、政府は、食料・農業・農村基本計画の具体案、経営所得安定対策等大綱が10月26日に閣議決定されました。農産物輸入自由化の国際ルールに合わせるとして、これまでの価格保証を廃止し、大規模層に限り交付金を支払う制度を柱にしました。つまるところ、農業の90%以上を占める小規模兼業農家を切り捨て、大規模農家育成や企業参入を進めようとしております。

本市も、国の施策に合わせた専業農家、認定農家優先の施策に軸足を移しつつありますが、農地の保全は、きめ細かな作業をする小規模農家、環境保全などについては、集落の協力が必要であり、大規模農家だけでは国土の保全は困難であります。そのために、地域では、小規模農家が集団で農業を営むための組織、農用地利用改善組合を立ち上げ、集落営農型へ移行しようとする計画を進めています。しかし、国が示した基本計画で農業を維持するためには、まだまだ厳しい条件があります。

そこで、食料・農業・農村基本計画を踏まえて、寒河江市の農業振興、さらにはその再生を目指す具体的な方策について、順次伺います。

最初に、品目横断的経営安定対策への指導と支援体制について。

現在、農水省は、市町村やJAに指示して、制度の仕組み、説明と地区地域での担い手づくりを進めています。集落では、聞けば聞くほど現実離れした政策に不満と批判が続出しています。この集落営農で担い手の対象になるには、水田の場合、20ヘクタール以上の規模と専従的な従事者がいて、経理を一元化すること、さらに、将来、法人化することが条件とされています。これだけの要件を満たすには、集落では大変厳しい環境にあります。

現在、全国に1万余りの集落営農団体が組織され、何らかで一元化経理を実施しているのは75%程度で、主な

従事者がいる集落は53%、法人化は、予定を含めて20%程度になっている状況と言えます。これらの組織では、主に、米の単作地帯や生産形態が同一で、好条件のもとで組織されてきています。ところが、寒河江市では、兼業農家、小規模農家のウエートが高いことと、複合経営が進んでいること、さらには農地の分散、不在地主などもあり、条件を満たすことが困難な地域も予想されます。

そこで、自治体独自の特産品の開発、直販への誘導などの指導を強化し、各集落で特産品の生産を確実に向上させることが必須の課題です。その課題を解決するために、本市では、最重点作物として位置づけてきた大豆、エダマメ、ネギ、アスパラガス、花木の5品目を転作田に栽培をしています。これらの転作に対する割合は、平成16年度で164ヘクタールで、全体の70%までに拡大されました。

ところが、19年から実施される品目横断的経営安定対策には、大豆以外該当しないことが予想されることから、新たな安定対策が必要と考えますが、市長の見解を伺います。

また、地域の土壌条件で、転作に指定品目が困難な地域に対して、条件をカバーできるその他の農産物を生産できる取り組みが必要と考え

ますが、これについても考え方を伺いたいと思います。

さらに、経営安定を図るために効率的な作業の確保が必要です。現在、農用地利用改善組合の中でも議論されていますが、本格的な農地集積は困難な状況であります。課題解決のためには、農地集積推進要綱を策定し、推進を図っていくべきと考えますが、見解を伺います。

次に、集荷円滑化対策、過剰米対策の格差是正を求めることについて。

ことしは、豊作基調で、実りの秋が楽しみだとの農家の声が聞こえたのもつかの間、多くの農家は、豊作の喜びも半ばで早場米の価格の低下と、収穫前には過剰米対策が発動されるなど、一段と深刻な状況になっています。本来、豊作の年は利益に上乗せできるはずなのに、逆にその分がコスト高で赤字になるなど、国の政策は、経営努力している農家にとって経営の足を引っ張っております。この対策は、16年度から導入され、その理由は、米余りによる値崩れを防ぐためや、次年度の作付面積の減少を防ぐための対策だとしています。スタート2年目で初めて発動されました。実施に当たっては、当初、作況指数やや良で103と見込み計画で進めましたが、カメムシ被害粒の発生や出穂後の高温による充実度の不足や細身傾向であったことから、最終的には101に下降修正となりました。

そこで伺いますが、集荷円滑化対策は、地域全体で完全実施を求めたことで、一部に周知期間不足の問題や作況が平年作を下回ったり、カメムシ被害などがあり、農家は身を切る思いでこの対策に取り組みましたが、現在、区分米の集荷状況をお伺いしたいと思います。

次に、過剰米の抛出基準の求め方に対し、農家の間で異論が出ていることについて伺います。

さきに述べたように、収穫前から過剰米対策が求められ、その対策は、大規模農家から自家用米生産者まで強制的に割り当てられました。寒河江市では、今回の抛出基準を含めて、年度の生産目標数量と作付面積などについては、基準単収10アール当たり581キログラム換算で、農家へ一律配分方法を実施しています。この配分方法では、単収の少ない地域は、集荷円滑化対策が103、105の作況で発動された場合、自家用米まで過剰米出荷に充てる農家が続出する原因にもなります。耕地の土壌条件、水環境、標高差などで、幾ら生産努力を重ねても、基準単収まで届かない地域が多くあります。このことから、実態に合わせた基準に是正を求める声が上がっております。

特に、寒河江市は中山間地域を抱えており、地域の実態に即した傾斜配分方法を設定し、格差是正を検討すべきと考えますが、市長の見解をお伺いいたします。

次に、中山間地域等直接支払制度の要件緩和について伺います。

中山間地域等直接支払制度を平成12年度スタートから6年目を迎え、現在、第2期の協定が締結され、活動が展開されています。経過については、耕作放棄地の発生を防いだり、農道の整備作業、用水路清掃管理などの活

動により、地域では、こうした協定をベースに話し合いも広がるなど、集落での連携、コミュニティーがよくなっていることが各地から寄せられています。また、同制度で5年間に1億1,300万円を超える交付金が支払われました。これまでの協定状況は、農地面積126.2ヘクタールで締結されてきましたが、今年度から始まった第2期では93.6ヘクタールとなり、その結果、32.6ヘクタールで継続できなかったこととなります。また、1団の農地数は43団体から35団体で、8団体が何らかの理由で協定を結ばなかったこととなりますが、協定締結が困難であった具体的な理由を伺います。

次に、この制度は、厳しい経営環境の中で、お互いに知恵と力を合わせて集落営農の存続を図るのをサポートする制度でもあります。特に、第2期では、地域での農地条件が異なることで、できるだけその実態を踏まえた形で要件を緩和することが報道されています。特に、どんな点が今回緩和されたのか伺いたしたいと思います。

次に、第1期からの課題として、例えば道路一本隔てているがために、同じ地区なのに対象から外され、参加できないなどの不満もありました。これらの農地を含め、積極的に取り組みを進めている地域に対し、せっかくの制度が生かせない地域もあり、そのために双方の格差も広がっています。管理運営を集落一体で取り組みができるように制度化すべきと考えますが、市長の見解を伺いたしたいと思います。

次に、遊休農地、耕作放棄地の実態調査と解消対策について、農業委員会会長に伺います。

たくましく育つ稲穂の景観は、いつ見ても、だれが見ても心が和む環境にあります。一方で、国の政策で捨てられた田畑は、草木が伸び放題、そこから発生する病虫害、農地への日照や農道、水路への障害などで、さらにその周辺農地では荒廃箇所がふえ続ける。これは、この国の農業政策によるひずみが、荒廃農地を増大させる原因をつくり出しています。ある農家は、我々農家は、農政と時代に合わせ耕地の整地や作物の転換など、繰り返し努力を重ね経営をしてきたが、限界だ。しかも不安なのは、借り手を探しても見つからない農地の管理だと言います。

これらの実態は、2005年農林業センサス結果によると、寒河江市の耕作放棄地面積は、5年前の2000年に比べ1.6倍増の192ヘクタールとふえ続けています。一般的に、耕作が限界となれば、農地管理も放棄状態になってしまうのが実態であります。そのために、将来とも集落の負の遺産とならないように適正な対策が必要と考えます。これらの田畑を負の遺産として切り捨てるのではなく、その魅力を探り直し、新たな対策を講じていくべきです。そのためには、遊休農地の実態調査と、特に農地への復元可能性について状況調査を実施すべきと考えますが、この点について見解を伺います。

次に、遊休農地が年ごとに拡大しており、近年は、優良農地であっても耕作されないなど、これまでは想像できなかった現象も生まれています。このことから、実態調査を実施し、優良農地は農地として活用し、条件が悪化している農地については用途の変更をするなど、対応も検討すべきだと考えます。

そこで、遊休農地解消に向けて解消対策要綱を策定し、積極的に遊休農地の解消を図っていくべきと考えますが、見解をお伺いいたします。

最後に、農地法は、農地の所有や利用という農地の根幹となるルールを定めています。農振農用地の耕作は、基本的に一定の農地を所有し、農業を営む農家に限定されています。本市の農地の利用状況を見ると、兼業に伴う労働力不足や農業従事者の高齢化などで、耕作放棄、遊休化する農地がさらに増加傾向にあります。

一方、間もなく団塊世代が職場定年を迎えることとなります。この方々を含め、都市と農村の交流を進める目的から、市民農園の開設に向けて特例の法律、特定農地貸付法が、この9月1日に施行されました。これらは、特定農地貸し付けの実施主体の拡大が盛り込まれ、地域住民などが協定を結ぶことで市民農園の開設が可能となりました。そこで、この制度を生かし、遊休化している農地の利活用を促進すべきと考えますが、この点について見解を伺って、私の第1問といたします。

新宮征一議長 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 何点かの御質問がありました。順次答えてまいりたいと思っております。

まず、品目横断的経営安定対策への指導と支援体制についてでございます。

品目横断的経営安定対策では、大豆以外は該当ならないので新たな対策が必要ではないかとの御意見でございますが、品目横断的経営安定対策は、現在、品目別に講じられている経営安定対策を見直し、施策の対象となる担い手を明確化した上で、その経営の安定を図る対策で、御案内のように平成19年度から実施されるものであります。

対策では、これまで全農家を対象としまして、品目ごとの価格に着目して講じてきた対策を、4ヘクタール以上の認定農業者や20ヘクタール以上の集落営農組織などの担い手に対象を絞り、その経営の安定を図るもので、麦、大豆、てん菜、でん粉原料用バレイショの4品目が対象となっており、本市では適作として大豆が対象となりますが、本市の水田農業ビジョンの中で最重点作物として定めている大豆、エダマメ、ネギ、アスパラガス、花木の5品目の作付については、地域の特色ある水田農業の取り組みを支援する産地づくり交付金等を導入し、対策をとってきたところであります。

この産地づくり交付金については、これまで同様、平成21年度まで継続されることになっておりますが、平成19年度以降の対策については見直しを行うこととしており、注意深く経緯を見守っていく必要があると考えております。

次に、指定品目の栽培が困難な地区に対して、その他の農産物の振興を図る取り組みが必要ではないかとの御意見でございます。

今、JA農協の各支所ごとに、全地域の設立を進めているところの農用地利用改善組合の中で、適地適作を検討していただき、今後、水田農業ビジョンの最重点作物に位置づけるなどの方策を経て、作付及び生産の振興を図っていきたくと考えております。

それから、農用地利用集積を図るためにも農地利用集積推進要綱、これを作成してはどうかというふうな御意見でございますけれども、現在、全地域への農用地利用改善組合の設立に向け、設立準備委員会等が各地区で精力的に動いている状況でございます。その地域での話し合いの中で、地域の農地をどのようにしていくのかとみずから考えながら、農用地の利用調整、いわゆる集積というのを図っていくべきこととございまして、要綱の作成については考えておりません。

次に、集荷円滑化対策の格差是正でございます。答えます。

まず、今年の集荷円滑化対策の実施状況についてお答え申し上げます。

新しい米政策が2年目に入ったわけでございます。ことしの10月15日現在の作況指数は、全国、山形県、村山地域のすべてで作況指数が101となり、豊作による過剰米を主食用以外に区分出荷し、供給過剰による米価下落を防止するため集荷円滑化対策が実施されたところでございます。JAでは、全員参加型の過剰米対策を目指し、100%の区分集荷を達成したとのこととあります。

作況指数102については、9月15日に発表された数値を採用したものでありまして、その結果、3,314袋、1袋当たり30キログラムでございますが、その集荷が図られましたが、10月15日に発表された最終作況指数が101となったことから、過剰集荷数量が1,599袋となったわけでございます。よって、その差でありますところの1,715袋を農家の希望により主食用米として出荷するか、申し出のある場合は返却するなどの対応をしているところでございます。

次に、地域の実態に即した傾斜配分の方法を設定して云々ということでございます。そして、格差是正を図るべきではないかという御意見でございます。

それにつきましては、県内においては、一部を除いてほとんどが一律の基準を採用しており、本市の配分基準単収につきましても、寒河江市水田農業推進協議会において、農業共済組合が定める本市の平均水稻共済単収、1

0アール当たりでございますが、581キログラムを採用することに決定がなされたものでございまして、今後とも、この方針でいくものと考えております。

それから、中山間地域のことについてのお尋ねがございます。中山間地域等直接支払制度の要件緩和でございます。

新たな制度でどんな点が緩和されたかというふうな質問でございますが、制度の対象となる農用地の要件の一つとして、一つの団地については、農用地面積が1ヘクタール以上で、かつ農用地が連担していることとなっており、これまでは道路や水路で分断されている農用地は道路や水路で区切って、それぞれの農用地面積が1ヘクタール以上であることとされておりました。それが、本年度からは、団地間に水路、農道等が介在し、分断されていても、営農上の一体性を有するとして一つの団地として該当することとなったわけでございます。

次に、8団地で協定締結が困難となっている具体的な理由は何かというふうなことでございますけれども、本年度は、五つの集落が協定を締結しており、協定締結集落は、昨年度より4集落少なくなっております。また、集落内の団地数は、幸生と田代集落で合わせて四つの団地が新たにふえ、留場、楯、慈恩寺、清水山集落で合わせて12団地が事業を取りやめ、その結果、昨年度より八つの団地が少なくなったものでございます。御承知かと思います。

これまでに、制度の改正内容等について、集落全体で説明会を開催しながら、事業継続について地元関係者にお願いをしてきたところでありますが、農道それから水路等の補修整備が第1期事業で既に完了済みであること、それから、現在は耕作を行っているが、今後5年間の耕作継続には不安があること、それから、不安があることで団地内で耕作することができなくなった人が出た場合、団地内の耕作者が耕作を引き受けることは限度があることなど、それぞれの集落及び団地の事情により少なくなったものでございます。

しかし、事業を取りやめた団地では、これまで同様、耕作を継続しており、農業生産活動を通して中山間地域の保全に取り組んでいただいているところでございます。

次に、管理運営が集落一体で取り組めるよう制度化すべきではないかという御意見でございます。中山間地域等直接支払交付金事業は、国・県の補助事業でございます。国・県が定める交付要領等の基準に基づき実施しております。市としての独自の制度化はできないことになっております。

しかしながら、これまでの集落協定は、対象農用地の耕作者間の協定でありましたが、本年度からは、集落内の農家などを含む集落全体の協定に変わりました。そのため、集落に支払う交付金の共同取り組み活動分の使途割合を、これまでの5割以上から8割以上に引き上げた集落協定を締結していただきました。その結果、協定に基づき、集落全体での水路、農道の維持管理及び景観形成のための花の植栽等を行いながら、中山間地域の保全に努め、集落の活性化に向けた取り組みができるようになったところでございます。

次に、中山間地域等直接支払制度を活用して遊休農地の解消を図るべきでないかという御意見もございました。

中山間地域等直接支払制度では、集落協定の中で既耕作放棄地を協定の対象と定めることについては、集落の判断にゆだねられておまして、集落協定に位置づけた場合には、事業最終年度の平成21年度までに、既耕作放棄地を、作物が栽培できる状態に復旧することを条件に交付金の交付対象とすることとしております。

しかし、これまでの第1期事業の実施による農用地の保全管理により、対象となる団地周辺での耕作放棄地は余り見られないこと、地元集落では、5カ年間の間での既耕作放棄地の復旧については困難であると考えていることから、交付対象農用地には含めていないのが現状であるところでございます。

私の方からは以上でございます。

新宮征一議長 農業委員会会長。

〔佐藤勝義農業委員会会長 登壇〕

佐藤勝義農業委員会会長 おはようございます。

農業委員会の佐藤です。議会での答弁は初めてでございますので、よろしくお願いを申し上げます。

ただいま御質問の遊休農地の実態調査と解消対策についてお答えをいたします。

遊休農地の解消については、農地を守る農業委員会としても大きな課題であります。遊休農地は、隣接農地への悪影響や無断転用などのおそれもあることから、農業委員会では、平成11年度に大規模な遊休農地の実態調査を実施しております。この調査は、農業委員みずからが地区担当農地を現地調査し、遊休農地の場所を具体的に図面化するとともに、遊休化の原因や今後の活用計画について、直接所有者からの聞き取りを実施したものであります。

この調査結果によりますと、遊休農地の約4割が白岩地区に所在し、さらには、高松、醍醐を加えた西部地区全体では、約4分の3を占めている状況でありました。

遊休化の原因としては、まず、労力不足が約7割と最も多く、次に、耕作不便が約2割を占めている状況でありました。

また、今後の活用計画については、現状維持、不耕作が約6割を占め、悲観的な感触を持っていることがうかがえました。一方、貸し付けを希望する方も約2割程度おりましたので、地区の農業委員があっせん活動を行い、一部について、遊休農地の解消を図ることができました。しかし、それでも思うような成果を出し得なかったというのが現状であります。

その後、平成16年度に農地パトロール運動月間を設定し、農業委員みずからが現地調査を実施した経過がございますし、今年度も、先般、これは11月中旬でしたけれども、農地常任委員会の活動の一環として遊休農地の現地調査と、その検討会を実施したところでございます。その調査結果につきましては、現在取りまとめ中でございます。

遊休農地の解消につきましては、さまざまな角度から検討しなければならない課題であると思いますが、現在、市内J A各支所単位において集落座談会やアンケート調査などを実施し、集落営農の核となる農用地利用改善組合の設立に向けた話し合いを進めているところであります。既に設立された組合の中には、独自に遊休農地実態調査を実施し、約80アールの遊休農地を解消した組合もございます。

今後は、こうした各地区の集落営農活動の中でそれぞれの実態を把握し、各地区に見合った遊休農地解消の有効な手だてを検討していくことが大切なことではないかと考えております。

次に、遊休農地解消対策についてですが、他市においては、遊休農地の解消を図る手だてとして遊休農地解消対策事業補助金交付規程を設けていると聞いておりますが、その成果を見てみますと、依然として遊休農地の増加に歯どめがかからず、根本的な解決にはなっていないというのが現状のようであります。したがって、農業委員会におきましては、集落営農活動の中での対応に期待したいと考えているところであり、農用地利用改善組合の設立運営を積極的に支援しているところであります。

次に、特定農地貸付法を活用し、遊休化している農地利用を促進すべきではないかという御質問ですが、この特定農地貸付法につきましては、本年9月に一部改正され、これまで地方公共団体やJ Aだけにしか認められていなかった市民農園の開設が、農地の所有者や農地を所有していない民間非営利団体なども開設できるようになったことは御案内のとおりであります。地方公共団体やJ A以外のものが市民農園を開設しようとする場合は、市と開設者との間に貸付協定を締結するとともに、貸付規程を作成して、農業委員会に申請し、承認を得なければならないことになっております。さらには、貸付対象となる農地は10アール未満の農地で、しかも、営利を目的としない農作物の栽培に使用することや、5年を超えないことなどが条件になっているようであ

ります。

今、多様な担い手によって農業を支えていくことが求められてきている中で、遊休農地解消の一つの手法として、この特定農地貸付制度の周知を図り、活用できるように体制を整えていくことは可能なことだと考えております。しかしながら、この制度の活用を図る上で、周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用に影響を及ぼすことがないかどうか、適切に見きわめていく必要があるのではないかと考えております。

いずれにしましても、各地区の集落営農活動の中で地域課題と含めて、一緒になって検討していかなければならないと考えております。以上でございます。

新宮征一議長 松田 孝議員。

松田 孝議員 どうも、1問目の答弁、ありがとうございました。

第2問に入らせていただきます。

今、第1問でも申しあげましたけれども、農産物の価格の低迷で、農家自体、非常に困っている状況があります。それで、今回のこの品目横断的経営安定対策事業の取り組みが非常に大事な時期ではないかと思っております。

これまで減反政策を続けてきた中で、今まで作物を作付するだけで補助金をもらっているという農家がほとんどでした。しかし、これが今後対象にならないということですが、これまでの国の政策に対してもいろいろ異論あるんですけども、この寒河江市でも、そういう減反政策に対して、作付だけすれば補助金を出すということをやってきたことに対して、農家自身が生産意欲をなくしているんですね。ですから、この辺をやはり今の時期に改革をしないとい、農家の人の頭を改革してもらわないと、非常に難しい状況だと思っております。ですから、幾ら行政とかJAで何かいい品物を作付できるように指導しても、なかなか乗らないと思うんです。

ですから、今回の補助金制度が、一番の改革の目玉みたいになっているんです。ですから、この辺について、もう少しじっくり農家の方と対話をして、やはり作付、出荷、販売まで結びつけるような条件整備をお願いしたいと思うんですけれども、この条件づけをするには、販売までいかなないとなかなか難しいんです。

私もこれまで、花巻市の農用地の利用改善組合で日本一になったところなんですけれども、ここでやっているのは、この地域は穀物地帯で、ほとんどが水田農業と、あと酪農関係だけなんですけれども、そのほかに減反に何を栽培するかということで非常に悩んだそうです。そして、この地域では、雑穀と言いますけれども、一般的にね、五穀を栽培して、そして農機具などもやっぱりこの五穀を栽培することによって、今のコンバインとかなんか、いろんな形で活用できるものを使うように方向づけしたんですね。だから、コンバインなんか、古いのを、網目をただ交換しただけで非常に効率的な作業ができるということで、非常に評価が高いわけです。そして地元でも、これを道の駅やいろんなところで加工販売をして、今かなりの収益を上げております。

ですから、この寒河江地区でも、紅秀峰の里ということで今奨励していますけれども、こういうものとか、やはり具体的に、適地適作と先ほどありましたけれども、そのほかに今までの転作の考え方ではなくて、本作へ移行するような形に持っていくべきだと私は思いますけれども、この辺についても、市長のこれからの取り組みについて見解を伺いたいと思います。

それから、集落営農に関して、今各集落で、白岩地区なんかは座談会を開いて、そして説明会をしているいろいろ進んでおりますけれども、なかなか実態が見えなくて、説明する方も受ける方も、なかなかこの内容がわからなくて進んでいない状況もあります。そのために、やはりいろいろ担い手とか認定農業者の研修制度でいろいろ説明、勉強会をしているようなんですけれども、まだまだ広がらないんですね。これを来年度、18年度まで立ち上げないと、この制度に乗ることができないんですね。

ですから、この冬の3月までが一番農家が忙しくない時期ですので、この辺が勝負だなと私は思っているんですけれども、この取り組みに対しても、ある程度市の方で、やはり資金的な援助も必要だと思います。それから、ある程度の指導力を持って指導をしていただきたいと思いますけれども、今年度から、強い農業づくり交付金というのを国の方で新設したわけなんですけれども、これは今ですと、寒河江市では三泉がモデル地区になっているんですけれども、そこにしかこの交付金は配分されていないんですね。ですから、全地区にこういう交付金が回るように来年度予算に要望していただきたいと思いますけれども、この辺についても市長の見解を伺います。

あと、農地の集積推進要綱については、一般的に考えれば、今の集落営農の中で協議していく一つの課題ではあると思いますけれども、実際、やはりいろんな地域のエゴとか、いろんなトラブルがあって、「あなたに貸し

出できない」とか、いろいろ難しい条件があります。ですから、行政の側である程度線引きをしてくれないと農地集積は非常に困難だと思います。そこで私は、この農地集積推進要綱をつくって、この認定農家や担い手に農地が集積できるように推進を図るための一つの提案であります。ですから、今後、19年度ぐらいまでには、やはり具体的なこういう内容をまとめていってもらいたいということで提案を申しあげたんですけども、この辺についても再度、今後検討をしていただきたいと思います。

今特に、認定農業者とか、認定農家に対しては、農地保有合理化事業というのを立ち上げているところもあります。これは、まとまった農地を貸し出す農家に対して、小作料を貸し出す方にも段階的にプラスするというような制度があるんですけども、これは名古屋の安城市で今実施しているんですけども、40ヘクタールから80アールの場合で、標準小作料に10%上乗せする、そして、80アール以上の方には20%を上乗せする、こういう取り組みをしている地域もあります。

ですから、この推進要綱とともに、こうした事業も今後私は必要になってくると思いますので、この辺についても改めて見解を伺いたいと思います。

それから、集荷円滑化対策で、ことしの作況指数が101となったことで1,599袋ということでもありますけれども、実質100%完納したわけですけども、これが当初の計画で103になった場合、非常に大きな数字になってくるわけですけども、この数字で果たして……。今北海道地区なんかは、ことし大豊作で109になったんです。それで、この過剰米出荷に対しては非常に今異論が出ているんです。こうなった場合に、結果的に出荷が不可能な農家が多く出るんですね。ですから、こういう対策のために、もう少し慎重な取り組みをしてもらわないと、なかなか実態からかけ離れた今の状況であります。

特に、作況指数がありますけれども、その中で、田代幸生あたりは6俵から8俵ぐらいしか出ないんですよ、実際。8俵出ても、六八、四十八で480キロですよ。だから、100キロぐらい数字が違うんです。これによって過剰米対策をしると言えば、相当な負担がそこにかかるんです、市長。ですからこの辺とか、あるいは逆に、この580キロを一律に掛けていることに対して、減反面積もそれに比例してきているわけなんです。そうすると、生産が480キロであっても、580キロの計算で来るという流れになっていて、非常に山間地域では極端な格差が生じているんですね。ですから、ここを市長には直してもらいたいです。

市長は、寒河江市の営農対策推進協議会の会長をやっていますけれども、その中で協議する前に、この試案は、行政がある程度たたき台をつくって、その推進協議会に諮るわけですから、ここできちっと行政の方で取り組みれば、段階は正は可能なんです。このことをやっぱりもう少し真剣に取り組んでいただきたいと思います。

今、10アール当たり10キロ減らすことで1.8%の作付がふえるんです。そうすると、60キロの格差がある場合、約1割の作付が可能になるんです。ですから、100キロでは18%、約2割近くの作付が可能になるわけです。そういう格差是正をやっぱりしていってもらわないと不満ばかりで、この辺について市長から再度お聞きしたいと思います。

あと、中山間地域等直接支払制度に関しては、非常にやっぱり高齢化している、そして5年間継続するというのは非常に困難な地域も見えてきております。ですから、この辺については無理なのかなとは思っておりますけれども、ただ、意欲ある農家に対しては、もっと真剣に取り組んでいただきたいと思います。

私今回、11月8日に農水省との交渉で、もう少しこの制度の要件緩和をしてほしいということで要望をしてみました。その中で、私に対する回答は、こういう内容です。「集落ごとにやる、地域ぐるみと一体となる活動でやっていただきたいというところから要件をつくったということですが、集落ごとにとった活動で営農性の一体化が確認できれば、耕作の方が共通であるとか、あるいは営農の状況の中で、共同作業を行っているということで関連性がとれるのであれば、必ずしも連担でなくとも条件選定は可能だということでありま

す。そして、極力集落の調整の中で取り組むように目標を決めていただきたい。利益に関連する人だけが、おれの土地、おれの道路、おれの水路だといったような小さな見方で取り組んでいただくということではなく、共同の精神を持って、集落皆で話し合いを持って、なるべく地域の方皆が参加できるような形で御協力をお願いしたい」、こういう内容になっております。

ですから、国の施策だから具体的に難しいという制約はいろいろありますけれども、もう少し地域で一体に取り組んでいる状況であれば、やはり今回、幸生地区であったんですけども、道路要件が、道路の幅が2メートルだからできる、4メートルだから一体にできないとか、今、そういうことまでまだこだわっているんです。ですから、国のこの農林水産省の農村振興局の地域振興課課長補佐、福井さんという人が答弁したんですけども、やはり、具体的に地域で一生懸命取り組んでいて、ここが該当にならない、ここは該当になりますよでは、ちょっと矛盾したこの制度であると思いますので、この辺について、もう少し積極的に取り組んでいただくようお願いしたいと思います。これについて見解があれば、お願いしたいと思います。

それから、遊休農地対策の一つの中で、第4次振興計画の中ですけれども、この中山間地域形成で、林業振興の一環として遊休農地などの活用による特産林産物の生産振興を努め、活性化を図るとしてはいますが、この取り組みを、これまで10年間の間になさったのかお聞きをしたいと思います。

それから、農業委員会の会長にお願いしたいと思いますけれども、遊休農地対策は、いろいろ今回、11年度から取り組んだようでもありますけれども、取り組みっ放しで、やはり具体化に向けて何をやるのかというのが見えてこないのが今の実態であります。5年間で相当、1.6%ほど増加しているんですけども、改めてその対策をやっぱりと必要があると思うんですけども、先ほど答弁ありましたけれども、天童市あたりの状況を評価しての答弁だったと思いますけれども、しかし、あの取り組みによって、ある程度の優良農地だけは農地として確保できたんじゃないかなと思っております、私は、ただ、もう農地として不可能な地域は、やはり取り組みをすることは困難であります。ですから、この辺について、もう少し線引きをして取り組む必要があると思います。

ただ、18年度からこの遊休農地の解消対策をきちっと要綱づけるように国からの指導がなってきたと思うんですけども、その辺について、今後の寒河江市の取り組み状況を伺いたいと思います。

そして、市長にですけれども、この遊休農地に対して、結局解消するには、ある程度費用がかかると思います。今、南部地区などでもこの遊休農地解消のための努力をして、作業をしていますけれども、やはり整地するには、抜根処理とかいろんな経費がかかるわけです。その辺ぐらいは行政で、この取り組みの中で予算化をお願いしたいところでありますけれども、この辺について、市長の考え方をお聞きして第2問といたします。

新宮征一議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 何点かまた再質問されました。

一つは、今の転作を作付すればお金がもらえるから、そういうことはおかしいのではないかというふうなことでございますけれども、これは国のやっている施策の一端でございます、市でどうのこうのとは、はっきり言って申しあげられないものだろうと思っておりますけれども、農家してみれば、作付だけすれば、少しはもらえると、支給できるということでやっている。じゃあ、別な作物に転換して、それを継続して栽培から、あるいは収穫、そして出荷までと、こういうように持っていけばいいんでしょうけれども、そういう能力といえますか、そういうことができない農家、いわゆる兼業農家なりがありますから、結局そういうことになっていくのじゃないかなと。

国としては、幾らかでも、何といえますか、田んぼを荒らさないようにと、遊休農地を出さないようにというふうなことでの補助制度かなというふうな気がしておるわけでございますけれども、じゃあ、別な品目に変えてそれをというのには、非常に今は難しい状態で、今度つくってそれを出荷しましても、まとまりのあったものでなければ市場では受け付けないということがありますし、あるいは継続して出さなければならぬということだ出てくるわけでございますので、そういう流通の面までいろいろ考えていくということになりますと、非常に難しい問題だろうと、このように思っております。

それから、19年度からスタートするこの強い農業づくり交付金でございますが、これにつきましては、まずは産地競争力を高めようということが一つのねらいとしてありますし、経営力の強化ということもねらいの一つだろうと思います。そして、このできたものの流通の合理化ということもねらいだろうと思っております。そのうちの経営の強化事業としましては、いわゆる担い手の育成ということになるわけでございます、その担い手の育成ということでは、寒河江市におきましては、南部と三泉でやっておりますところの農用地の利用改善組合の育成指導と、こういうことも事業の中に入っておるわけでございますので、これらを十分にうまく使ってと、このように思っております。

ただ、この事業主体は、市町村はなれないわけございまして、地域農業担い手支援センター、これは県の方の総合支庁単位につくるというふうな、これが事業主体ということになっておりますので、十分県の方との連携をとりながら進めていこうと、こう思っておるところでございます。

それで、じゃあ、その担い手支援センターというのは何をやっているかといえますと、いろいろ集落強化、モデル事業、いわゆる三泉のようなものに対する補助金を出しているわけでございますし、また、ライスセンターのリング生産組合の事例先進地視察とか、あるいは農用地の利用集積マップづくりとか将来ビジョンの作成と、こういうものをやっておるわけでございます。17年度は三泉でやっておるわけでございますけれども、18年度、来年度につきましてはまだ決まっておりませんが、こういうものをうまく活用するということが必要だと、このように思っております。

それから、農地の集積ということでございますけれども、今取り組んでいる地域があるわけでございますけれども、私も、やっぱりこれからの農業というのは農地の集積というものが大切だと、このように思います。団地化といえますか、広い面積にした中での農業というものをやらなければ、農地を集積しなければ、これから非常に経営的にも難しくなるだろうと、このように思っております。

話はちょっとそれですが、第5次振興計画におきましても、地域の再生計画とか、あるいは地域の振興というふうなことを大きくうたっておるわけでございますので、そういう中での地域づくり、地域の再生、地域

のまとめ、共同というものが、より一層求められてくるものと思っております。ですから、農用地の活用推進協議会、委員会とありますが、そういう利用改善組合というものを二つばかりじゃなくて、ほかの地域も十分育てていかなければならないなど、このように思っております。

それから、過剰米云々のことがございました。これにつきましては、第1問でもお答え申したとおりでございます、配分方法が異なっているというのは、一つの町だけでございまして、ほかにはないわけなんです。

それで、この配分基準というふうなものを、市内一本じゃなくて何本かに分けてと。田代とか、あるいは里前などと分けるといふふうに考えられると思いますけれども、小作料につきましても分けておるから、分けられるんじゃないかなということだろうと思いますけれども、いろいろ問題あるわけございまして、いわゆる何といひますか、単収面積が云々ということになりますと、今度作付面積が多くなるといひますか、そういう反当たり収量が少ないということになりますと、今度作付面積が多くなるのではないかなというふうな懸念も出てくるわけございまして、いろいろそういう絡みもございまして、現在は一本にしているということで、傾斜配分というふうなことの考えはとっていないということございまして。

それから、中山間地域と、それから林産物の問題だろうと思いますけれども、現在におきましても、ワラビ園の整備とか、あるいは山林オーナー制度というふうなものを採用しておるところがあるわけございまして、そして中山間地を何とか活性化しようとしておるわけございまして、遊休農地を活用したところの具体的な取り組みというふうなことは、非常に難しいと思われまして、実際にやっているところもほとんどないということございまして。

したがって、先ほど申しあげましたところの農用地の利用改善組合というふうなものを組織して、その地域の中でいろいろな知恵を出し合って、議論を進めていただいて、この地域では何をとり上げていいのか、何を一緒にやれるのかというふうなことを御議論してもらえればなど。いわゆる先ほど申しあげたように、地域の活性化、地域の再生、地域の協働というふうなことを、こういう面でもやっていただければなど、このように思っております。

それから、遊休農地の解消について、市の補助金といひますか交付金と、こういうふうなことがありましたけれども、現在のところ、そこは考えておらないところでございまして、あくまでも地域でいろいろ事情、大変難しい問題、それに携わる方々もだんだん少なくなっていくとか問題もあろうかと思いますが、あるいはどこまで遊休農地を改善できるかと。先ほど言いましたように、直接支払交付金を受けるところの集落あるいは団地数も減ってきておる状況なものでございまして、そういう実態を見た場合に、どのように対応するかというのは非常に難しい問題かなと、このように思っております。

御質問何点かありましたけれども、以上でございます。

新宮征一議長 農業委員会会長。

佐藤勝義農業委員会会長 遊休農地の解消が進んでいない。具体的な対策というふうなことだと思いますけれども、農地法の一部改正で、市町村基本構想の見直しという改正の内容で、基本構想において遊休農地及び遊休農地となるおそれのある農地で、農業上の利用の増進を図る必要があるものについては、要活用農地と位置づける一方で、要活用農地といいますのは、ここでは平場のことを指していると思います。そしてまた、農地として利用の必要性に乏しいものは、山林等への転換に振り分けましてすることも所有者等の意向を確認しながら、先ほど市長の答弁の一部で触れておりましたワラビ園の整備とか、山林オーナー制度等の遊休農地を活用した取り組みなども、これから立ち上げてまいりますところの利用改善組合、こちらの方と十分話し合いながらこの解消に努めていかなきゃならないと思っておるところでございます。

新宮征一議長 松田議員。

松田議員に申し上げます。

残り時間が少なくなっておりますので、簡潔にお願いします。

松田 孝議員 じゃあ、1点だけ。お伺いします。

過剰米対策の中身、もう少し市長に勉強していただいて、やっぱり地域振興にかかわる問題ですよ、これは一生懸命取り組んでいるのに対して、やはりこういう簡単な対策、事務的な手続をすれば簡単にできるんです。今、国でも、18年度の配分について、格差是正を求めるということを指導しているんです。

一般的にこの面積要件、10アール当たりの換算要件がふるい目というか、統計が、共済と統計情報センターあたりのやり方が違うんです。これを見ますと、共済の方は1.8、統計調査の方は1.7なんですね、ふるい目が。それによって実際、生産量が相当違うんです。それが基準になっていますけれども、寒河江市では、共済が中心になっています。これを、もう少し現実に即した対応をしろということで、18年度対策から実施しろと出ているんですけれども、これは当然事務的にしなければならぬ事業だと思うんです。

ですから、その中で今回のような格差のついているところについては、やはりこれを含めてこの協議の中に入れていくべきだと思いますけれども、再度、この市長の見解を伺いたいと思います。

以上で私の質問を終わります。

新宮征一議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 ふるい目の話まで出てきましたから、その辺が具体的に1等米、2等米あるいは過剰米までになってこようかと思えますけれども、その辺は十分JAとか、あるいは共済組合とかと議論して、また、農業推進協議会というふうな中で議論していかなくちゃならない問題だなと、このように思っております。

石川忠義議員の質問

新宮征一議長 通告番号8番、9番について、8番石川忠義議員。

〔8番 石川忠義議員 登壇〕

石川忠義議員 おはようございます。

質問に入ります前に、先月発生しました広島市安芸区の小学1年生、木下あいりちゃん、また、今月2日に発生した栃木県今市市の吉田有希ちゃんが、下校時、誘拐、殺害されました。絶対あってはならないことでありませぬ。御冥福をお祈りしますとともに、犯人の早期逮捕を願うものであります。

本市においては、学校と地域が一体となり、子供たちを守らなければなりません。市民の皆様の御協力を願うものであります。

それでは、通告番号8番、9番について、8番、行政改革について、9番、18年度予算編成について御質問させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

本市は、平成18年度より10年間、21世紀の期首に当たる骨太の方針となる第5次寒河江市振興計画基本構想を公表いたしました。それと同時に、行財政改革大綱も作成いたしました。

さて、2001年4月に誕生した小泉政権は、ひたすら構造改革の必要性を声高に主張してきました。恐らく構造改革というのは、人、物、金などにかかわる国家全体のシステムを変えようというものであります。

小泉内閣の発足時、日本社会は大変な閉塞感に覆われておりました。バブル崩壊以降、日本経済は低迷の一途をたどり、まさに平成大不況と呼ぶにふさわしい惨たんたる状況でありました。信じられないような大企業が次々と経営破綻に追い込まれ、失業者は、瞬く間に急増しました。

小淵・森内閣は、財政構造改革を棚上げして、景気対策にひた走りました。それでも景気は一向に浮揚せず、失業者は過去最高の水準に達し、経済不況の長期化により、国民生活はひどく傷つけられたのであります。そして、構造改革なくして景気回復なしという小泉内閣が誕生いたしました。

構造改革の司令塔として内閣府に設置された経済財政諮問会議をフルに活用し、財界や民間のエコノミストを結集したこの会議は、例年6月に経済財政運営及び経済社会の構造改革に関する基本方針である骨太の方針を策定したわけでありませぬ。その趣旨は、御案内のとおり、21世紀にふさわしい経済社会制度を確立するために改革なくして成長なしとの信念のもとで、経済、財政、行政、社会などの分野における構造改革を進めることにあります。

2001年に発表された骨太の方針では、まず、経済再生の第一歩として不良債権処理の抜本的改革が挙げられ、聖域なき構造改革を掲げて、七つの改革プログラムが提示されたわけでありませぬ。その一つが市町村合併及び国庫補助金・負担金の整理・合理化などを志向する地方自立活性化プログラムでありました。

2002年の方針では、まず、悪化傾向を続ける経済と財政のトレンドに、一定の歯どめをかけることに成功したとの認識が示されておられます。そして、国庫補助金負担、交付税、税源移譲を含む三位一体の改革に多くの議論を呼び、最近では、2004年度から3年間で4兆円の補助金削減、3兆円の税源移譲の目標達成が決定はしましたが、全体としては、まだまだ五里霧中の感があります。

2004年は、集中調整期間の仕上げ、2005年と2006年は、重点強化月間と位置づけておられます。前期では、早期デフレ克服を目指しており、後期では、新たな成長基盤の重点強化を図ると目標が掲げられておられます。骨太の方針の推移から読み取れることは、日本経済がデフレを脱却するのに相当の時間を要したということでありませぬ。

そこで、本市においても、以上のような観点から市・町の合併にも取り組みましたが、実現せず、独自の道を真剣に検討した中で、このたび、寒河江市行財政改革大綱ができました。この大改革は痛みを伴いますが、市民

の協力と理解を得ながら成就しなければなりません。議会においても、行財政改革検討委員会を設立し、計7回にわたり本市の行財政改革の方向性について検討を重ね、4月下旬に検討報告書を提出しております。報告書を多岐にわたり検討されましたこと、また、取り上げていただきましたことに敬意を表します。

この大改革の必要性をよく理解していただくために、新たな市民サービスの動向ときちっとした市民に対する改革啓蒙について、どのようにお考えなのかお伺いいたします。また、この改革による財政効果についてお伺いいたします。

この大綱によりますと、5年間による職員数の削減、人事院勧告による報酬の見直し、収入役の廃止、組織の統合、業務の民間委託、指定管理者制度導入等、改革と節減策があります。

議会の改革については、本年6月29日、寒河江市議会議員定数等検討委員会を設立し、11月30日まで計10回の会議を重ねました。各会派から提示された多くの改革案を、代表者会議にゆだねる案、議会運営委員会にゆだねる案に区別し、当委員会で検討した項目は、一つ、議員定数の見直しについて。二つ、議会活性化については、9項目にわたりました。

途中、本市町会長連合会より、議会改革に対する提言書をいただきました。後日、同連合会との話し合い、また、6団体との話し合いを重ねてまいりました。その際、多くの御提言をいただきまして、深く感謝申し上げるところであります。11月30日を最終検討委員会と定めて、最終審議の結果、定員は、19年度の統一選挙より、現行21名より3名減の18名といたしました。

私ども緑政会は、あくまで議会が果たす役割に支障を来さない定数とし、また、民意も取り上げるべく議員定数とし、議会人として市民の声を最大限に拝聴し、先んじて改革する必要があると判断し、緑政会14名の全員一致の決断であります。また、全会一致では、市民がだれでもひとしく立候補できるように、公営選挙の導入、行政視察費、議会運営委員会視察費の大幅な削減等々、一致を見るべきものが大でありました。これらについては、委員会で慎重審議した結果でありますので、当局の御理解と実現をお願いするものであります。

以上のような行財政改革によって、財政効果はどのくらいなのか、また、この改革によって、次の財政指数はどれくらいを目指すのかお伺いいたします。一つ、経常収支比率、一つ、公債費比率、一つ、起債制限比率についてお伺いいたしますとともに、起債制限比率のピークはいつごろなのかお伺いいたします。

次に、通告番号9番、18年度予算編成についてお伺いいたします。

12月議会が終わりますと、どこの自治体も18年度の予算編成に入ります。さきに述べましたとおり、18年度は、三位一体改革の最終年度に入ります。17年度予算は、16年度の交付税及び臨時財政対策債で3億4,000万円減額されたベースに、なお、2億2,000万円の臨時財政対策債の削減を見込んでの予算であり、国からの収入減額もさることながら、本市の税財源の伸び悩み、ふえ続ける社会保障費の対応等深刻な財源不足の中での予算でありました。そして、本県の2006年度予算編成方針によりますと、予算要求の上限枠を設ける従来のシーリング方式を廃止し、すべての事務事業を義務と非義務に区分して行うようであります。

編成方針のポイントについては、三位一体改革の行方を注視しながら、財政の中期展望を踏まえて、持続可能な財政運営を目指し、財政の自由度を回復していくための対策を確実に実施するとしております。本市において、将来展望を見据えた上で、18年度予算編成でどのような基本方針で取り組むのか、また、18年度一般会計予算の総額はどの程度と考えているのかお伺いいたします。

次に、財政運営についてお伺いいたします。

自主財源が乏しく、ますます依存財源に頼らざるを得なくなっている今日の市町村財政であります。三位一体改革により、依存度の主体である交付税、補助金が削減されております。それを受けて、本市も、さきに述べましたとおり、本市独自の道を歩むために、画期的な行財政改革を18年度より敢行することになりました。交付税の減少分、臨時財政対策債も設けられておりますが、後年度交付金の補てんも縮小され、返済しなければならない債務的経費などで地方債にも限度があります。

本市にとりまして、増収対策として、今後どのような増収対策をお持ちなのか、また、自主財源の確保を目指しながら、税源移譲が進められる中、今後の財政運営をどのように行っていくのかお伺いいたします。また、このたびの振興計画と、行財政改革の中で経常的経費と投資的経費の予算配分はどのようにお考えなのか、御所見をお伺いいたします。

緑政会では、毎年、予算編成時に市民の声、要望をまとめ、提言をさせていただいております。ことしも市民の声を集約して、提言させていただきますので、よろしくお伺いいたします。

これで第1問といたします。

新宮征一議長 この際、暫時休憩いたします。

再開は11時30分といたします。

休 憩 午前11時15分

再 開 午前11時29分

新宮征一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 お答えいたします。

新たな行財政改革大綱の目指す方向というものは、御案内のとおり、市民との協働による自立した豊かな未来を創造する行財政基盤の確立としておるわけでございます。現在の厳しい財政状況において、また、難しい選択を迫られる中で、新しい時代の要請に的確にこたえ、サービスの向上を図るために、職員はもとより、市民の意識も変えていただき、協働により改革を進めていかなければならないと考えております。

大綱の策定に際しましては、市民の声を十分踏まえるため、また、市民の負担を伴うことがあることを御理解いただくため、大綱の原案策定前と大綱策定前に、各層座談会と各地区座談会を開催してまいりましたし、大綱に具体的な内容も盛り込んだところであります。

さらに、行財政改革推進委員会の審議内容を市報と市のホームページに掲載するとともに、大綱の全文も掲載するなど、情報の提供に努めてきたところであり、改革の必要性については御理解いただいているものと思っております。

今後、年内に行財政改革大綱の実施計画を策定し、できるだけ目標を明確にし、具体的な改革を推進してまいります。補助金の削減や事業の廃止・縮小などにより、市民に負担をお願いすることもあるかと思っておりますので、その場合は、さまざまな機会をとらえ、市民との対話の中で御理解をいただいで進めていかなければならないと考えております。さらに、改革の進捗状況も含めて情報提供に努め、改革について、より理解を深めていただくとともに、出前講座などを活用し、行財政改革について説明してまいりたいと思っております。

次に、行財政改革を行ったときの効果についてのお尋ねがございました。今申しあげましたように、現在、大綱の実施計画の策定作業を行っており、財政効果についても、積み上げを行っているところであります。そのため、全体的な財政効果をお示しするには、もう少し時間をいただきたいと思っております。

しかしながら、大綱において、組織の再編や民間委託の実施等により、5年間に40人の職員削減を行うこととしておまして、その部分、職員減に係る財政効果としましては、平成18年度から22年度までの5カ年間の累計で、概算で約14億円になると見ておるところでございます。

また、国の人事院勧告のみによるところの給与制度の改定に伴う財政効果ですが、これは、18年度から職員の給料を平均で4.8%下げるものでございます。経過措置がありますので、来年度から直ちに大幅な経費削減となるものではありませんが、経過措置がなくなれば、平成17年との比較で、年間およそ1億3,000万円の経費削減になるものと見ております。

次に、財政指数とか経常収支比率とか、公債費比率、起債制限比率の目標についての質問でございますが、これら財政指数の目標値を設定することは非常に難しいところですが、大綱の実施計画策定に合わせ、中期的財政見通しを策定する予定であり、その中で、おおよそその数値の見通しを設定する考えでありまして、現在、作業中でございます。なお、市債の元利償還金である公債費の額については、現段階では平成19年度がピークになるものと見込んでおります。

次に、18年度、来年度の予算編成についてのお尋ねにお答えいたします。

日本の経済は、バブル崩壊後の低迷の時期を抜け出したとされておりますが、地方にあっては、まだまだ景気の先行きが不安定な状況にあるかと思っております。現在は、国・地方とも、財政状況は、依然として極めて厳しい状況にあり、国の平成18年度概算要求基準では、歳出改革路線を堅持して、歳出の抑制を図るとされており、また、経済財政運営と構造改革に関する基本方針2005、いわゆる骨太の方針2005では、公務員の総人件費削減など、さらなる行財政改革を進めることとしております。さらに、これまで進められてきた三位一体改革は、平成1

8年度までで一たん終了しますが、19年度以降の第2期改革も取りざたされており、行革は、今後も一層推進していくものと考えられます。

こうした状況下での本市の平成18年度の予算編成ということになるわけでございます。

まず、歳入について申しあげれば、固定資産税の評価がえの年に当たるなど、税収の伸びが期待できず、また、地方交付税、臨時財政対策債については、今後とも縮減になっていくことは確実視されており、今後の歳入の見積もりは、予断の許さない状況にあります。なお、平成19年度からは、さらに税源移譲による所得税の減が、交付税の原資の減にもつながることから、交付税がますます減少していくということが予想されます。

歳出については、徹底した経費削減に努めてきたものの、市民の行政に対するニーズは依然として大きく、また少子高齢化に伴い、扶助費や国民健康保険、老人健康保健、介護保険の3特別会計への繰出金など社会保障費が年々ふえ続けるほか、平成18年度は、新たに国営かん排事業負担金が生じるなど、厳しい状況でございます。こうした中で、平成18年度は、第5次振興計画の目標とする将来都市像、「歴史と文化の織りなす気品ただよう美しい都市寒河江」の具現化に取り組むとともに、平成18年度から推進する行財政改革大綱を踏まえた上で、聖域なく、すべての分野において改革を断行していく必要があります。

このような本市財政状況及び行政推進の目標を十分認識した上で、今後の国及び県の予算編成並びに地方財政対策を踏まえ、自立と市民との協働の視点に立つ予算編成方針としたところでございます。

それから、18年度の一般会計予算の総額についてのお尋ねもございました。

総務省では、8月に地方財政計画の仮試算を出しております。この試算では、地方の一般財源の総額は前年度並みとしておりますが、昨今、交付税、臨時財政対策債の議論がなされており、それが年末の地方財政計画にどのように反映されるか、全く見通しがつかない状況であります。本市では、現在、各課からの予算要求が出そろいまして、査定に入ったばかりのところではありますが、今申しあげましたように、地方財政計画次第では、大きく変わる可能性があり、今の段階で、来年度の予算総額を申しあげるとは困難な状況でございます。

次の質問としまして、増収対策それから自主財源の確保についてのお尋ねがありました。

今、国において進められている小さな政府のさらなる進展により、地方交付税の一層の縮減が見込まれ、また、三位一体の改革に伴う依存財源の割合が縮小していくことから、今後、自主財源の確保は、ますます重要になってまいります。

自主財源の柱となる地方税については、三位一体の改革により、現在、所得譲与税として交付されているところの税源移譲分については、平成19年度から直接個人市民税への移譲となることから、税収確保が一層大切になってまいります。平成16年度の地方税制改正において、課税自主権が拡大したところでありますが、本市においては、法定外税の導入は行わず、これまで同様、産業の振興につながる施策の推進と企業の誘致に努めまして、税収の増につなげてまいりたいと考えております。

また、税額の増には収納率の向上が欠かせず、行財政改革大綱においても、新たに収納担当によるプロジェクトチームを組織いたしまして、収納率向上を図ることとしたところであります。

次に、財政運営になりますが、今後の財政運営につきましては、財源の有効活用そして市債借り入れの抑制を行い、健全財政の持続可能性を確保していくことが大きなポイントとなるものと思っております。まず、限られた財源を有効に使うためには、各種施策事業を選択する際、将来の見きわめ、そしてまたチャンスとタイミング、そして市民ニーズ、時代のニーズ、これらをよく勘案して、さらに効率性、効果性、必要性、行政と民間の役割分担などを十分に検討した上で選んでいくことが大事と考えております。

また、百年の大計として実施した駅前開発等の大型プロジェクト事業を初め、これまでの市民生活に密着した社会資本の整備に伴う市債発行により、その償還金である公債費はしばらく高どまりとなることから、また、少子高齢化に伴い、世代間の負担の不均衡も予想されることから、将来にわたり、財政負担となる市債残高が累積しない財政運営としていく必要があります。このため、投資事業を厳選するなど、起債の借り入れを極力抑えて

いきたいと考えており、予算配分は、投資的経費よりも経常的経費に重きを置いたものとならざるを得ないもの
と思っております。

このたび、行財政改革大綱を策定し、平成18年度からの第5次振興計画も間もなく策定完了いたします。こ
うした中での財政運営に当たりましては、行政の果たすべき役割を明確にし、限られた財源と人員の有効活用を行
うなど、これまで以上に徹底して行財政全般の改革に取り組み、持続可能で自立的・効率的な行財政運営ができ
るよう努めてまいりたいと思っております。以上です。

新宮征一議長 石川忠義議員。

石川忠義議員 第1問に対する答弁、ありがとうございました。

第2問に入らせていただきます。

行財政改革につきましてですけれども、非常に市民に対しても職員に対しても厳しい改革ということですが、当然今まで右肩上がりの高度成長経済が続いたわけですから、これからは安定経済に入っている中で、グローバル的にも、やっぱり全世界でもいろんな改革をしながら今日に至っているということは、皆さん御案内のとおりと思います。

そういうことで、まずこの改革の中身、地域懇談会とか、そういうことでは十分認識をしてもらったと。これからの広報活動をやると思いますけれども、なかなか出席者も多くないところもございますので、やっぱりこの大綱の中にも明記されておりますけれども、今までのサービスの提供が難しくなる場合は、市民にサービスの低下があることを説明すべきでないかというふうなことも書かれておりますけれども、やっぱり前のことでございますけれども、アメリカのジョン・F・ケネディ大統領が大統領宣誓のときに、「国民は、国に何かを求めるのではなくて、国民は何をすればいいのか」というふうなことを宣誓しまして、全世界の注目の的になった言葉だと私も記憶していますけれども、まさに今、市民が今まで景気よかったときに市政に求めたことを、やっぱりこういう安定経済になった場合に、それでは市民は何を市にすればいいのかというふうなことも、積極的に啓蒙といいますが、市民からも考えていただく。

市長もおっしゃっておりますように、少子高齢化、ますます盛んになるこれからの時代でございます。福祉的なもの、そういうものはだんだんとふえてくるわけでございますけれども、きのうも同僚の佐藤議員からありましたように、憲法25条には生存権というものがあるわけでございますが、高齢化になっても、やっぱり収入のある方は、それに合った負担をこれからは少しずつしてもらおう。本当に生活に困っている方は、国、行政で支えていくということは当然なことだと思います。そういうことで、こういう改革の基本をやっぱり市民の方に理解をしていただくことが、これからの財政運営の中でも非常に大切なのかなということを私は思って質問をしたわけであります。

また、財政効果についてでございますけれども、今いろんな試算をしている中で、まだちょっとわからないということでございますが、このように大きな改革を5年間にわたってするということは、やっぱりそれなりにそういう指数を前もって想定した中でやるということも一つの方策なのかなと。

当然これは考えていることだと思いますけれども、まず経常収支比率、特に御案内のとおり、人件費、扶助費それから公債費、これが分子にあるわけでございますので、そのいずれかを減らさないと、やっぱり低くならない。

16年度の県の44市町村の行財政指数を見ますと、本市は93.7%の経常収支比率ですね。やっぱり新庄市なんかを見ますと99%を超えている。長井市も98%、90%を超えているところがたくさんございます。そういう自治体がやっぱり独自の道を歩くということでございますので、本当に寒河江市だけが厳しいというわけではございません。全国、国から厳しいわけございまして、何とかその経常収支比率を下げたいというふうなことで、この職員の人員削減、14億円ほど、来年からの4.8%の職員の削減でございますが、そういう構造改革の第一歩は、人員をいかに減少させるかというふうなことだと思います。

これが、市町村合併という一つの大きな流れで来たわけございまして、先ほども第1問で申しあげましたとおり、議会においても、結論的には3名の減。いろいろ検討委員会でもございましたけれども、前回も3人減らして、また今回も3人減らすとは、議会のチェック機関がどうなのか、また、民意がないんじゃないかというふうなこともありました。しかし、話し合いの中で、多数ではございますけれども、3名減という非常に厳しい結果になったわけであります。

そんなことで、この行財政改革、非常に市民の方も注目しております。来年から出発するわけですが、私も動向をまだ言える立場じゃございませんけれども、とにかく自立の道を歩くというふうに決定したわけですから、やっぱり弱い人を支えるという基本的な福祉政策を基本に、これからの改革をやってもらいたいというふうに思っております。

それから、公営選挙とかいろんなこともありますけれども、第1問でもお願いしましたように、何とか実現してもらうように、この場をかりてまたお願いしたいと思います。

あと、18年度の予算編成についてでございますが、これもいろいろな国の制約がまだわからないというふうなことで、非常に厳しいことでございますけれども、一般会計の総予算を見ますと、例年減少している。三位一体改革の最終年度であります18年度も、当然少しの減額は来るとは思いますが、投資的予算また経常的な予算でございますけれども、やっぱり要るものは要るのでございますが、将来の本市の発展を保つためにも、やっぱり投資的予算をある程度確保しないと、将来につなげられないのかなということを私は思っております。いろいろプロジェクトもございまして、いろんな方策で、急にはいかなくても、長いスパンの中で投資的な効果も求められるように、何とか18年度の予算においてもお願いしたい。

また、増収対策でございますが、いろいろ大綱の中にも盛り込まれておりますけれども、非常に今、寒河江市の工業団地、いろんな会社が誘致されて、本当に各自治体の注目の的になっておるわけですが、やっぱりこの工業団地にもっともっと誘致していただいて、人口の増加並びにいろんな雇用の確保、そういうこともお願いしまして、将来につなげてもらえば本当にありがたいというふうに思っております。

非常に市長の答弁は、「厳しい」という一言でありますけれども、それは重々我々もわかっておりますが、とにかく、ない金で予算を組むわけでございます。市長の言葉は、「ないないと言わないで知恵を出せ」というふうなことでございますから、いろんな知恵を出してもらって、18年度予算、すばらしい予算ができますようお願いしまして私の質問を終わります。

市長、何かございましたらお願いします。

新宮征一議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 行財政改革につきましては、「隗より始めよ」という言葉がございますように、内部改革を初めとしまして、市民に協力を求めているわけございまして、いわゆる今回の行財政改革の大きな柱と申しますのは、御案内のように、いわゆる市民との協働によるところの行財政基盤の確立と、こういうことをうたっているわけでございます。それにつきましては、これまで以上の市民の理解も得なくちゃならないものと考えているわけでございます。

推進委員会なり、あるいは地区座談会等をやってきたわけでございますけれども、そういう中では、やはり具体的な数値というものを出したことにより、非常に受け入れやすいといいますが、わかりやすいと言われるのじゃなからうかなと、このように思っておりますが、なお、今回も市報に全文を掲載しておりますので、あるいは今度、インターネット等で出すわけでございますので、市民のより一層の御理解と御協力がちようだいでできるのじゃなからうかなと、このように思っております。

それから、行財政の効果でございますけれども、先ほども答弁申しあげましたように、作業が進んでからということをお願いするわけでございます。ただ、非常に何といいますが、いろいろ指数のことも挙げられましたけれども、何といいますがそれらの指数というものの分母となるものが、今のところ国の三位一体改革、特に交付税の配分というふうなものに左右されますので、経常収支比率にしましても、あるいは公債費比率にしましても、財政力指数にしましても、非常につかみにくいということがあろうかなと、このように思っているところでございますので、先に行ってからと、こういうことを申しあげたところでございませぬ。

それから、投資的事業についての要望にもございましたけれども、御案内のように、推進委員会の中での主な意見を掲げられたことは皆さんも御承知かと思っておりますけれども、やっぱり、削るだけじゃなくて、将来に向けて投資的なことも十分考えるべきだと。やっぱり今々じゃなくて、将来を見通したところの投資的事業、あるいは将来を見通したところのまちづくりの中での投資的な事業ということを考えるべきだと、こういう御意見もあったわけでございますので、それらも踏まえて、これからの財政運営あるいは予算編成というふうに取り組んでいかなければならないなと、こう思っているところでございます。以上でございます。

新宮征一議長 この際、暫時休憩いたします。

再開は午後1時といたします。

休 憩 午後0時02分

再 開 午後1時00分

新宮征一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

内藤 明議員の質問

新宮征一議長 通告番号10番、11番について、17番内藤 明議員。

〔17番 内藤 明議員 登壇〕

内藤 明議員 傍聴している小学生もいなくなって、ちょっと寂しい気もいたしますが、通告に従って順次質問をしてみたいと思います。

質問に先立って、市長並びに教育委員長には、誠意ある答弁をお願いをしておきたいと思います。

最初に、第4次振興計画の総括について、佐藤市長にお尋ねをいたします。

さて、私は、これまで新たな振興計画の策定に当たっては、住民参加の手づくりの計画づくりを行うべきと提起をしてきました。それは、住民との協働をうたい、また、その計画が住民に浸透し、地域づくりを住民とともに行うためには、最もよい方策と考えるからであります。

特に、行政改革が叫ばれる今日、政策と行政は、密接、不可分になってきます。ともすれば、これまでは事業実施に当たっては、基本構想や基本計画に沿わないものや、無理やり沿わせたと思われるものなど、その事業の必要性、事業効果、管理の方法などの検討が十分になされないままに事業の実施がなされ、その結果つくった施設が十分生かされないものもあつたり、あるいは、せっかくいろんな角度から検討された指標の数値が、ただの数字としてだけに終わっているように思えてなりません。よりすぐれた振興計画をつくるために、これまでなされてきた振興計画について深く掘り下げ、きちっとした総括をする必要があると思います。

そこで、市長に伺いたいと思いますが、第5次振興計画の基本構想が示されましたが、新たな振興計画は、第4次振興計画の総括の上に立って策定なされるべきものと考えますが、第4次振興計画について、市長はどのような課題や反省点などをお持ちなのか、成果だけでなく、そうした点を具体的に伺いたいと思います。

次に、チェリークア・パークの進捗について伺います。

チェリークア・パークについては、第5次振興計画の基本構想には、民間活力によって温泉場の開発に努めると記されております。しかし、今の経済状況から判断すれば、なかなか厳しいものと思われまふ。これまでも大きな投資をしていますし、市の財政が厳しい中で、これからの市政運営の上で大きな足かせになるような危険性があります。御承知のように、この計画はバブル期のもので、しかも、土地を買った事業者が、これまでに何社となく撤退をしたり、あるいは転売をして事業になかなか着手できない現実を見ると、既にこの計画は、私は破綻をしているのではないかと感じております。そういう意味では、私は、もはや一刻も早く政治的決断をなされる時期に来ているものと考えております。

そこで質問に移りますが、現在の全体の進捗状況はどのようになっているのか、まずお尋ねしたいと思います。

また、最近、中国パールから取り戻した民活用地に自動車学校から引き合いがあつて、そのことについて民活連絡会で異論がなかったと聞いていますが、事実だとすれば、その後どのように推移しているのか。さらに、チェリーランドさがえが取得された民活用地を、JAさがえ西村山農協に転売するかなのような話が聞こえてきますが、どのようになっているのか、あわせてお答えをいただきたいと思ひます。

次に、行財政改革大綱と人事管理についてお尋ねをいたします。

行革審の中で、公務員制度改革が議論されてからしばらく日にちはたちますが、この制度改革は、人事政策の問題であると思います。人事とは、つまり職員の採用、職務配置、異動、能力引き上げ、昇任・昇格、退職にかかわる事柄であります。そういう採用制度、異動制度、研修制度、昇格・昇任制度、退職制度を変更し、また、新たに創設して運営するのが行政改革の中における人事政策の改革だというふうに私は思います。特に、本市の職員構成は、管理職の多用等もあって、極端にいびつな形になっております。そのことは行革にも逆行しますし、人事政策を改革し、市民が納得するようなあるべき姿に改めることが必要かと思えます。

そこで、初めにお尋ねしますが、行革大綱に人事評価システムの整備を挙げていますが、どのようなものを考えているのか伺いたいと思います。

次に、職員評価についてお尋ねをいたします。

私は、人事管理については前にも述べておりますが、職員の意識を改革するために、管理職の課長等を、部下の職員が上司を評価する管理職マネジメントプログラムなどの双方向評価制度の導入を取り入れるべきと考えています。そのことについて、改めて御見解を伺いたいと思います。

次に、職員の採用について再びお尋ねをいたします。

行政における職員は、行政の財産であるという考え方があります。そこで、有能な人材を広く求めるために、職員採用試験における住所要件の撤廃などは言うまでもないことだというふうに思います。また、職員採用における公正さを期すために、不正事件のあるなしにかかわらず、行政の長の影響力は極力排除すべきであるというふうに思います。職員採用試験については、全国の自治体でさまざまなやり方を行っています。

例えば、ある自治体では、職員採用に当たって、3次にわたる試験の採点、審査方法を広く公表しています。1次試験は法人に委託し、初級試験と適性検査を行い、その後、評価委員3人による作文と教養面接を行って、上位から合格順を決めております。次に、課長補佐、係長級の5人が試験員になって、人柄や性格の集団面接を、次に、課長級3人が社会的適性を審査する集団討論を行い、4段階評価をします。これで、第1次と合計点の上位者を適格者として決定をするのであります。さらに、民間人3人を含めた5人の任用委員会で、個人面接による職務遂行能力の有無と身体検査で合格を決定しております。受験者の希望に応じて、1次試験から最終まで成績順位を通知し、すべて点数化して客観的に判定し、審査基準の透明、公平、公開に努めているとしているのであります。

私は、本市においても、前に述べたような視点から、こうした職員採用試験のあり方に改革すべきであると考えますが、佐藤市長の見解を求めたいと思います。

続いて、中学校給食の早期実施について、教育委員長にお尋ねをいたします。

中学校給食の必要性については、これまで何度も申し上げておりますので、繰り返す必要はないと思います。当初は、全国的に見ると、比較的实施率が低かった県内でも、このところ、住民の要望にこたえ、実施に踏み切る自治体や、その実施に向けた準備をしている自治体がかなりふえております。

さて、先日行われた学生議会においても、給食を望む中学生から実施についての質問がなされ、教育委員会は、オウム返しのように弁当の持つ意義を強調されたと聞いていますが、その実施してほしいと願う子供たちの率直な声を耳にして、教育委員会としてどのような感想をお持ちか、初めに伺いたいと思います。

次に、昨年12月の中学校給食に関する佐藤市長の答弁以来、市民の間では、早急に実現されるものとの期待から、中学校給食に対する住民の要望は、さらに大きくなっております。

ところで、教育委員あるいは教育委員会の役割の一つに、地域住民の声を教育行政に反映させることがあります。しかし、事中学校給食について言えば、そうした声を委員会は完全に無視をしていると言わざるを得ません。佐藤市長の要請に対してなされた答弁が、教育委員会としては不本意だったのかもわかりませんが、なかなか動き出さない教育委員会の姿勢に、住民の不信は大きくなっております。今こそ、住民の声や子供たちの声に率直に耳を傾け、いつまでもかたくなに持論に固執せずに、早急に実施すべき時期に来ているものと考えますが、改めて見解を伺いたいと思います。

さらに、これまで何度となく申しあげておりますが、教育委員会は、弁当の持つ意義を強調されていますが、弁当の意義は、給食と弁当の併用、あるいは曜日を決めて弁当の日を設けるなどにより、このことは可能であると私は確信をいたしております。教育委員会は、平成7年1月に、中学校給食については、差し迫った必要性は見当たらないとして実施しないことを結論づけましたが、それ以降も、御承知のように、多くの自治体で文部科学省や住民の要望にこたえ、完全給食がふえているのが現実であります。そのことについて、どのような見解をお持ちか伺いをしながら、重ねて誠意ある答弁をお願いして私の第1問といたします。

新宮征一議長 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 まず、第4次振興計画の総括についてお答え申し上げます。

新たな振興計画は、第4次振興計画を総括した上に立って策定されるべきとのことですが、まちづくりというものは、5年あるいは10年でやれるもの、そして20年以上もかかるものなどがありますが、私は、市民の負託にこたえるべく、長期計画を持ってあらゆる施策に取り組み、着実に発展する寒河江というものの手ごたえを深く感じているところでございます。

昭和63年、新第3次振興計画を策定し、将来都市像を「情報に強いカラフルな都市寒河江」とし、定住と交流をテーマにまちづくりを行い、県内陸部の中核都市として着実に発展し、これを受け、第4次振興計画では、将来都市像を、「自然と環境に調和する美しい交流拠点都市寒河江」とし、「花と緑・せせらぎで彩る寒河江」をキャッチフレーズに、市民一人一人にまちづくりに参加していただきながら、交流時代の結節点にふさわしいまちづくりを進めてまいりました。

今議会に、平成18年度を初年度とする行財政改革大綱を行政報告として報告させていただきましたが、行財政改革というものは、常に時代の変化に合わせ、即実践すべき改革であると考えております。私は、就任間もなく、昭和61年2月に行政改革を実施したのであります。柴橋小学校の給食の民間委託であり、職員給与の是正であります。およそ20年たった今、学校給食の民間委託についてはよかった、1校だけにとどめないでほしいとの感想が聞かれるようになりました。職員給与の是正についても、今また是正しようとしているわけでございます。

このように、私は、常に先見性を持って諸課題に取り組んできたと思っております。また、私はこの20年間、さくらんぼにこだわったまちづくりを具現化してまいりました。「日本一さくらんぼの里寒河江」であります。さくらんぼと言えば寒河江、寒河江と言えばさくらんぼと、全国津々浦々に情報を発信してまいりました。まちづくりは、ほかと相入れない差別化によって、寒河江ならではのブランド化で生まれてくるものと考えております。さくらんぼにこだわったまちづくりは、街灯のデザインや歩道など、至るところにさくらんぼを散りばめ、さくらんぼの里を創出してきました。さらに、東北一を誇る寒河江のバラなど、寒河江市の誇れるものの一つと思っております。

寒河江中央工業団地は、今や市単独の開発団地としては県内一の150ヘクタール、80社、3,300人の雇用をする団地として成長をしております。県外からの誘致企業からは、「花と緑で彩るきれいなまち」という高い評価をいただいております。

私は、第4次振興計画において、「自然と環境に調和する美しい交流拠点都市寒河江」を目指してまいりましたが、高速交通時代に先駆け、観光拠点施設チェリーランドを初め、周年観光農業を目指し、さくらんぼやブルーベリー、ラ・フランス、雪中いちごなど、農業の観光化にも力を入れてまいりました。

やはり、まちづくりの原動力は、イベントの開催であると思っております。元気なまちづくりを創出するには、全市民の参加によるイベントの開催が重要なかぎになっていると考えております。平成14年の全国都市緑化やまがたフェアに続いて、市単独で開催した花咲かフェアINさがえも、一貫したまちづくりの施策の展開の成果と言えるわけでございます。

寒河江駅前中心市街地整備は、平成4年にスタートし、先月6日、多くの関係者の皆さんと竣工式を挙げ、喜びをともにいたしました。

そして、ことしで23回目となった神輿の祭典は、今まで以上の寒河江市民の力というものを市内外に示したところであります。

国営事業として施行されてきた寒河江川下流農業水利事業も、計画期間内に完工することもできました。寒河江市のせせらぎのまちにふさわしい施設となっております。

慈恩寺、チェリーランド、寒河江駅前、チェリークア・パークの四つの拠点を核とし、道路網のネットワーク化を進めてきたわけでありますが、今後も内回り環状線の整備を進めていかなければならないと考えております。

昨年11月25日に、西寒河江跨線橋が完成し、南北一体化されたわけでありますが、市産業に大いに寄与されたものと考えておりますし、昨年12月からスタートしたチェリークア・パーク内の寒河江サービスエリアスマートインターチェンジは、高速自動車道とクア・パーク開発と一体となった重要な事業であり、一日も早い恒常化に向け、国を初めとする関係団体に要望してまいりたいと思っております。

また、これと関連する最上川沿岸スポーツレクリエーション基地の実現に向け、努めていかなければならないと考えております。

ハートフルセンターを拠点に、保健・福祉・医療が一体となった寒河江型ケアシステムによる一環したサービスの提供に努めてまいりました。これからの少子高齢化社会の施策に生きてくるものと思っております。

これまでのまちづくりについて、述べてまいりました。これからの寒河江をどうするか、課題は何かということでございます。第5次振興計画の将来都市像、「歴史と文化の織りなす気品ただよう美しい都市寒河江」といたしました。第4次振興計画を継承発展し、先の10年を見据えたとき、私は、基本に歴史や文化そして教育であろうかと思っております。寒河江市の持つ特性というものを歴史や文化に求め、それを市民一人一人がはぐくみ、学び、寒河江市を誇れるまちづくりを構築していかなければならないと考えております。

やはり、寒河江市のイメージとなれば、さくらんぼであり、それを根底に花・緑・せせらぎで彩る寒河江市の風景というものを考えておりますし、また、神輿に象徴されるように、元気なまちづくりを進めていかなければならないと考えております。

今でこそ、協働のまちづくりと言っておりますけれども、寒河江市では、市民参加による市民と企業と行政が一体となったところのグラウンドワークでの公園づくりや環境整備を行ってまいりました。本市は、全国屈指のグラウンドワークによる協働のまちづくりを推奨しているところであり、今後とも、推進していかなければならないと考えております。

また、高速自動車道や国・県道との接続道路の整備にも努める一方、寒河江温泉のイメージアップを図るなど、観光全般にわたり整備を進め、より美しく、より豊かに、より元気になるまちづくりを第5次振興計画に基づき、実現してまいりたいと考えているところであります。

基本構想については、9月の議会で議決をいただきましたが、今、作業を進めております基本計画の策定を急ぎ、来月には振興審議会に諮り、来年3月の議会に行政報告をしたいと考えているところであります。

次に、クア・パークについてのお尋ねがございました。

クア・パーク全体の進捗状況とのことですが、現に施設が建設され、営業なされているのは、ホテル・シンフォニー・アネックスとさがえ西村山農業協同組合の友遊館でございます。

ほかに、民間が所有しているのはこころの宿一龍、さがえ土地建物、滝の湯ホテル、チェリーランドさが

えの4区画であり、そのうちの1区画については、事業化に向け具体的な準備に入っております。

開発公社が所有している2区画については、新たな事業者に誘致を働きかけている状況であります。

市が所有している約1万坪の土地については、これまでも議会で申しあげてきたとおり、スパ温浴施設に限らず、集客を望める事業をも含めて探しております、現在、特定の事業者と話を進めている段階であります。

以上が、現在の全体の動きでございます。

それから、中国パールから取得した用地についての質問がございました。

中国パール販売から買い戻した土地につきましては、ただいま申しあげましたとおり、スパ温浴施設に限らず、集客を望める事業をも含めて特定の事業者と話を進めている段階であります。これまでも何回となく申しあげたとおり、新たな事業者については、民間事業者で組織する民活エリア開発推進連絡会に諮り、会員の賛同を得て、認めているということで今日まで来ております。ただいま話を進めている事業者についても、この連絡会を開催し、会員の賛同を得られたところであります。

次に、チェリーランドさがえの土地についてのお尋ねもございました。

チェリークア・パーク民活エリアの土地の所有者が、営業開始前に土地を譲渡しようとする場合は、市との間で締結した寒河江チェリークア・パーク民活エリア分譲契約書第10条により、あらかじめ書面で市から承諾を得なければならない条項となっております。御質問については、事業者がいろいろと事業展開について検討されている中でのことだと思っておりますが、双方合意に達した時点では、当然、市に対し譲渡する事業者から、譲渡承認申請がなされるべきものであり、それが提出されるまでについては、申しあげることできません。

次は、行財政改革につながるどころの人事管理についてのお尋ねでございます。

まず、人事評価システムについての御質問であります。地方公共団体は、社会経済情勢が変化する中、複雑多様化・高度化する住民の行政ニーズへの対応を厳しく迫られている一方、その事務を処理するに当たり、最小の経費で最大の効果を上げることが改めて求められており、組織としての業績を強く問われるようになっております。

このため、簡素で効率的な体制のもと、個々の職員については、困難な課題を解決する能力と高い業績を上げることが、従来以上に必要となっており、また、職員の士気の高揚や組織の活性化を図る上で、ポストや給与の配分の仕方についても、年功序列的なものから能力本位の任用を推進し、実績に応じて処遇することが重要な課題となっております。このような状況に対応していくためには、研修制度などを活用して、能力と個性が十分発揮できるような人材を育成するとともに、職員の能力や勤務実績を的確に把握し、その結果を人事処遇に適切に反映させる実効ある評価制度を早期に構築することが不可欠となっていることから、このたびの行財政改革大綱の中に人事評価システムの整備を盛り込んだところであります。

この人事評価システムのあり方につきましては、平成16年、昨年4月に、地方行政運営研究会が地方公共団体における人事評価システムのあり方に関する調査研究を公表しております。その内容につきましては、職務遂行能力の発揮度を能力基準に照らして評価する能力評価と、それから、目標管理の手法を用いて業績を評価する業績評価を行うこととしております。

能力評価は、期待し、求められる役割を果たすための職務遂行能力を、それぞれの評価要素ごとに調査・分析し、評価結果を昇格・降格等の能力給への格付や任用の重要な参考資料として、計画的人材育成、能力開発にも活用しようとするものであります。

業績評価は、目標管理の手法を導入し、職員が組織の目標などを踏まえて、業務目標及びその困難度を設定して、業績目標以外の成果なども勘案して評価するものであり、評価結果は、基本給や諸手当決定の重要な参考資料にしようとするものであります。

また、評価制度の適正な運用を図るための仕組みとして評価者訓練、それから評価基準などの公表、評価結果の開示、職員の苦情に適切に対応する仕組みの整備などを実施すべきであるとしております。

本市におきましても、的確な人事管理を行うために、職務遂行能力上発揮された勤務実績や能力適正などの管理職による評価を実施しており、職員の能力を最大限に発揮できるよう、人事管理に努めてきたところであります。今後、人事評価システムの構築に当たっては、地方行政運営委員会が公表したこれらの評価方法等に沿って公平・公正性、透明性、納得性が確保されるよう、評価基準の明確化や情報の開示、評価者研修の実施、苦情処理の仕組みの整備などについて検討するとともに、職員の理解が得られるよう意見を聞くなど、幅広い見地から議論していく必要があると思っております。

また、国においては、来年1月から中央省庁の課長・課長補佐級の人事評価制度の試行を決定したところであり、今後の国及び他の地方公共団体の状況も調査研究しながら、人事評価システムを構築していきたいと考えております。

それから、管理職マネジメントプログラムについての御質問もありました。

国においても、ようやくこの中央省庁の課長・課長補佐級の人事評価制度の試行が始まる段階でありまして、本市においても、今後構築する人事評価システムがある程度軌道に乗った段階で、他のさまざまな手法について研究してまいりたいと考えておるところであります。

次に、職員の採用試験についての質問がありました。

高度化・多様化する住民ニーズや急激に進行する情報化、少子高齢化など、社会の変化に対応し、より豊かなまちづくりを進めるためには、職員一人一人の職務遂行能力が求められております。その能力を公平かつ正確に判定するため、採用試験については、信頼性、客観性及び実用性について考慮して実施しているところであります。

具体的には、県内の他市と同様に、第1次試験と第2次試験の2段階の試験により合格者を決定しております。

第1次試験は、筆記試験により全職種で高卒程度の教養試験、一部の職種で専門試験を行っております。問題作成及び採点は、財団法人日本人事試験センターが行い、試験日及び試験会場は、西村山の1市4町等が統一して実施しております。第1次試験の合格者は、財団法人日本人事試験センターからの採点の報告に基づき、成績上位者から決定しております。

第2次試験では、全職種について作文試験、人物試験として面接試験及び性格検査を行っております。第2次試験の試験委員には、医療職を除く行政職などの場合は、助役、収入役、監査委員、教育長、庶務課長の5人に委嘱しており、医療職の場合は、監査委員にかえて病院長、総看護師長の6人に委嘱しております。試験委員は、作文試験では、課題に対する内容、構成それから表現を評定し、面接試験では、協調性、積極性、表現力などを評価しております。

最終的な合格決定については、各試験委員から受験者ごとの作文及び面接の評定表を提出していただき、第1次試験と第2次試験の成績を合わせ、成績上位者から合格者を決定しているところであります。

試験結果の開示については、受験者本人から請求があれば、点数と順位を開示しているところであります。

今後とも、職員の採用試験につきましては、このような方式を継続してまいりたいと考えているところであります。

私の方からは以上です。

新宮征一議長 大谷教育委員長。

〔大谷昭男教育委員長 登壇〕

大谷昭男教育委員長 お答えいたします。

まず初めに、学生議会において、中学生から給食を望む質問がなされたということについての感想ということでございますので、お答えを申し上げます。

学生議会は、次代を担う中学生が、まちづくり活動に参画することを通して、彼らの本市政への理解及び関心を深めるとともに、郷土愛をはぐくむことなどを主眼として、去る11月5日に実施されたものでございます。16人の中学生が9項目について質問を行いました。その中で中学校給食についても質問があったわけでございます。その質問の趣旨は、中学校の給食に関してさまざまな考え方がある中で、自分なりの率直な考えを述べたものと、このように受けとめております。

次に、早急に中学校給食を実施すべき時期に来ているのではないかとということでありまして、学校給食は、これまで申し上げてまいりましたように、単に食事を提供するというだけではなくて、あくまでも教育活動の一つとして実施しているものであって、食事についての正しい理解と望ましい食習慣を養い、子供たちが生涯を通して健康な生活を送れるための基本を身につけることを目的としています。

教育委員会といたしましての中学校給食についての基本的な考え方は、これまで繰り返し申し述べてきたところであり、その方針は今も変わっていないところでございます。つまり、社会が変化している今、さらに子供たちの変容が心配されている現在であるだけに、精神的にも肉体的にも自立期にある中学生にとって、人と人のかかわり合いの大切さを学び、みずからの食を自分の目で見て、時には自分の手でつくるなどの体験、家庭での食事、弁当づくりというものが、大変意義深く、自立的・主体的に生きる力を養うための大切な機会であると、このように考えるからであります。

しかしながら、教育を取り巻く環境は、常に変化しているわけでありまして、直面する教育課題について、絶えず情報を収集したり、広く意見をお伺いしながら、よりよい教育環境づくりを目指して研究していくという姿勢、あるいは基本的な考え方というものもまた変わってはおりません。

教育委員会といたしましては、現在、仮称教育振興計画の策定の準備を進めているところでございます。これからの寒河江市の教育のあるべき姿というものを見据えながら、教育全般の議論の中で、中学校給食についても検討すべく準備をしているところでございます。

次に、完全給食を実施する自治体がふえている実態についての見解ということですが、平成16年5月時点での山形県内の中学校給食の実施状況は、完全給食が54.9%、おかず給食が3.8%、ミルク給食が38.3%、給食を全く実施していない学校が3%、このようになっております。この分類で申しますと、本市は、ミルク給食という範疇に入るわけでありまして、完全給食を実施するところがふえてきているというようでありまして、このような中で、本市が弁当を主としたミルク給食を行っているその趣旨については、先ほど申し上げたとおりでございます。以上でございます。

新宮征一議長 内藤 明議員。

内藤 明議員 私の第1問について御答弁をいただきまして、大変ありがとうございます。

若干といいますが、大幅に今議論がかみ合わないところが多いわけでありまして、少しずつ詰めていきたいなというふうに思っていますが、相当開きがある部分がありまして、短時間ではどうなのかなというふうに思い悩んでいるところもございます。

それで、市長に、第4次振興計画の総括についてお尋ねをしたわけでありまして、あらかじめ申しあげておいたんですが、成果だけでなく、課題や反省点というふうなことにも具体的に触れていただきたいということをお願いしておたわけでありまして、いつだったかもそうでありまして、残念ながら成果だけべろべろと述べられまして、課題は若干触れられましたけれども、反省点は全く出されませんでした。いかにも佐藤市長らしいといえば佐藤市長らしいわけでありましてけれども、第5次振興計画に当たっては、そうしたやっぱり反省点なども具体的に掘り下げながら、新たに対応していくことが必要なのではないのかなと、こういうふうに考えているところであります。

それで、お気づきがないようでありますから、若干私から申しあげたいというふうに思いますけれども、一つには、今の財政問題がございます。もちろん第4次振興計画だけではありませんけれども、これまで長年この市政に携わってきたわけでありまして、その財政状況については、市長はつぶさに知っているはずであります。

16年度の決算資料にもありますけれども、平成8年度以降、先ほどもありましたこの経常収支比率や公債費比率はずっと右上がり、今はこの公債費比率は、大変危険な水域に達しているというふうに私は思っております。今年度決算では、20.3%になっているわけでありまして、これは、御承知のように、かつては、20%を超えれば赤信号というふうに言われたわけでありまして、その私の言っている趣旨は、おわかりいただけるものというふうに思います。

最近では、起債制限比率なんていうふうなことを用いまして、3カ年平均をとって用いるようになったわけでありまして、上限に達している公債費比率では、いかにもぐあいが悪いのかどうか分かりませんが、このように用いることが多くなったわけでありまして、今もそれが生きているわけでありまして、かつてのそうした見方からすれば、非常に危険な水域になったということの一つは踏まえる必要があるというふうに思います。

そしてまた、このような結果になったのは、私は、佐藤市長一人の責任だなんていうふうには申しませんが、もちろんあのバブルも崩壊して景気も悪くなった、税収も伸びないと。また、それに付随して、景気対策としての国の公共事業なんかもなされた、そういうふうなやり方について、私たちは、議会の中においては少数派ではあったけれども、こういう時期に大型プロジェクトや、あるいは国のそうした景気経済対策としての公共事業を全面的に受け入れるということについては、やっぱり問題があるのではないかと。将来、財政が非常に厳しくなるのではないかとということの時折警鐘を鳴らしてきたつもりであります。しかし、市長は、地方交付税で後年度に負担があるということで、余り私たちの意見には耳を傾けていただけませんでした。

ところが、今になって、国と地方で合わせて770兆円にも上る借金があるというふうに言われていますけれども、国も地方も大騒ぎをしております。こうした施策を続ければ、こうなることはだれしもが、私はわかっておったことだというふうに思いますけれども、何回か申しあげておりますけれども、赤信号、皆で渡

れば怖くないというふうなものかわかりませんが、また、私たちの地方だけがやらなければ損をするというふうな考え方もあったかもしれません。そういう結果、今になって、構造改革だの行政改革だのと、こういうふうに声高らかに言っているわけですが、しかし、こういうふうにした結果をもたらしたのは、政治の責任であります。（「そのとおりなんです」の声あり）

しかし、そのことについての言及というのは、国においてもなされませんし、また、私たちのこうした地方においても、その責任を預かる長も、だれ一人として述べたことはありません。私は聞いたことがありません。（「そこが問題なんだ」の声あり）もちろん私たち議会人としても責任はあるというふうに思います。それは、少数意見と言いながら、市長を説得できなかった私たちの責任であるというふうに私は思いますが、しかし、そういう意味では大変申しわけないというふうに思いますけれども、その行政運営を預かってきた長として、そのことに私は触れるべきだというふうに考えますが、市長はどのようにお考えになりますか。ぜひ、ここでお聞かせをいただきたいと思います。

それから、もう一つ申し上げます。

第4次振興計画の中に、目標年次の主要指標というのがございます。主要指標というのは、一つの物事の見当をつくるための目印というふうなことであるそうですから、いわば目標だというふうに私は思います。一つは、定住人口であります、4万8,000人を目標年度で想定しております。それから、世帯数では1万3,500としておりますが、今年度末においては、どのような数字が想定されるのかぜひ教えていただきたいというふうに思いますし、それが一つの目標であるとするならば、もし、達成できなかったとすれば、どこにその問題点があったのか、それもやっぱり触れる必要があるのではないかとこのように思います。ぜひ、その点について伺いたいというふうに思います。

それから、もう一つ申し上げます。

総生産額について具体的な数値はありませんけれども、第3次産業に触れられまして、チェリークア・パークへの観光滞在型の施設の建設、あるいは中心街の再開発によって商業施設の再編など、第3次産業関連施設の集積が高まることから飛躍的な発展が期待されるというふうに述べております。しかし、現況はどうですか。飛躍的な発展はなされましたか。チェリークア・パークには張りつけがありましたか。そういうふうなところも、きちっとやっぱり踏まえておく必要があるというふうに私は思うのであります。ぜひ、こうした点についてお触れをいただき、市長の見解を伺いたいというふうに私は思います。

それから、チェリークア・パークの関係についても伺いをしたわけですが、私たちの知らないところでいいますか、具体的に私は名称を申しあげましたが、そのところは行政のやり方であろうというふうに思いますが、具体的にはありませんでした。でありますから、何をどういうふうに今引き合いがあるのか、わかっていないから言うことができないようで、何か歯がゆいわけでありますけれども、民活会議では了承されたというふうな、理解をされたというふうなことでありますけれども、民活推進会と議会、議会では、なかなか中身がわからないのに、理解したなんていうことは、私はいかないというふうに思うんですが、そのやり方はちょっとおかしいんじゃないでしょうか。ぜひ、意思決定過程の中の情報であっても、その情報をもって壊しにかかろうなんていう議員はだれもいないですよ。ぜひ、それは早く解決してほしいというふうな願いは皆持っているわけでありまして、そうしたところを踏まえて、きちとした情報を提供していただきたいというふうに思います。

それから、行政改革と人事管理についても伺いをいたしました。今から検討するというふうなことがいろいろと触れられたわけでありまして、これについて、一言私も申しあげたいというふうに思っているわけで

ありますが、人事評価システムというのは、つまり、要するに人事政策を改めるということでありますから、改革をするためには、今何が問題なのかということをやっぴり見詰め直さなくちゃならないというふうに思うんですね。

そういう意味で申しあげたいというふうに思っていますが、私は、一つは、お役所仕事というふうな中に含まれるというふうに思いますけれども、俗に言われることでありますが、職員についていいますと、無難に大過なく、あるいは失敗を恐れて例外はなかなか通用しない。また、皆さんも既にこんなことをお聞きになったことはあるというふうに思いますが、民間と比較して仕事が遅くて効率が悪い。あるいは、厳しさが足りない。上ばかり見ていて、住民には厳しい。こんな意見を私たちは時折耳にいたします。また、目にもいたします。もちろん本市の職員の方々は、大変まじめで、勤勉で一生懸命な方々であるというふうに私も思っておりますけれども、大変残念ですが、こうした批判が市民の間にあることも、また事実なんです。

こういうふうな問題がどこから来るのかというふうに考えますと、私は一つは、上司との関係からではないのかなと、こういうふうに思っています。そうしたところから生じているのではないのかと、こういうふうに思っています。つまり、上司に対して従順であることが一つの問題の発生の要因であって、私は、その解決の決め手は、上司との関係を改善することだというふうに思います。申しあげるまでもありませんけれども、公務員は、終身雇用の制度になっております。同期に入った人間が、自分より先に上のポストに行ったり、あるいは、そんなに先に行ったりすることは、見ていて大変つらい、また、寂しい思いをするということは私も理解できます。

ですから、多分どなたもそうだろうというふうに思いますけれども、人事がすべてになっていないかということ、やっぴり考える必要があるのではないのかなと、こういうふうに思っています。そういう中で、人事がすべてになってしまって、先ほど言ったお役所仕事というふうなことが言われる要因ではないのかなというふうに思っているところであります。先ほど、上司との関係で、「上司に仕える」というふうな言葉がありますけれども、これは今もって死語にはなっておりません。

つまり、自分を抑制して、上司の意向に迎合するというふうなことだというふうに思います。先ほど言った終身雇用というふうな制度から、人事が優先になってしまって、そういうふうな価値観に、残念ながらなっているんだというふうに思いますけれども、これはお役所のおきてだったか、お役人様だったかという本に出ておったのでありますが、ただ単なる物書きによる書き方じゃなくて、この言い方は、必ずしも外的を外したのではないというふうに私は思っております。

その上で、上司が聡明で、しかも賢明で、公正な判断をしているというふうなことを職員はみなしているのではないのかなと、こういうふうに思っています。つまり、犠牲の上に職場の秩序がつけられている、こういうふうに言われているわけでありまして、もちろん優秀な職員が大半であるということは疑う余地もないことではありますが、このことにメスを入れないと、本当の人事政策というのは出てこないんじゃないかと。これからの改革を目指すところの人事政策というのは、意味がないのではないかと、こういうふうに私は思っております。せっかく人事評価システムをつくるというのであれば、こうしたところを改革するような制度に、私はぜひ改めてほしいというふうに思っていますが、ここで市長の御見解を伺っておきたいというふうに思います。

民間の方が役所に入られたら、その考え方の落差によって大きなやっぴり私はショックを受けるだろうというふうに思います。何でこんな簡単なことがなかなか決まらないんだろうと、こういうふうに思うはずで、教育委員会もさることながら、多分そういうふうに思われるでしょう。

公職とは、私は、行政の列化というふうに申しあげたいというふうに思いますが、その一つの構造であるというふうに思っていますけれども、これは一般的なことでありますから、気にとめないでいただきたいというふうに思いますが、それが、長期にわたってこの人事権を握っている長が、まずその権力の座にあって、公正な人事がなされないとその列化の度合いはますます進むということは、簡単におわかりいただけるものというふうに私は思います。

そういうことで、私はぜひ、この双方向の評価制度が必要だというふうなことを申しあげているわけですから、再度そうしたことについての御見解を承りたいというふうに思います。

それから、職員採用試験については、いろいろ全国的に検討されております。本市では、また同じようなことをやりたいというふうに言っているわけではありますが、例えば、いつまでも鎖国政策のような制度を続けなくて、広くやっぱり門戸を開放する。そして、行政の宝、財産だという考え方の視点に立って、職員採用に私は当たるべきだということを申しあげておきたいというふうに思います。いろんなことを検討しながら、今後、職員採用については、さらなる、今の状況にとどまらず、御検討を加えていただきたいということだけをお願いを申しあげておきたいというふうに思います。ただ、門戸を開き、有能な人材を確保するということからして、この住所要件などは、すぐさま撤廃をしていただく方向で対応をしていただきたいということを申しあげておきたいというふうに思います。

それから、中学校給食の実施についてであります。先ほども言ったように、民間人であれば、一体何をぐずぐずしているんだと、こういうふうになるというふうに私は思っているんです。というのは、昨年12月から既に1年を経過しておりますね。総体的といいますか、教育全体の中で給食も検討するというふうに言われておりますけれども、給食の検討というのは、そんなに大段に考えて検討されなければならないような教育的な内容なんではないでしょうか。

市民からすれば、先ほども言いましたが、選挙前に市長も一定の表明をなされて、学校給食の検討を要請しておりますし、議会の多数を占める緑政会の皆さんも、検討委員会については、できるだけ早くやってほしいというふうな申し入れをしたというふうなこともございます。そういうことからすれば、ぜひそうした意向を受けとめて、早急にやっぱり検討を始めるべきだというふうに私は思うわけでありまして、前例を覆すのはなかなか困難なことで、お役所仕事が遅いと言われる典型ではないのかなというふうに私は思っております。

そうしたやり方は、何か時間稼ぎのように思えてならないわけでありまして、もしかすると、別の思惑があるのかなと、こういうふうに疑いたくなるわけでありまして、私の猜疑心からであればいいのですが、本心はどこにあるのか、ここで表明しろと言ったって、なかなかそれはできないかもわかりませんが、その本心をぜひお聞かせいただきたいと、こういうふうに思います。

それから、教育委員会の委員は、住民の要望を教育行政に反映させるなんていうふうなことは、当たり前の真ん中のことだというふうに私は思っているんですが、そうしたことについては全く何といいますが、触れませんでしたね。

それで、ちょっとお聞きしたいというふうに思っていますのは、平成7年ですから、10年ちょっと前になりますね。そこで、給食の必要性について差し迫った必要性はないというふうに結論づけて、実施はしなかったわけでありましてけれども、それでは、差し迫った必要性というのは、どういうことを想定しているのか教えていただきたいというふうに思います。私は、差し迫った状況というのは、いわゆる住民の要望が、あのように多くなったことが差し迫った状況に当たるのではないかとこのように思っていますので、ぜひ御見解を

いただきたいというふうに思います。

申し上げたいことはいっぱいあるんですが、ここで2問にしておきたいというふうに思います。

新宮征一議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 第4次振興計画の総括について、成果のみだけを申しあげたのではないかと、こういうふうなことがありましたけれども、やっぱりこの成果というものは、市長そしてまた議員の皆さん、そして市民の協力のもとになし得たことでございますから、やっぱりそれに敬意を表して、それを尊重するといいますが、それはやっぱり述べて、これまで来たことをる改めて述べるということも必要だろうと思っております、何も自慢話をしているわけじゃございません。市民の方々と一緒になってやってきたことでございますから申しあげておるわけございまして、また、これが次の第5次振興計画の中にも生かされてくると、こういうやり方が、あるいは一緒になってやってきたことというのが、また次の10年の寒河江市づくりにも生きてくるんだということをおいわんがために言っているのございまして、誤解のないように受けとめていただきたいと、このように思っております。

それから、反省点がないというふうな話がございまして、大変な税財政が厳しくなっておるのじゃなからうかというふうなことでございますけれども、公債費も、元利償還金の大きな山が、先ほどの議員にお答え申しあげましたように、19年度ごろに来るんだらうと、このように思っております、それで、これまでの事業の中でそういう事態があるということも、率直に私は認めておるわけでございますけれども、ただ、ほかの県とか、あるいはほかの市町村と右並びにしてきたと、ただそれだけでこういうことをやったというものじゃあございませんでして、寒河江市ならではの、寒河江市のものをここまでつくってきたと、私は言えると思っております。

ですから、寒河江市のイメージアップ、あるいは寒河江市の活力というものがここまで来ているんだということございまして、いわゆるこれまで投下したところのものは、そうした生きた資産として、あるいは市民の中にそれが生きておると私は思っておるわけございまして、それをすべて、何か行財政の厳しい事態を招いたことのみをおっしゃるようございまして、私は、生かされたものがここにあるんだということございまして、それを今後はさらに生かして、寒河江市の活性化に結びつけていこうと思っておるわけございまして、これまで作り出したものが、税収入というふうなものにおいて大きくかわりを持ってきたんだというふうなことは、私は言えると思っておりますので、自主財源の涵養なり、あるいは進展というもの、あるいは市民の所得の向上というものにプラスになっているということにも着目されるべきだなと、このように思っております。

それから、第4次振興計画で、人口なり世帯数が掲げたとおりのものが達成できなかったのではないかと、いうふうな御質問もございました。人口なり世帯数が、そのとおりにはいっていないことは私も承知しておるわけでございます。ですけれども、少しずつ、少なくとも県内の今は13市ではございませぬけれども、13市を眺めてみましても、人口それから世帯数が伸びておることは確かにございまして、全国的に人口が減少している中で、寒河江は伸びているということは、やっぱり、今言ったようなまちづくりの成果というものが出てきておるんだらうと、このように思っております。

国調人口も発表になると思いますが、それにおきましても、私は伸びている数字が出てくるのじゃなからうかなと、このように思っておるわけございまして、今、全国的に人口減、少子高齢化というのが大きなテーマになっておるわけでございますけれども、その中で何とか持ちこたえ、そしてまたそれが若干ずつ伸びておるといふような指標があるということは、私は、寒河江の元気さ、豊かさというものの一つの指標だらうと、このように思っております。

それから、クア・パークの張りつけでございますけれども、現在、鋭意努力しておるところでございます、先ほどいろいろ事業者当たっているということをお申しあげたところでございます。途中のために申しあげられる段階にはございませぬけれども、その時期になりましたならば、報告をさせていただきたいと、

このように思っておるところでございます。

それから、人事管理という問題でございますが、大変酷評をいただきました。お役所仕事、仕えることだとか、大過なくとか、失敗なしにと、遅くてと、そういうふうに俗に言われておりまして……。（発言する者あり）

新宮征一議長 答弁中は静粛にしてください。

佐藤誠六市長 ですけども、私は、寒河江市の職員は、本当に何といいますが、一般的に市民の目から見ましても、私の目から見ましても、創意工夫をして、そして積極的に前向きに取り組んでいるなど。そして、市民から言われた、あるいは要望があったようなことについては、すぐさま返事をする、あるいはそれをかなえてやる、あるいはできないときには、それなりの返事をちゃんとするというふうなことをやっているなと思っておるわけございまして、ですからこそ私と、市民のお力もかりて、ここまで一緒に職員はやってきたんだと。

ですから、先ほどのような大事業も計画期間内に、あるいは10年間なら10年間、20年間なら20年間の中で、こういう大きなスパンの中でありましても、寒河江のイメージというものを、一体となって大事業もなし遂げられたんだと、このように思っておるわけございまして、これはほかの市町村に絶対にまさるとも劣らないものだ。負けてはいない職員の資質だと、このように思っておりますし、その働きぶりには、私も感謝しておるところでございます。

ただ上司の言うことに重々と服従しておるというふうな御指摘もございましたけれども、全くそういうことじゃなくて、意見は出し合う、そして積極的にお互いに切磋琢磨してやっているという姿は見られるところございまして、それは市民も評価しておるものと、このように思っております。

また、やっぱり人事が絡んでいるから、上を向いているからというふうな職員が多いんじゃないかと、こういうふうな御指摘もございましたけれども、それは当たらないと思いますし、やっぱり仕事をした人間を、積極的に実績を上げた、功績のあった人間というものを評価するのは当然ではないでしょうか。これは当たり前なことであって、それを評価しないということになりますれば、これは悪平等というものでございまして、やっぱりそれでは……。（発言する者あり）

新宮征一議長 答弁中、静粛に願います。

佐藤誠六市長 職員の働く意欲というものがなくなると私は思っております。ですから、頑張った職員は、それなりの評価をしてやるというのは、市役所のみならず、人間社会におきましても、どこの社会でも、理の当然だろうと思っております。

それから、職員採用試験の住所要件の話でございますけれども、これにつきましては、これまでも、さきに策定しました要綱の中でも、18年から22年までの職員適正計画を載せておりますけれども、職員の採用計画として、行政職につきましては、平成20年度から数名ずつは採用してまいろうというふうに計画をとっておりますし、技能職については、採用予定はございません。

このような中で、市民の子弟に就業機会を確保するという点も考慮いたしまして、この行政職と技能職につきましては、寒河江市の住所要件を持っているというものを応募資格があると、こういうことをこれからもやっていこうと、このように思っておるところでございます。以上でございます。

新宮征一議長 大谷教育委員長。

大谷昭男教育委員長 今、第2問で幾つかございました。

先ほども申しあげましたように、中学生の給食につきましては、本市では弁当を主としながらミルク給食を実施してきていると。その趣旨、それからその教育的なねらいについては、先ほど第1問でお答えしたとおりでありまして、そういう認識のもとに、教育振興計画の一項目として今その検討の準備を進めているという段階でございます。そのことは先ほども申しあげました。

この状況について、私よりも、むしろ教育長の方から答弁させたいというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

新宮征一議長 芳賀教育長。

芳賀友幸教育長 お答え申し上げます。

御質問に対しましては、教育委員長が誠意を持って答弁申し上げておりますので、本心がどこにあるのかといったような御質問があったわけですが、教育委員長が誠意を持って答弁したということであり、これ以外のことは、どこにもございません。

あと、中学校給食につきましては、教育振興計画、これは本市の教育委員会にとっては初めてつくる計画であります。こういった初めてつくる、将来にわたってを見据えた寒河江市の教育のあるべき姿をつくって、いこうと、こういった大きな仕事でございますので、慎重に進めさせてもらっていると。それには、国の動きもありますし、さらには、山形県では、第5次教育振興計画が今年度からスタートしました。さらには本市におきましては、第5次の振興計画を策定中でございます。そういう中での教育振興計画の策定の準備段階に入っているわけでありまして、少々時間がかかっていると、こういうことだろうと思います。

何も、先に教育委員会で結論づけたものを引っ張っているというものではございません。これからの本市の教育のあるべき姿の中で、給食問題につきましても検討していこうと、こういう考え方でございますので、そのとおりに受けとめていただきたいと思います。

あと、さまざまな質問があったわけですが、教育委員会としましては、教育を取り巻く環境が非常に大きく変化してございます。この変化にどういった形でいい教育環境をつくっていこうかと、こういう姿勢で常に取り組んでおりますので、御理解を賜りたいなと思っております。以上でございます。

新宮征一議長 内藤 明議員。

内藤 明議員 皆さんの御要望におこたえして、少し短くやめようかなと思ったら、間もなく時間がなくなるような時間に入ってまいりました。

何点かありますので、3問にさせていただきたいというふうに思いますが、一つには、要するに、振興計画の中における指標というのは、どういうふうなものになるのですか、ここで改めて伺いたいというふうに思います。

私も、市長が先ほど言いましたような事柄については認識を同じくしております。しかし、だからいいというわけではないんですね。目標を設定して、そこに到達できなかったのは何なのかということ、きちっと踏まえる必要があるということだというふうに思います。

それからもう一つ、先ほど財政についての問題についても議論をさせていただきました。実は、石川議員の質問に対して、中期財政見通しの何か策定作業中だというふうなことがあったわけですが、これは、市長も御承知のように、私たちは、何回も何回もこのことを申し上げてきたんです。ところが市長は、こういうふうに言ってきたんですね、私たちに対して。「中期的な財政の見通しというのは非常に大変だ。国の動向もあるし、3年間のローリングの中で見直しを進めたい」と、こういうふうなことを随時言っておられた。事ここに来て、どういう心境の変化かわかりませんが、石川議員に対しては、そういうふうにお答えになった。これは、これまでの財政運営の反省によるものかなというふうに私は思っておりますけれども、私たちの意見を当時から受けて、そうした財政見通しを立てておけば、もしかしたら、こういう結果になっていなかったかもしれないということだけは申し上げておきたいというふうに思います。

それから、職員採用試験の住所要件の関係ですが、これは前にもお尋ねをしております。それで、そのときは、市長は、私の勘違いでなければ、検討したいと、こういうふうな、多分ことだったろうというふうに思いますが、きょうは、ちょっと興奮したからかどうかわかりませんが、若干後退した答弁がありましたね。今後ともこのようにしたいと、こういうふうなことでありました。私の間違いだったらおわびしますが、多分私の聞き違いではないというふうに思いますが、そういうふうに市長は申されたというふうに思います。もう一回、会議録をひもといてごらんになっていただきたいというふうに思いますが、後退することのないように、ぜひ対応していただきたいというふうに思います。

それから、教育委員会にも一言申し上げたいというふうに思いますが、何といいますが、本心を伺いたいと、それが本心だというふうなことでありますから、それはそれでいいんですが、本当に住民の思っていること、これがやっぱり施策の焦点といいますが、当てるべきところではないのかなと私は思っているわけでありまして、きのう、慈恩寺資料館の話もありました。具体的になったら検討したいと、こういうふうなことでありましたが、何も大げさにと言ったら失礼ですが、教育振興全体の計画をつくる中でなんてしなくても、そうした要望の強いものについては検討を始めたって、何ら差し支えないというふうに私は思うんですね、見解の相違はあるわけでありまして。

そしてここに来て、弁当の重要性というの、いわんとしていることはある程度私も理解できます。したがって、そういう意味では、弁当の日を設けるなどによって教育委員会が主張なさっていることは、ある程度達成できるんじゃないですかということをおっしゃっているのではありません。

全国的に見ますと、給食のやり方というのはいろいろあるんですね。ですから、選択メニューなんかもありますし、弁当を併用しているところもありますし、曜日によっては弁当持参のところもあります。だっ

て、子供たちは、将来の食生活を身につけるために、毎日子供たちが弁当をつくっているなんていう家庭は余りないでしょう。ですから、ぜひそういうことを住民の方を向いて、期待にこたえられるような教育行政にしていきたいということをお願いして終わります。

新宮征一議長 いいですか。（「終わりました」の声あり）

佐藤 毅 議員 の 質 問

新宮征一議長 通告番号12番、13番について、2番佐藤 毅議員。

〔2番 佐藤 毅議員 登壇〕

佐藤 毅議員 私は、緑政会の一員として、今回の質問は地域住民から寄せられた御意見や要望を踏まえ、質問いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

本日、最後の質問であります。

市長は、これまで7名の質問者に対し、誠意ある答弁をして、大変お疲れのこととされます。答弁は、要点のみ、簡素にさせていただきますようお願い申し上げます。

それでは、通告している最上川寒河江緑地について質問いたします。

佐藤市長が誕生し、はや20年を経過しました。佐藤市長は、常に寒河江市の発展を見据えながら、市民の要望などをとらえ、これまで多くの事業に取り組み、完成させてきました。そして、市民が安全で安心して暮らせるまちづくりに力を注ぎ、実行してきたことは周知のとおりであります。ここで、改めて敬意を表します。

本年度は、第4次振興計画の最終年度となりました。第4次振興計画の中でも、特に寒河江市の顔となる駅前中心市街地整備事業が、本年めでたく完成したことは、まことに素晴らしいものと思っております。この駅前中心市街地整備事業につきましては、これまでの首長が挑戦しましたが、中途挫折した経緯があります。改めて市民とともに完成を喜びたいものと考えているところであります。

さて、駅前中心市街地整備事業が完成したことにより、南北一体のまちづくりも整備されました。このことにより、私の住んでいる南部地区から中心市街地までの時間が短縮され、市役所まで、わずか10分以内で到着するようになりました。裏を返せば、市街地からも南部地区、また最上川寒河江緑地までも時間が短縮され、簡単に来ることができるようになったこととなります。

そこで、通告している最上川寒河江緑地の整備促進についてお伺いします。

平成17年度の実施計画によりますと、完了年度が平成21年度となっておりますが、南部地区民や多くの市民が、できるだけ早い完成を望んでいることも事実であります。今、国土交通省は、本年度からこの最上川寒河江緑地を含む最上川沿線に、フットパス事業に取り組みました。これは、最上川ふるさと総合公園と最上川寒河江緑地を結ぶ散策道路の整備、また、市街地までの誘導する道路や、さらに最上川を親しみやすい河川とする位置づけで事業展開を図っているものと思われま。

先月、11月23日、南部地区にあるボランティアグループのフラワーランド推進協議会と南部小学校の児童や南部地区の幼児、保護者など、大勢が参加して、最上川寒河江緑地に桜の苗木を植栽いたしました。当日は快晴で、月山、朝日、葉山、蔵王の冠雪した山々が青空にくっきりと浮かび、素晴らしい景観のもと行われました。植栽した桜は、数年で開花します。また、寒河江市に新たな桜の名所ができるものと考えております。桜を植えた参加者たちも、早期完成を望んでおりました。

以上のように、周囲の環境が整いつつありますが、本体の最上川寒河江緑地が遅々として進まないように思われます。そこで、南部地区民、また多くの市民が待ち望んでいる最上川寒河江緑地の完成はいつごろになるのかお伺いします。

次に、通告13番市民浴場の管理運営について質問いたします。

質問は、毎日のように市民浴場を使用している人たちの要望、意見等をもとに質問いたしますので、よろしくをお願いします。

市民浴場は、昭和58年1月1日にオープンしたことは周知のとおりであります。間もなく23年目を迎えようとしております。市民浴場は、市民の保養、休養、健康増進を図り、また市民の憩いの場、交流の場、親しみある公衆浴場となっております。このことから、多くの市民が入浴しており、本年10月30日、オープン以来入浴者が800万人になったと報道されました。このことは、入浴料100円と安かったことと、泉質がよい、また市街地から近距離、道路条件もよい結果と思われております。大繁盛しておりました市民浴場が、本年6月から入浴料が100円から200円に、休憩室使用料が300円から200円に改定されました。

そこで質問いたします。

一つ、改定後における入浴者、休憩室使用者の増減はどうなっているのか。

二つ、市内・市外の使用者状況はどうなっているのか。

三つ、本年度の収支の見通しについてどうなるのか。

四つ、行財政改革計画の中で、平成19年度から指定管理者制度の導入を考えておられますが、市民浴場を使用する者が、現在とどう変わるのか、また指定管理者制度を導入することによって、寒河江市に何がプラスになるようになるのかお伺いします。

五つ、料金値上げによって、アンケートをとっているようではありますが、今後におけるサービスの有無などを考えておれば、そのこともお伺いし、第1問といたします。

新宮征一議長 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 お答えいたします。

まずは、最上川寒河江緑地のことについてでございます。

御案内のように、南部地区のみならず、全市的観点から、最上川の水資源を利用したスポーツレクリエーション活動の振興、最上川の豊かな自然を生かした水辺空間との触れ合いの場として、皿沼地内の河川敷に競技用のカヌー大会にも対応可能な多目的水面広場、あとはスポーツレクリエーションとしてのグラウンド広場と芝生広場を整備いたしておるところでございます。

整備に当たりましては、水辺空間の環境美化、地域住民とのかかわり、また、有効な利活用など、国の河川行政方針との整合性を図りながら、市民が憩える緑地として国土交通省の全面的な支援をいただき、整備しているものであります。工事につきましては、平成14年度から着手し、多目的水面広場の掘削工事と堤防への腹付け盛り土を行い、平成15年度に多目的水面広場の吐口工、16年度から遮水及び護岸工事を行っており、今年度で約 200メートルが完了しているところであります。

御質問の中にもありましたが、現在、国土交通省では、国、市、地域住民がそれぞれ役割を分担し、美しい景観を有する最上川の魅力を生かし、沿川の観光資源などの魅力的な場所をフットパスで結び、地域活性化を図るフットパス事業を南部地区で展開しております。フットパスとは、歩く人のための小道、歩くことを楽しむための道のことをいいます。このフットパス事業は、本市のみならず、長井市から酒田市までの最上川流域で展開されます。

本市での事業内容は、国土交通省が、最上川の川べりに、これまで河畔の小径というのがありますが、その河畔の小径を再整備しながら、さらに最上川ふるさと総合公園まで延長し、つながるように整備していただくことになっているところであります。市や地域の役割としては、地域の名所旧跡や景観、眺望のよい箇所を再発見し、河畔の小径をも含む地域の散策コースや、案内板などを検討することとなっており、南部地区の住民によるワーキンググループが、現在活発に活動しているところであります。

最上川ふるさと総合公園のセンターハウスの方から歴史の丘、コミュニティー広場の園路を通り、河畔の小径、最上川寒河江緑地までの散策コースとなれば、アップダウンもあり、また、緩やかなところもあり、月山、葉山、朝日、蔵王連峰の山並みのパノラマ景観や、母なる川、最上川の雄大な流れを目の当たりにでき、緑の自然を満喫できるコースになります。加えて、南部地区の貴重な文化遺産をめぐるさまざまなコースを設定することで、心をリフレッシュできる一大フットパスのコースになるとともに、地域の再発見、活性化に資するものと考えております。

また、緑地整備の一環として予定していた桜の植樹についても、日本宝くじ協会から苗木をいただき、先ほど話がございましたように、先般、地元のフラワーランド協議会の皆さんと南部小学校の児童の皆さんにより、緑地の堤防沿いに約40本を植栽していただいたところであります。

このようなことから、最上川寒河江緑地の整備は、隣接するクア・パークや最上川ふるさと総合公園との相乗効果とともにフットパス事業の展開により、さらなる地域活性化、経済効果が期待されるものであります。

最上川寒河江緑地の完成はいつかという御質問でございますが、今後の計画といたしましては、平成18年度から平成20年度まで遮水及び護岸工事を継続し、さらに平成20年度には電気、取水設備を実施し、平成21

年度にポンプ取水設備、芝生広場、グラウンド、園路整備などを行い、完成させてまいりたいと考えております。

市といたしましても、財政状況は厳しいところではありますが、計画内完成を図ってまいりたいと考えております。

次に、市民浴場の管理運営についてのお尋ねがございました。

市民浴場では、常時、利用者からの御意見をお聞きしておりますが、これらの意見や要望にこたえるため、トイレの洋式化などの改装を行うとともに、石けんやシャンプーなどを備えつけるなど、提供サービスの充実を図ったほか、回数券についても、11回券から13回券にして、利用者のメリットを高め、これまで以上に安らぎや憩いを実感できるようにいたしました。これに伴い、本年6月から、入浴料や休憩室の利用料を改定したところであります。

そこで、料金改定前後の入浴者数の状況についてでございますが、平成16年6月から11月までの平均入浴者数は、1日当たり970人でしたが、料金改定後は、1日当たり780人となっており、これは前年と比較して80.4%となっております。料金改定によって、一時的に他の公衆浴場へ流れた方もいるとは考えられますが、現在では、以前の利用者数近くに回復傾向にあるようです。これは、寒河江の場合は、200円に引き上げても、他の周辺の公衆浴場より50円ないし100円程度安い料金であり、また、泉質もよい上に、居住地に近く、サービス内容も向上したため、以前の利用者数に戻ってきているものと考えているところであります。

それから、休憩室でございますが、料金改定前、平成16年6月から11月までの平均利用者数は、1カ月平均で576人でしたが、本年6月からの前年同期では、1,043人と増加しております。特に、子供の利用者は、以前は一月に1人の利用がある程度でございましたが、料金改定後は24人に増加しており、多くの方々憩いの場、くつろぎの場として利用されるようになっております。

それから、市内・市外の利用者の状況についてでございますが、料金改定前の調査では、市内の利用者が9.9%、市外からの利用者は29.6%、県外の方の利用者は0.5%となっております。料金改定後では、市内の利用者が68.8%、市外の利用者が28.3%、県外の方の利用者は2.9%となっております。県外の利用者が大きくなったのは、調査時期が、さくらんぼや花咲かフェアの期間中であつたため、観光客が市民浴場を利用したものと考えられ、これを除きますと、利用者の比率に変化はないようであります。

このように、利用者の大半が市内の利用者であることは、寒河江市民浴場の特徴となっており、また、料金改定後も、市外からの利用者に大きな減少が見られないことは、すぐれた泉質など、寒河江市民浴場の魅力によるものと思われま。

それから、収支の見通しについて質問がありました。

市民浴場は、毎年、夏から冬にかけて、ほかの月に比べ利用者が1割程度増加する傾向にございます。これを勘案しますと、平成17年度の収入額は4,800万円程度になるものと予想しております。支出予算額が約3,870万円でございますので、差し引き額は980万円程度となるものと予測されます。なお、料金改定後の6月から11月までの収入額は、平成16年度の同期比較では、143%となっております。

次に、指定管理者制度の導入により、市民浴場を利用するものにとって、現在と何か変わることがあるのではないかという質問でございますけれども、市民浴場の指定管理者に選定された団体から、さまざまな提案をしていただきたいと考えております。その提案の中で、新しいサービスが提供されるものと考えており、それらの新しいサービスの実施により、利用者の利便性が向上し、より親しめる市民浴場として、利用

者の増加にもつなげるものと考えております。

市民浴場の管理に当たりましては、これまでも多くの業務を個別に委託しておりますが、指定管理者制度を導入することにより、すべての業務を一括して委託することになりますので、事務的な業務面での負担が軽減されることとなります。また、指定管理者の努力により、入場者数が増加し、収入がふえることになれば、結果として管理経費の縮減が図られることとなります。

今後におけるさらなる市民サービスの向上についてですが、寒河江市行財政改革大綱において、平成19年度から指定管理者制度を導入することとしているため、市が直接行う新たなサービスの提供はなくなりますが、指定管理者の柔軟な提案によるサービスの向上が図られるよう努力してまいりたいと考えております。以上です。

新宮征一議長 佐藤 毅議員。

佐藤 毅議員 御丁寧な答弁をいただきましてありがとうございました。

最上川寒河江緑地の完成年度が計画どおり達成するように答弁いただきまして、南部地区民、特に高齢者は、生きているうちに日の目を見ないのではないかと心配しておりました。そんなことで、一安堵したところでもあります。

また、平成21年は、佐藤市長が6期目の最後の年になります。市長とともに、この完成を見たいものだと、こんなふうを考えている一人でもありますので、ひとつぜひこの点を踏まえて、うまい方法を今以上に、国、地方財政とも行財政改革で厳しいときでありますけれども、よろしく願い申し上げます。

次に、市民浴場の値上げの結果について、思ったより減少しないと。一安堵したところでもあります。970人が780人と、1日平均、過去で一番少ないときで、昭和59年の1日当たり800人でありましたので、さほど少なくないと、そんなふうにも思っております。その当時の年間入浴者が28万2,000人ほどあったということでもありますので、その後、9月以降またふえてきている。

私も、本当のことを申し上げますと、毎日、市民浴場に行っているもんですから、大分戻ってきたなということでも理解しておりましたけれども、値上げしたことによって、寒河江市にマイナスになったんではまずいと。それから、入浴者が減って、健康管理ができなくなるようでもまずいなと思ひまして、お聞きしたところでもあります。

それから、市内・市外の状況についても変化がないということでもあります。これは、後ほど申し述べます。

それから、本年度の収支についても980万円といいますが、これまでの単年度では大分多い方ではないかと喜んでおるところでもあります。値上げして、他の浴場から比べますと、さほど高いというか、一番安い方の200円でもあります。

300円のところもありますし、500円のところもありますので、200円にしたら、本当に閑古鳥が鳴くのではないかなと心配したんですけれども、そういう心配もなく、大変喜んでおります。ひとつサービスには、今後とも継続していただきたいと思ひます。

次に、毎日市民浴場を利用している人たちの生の声、小さいことがたくさんありますけれども、これからの管理運営上の参考にしていただきたいと思ひて申し上げます。答弁、もしできなかつたら、そのままで結構でありますので、以下申し上げます。

一つには、源泉をそのまま流して、循環ぶろにしないでほしいという声もあります。

それから、二つ目は、泡ぶろの復活を望んでいる人も多くあります。

それから、三つ目は、洗い場それからシャワーの温度調整が非常に難しいと。適温で洗髪してお湯をかけておりますけれども、途中で冷水になると。そうすると、一たん頭から外して、温度調整をするようにバルブを調整しないとだめだと。そういうことで、シャワーの温度調整なども、うまくなるように、ひとつよろしく御配慮お願いしたいと。

それから、市制施行50周年記念事業で、せっかく制定した市民歌、市民浴場に放送設備があります。何か記念式典とかあるときでないと市民歌は聞けないと。そういうことではなく、市民浴場に常にとは言いませんけれども、朝、昼、晩、もしくは1時間置きぐらいに流すというか、放送する、そして市民歌を普及PRする必要もあるのではないかと、こんなふうにも思われます。

それからもう一つは、入浴料金の差別化。先ほどお聞きしました市内と市外のパーセンテージがほとんど変わらないと。寒河江市では、多くの税金を投入していると。市外の人、その寒河江市の税金の恩恵を受けると。ですから差をつけるべきでないかと、そういう意見もありますので、その辺を今後の管理運営の参考にしていただければ幸いと想着て、2問を終わります。

新宮征一議長 生活環境課長。

有川洋一生活環境課長 お答えいたします。

初めに、お湯を循環しないで源泉のかけ流しにできないかということでございますけれども、寒河江市民浴場は、源泉をそのまま利用した公衆浴場というふうなことでこれまでやってきております。今の循環は全然やっていないわけではございませんけれども、これは、いわゆる家庭での24時間ぶろというようなものと違まして、源泉を浴槽の中に入れるわけなんですけれども、その中でも、底の方に湯あかとかごみ、髪の毛等がたまりますので、それを除くための一つの方策として、浴槽の中からお湯を引きまして、それをある程度循環しているというふうなことで、それから、その浴槽のお湯は、源泉から引いてきておりますので、ある程度温度が下がってまいりますので、それで温度調節をしているという二つの役割のためにやっているものでございます。基本的には、循環ぶろではないというふうな認識で考えております。

それから、泡ぶろを設けられないかというふうなことでしたけれども、従前にバイブラぶろということで泡ぶろを実施してございましたけれども、これは、気泡による血行促進、マッサージ効果ということでやっておりましたが、その後、レジオネラ症の危険性があるというふうなことで全国的に問題になりまして、寒河江市民浴場でも、村山保健所からの指導などもありまして、また、公衆浴場法の施行条例に、県のレジオネラ症防止対策が追加されたということで、市民浴場では、16年12月にこの装置の運転を停止したものでございます。

それで、その後またさらに村山保健所の方からいろいろな指導がございまして、その結果、現在では、気泡発生装置を撤去しているというふうなことでございますので、御理解をお願いしたいと思います。

それから、BGMに寒河江市民歌を流せないかということでございますが、今、市民浴場では、いやし系のBGMということで、比較的静かないやし系の音楽を流しております。市民歌につきましては、市民の利用が多い施設ということで、これを普及し周知を図るためにも、やっぱり市民歌を覚えていただくというふうなことで流すことは可能でございますので、開館・閉館の際とか、いろんな機会を見まして、一定の時間、市民歌を流すようなことを検討していきたいというふうに思っております。

それから、シャワーのことがありましたけれども、シャワーは、男女の浴室にそれぞれ14基ほど設置しておりますので、このシャワーは、現在、それぞれの蛇口で利用者自身がその温度調節をするというふうなことになっておりますけれども、そういうふうな機械になっているんですけれども、非常に一気に多くの方がお湯を出すというふうなことになりますと、ある程度の温度の変化があるというふうなことで、水になるというふうなことがありましたけれども、なかなか今の機器の性能では、それを完全になくすということが不可能な状況になっております。それで、圧力の関係でございますので、これを解決するには、かなりの大がかりな工事をしなければならないということと、今流しているお湯と水の流し方のシステムを全面的に変換しなければならないということで、現状では、これを直すということは、できないのではないかなというふうなことで、現在のところの状況で御理解をしていただきたいと思いますというふうに思っております。

それから、市民の優遇措置のことでございます。今、市民浴場は、7割が寒河江市民の方から利用していただいておりますけれども、市外の方につきましても、相当数の方から利用していただいておりますので、これらの方々についても、市民でないというふうなことで差別化をするというふうなことは、考えていないところでございます。また、技術的にも市民であるか市民でないかというふうなことを把握するのは大変だというふうなことで、それには身分証明書のようなものを発行しないとちょっと無理だというふうなことで

すけれども、そうなりますと、かえって市民の方々に、また市外の方々に不快な感じを与えてしまいかねないということもございまして、今のところはそういうふうなことは考えていないというふうなところでございます。

それから、いろんな設備については、それぞれの要望を踏まえながら、今後ともサービスの向上に向けて改善更新をしていきたいというふうに考えておりますので、よろしく申し上げます。以上でございます。

平成17年12月第4回定例会

散 会 午後3時04分

新宮征一議長 本日の一般質問はこの程度にとどめ、これにて散会いたします。
大変御苦労さまでした。

平成17年12月9日(金曜日)第4回定例会

出席議員(21名)

1番	新宮征一	議員	2番	佐藤毅	議員
3番	鴨田俊・	議員	4番	煤津博士	議員
5番	木村寿太郎	議員	6番	松田孝	議員
7番	猪倉謙太郎	議員	8番	石川忠義	議員
9番	鈴木賢也	議員	10番	荒木春吉	議員
11番	柏倉信一	議員	12番	高橋勝文	議員
13番	高橋秀治	議員	14番	佐藤良一	議員
15番	佐藤暘子	議員	16番	川越孝男	議員
17番	内藤明	議員	18番	那須稔	議員
19番	佐竹敬一	議員	20番	遠藤聖作	議員
21番	伊藤忠男	議員			

欠席議員(なし)

説明のため出席した者の職氏名

佐藤誠六	市長	荒木恒助	役
安孫子勝一	収入役	大谷昭男	教育委員長
	選挙管理委員会		
奥山幸助	委員長	佐藤勝義	農業委員会会長
那須義行	庶務課長	鹿間康	企画調整課長
	行財政改革		
菅野英行	推進課長	秋場元	財政課長
三瓶正博	税務課長	真木憲一	市民課長
有川洋一	生活環境課長	浦山邦憲	土木課長
			花・緑・せせらぎ
柏倉隆夫	都市計画課長	犬飼一好	推進課長
佐藤昭	下水道課長	木村正之	農林課長
兼子善男	商工観光課長	尾形清一	地域振興課長
石川忠則	健康福祉課長	鈴木英雄	会計課長
荒川貴久	水道事業所長	兼子良一	病院事務長
芳賀友幸	教育長	熊谷英昭	管理課長
菊地宏哉	学校教育課長	布施崇一	社会教育課長
			選挙管理委員会
石山忠	社会体育課長	鈴木一徳	事務局長
			監査委員長
安孫子雅美	監査委員	宇野健雄	事務局長
	農業委員会		
清野健	事務局長		

事務局職員出席者

片桐久志	事務局長	安食俊博	局長補佐
月光龍弘	庶務主査	大沼秀彦	調査係長

議事日程第4号

平成17年12月9日(金)

再 開

日程第 1 一般質問

散 会

第4回定例会

午前9時30分開議

本日の会議に付した事件

議事日程第4号に同じ

一般質問通告書

平成17年12月9日(金)

(第4回定例会)

番号	質 問 事 項	要 旨	質 問 者	答 弁 者
14	指定管理者制度について	制度上の課題と運用について	16番 川越孝男	市長
15	最上川緑地公園整備について	現状と課題について		市長
16	土地利用計画の見直しを含む住宅政策について	均衡ある発展を図る立場からの宅地計画(仮称高松団地)について		市長
17	三位一体改革の実像と地方自治体のあるべき対応について	国の財政危機の原因について 地方自治体の財政危機の原因について 「寒河江市行財政改革大綱」と行財政改革のあり方について	20番 遠藤聖作	市長
18	市民生活にかかわるいくつかの問題について	生活保護行政について 育児休業明け幼児の受け入れ体制の整備について		市長
19	福祉行政について	心臓突然死を防ぐために、自動体外式除細動器の設置について 高次脳機能障害者に対する支援について	18番 那須稔	市長
20	カラーバリアフリーについて	市のホームページや発刊物などの色に配慮した取り組みについて 学校における色覚検査の廃止後の取り組みについて カラーバリアフリーに配慮した教科書の普及について		市長 教育委員長
21	山形県市町村職員互助会について	互助会における給付内容について	14番 佐藤良一	市長

再　　　　　開　　　　午前9時30分

新宮征一議長　おはようございます。

　　ただいまから、本会議を再開いたします。

　　本日の欠席通告議員はありません。

　　出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

　　本日の会議は、議事日程第4号によって進めてまいります。

一 般 質 問

新宮征一議長 日程第1、12月7日に引き続き一般質問を行います。

川越孝男議員の質問

新宮征一議長 通告番号14番、15番、16番について、16番川越孝男議員。

〔16番 川越孝男議員 登壇〕

川越孝男議員 おはようございます。

私は、通告している課題について、市民の方々から寄せられた意見を踏まえ、私の考えや提言も含め質問いたしますので、市長の誠意ある答弁を期待するものであります。

通告番号14、指定管理者制度について、制度上の課題と運用について伺います。

行財政改革の一環として効率的な行政運営を図るとして、民間への委託を積極的に進めるとされています。

私は、民間との協働は大いに進めるべきであり、民間への委託についても否定するものではありません。

しかし、民間企業の本来の活動は利潤の追求であり、慈善事業などではありません。言い換えれば、もうかるものはやるが、もうからないものや損をするものはやらないし、撤退するというのは当然のことです。このことからして、行政分野になじむものとなじまないものがあると思っております。

したがって、私は、初めに民営化ありきでなく、各事業ごとに住民にとっても市にとっても、互いにメリットのある内容でなければならないと思っています。安かろう悪かろうではならないわけで、最近起こった事故や事件から教訓にすべき大切なことがあると思えます。

その一つは、JR福知山線脱線転覆事故の教訓を生かすことであります。

事故の背景には、同路線がドル箱路線であることから、現場の声が軽視される中で収益優先の超過密ダイヤがつくられていたことです。現場の実態を一番知っている運転士は、安全性に不安を抱きつつも、日勤教育などで進言できない職場状況がつくられておったと言われております。事故後、この実態が明らかになり、直ちにダイヤ改正がなされました。107名のとうとい犠牲と500名を超える負傷者を出した大惨事の教訓は、利用者と直接かかわる現場の実態を知っている人たちの声を踏まえた改革をしなければならないということだと思っております。

二つには、耐震強度偽造事件であります。

事件の真相は今後、解明されることになるとは思いますが、今回の事件は、言うまでもなく、行政のチェック機能を安上がりのために民間に委託した中で発生した事件であります。

その結果、住民は大変な不安と混乱、行政不信、それに膨大な財政的損失は避けられない状況にあります。

このことから、行政の権限や責任が果たし得ない、また、あいまいになるような委託は、国民生活に不安と混乱を招くということ認識すべきであるということでもあります。

今議会に、議第73号から議第83号までの11議案によって、23施設の指定管理者の指定について提案されています。

これまでの公の施設の管理委託者は、それぞれの施設の設置条例によって定められており、管理費は前年度実績をもとに予算化され、毎年契約していましたが、指定管理者制度では公募が原則となるが、入札の対象ではなく、管理費は、目的に沿った施設の有効活用策、独自アイデアによる施設の有効活用策、類似施設の管理実績、管理経費の縮減方策など、12項目の中の一つとなっており、12項目の点数評価で最も高い点数を得た団体が指定管理者候補となります。入札であれば、管理費が一番安いところに決まるわけですが、指定管理者制度では、そうとは限らないわけでもあります。したがって、総合的な評価に当たっては、公正の確保が重要となります。

また、期間は原則5年であり、制度導入当初は3カ年となっていますが、管理費の額は毎年契約することになっているのであります。

そこで、4点について伺います。

第1は、透明性、公正さを確保する立場から伺います。

一つは、原則公募となっているが、公募しないものがあることが2日の総括質疑で明らかになりました。今回、公募しなかった施設と、その理由を示していただきたいと思います。

公募しないことができる基準を定めるべきだと思いますが、このことについての市長の見解をお伺いいたします。

二つには、点数制の採点基準、内規の公開をすべきと思います。2日の本会議では、委員長や議長の要請があれば議会に提出するとのことで、既にいただいております。これは議会に限らず公開すべきだと思いますが、改めて見解をお伺いをいたします。

三つには、計画書を含め、選定結果を公表すべきと思いますが、これについても御見解をお伺いをいたします。

四つ目には、制度上、兼業禁止がなされていないというふうに思いますが、このことに対する御見解をお聞かせをいただきたいと思います。

次に、大きい二つ目ではありますが、協定金額は毎年度締結となり、金額にかかわる事業計画を市の担当者と指定管理者が協議し、予算編成まで確定することになっていることから、従来よりも増して、職員と団体との関係のありようが危惧されますが、その対応はどのように考えておられるのかお伺いいたします。

三つには、行財政改革大綱に平成19年度から保育所への指定管理者制度の導入が示されています。

そこで、4点伺います。

一つは、現場段階からの話し合いがなされているのか、下からの積み上げがなされているのかということであります。

二つには、業務委託でなく、指定管理者制度となった場合、献立を含む給食や調理師などはどのようになるのか伺います。

三つには、指定管理者の受け皿をどのように考えているのか伺います。

4点目としては、19年度導入にこだわらず、保護者や現場の職員とも十分協議をし、慎重に検討すべきというふうに思いますが、これに対する市長の見解も伺いたいと思います。

四つには、市民浴場は黒字経営が見込まれる施設であり、利用料金制度をとるのかなどを含め、利用者や市財政運営の立場から、どのような方法が最良であるかを判断するために、さまざまなケースで試算し、それに基づき、事前に市民代表である市議会などの意見を聞き、その上で委託の基本となる事項を決定してから公募するように進めるべきと思いますが、御見解をお伺いいたします。

次に、通告番号15、最上川緑地公園整備について伺います。

一昨日の佐藤議員の質問にもありましたので、できるだけ重複を避けて質問したいと思います。

市民の方々から次のような声が寄せられました。「緑地公園整備に入る以前は、南部の各地区対抗のソフトボール大会や運動会などを河川敷でやっていたが、今は小学校のグラウンドでやらなければならなくなった」、「多目的水面広場よりグラウンドや芝生広場が早く使えるようにならないのか」、「これまでの説明だと完成は平成12年度と聞いているが、財政難でおくれることはないのか」、「完成後の維持管理費はどれくらいかかるのか」、「財政難で費用対効果の評価は避けられない課題になっているのではないのか」、「カヌー大会の開催は、年間何回ぐらい予想しているのか」、「多目的水面広場を半分にして、グラウンドや芝生広場の整備を早くできないのか」などでありました。

そこで、3点について伺います。

一つは、一昨日の答弁では、完成のめどは計画どおり平成21年度で、グラウンドや芝生広場の工事は21年度とのことですが、グラウンドや芝生広場と多目的水面広場の整備を並行して進めることができないのか伺います。

二つには、カヌー大会の開催は年間何回ぐらいを想定しているのか。また、維持管理費は幾ら必要と考えてい

るのかお伺いをいたします。

三つ目には、多目的水面広場を半分に計画変更した場合、制度上、補助金が打ち切られることになるのか。また、途中で計画の変更というのは、制度上認められないものなのか。

もし、補助金が打ち切られることがなく変更も可能であるならば、多目的水面広場を半分に、経費の節減と住民の要望が強い、グラウンドや芝生広場の早期完成を目指した計画への変更を検討する考えについて、市長の見解を伺いたいと思います。

次に、通告番号16、市全体の均衡ある発展を図る立場から、土地利用計画の見直しを含む住宅政策について伺います。

本市の世帯数及び人口の推移を、10年前の平成7年3月末を100として本年3月末日で比較しますと、世帯数は15.6%、1,708世帯増加し1万2,611世帯で、人口は2.2%、967人ふえて4万4,170人となっています。

しかし、これを地域別に見ますと、世帯数では、白岩地区が4.2%、37世帯減少しており、増加したと言っても、高松は1%の8世帯、醍醐が3%の11世帯という状況であります。

人口では、増加している地区は柴橋の7.8%、413人、次が南部を含む寒河江地区が6.5%、1,462人と、西根1.5%、71人となっていますが、減少しているのが白岩、マイナスの13.3%、497人、醍醐、マイナスの12.7%、20人、高松がマイナス7.3%、279人、三泉がマイナス2.6%で49人、それぞれ減少しています。西部地区の減少が顕著になっており、今後、さらにこの傾向は進むものと思われます。

そこで、本市の均衡ある発展を図る立場から、工業団地の西側、国道287号とJR左沢線の間を仮称高松団地として開発整備すべきと思うのであります。

その理由としては、市全体の均衡ある発展のための対策はもちろんであります。

二つには、先人の努力で開設されている公共交通機関としての鉄道と、その駅所を活用したまちづくりをすべきだと思うのであります。それは通勤・通学、そして温暖化対策などの視点からも重要だと思います。

三つには、国営かん排事業も終了することになりますし、第5次振興計画の策定時期であり、これに位置づける絶好の機会だと思います。

この場所は、農振農用地であることから、農地所有者や農業委員会などとの十分な連携の中で進めなければなりません。その見直しを含め、仮称高松団地について市長の御所見をお伺いし、重ねて前向きな答弁を期待をいたしまして、第1問といたします。

新宮征一議長 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 お答えいたします。

指定管理者制度の課題と運用についてでございますが、3点ほどございました。

平成18年度4月から指定管理者制度を導入する施設で、指定管理者候補を公募しなかったのは、現在、管理委託をしているさくらんぼ会館、トルコ館、それから寒河江市市民プールなど七つの体育施設でございます。

公募を行うか否かにつきましては、庁内の指定管理者候補選定委員会で審議させたところでありますが、さくらんぼ会館については、この施設はさくらんぼを中心とした本市のPRや農産加工品の研究・製造・販売を行う施設で、国の助成を受けており、補助要綱により、市または農業団体が運営する施設とされており、公募になじまないとしたものであります。

トルコ館につきましては、トルコの文化をトルコ人から直接紹介してもらい、本市の姉妹都市であるギレスン市との友好親善を深めるための施設であり、現在、トルコ館でトルコ人による展示物の提供と紹介や、トルコの物品の販売を行っている法人を指定しようとしたものであります。

体育施設の7施設につきましては、現在、市が100%出資している財団法人寒河江市体育振興公社を管理委託者にしてありますが、公社の設置目的を踏まえ、今後の公社のあり方を検討する必要があり、今回は公募をしないこととしたところであります。

次に、公募しない場合の基準についての質問ですが、本市においては、指定管理者制度の導入に当たり原則公募としており、特別な事情がない限り公募を行うこととしております。施設の持つ事情は、設置目的や施設の置かれている状況などにより異なるものであり、あらかじめ公募しない基準を設けることは、公募しない施設を想定することにもなり、原則公募を適用する本市としては、公募を行わない基準を策定する考えはないところであります。

次に、事業計画書を評価する際に用いた評価基準と、選定結果の公表についてでございますが、このことについては指定管理者が決定した後に、市のホームページに掲載し公表してまいりたいと考えております。応募者から提出された計画書については、公表する性格のものではないと考えますので、公表する考えはありません。

次に、兼業禁止についての質問でございますけれども、地方自治法第92条の2及び第142条並びに180条の5の第6項の規定により、市長、議員、行政委員会の委員は、地方公共団体と請負関係に立つことや、一定の請負関係にある法人などの役員につくことが禁止されており、この規定が、いわゆる兼業禁止規定であります。しかし、指定管理者による公の施設の管理は、地方公共団体と取引関係にあるものではなく、施設の管理を地方公共団体にかわって行うものであり、請負には当たらないため、この兼業禁止規定は適用されないものと解釈されております。

したがって、指定管理者制度の導入に当たり、市長、議員、行政委員会委員の兼業禁止については、特に対応をすることは考えていないところであります。

次に、課題と運用についての御質問でございます。いわゆる指定管理者との金額にかかわる質問であります。

御案内のとおり、指定管理者と締結する協定は、管理全般に関する協定と金額に関する協定の二つに分けて締結したいと考えております。金額に関する協定は、毎年度締結することとしており、予算編成時期の前に次年度の事業計画書の提出を求め、この事業計画書をもとに次年度の協定金額の設定を行います。その際には指定管理者候補選定委員会で十分審議する考えであります。また、年度終了後に指定管理者から実績報告書の提出を義務づけ、その内容についても指定管理者候補選定委員会に報告してまいります。

このように通常の予算編成と異なり、担当課を越えた委員会の審議を経て予算要求を行い、最終的には予算の査定で協定金額の設定を行ってまいりますので、通常よりも多くの段階を経て金額の設定を行うことから、職員

と団体の間の危惧されるようなことは考えておりません。

それから、保育所に指定管理者制度を導入することについての何点かの質問がございました。

11月に策定した寒河江市行財政改革大綱において、平成19年度から保育所に指定管理者制度を導入することとしております。このことについては現場の職員に説明するとともに、既に保育所に指定管理者制度を導入している市の情報の収集や、指定管理者が行う業務の検討などを進めているところであります。

次に、給食についても質問がございしますが、指定管理者制度は、原則としてその施設で行う業務のすべてを任せる制度でありますので、当然に給食調理業務も委託の対象になるものと思っております。しかし、これはあくまでも調理業務を委託するのであって、給食の献立につきましては、これまでと同様に市の栄養士が作成いたします。

次に、指定管理者の受け皿についての質問がございしますが、市内では現在、幼児教育や認可外保育施設の経営を行っている法人と個人経営者がおります。また、県内においても多くの民間の保育所や幼稚園がございしますので、このような団体が受け皿となることも考えられますし、また、新たな団体が受け皿となることもあると思っております。

いずれにしましても、公募を行い、指定管理者の指定をしていきたいと考えております。

それから、導入時期についてでございます。

このたびの行財政改革大綱において、指定管理者制度を導入するとした理由は、家族構成の変化や少子化に対応した新たな保育ニーズに対応するためでございます。これまでも保育時間の延長や低年齢児童保育の充実などの保育ニーズに対応してまいりましたが、土曜日の延長保育や休日保育などの新たな保育ニーズに、コストを抑えつつ対応するには、行政の力だけでは難しいと考えております。

このため、民間のノウハウや柔軟性、機動性を活用できる指定管理者制度の導入を決めたところでありますが、保護者への十分な説明を行い理解を得るため、1年間の期間を設け、平成19年度からの導入としたところでございます。

次に、市民浴場についてのお尋ねがございました。

市民浴場においては、これまでも多くの業務を個別に業者に委託していた経過があり、施設管理や使用料の徴収などを一括して指定管理者に委託してまいりたいと考えております。

また、利用料金制度の採用などについては、ことし行いました料金改定の影響などを考慮しながら検討を進めているところでありまして、利用者、市、そして指定管理者にとって、より望ましい制度導入に向け、本年度から18年にかけてさまざまな角度から検討してまいります。

次に、利用料金制度についての公募前の議会との協議についての質問がありましたが、指定管理者制度を導入するには、まず施設の設置条例の改正を行う必要があります。利用料金制度を導入する場合には、その旨の条文も整備する必要があり、市民浴場への指定管理者制度導入について、利用料金制度についてはもちろんのこと、委託の基本となる事項について議会で十分審議され、議決をいただいた後に公募を実施することになります。

また、これまでもさまざまな行政課題に対して、議会から要請があった場合には御説明を行ってきたところであります。市民浴場の指定管理者制度導入についても、議会から要請があれば説明いたします。

次に、最上川寒河江緑地公園整備についてでございます。

最上川寒河江緑地については、前々日の御質問でも申しあげましたが、南部地区のみならず、全市的観点から最上川の水資源を利用したスポーツ・レクリエーション活動の振興、最上川の豊かな自然を生かした水辺空間との触れ合いの場として、皿沼地内の河川敷に競技用のカヌー大会にも対応可能な多目的水面広場、またスポーツ・レクリエーションとしてのグラウンド広場と芝生広場を整備いたしているところであります。

工事につきましては、平成14年度から着手し、多目的水面広場の掘削工事と堤防への腹付け盛り土を行い、平成15年度に多目的水面広場の吐口工、平成16年度から遮水及び護岸工事を行っており、今年度で約200メートル

が完了しているところであります。

今後の計画といたしましては、平成18年度から平成20年度まで遮水及び護岸工事を継続し、さらに平成20年度には電気取水設備を実施し、平成21年度にポンプ、取水設備、芝生広場、グラウンド、園路整備などを行い、完成させてまいりたいと考えております。

この緑地につきまして何点かの質問がありましたが、議員におきましては、これまでの質問等からお聞きしますと、この計画に疑問を呈し、また、同僚の議員からも本当に必要なのかと主張されてきた経過があるわけでございます。

そこで、この計画を推進しようとしているのか、あるいは立場の方に変化が生じたものなのか、議員の基本的な態度というものを明確にさせていただきたいと、このように思っております。

多目的水面広場と芝生、グラウンド等は一体のものの中で整備されるものでございます。そして、多目的水面広場も現計画であればこそ公認の競技も可能になるものでございまして、それを2分の1にせよとか、あるいは事業中途においての計画変更という御意見であれば、機能は成り立たなくなるのであらうと思っております。その辺のことを理解しての質問なのかどうか、明確にさせていただきたいと思っております。その点に関する議員の見解を伺って、2問において質問するものでありましたならば答弁してまいりたいと、このように思っております。

それから、土地利用計画の見直しを含むところの住宅政策でございますが、土地利用計画の見直しを含む住宅政策について、均衡ある発展を図る立場からの宅地計画についての御質問にお答えいたします。

最初に、まちづくりの基本的な考え方を述べますと、第5次振興計画の基本構想で述べておりますように、まちづくりについては、地域の特性に合った土地利用、地域特性を生かした魅力ある地域づくりとしておりまして、地域力を高め、地域の特性を生かしながら、ひいては寒河江市の発展につながるものと考えております。

したがって、市内の均衡ある発展というよりは、自主性、独自性が求められている現在、地域の自然・歴史・文化など地域独自の資源財産ととらえ、特色ある地域づくりを目指し、地域力を醸成していくべきであると考えているところでございます。また、まちづくりを進める上で市内に五つの地区ブロックを設け、各地区ごとに進めております。

各ブロックについてあえて申し上げますと、寒河江地区は、都市機能を集積し市の中心拠点性を高め、にぎやかの中に潤いがある活気あふれるまちづくりを目指しております。

それから南部地区は、チェリークア・パークや最上川、河川空間、花卉園芸、高瀬山の歴史資源を生かした花と緑に触れ合う、交流とゆとりあるまちづくりを目指しております。

西根、三泉を範囲とする東部地区は、最上川や寒河江川、月山、葉山の山並み、田園風景など壮大な美しい景観を生かし、行政文化機能と生活空間が調和したふれあいと安らぎのあるまちづくりを目指しております。

西部地区は、慈恩寺やいこいの森などを中心とした歴史・観光の拠点性を高めるとともに、地域の文化資源を生かしつつ、豊かな自然や環境と調和したまちづくりを目指しております。

柴橋地区は、最上川や熊野神社周辺などの緑資源や田園風景に調和し、伝統文化の活用による交流と安らぎのあるまちづくりを目指しております。

このように各地区ごとにまちづくりのテーマや目標を設定し、地域の特色を生かしたまちづくりを進めてきました。

西部地区に当たる高松地区においては、国道112号、国道287号の交差するところであり、後背地には慈恩寺、またいこいの森など歴史・観光の拠点性を高めるところとして、中山間の持つすばらしい自然景観や農村景観を保全する地域であると考えております。

議員の申されました場所は、JR高松駅の南側ということですが、東側は国道287号が南北に走り、しかもJRの線路を越すための跨線橋がかかっている場所に隣接しているところでありますし、また、一部樹園地

が広がり、さくらんぼ観光果樹園の園地にもなっているところでありまして、住宅団地には必ずしもふさわしいとは言えない場所であろうかと考えております。

また、住宅団地として1団地を形成する手法としましては、組合施行による土地区画整理事業や土地開発公社による宅地開発が考えられますが、いずれにしましても、住宅団地にふさわしいとは思えない場所については、宅地開発を進めるわけにはいかないと考えているところでありまして、これらを総合的に見ましても、住宅団地は考えていないところであります。

以上でございます。

新宮征一議長 川越孝男議員。

川越孝男議員 1問目の答弁いただきましたので、さらにかみ合わせるといいますか、より内容を深めるという意味で、さらに2問目に入らせていただきたいと思います。

指定管理者制度の関係でありますけれども、透明性の確保という視点から1問目でもお尋ねしたわけでありまして、その中の一つ、公募制の関係について、今回も公募しない施設が9施設あったというふうなことでありますけれども、当初、そのほかにもう1カ所、公募をしなかったわけですが、辞退をされたというふうなことで、今後、検討する部分もあるようでありまして、そういうふうなことも含めまして、体育施設の場合などは、その管理運営のために振興公社を設立をしてやっているので、今回はそこをお願いをしたと。

これは全国的にもそうでありますけれども、そういうふうな形で外郭団体を設立をしている場合、公募して、その団体が指定されなければ職員の雇用の問題も出てくるんだというふうなことなどがあってやっていないというのは、全国的な一つの流れとしてあります。これ私もそのことを理解をします。そういうことについて理解をします。しかし、原則公募としていながら公募しないでそういうふう指定をしていった場合、もし苦情が出た場合、条例では原則公募になっていながら公募しないのはおかしいというふうな形の中で不服などが出された場合、原則公募というのだけして、単なる裁量の中でやっていった場合に対応し切れなくなるのではないかというふうな感じがするんです。

したがって、私は、極めて単純なというか、いうやつで例に出して申し上げたいんですが、例えば情報公開条例、原則公開ですね、情報は原則公開。しかし、公開しないことができるというのが、こうこうこういうふうな場合というふうな形であるわけでありまして。そして、それは条例上も、みんなで議論しながら議会の議決も得てやっているという、一つこれは条例でやっていますね。したがって、例えば今回、9施設については公募しなかったわけで、それにはそれぞれの理由があるわけでありまして、そういうことが、何かそのときそのときで変わるようなことであってはならないというふうに思うんですね。したがって、この辺について、こういう場合にはしないんだというものを定めておく必要があるのではないかと。施設によって、原則公募と言いつつ公募しなくてもよい施設を想定することになるというふうな言い方、1問目の答弁であったわけでありまして、逆に、それだけでは、もし不服申し立てなどあった場合の対応の仕方として極めて薄いといえますか、あいまいといえますか、なるのではないかとというふうな気がしております。

したがって、これらについては全国的な課題にもなっていますので、ぜひ検討していただきたいというふうに思います。

それから、兼業禁止について、先ほど市長からも1問目の答弁でありました。地方自治法では議員や首長など行政委員の人が経営に係わる団体が地方自治体と請負契約を結ぶことを禁止をしているというふうなことでありまして、1問目でも申し上げましたが、指定管理者制度は請負ではない。入札でもないという代物になってますね。したがって、こういうものが適用しない。しかし、そういう地方自治法でいう請負や何かではないんだけれども、その指定を受けて管理をしていく、そこには金銭を伴う契約がなされるというふうなことからすれば、入札や請負ではないんですけれども、運用に当たっては、それらを準用するようなことがあって当然ではないかというふうに私は思うんです。

例えば市長が会社をつくって、市長がそれを受けることもできる。議員である私が会社なり団体をつくって、それを受けることもできるというふうに指定管理者制度ではなるわけですね。今までの請負ではできなかったわけでありまして、その辺の関係について、制度上、法律でも条例でもないわけでありまして、運用で、もし議員がかかわっている団体がというふうになった場合には、運用上、請負や何かと同

じような形で対応するというふうなことをしてもいいのではないかというふうに、これもまた全国的な中では問題が惹起していることでもあります。

したがって、このことについて再度、法律上除外になっているのはわかりました。しかし、運用上準用すべきでないかというふうに思うんですが、このことについての考え方を再度お聞かせをいただきたいと思います。

それから、これまた、これまでやっているところについて手厳しい指摘がなされています。選定も評価も監査も内部の人間だけだというふうな指摘があることは御存じだと思います。

そして、今回、自治体には公の施設の設置者としての責任があり、指定管理者の評価・監査を行うため、自治体の権限が強化をされているわけであります。その一つとして監査委員による監査や包括外部監査人による監査、個別外部の監査人による監査のいずれかを選択をしなければならない。こういうふうになってますね。

したがって、選定委員会も市役所の職員だけ、監査は外部監査の導入も今回、どっちかをやるようにというふうになっているわけでありますけれども、監査の方が選定委員会の方にどちらかに外部の人が入るような仕組みをつくりながら運用すべきだと。もちろん両方に入れば、これにこしたことはありませんが、とりあえず、そちらのどちらかに外部の人を入れるという、入れることによって透明性を確保していくということについて見解をお聞かせをいただきたいと思います。

それから、最上川緑地公園の関係についてでありますけれども、市長から逆質問のようなことをされたわけでありますけれども、私は議員として市民の方々からさまざまな意見、あるいは提言なども受けます。それを議員として当局に問いただす、提言もするというのが私の立場であります。

したがって、先ほど申しあげましたような声が市民の方々から寄せられました。また、西川町にカヌー場があるわけでありますけれども、西川町で今、大会を毎年やっているのは、6月の高校総体、同じく6月の国体予選、9月の中学校・高校の新人大会の三つだそうです。あと東北大会というのが6年に1回まわってくるそうです。あと月山湖まつり年1回やっているそうです。こういう状況だそうです。

そして、これからぜひしたいということで、全国中学校の大会、これ全国ですぐれたコースを持っている3県といますか、3会場で今後、持ち回りにしたい、しょうかというふうな話がされているそうです。そうしますと、それが実現するかどうかはわからないそうです。実現して3年に1回それができるようになるというふうなことのようであります。そういう中で、寒河江市でも大会をやる公認のというふうなことをやっても、その大会自体を引っ張り合いですというか、そういうふうなことになるのではないかというふうなこと。

そうしますというと、この維持管理費の部分、先ほどお尋ねしたんですが、私の態度を明らかにしてからでないかと答えられないというふうなことでもありますから、幾らかかるのか。そして、遮水シートをして工事しているわけでありますけれども、その耐用年数はどれぐらいなのか。そういうふうなことを総合的に判断して、こういう財政危機の折から、行財政改革大綱をつくり、市民の方々にもあらゆる面で協力をいただき、しているわけであります。

そういう中で果たして、このカヌー場などを含む、あの計画、あの緑地公園そのものに私反対してません。ただ、カヌー場というのはいかがなものなのかというふうなことで、費用対効果の部分も現段階でも考える必要があるのではないかと市民の意見を受けて、市長に尋ねているわけであります。

そして、制度上、変更するかしないかということをまず聞いているのではない。一つは、制度的に変更した場合に、補助金が打ち切られて全額返さないなんていうようなことになるのかどうなのかということが1点です。それから、期間中であっても計画の変更ということが出来るのかどうなのか。もしそういうことが可能なのであれば、将来の財政負担のことをも考え、本当にどうなのかということを見直し検討をするこ

とは、あって当然だというふうに私は議員として思います。

したがって、このことについても私は「万機公論に決すべし」で、住民の意見をも聞きながら判断をしていきたいというふうに思います。そうしたときに、そもそも計画を変更することによって、制度上、今までの補助金を全部返還しなければならないとか、期間中の変更はもう制度上できないのだというふうなことであれば、そういうふうに住民の方にもお伝えをするし、私自身もそういうものかというふうに受けとめをいたします。

したがって、このことについて教えるのが制度上や何かを教えるのが、議員から質問された場合、答弁するのが市長としての本来の姿であり、そのことについては議長からもきちっと当局に求めていただきたいということを議長にまずお願いをしておきます。

いうふうなことで、西川でもそういうふうな状況になっています。そして、カヌー場など、あの緑地公園ができた場合、管理方式は直でするのか、これまた指定管理者制度でやる考えなのかをお聞かせをいただきたいと思います。

そして、多目的水面広場、カヌー場使用などをした際の使用料徴収の有無、このことについてはどのように考えているのかも教えていただきたいと思います。それはその時点になってみないとわからないというやり方は、今こういう行財政改革大綱に基づいて行政や運営の見直しをしている際に、極めて的外れな対応だというふうに指摘をしながら、市長の見解をお聞かせをいただきたいと思います。

それから、保育所の関係についても答弁あったわけでありまして、私は1問目の基本的なことで申しあげました。民間委託というのは、行政のすべての分野に全部適合するものでない。なじまないものもあるのではないかとというふうに、私は基本的には考えています。

就学前の幼児の教育というのは人間形成の上で極めて重要なことは、もう私から言うまでもないことだというふうに思います。そういう中で指定管理者制度にすることによって、その管理、あるいは保育所の対応、独自の施策もそれぞれの団体ごとに発揮できる制度になるわけでありまして、そうなりますという、そういうものが、民間の保育所などであればそれぞれ特色ある施設がある。そこに入所する側が選択し入れるという、これがあるわけでありまして。

しかし、指定管理者制度によってその実施者が変わるということは、そこに入所している人にはその選択の余地がない。もうその期限が切れたときに制度が市との契約の中で変わるわけでありまして、いうふうなことがあるというふうに私は思います、大きな問題点としてね。したがって、私は幼児教育や、あるいは就学前の子供たちの関係は、可能であれば市の直でやっていくというふうなことがいいと思う。

その理由は、今申しあげましたように、指定管理者によって独自の裁量の幅、そのやり方、方針なども変わるというわけですが、そのいろんな形態がある。Aという団体、Bという団体、Cという団体、これは民間の施設であれば、それぞれ特徴あるものを選んで入っていけるわけでありまして、市の保育所の場合はそこに入っている。その中で、例えばゼロ歳からずっと継続して入っている人が、途中で期限切れで更新なるといって、全部入れかえになるということもないとは言えない制度になっているわけでありまして、問題もあるのかなと個人的には思います。

しかし、もう行革大綱の中でこれらが定められ、進んでいるわけでありまして、より問題のない形の中で入所者や保護者、地域、全体から理解・納得される形の中で進めなければならないというふうに私は思うんです。そういう立場で先ほども幾つかの点についてお尋ねをしたわけでありまして、先ほども、いろんなノウハウを生かしてもらって、独自のやり方で住民のニーズにこたえてもらうというふうな話あった

わけでありませけれども、聞くところによると、入所の判定とか料金とか延長保育とか年齢、何歳からやるかとか、こういうふうな基本的なものについては、すべて市と団体との間の協定書、公募する際の協定に全部盛り込むというふうなお話を聞いています。そうしますというと、その団体の裁量でやれる部分というのは、そして市にとってのメリットという、その部分はどのような部分なのか、少し具体的に教えていただきたいというふうに思います。

それから、もう一つは、19年度実施のため、今から、来年度18年度1年間準備をするというふうなことでありますけれども、その今後のスケジュールをどのように考えているのかお聞かせをいただきたいと思ます。

それから、当然にして、この問題、労使の関係ともかかわってくる部分があるというふうに思います。労働組合の方ともあるというふうに思いますけれども、これらについては当然のことですけれども、ルールに基づいて混乱などの起こらないように十分な対応をすべきだというふうに思いますけれども、このことについてもお聞かせをいただきたいと思ます。

それから、16番の住宅団地の開発というふうなことで申しあげましたが、市長は、適さないし、考えていないというふうなことであります。

したがって、私は、全体的なことを考えてもそうですけれども、あの左沢線という、この鉄道というものを生かしたまちづくりというのは今後、していかなければならないというふうに思います。住宅団地というふうにしたから即というふうなことでなくて、先ほどもちょっと申しあげたんですが、土地の、したがって、そういうふうなことが可能になるような土地の利活用の関係、土地利用の見直しなどをも含めてやっていく必要があるのではないか。もちろんその地域の人、農地でありますから農家の方々の合意がなければなりません。農業委員会の理解もなければできません。

しかし、今、第5次振興計画を策定中であります。したがって、そういう意味では、こう位置づけをしていく必要があるのではないかというふうなことも含めてお尋ねをしていますので、そういう今すぐ団地という形で着手しろとか何かというふうなことでなくて、向こう10年間の第5次振興計画をつくる中で、そういう位置づけをすべきでないかというふうなことも申しあげておりますので、これらについても御見解をいただきまして、第2問といたします。

新宮征一議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 公募の点であります、1問で答弁したとおりでございます。いわゆる原則公募とはっきり言っているわけでございますから、もしも公募しないというような基準を設けるといことになりますれば、公募しないという原則を破るといいますか、公募しないというようなことの施設を想定するといことになりかねないと、こういこと、行わない基準はつくらないと。制定する、策定する考えはないと、こういことを申しあげているとおりでございます。

それから、兼業禁止のことでございますけれども、これにつきましても1問で申しあげたとおりでございます。請負に当たらないと、まずはっきり言えば、地方自治法でいうところの請負には当たらないんだといことが肝心な、肝心といいますか、点でございます。じゃ運用でどうするかといこと話でございますけれども、運用としてもこれは考えられないことだろうと、このように思っております。

それから、選定委員会にすべてを任せると。外部のチェック機能といことを入れてはどうかといことでございますけれども、選定委員会の公正公平な取り扱いといことのもので十分機能させてまいりたいと、このように考えておるところでございます。

それから、最上川寒河江緑地のことでございますけれども、議員は反対してはいないと。ですけれども、プールはいかなものかと、こういことのお考えのようでございますけれども、あそこはやっぱり一体として、そして特に多目的水面広場が主体になるものだろうと、このように考えておりますので、その水面広場の整備といものをまず考えていかなくちならないと、こう思っておるわけでございます。

そうい中でこれを2分の1とかにしますと、そもそもこの競技といものが、あるいはまた全国的に通用するところの競技といものが不可能になるといこと、ですから、それを2分の1にするとかいこといこと否定されるとい、あるいは縮小するといことを考えるとすれば、競技大会とか、あるいは何を引っ張ってくるか、あるいは管理運営はどうかといこといこと、そもそも議論の対象には出てこないだろうと、このように思っておるわけでございますので、まずはプールにつきまして、現在、整備をやっておる段階なわけございまして、半分に見直す考えはないかといこといこと御質問もあつたわけでございますけれども、半分に見直しすれば、今申しあげたような各種大会の開催誘致といこといことできなくなりますので、事業といものを見直す考えはないと思っております。ただ周辺の緑地とか芝生といものは、これはやり方によって経費を削減したり、あるいはその他の方法といこといこと、こういこと難しい時期でありますので、いろいろ検討は加えてまいらなくちならないと、こういことを言っておるところでございます。

それから保育所の問題でございますが、保育所を切りかえることによつて、入所者とか、あるいは家族の方に支障を来さないかと、問題はないか、不便は生ずることがないかといこといこと御質問でございますけれども、このことについては切りかえる、あるいは導入した場合に民間委託といこといことものはどの部分を委託するんだと、指定管理者に任せるといこといこととか、そして、その保育の基準等々とか給食等につきましてのメニューなどは、これは市の基準によつてやるんだといこといことを詳細に説明して御理解をいただく。そのことによりますれば、不安もまた動揺もなく、私は移行できるのじゃなかるうかなと、このように思っております。そうい意味での1年間の猶予期間を設けていると、こういことでございます。

それから、労使間の問題といこといことにおきましては、いろいろ御意見がございましたけれども、十分関係者との話といこといこと、協議は進めていくと、こういことはこれは考えておるところござい

す。

それから、住宅団地に、議員はJRの利用というところで高松駅があるというような利便性をおっしゃっておるわけでございますけれども、先ほど申し上げたような考えから、あそこは住宅地としては難しいのではないか、ふさわしくないのではないかなということを考えておるわけございまして、先ほど申し上げましたような、いろいろな総合的な判断ということから考えまして、すべてが、こちらにも住宅団地、あちらにも住宅団地というのが、これが均衡ある発展というものに言われるものかどうかというようなことを、やはり地域というものを、それなりの特性というものを生かしてこそ、全体の発展というものが出てくるのであって、人口が伸びないから、世帯数がふえないから住宅団地でもつくればいいんじゃないかなと、こういうことでございますが、必ずしもそういう金太郎あめの一律的な考えというものは、これからはこれまで以上にとることは難しくなりますし、特徴を生かしたところの施策というものを展開することの方が、私はかえって地域の発展につながるんじゃないかなと、このように思っておるところでございます。

以上でございます。

新宮征一議長 川越議員。

川越孝男議員 最上川緑地の関係については、完成後のカヌー大会、年何回想定しているのかと維持管理費は幾らかかるのか。使用料を取るのか。遮水シートで工事してますけれども、これの耐用年数はどれぐらいなのか。全然答弁ないんですね。そういうふうなことがなければ、そして、それからもっと重要なのは……、市長からは見直しする考えがないというようなことはわかりました。わかりました、市長の考えは。しかし、制度上、見直しをした場合に補助金の返還が求められるのかどうか、返還しなければならなくなるのか。あるいは期間中、制度上、変更の見直しというのはできるのか。これは制度上ですから、当然聞かれたら事務方として答えるべきだというふうに思うんですが、これらについて答弁ないんですね。非常にこの議会でのやりとりが虚しくなります。

議長からも今回の一般質問の冒頭もありました、質問者の意を体して執行部も答えてくださいというようなこと。全くそういうことだと思うんです。ぜひ良好な議会との関係を構築するためにも、きょう傍聴者はいませんからいいわけですけども、もし小学校の生徒などいたとき、こういうやりとりだったら、大人をしていること、市長のやっていることは何だべというふうになると思うんです。

したがって、ぜひ先ほど来質問して、通告でもしているやつで答弁漏れの部分いっぱいあるわけですから、答えていただきたい。もしこの場でできないのであるならば、ちゃんと通告していますので、書面で回答いただきたい。そうでないと、議会の一般質問とは何ぞやというふうなことになりますので、このことも含めて、もし答えないのであれば、議長の方をお願いをしておきます。まず答えていただきたいというふうに思います。時間あと10分あるんだね。

新宮征一議長 川越議員、続けてください。

残り時間が約9分ぐらいですので、簡潔にお願いします。

川越孝男議員 まず、今までのその関係、答弁されていない部分、お願いをしたいというふうに思います。あとは、別な機会にまた深めていきたいというふうに思います。

新宮征一議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 1問におきまして、また2問におきましても答弁申しあげましたとおり、そもそも多目的水面広場を縮小するというようなことになりましたら、大会などの運営というのは非常に難しいから、もうそういうことがありますから、大会運営の云々の問題を答弁申しあげても、これは意味のないことだろうと。議員のおっしゃることにつきましては整合性が余りないのじゃないかなと、こういうことを申しあげて、答弁をしなかったわけでございますけれども……（発言する者あり）

新宮征一議長 静粛に願います、答弁中です。

佐藤誠六市長 日本カヌー連盟に開催立候補をする必要があるわけございまして、大会を誘致をするということになりますと。そうしますと500メートルの常設の公認のコースというものになるわけございまして、そうしますと、中体連の県大会とか、あるいは高校の総体とか、あるいは国体県予選とか、あるいは新人戦の県大会、これは秋に行われます中学、高校と。それから東北高校のカヌー選手権大会とか、それから日本カヌーフラットウォーターレーシングジュニア選手権大会、また、カヌーポロというカヌーを使ってやる水球のような競技があるわけございまして、この大会としましては日本カヌーポロジュニア選手権大会、それから日本カヌーポロシニア選手権大会、それから全日本学生カヌーポロ選手権大会というのがあるわけございまして、このような公式大会が誘致の対象になるんだらうと、こう思っておりますが、これらの公式大会をやることになると、非常に競技人口がふえるというようなことがまず考えられますし、宿泊観光面の経済効果も期待されると、こういうこともあろうかと思えます。

それから、維持管理費でございますけれども、利用期間は3月から11月までと考えております。取水ポンプ用の動力費につきましては、水温の上がる6月から8月には、常時水が入れかえなるように考えておるわけございまして、これには月90万円程度かかるんじゃないかなと見込んでおるわけございまして、それから、その他の期間につきましては、水の状況にもよりますけれども、ポンプ運転というようなことを考えておりまして、その他管理棟、それから艇庫の光熱水費なども必要になるだろうと、このように見ております。

以上、カヌーの競技なり、あるいは運営費の大まかなところを申しあげておるところございまして、それから、先ほどお聞きになられたところの補助金の問題とか、あるいは返還の問題とか、こういうことがありましたけれども、現在は主体的な分野での事業というものは補助金を導入して、そしてやっていこうという従来の考え方は変わりませんので、それに伴うところの補助金の返還とかというようなことは出てこないと思っておりますけれども、今後のいろいろそういう見直しの関係でも迫られておるわけございまして、あるいは事業費の縮小というようなことも考えられるわけございまして、その辺は十分国なりの方と協議して進めてまいりたいと、このように考えておるところでございます。

新宮征一議長 この際、暫時休憩いたします。

再開は11時15分といたします。

休 憩 午前10時57分

再 開 午前11時15分

新宮征一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

遠藤聖作議員の質問

新宮征一議長 通告番号17番、18番について、20番遠藤聖作議員。

〔20番 遠藤聖作議員 登壇〕

遠藤聖作議員 おはようございます。

私は、日本共産党と通告してあるテーマに関心を持っている市民を代表して、以下、市長に質問をいたします。

最初に、今、政府が進めている三位一体改革について伺います。

今から5年前の2000年4月の地方分権一括法の施行以来、機関委任事務の廃止など国と地方の関係を見直して地方分権を進める、いわゆる三位一体改革が取り組まれてきました。地域のことは地域に住む住民の責任で決めるといふ、この当たり前のことを実現するためには、地方自治体が地域住民の意向に沿って自由に使える税財源を充実・強化しなければなりません。

そもそも、国と地方の歳出規模と税収入には大きな格差があります。国民が納める国税と地方税の総額は、国と地方で3対2に分配されるのに対し、歳出では逆に2対3と逆転をしています。ほとんどの地方自治体は、財源の多くを地方税以外の地方交付税や国庫補助負担金などに依存しているのが現実であります。その中で、いわゆるひもつき財源は国の関与が強くて、地方の主体的な行政活動にさまざまな制約がつけられ、地域の実情に即した施策を困難にしてきました。地方側が国に対して、地方が決定すべきことは地方みずからが決定することを掲げ、地方への権限と税財源の移譲を求めたのは、そうした観点からであります。

政府が第1期として2004年から3カ年かけて進めるとした、いわゆる三位一体の改革は、一つは、約4兆円の国庫負担金を廃止・縮減をする。二つは、地方財政の自立を図るため、地方交付税への依存を低下させる。三つは、国から地方に税財源を移譲するというものでした。これが額面どおりに実行されれば、真の地方分権に一步前進するはずでありました。

しかし、昨年とことしの2カ年の政府の施策を見ると、国の財政再建が優先され、地方交付税のみが突出して削減をされ、それに見合った税財源移譲は遅々として進まず、多くの地方自治体では歳入不足に陥り、予算編成すら困難になるという深刻な事態を引き起こしたことは記憶に新しいことでもあります。この事態に対して政府は、税源移譲の要求にまともに取り組みず、逆に、すべての地方自治体に対して、歳入不足を補うために徹底した経費の節減を求め、向こう5年間の行財政改革の計画の策定を義務づけ、要求しているのです。

こうした現状を踏まえて、以下の諸点について政府の姿勢をどう考えるか、市長の見解と対応について伺いたいと思います。

一つは、三位一体改革や地方分権を理由としながら税財源移譲を渋り、交付税削減を先行する政府の姿勢をどう考えるかであります。

二つは、国庫負担金や補助金を伴う事業は、本来国の責任で実施すべき施策を地方が代行しているものが多く、財源移譲がないと実施が困難になるものも出てくることをどう考えるかであります。

三つ目は、財源移譲に当たって、従来の国庫補助率や負担率を引き下げるケースが続出しています。こうした事態をどう見ているか、どう対応するかであります。

四つ目は、そもそも国の財政危機を招いた根本的な原因を、市長はどう見ているかであります。

五つ目は、結果的に今のような三位一体改革が進めば、福祉や教育を初め国民の生活と暮らし全般にわたって地方自治体は大きな負担を強いられることになりませんが、そのことについての市長の見解を伺いたいと思います。

次に、地方自治体の財政危機の原因について伺います。

多くの地方自治体でも巨額の借金を抱え、その償還をどのように行っていくかが大きな行政課題になっています。自治体によってその負担感は、借金額に比較しての起債の性格や財政規模や財政能力によっても程度の差はあっても、政府の税財源移譲が十分に行われない現状では、いずれも同じ状況ではないかと思えます。

しかし、市民の受けとめはさまざまであります。これまで行政が進めてきた事業が、市民生活の向上や福祉の向上につながるものであれば、それによって生じた借金返済にも頑張れると思います。しかし、現実には採用される公共事業について、どのように客観性や公平性を図ってきたか、その手法によっては市民が疑義を持つ場合も少なくないのであります。また、多くの市民が望んでも採用されない事業がある場合も、逆の意味で行政施策の客観性や公平性に疑問が投げかけられるのは当然であります。それらの総体、積み上げの結果が起債残高として市民の前に示されているのであります。

そうしたことを踏まえ、以下、市長に伺います。

今議会でも、同僚議員から指摘があったことではありますが、寒河江市の昨年度末の起債残高が 246億円です。その大半は20年余続いた佐藤市長時代に生まれ、積み上げられてきたものであります。それら起債残高についての市長自身の評価を伺います。

二つ目は、私は市民に極力負担をかけずに返済をすべきだと考えますが、どのようにして償還をしていくつもりなのか、その基本的な考え方と具体的な償還計画について伺います。

次に、寒河江市の行財政改革大綱と行財政改革のあり方について伺います。

今般発表された寒河江市行財政改革大綱によれば、多くの課題が提起されておりますけれども、主な点としては、一つは、職員給与の見直しや職員数の削減、民間委託や指定管理者の導入などによって行政経費を削減すること。二つ目は、各種補助金などを見直して、福祉施策の見直しや改廃なども進め、市民負担の増加もあり得るとなっています。

しかし、多くの分野で到達すべき数値目標などが依然示されておらず、このままでは際限のない行革競争に陥る危険があります。

私たち日本共産党市議団は、ことしの3月17日に議会内に発足した行財政検討委員会の場に、各市議団の見解として、行財政改革の目的と財政指標や職員の定数管理などの到達目標を明確にすることも含め、行財政改革に取り組む上での自治体の基本的な立場について、幾つかの具体的な提言もあわせて発表しました。また、7月8日には、市議会の定数等検討委員会の場に、各市議団として、約9項目の議会として経費の削減と議会の活性化につながる改革案を提起をして、積極的に合意の形成に努めてまいりました。その中の議員定数削減については、民意の反映や行政のチェック機能の低下をもたらすものであり、定数削減よりは報酬の大幅な削減で経費の縮減を図るべきだという見解を主張してまいりました。この点と、政務調査費を次期市議選後に増額するという意見には、私たちは同意をしませんでしたが、各常任委員会の行政調査費の縮減や議長会主催の海外行政視察の原則廃止など多くの項目で合意し、市民に対して、議会が率先して改革に取り組んでいる姿を示すことができたと考えています。

そうした経緯も含め、今回の行財政改革大綱の内容の幾つかの点について、以下伺います。

一つは、「民間でできることは民間で」と強調をされていますが、公務労働の現状とあり方について市長はどのように考えているのか、その認識について伺いたいと思います。

二つは、最終的な職員定数をどのようにしていくのか。また、新規採用が長期にわたってなされないことの危惧をどのように考えているのか伺いたいと思います。

また、職員の意識改革を提起しておりますが、その目的とねらいを伺いたいと思います。

三つ目は、課の統廃合について伺います。

今回の統廃合の規模を考えれば、花・緑・せせらぎ推進課についても、都市整備課に統合できるのではないかと思います。そのことについて見解を伺いたいと思います。

二つ目に、市民生活にかかわる幾つかの問題について伺います。

一つは、生活保護行政の現状と、そのあり方を伺います。

この生活保護については、憲法で定めている「すべての国民は、健康で文化的な生活を営む権利を持つ」という規定を受けて、政府が生活保護法を定めているものであります。具体的な実施に当たっては、都道府県と市町村にその業務をゆだねています。現行制度では、生活保護費の費用負担割合については、国が4分の3、残りを県と市が負担することになっています。

この生活保護についても、政府は三位一体の改革に事寄せて、生活・医療・介護扶助の国の負担を2分の1に、そして残りを地方の負担にという提案を行ってきました。住宅扶助は一般財源化するという、いわば責任放棄とも言える国庫負担の削減を言い出しています。今回はそれを取り下げましたけれども、依然として市町村に財政負担のしわ寄せを行おうとしています。この中で真っ当な生活保護行政ができるとしたら、とんでもないことだと言わなくてはなりません。

そこで、伺います。

寒河江市の生活保護の現状はどうなっているか。

二つ目に、現在の生活保護認定基準の中で、所得、車の所有、貯金の有無、扶養者の範囲などについて具体的にどの程度考慮されているのか、判定の基準を伺いたいと思います。

3点目は、先ほど言いましたように、政府の生活保護に関する態度、国庫補助率や負担率の削減や一般財源化の問題について、市長はどう考えているか伺いたいと思います。

二つ目の問題は、子供の育児の問題であります。

育児休業明けという制度があります。お産から1年間、子育てに専念できる制度であります。この休業制度を取り入れて子育てをしているお母さんが、育児休業明けに子供を施設に預けて働きに出る。こういうお母さんが少しずつふえてきています。こうしたお母さん方のために、育児環境を整備して若い世帯を支援することは、少子化を食い止めるための喫緊の課題となっていると思います。

寒河江市でも、これまでゼロ歳児保育の開始や3歳未満児の保育環境を充実するべく努力が始まってきたことについては一定の評価をするものであります。ただ、ゼロ歳保育については、民間保育とも協力をして早急に保育幼児の定数の拡大を図るべきと考えます。

特にその中で、育児休業明け保育について伺いたいと思います。

この育児休業明け保育については、誕生月がそもそもばらばらであります。そのために年度途中からの受け入れが当たり前の状態ですが、その受け入れ定数については別枠で確保すべきと考えますが、その現状はどうなっているか伺いたいと思います。

また、受け入れ時期について伺います。

現状では、満年齢の1歳の誕生月の翌月から保育を受け入れるとなっています。これでは母親が育児休業明けで勤務が始まってから、最長で30日間の空白が生じることになります。この場合、何らかの救済措置がないと、育児休業明け保育の制度が形骸化することになりかねないと思います。何らかの対策をとるべきだと考えますが、そのことについて伺いたいと思います。

以上で第1問を終わります。

新宮征一議長 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 お答えいたします。

まずは、三位一体改革の関連でございます。

我が国の財政状況は、国、地方合わせた長期債務残高が平成17年度末で774兆円と、GDPと比較しまして150%を超える水準に達するなど、最悪と言われる状態となっていることは御案内のとおりでございます。このため、国では税、国庫補助負担金、地方交付税を一体的に改革する三位一体改革に着手いたしまして、先日、総額4兆円規模で国庫補助金を削減するかわりに、地方の自主性を高めるため、3兆円規模で税源移譲を行うことで決着を見たところでございます。御案内のとおりでございます。

このような中、三位一体改革や地方分権を理由とした交付税削減を先行する政府の姿勢についてどう考えるかという御質問でございます。

そもそも地方交付税は、御承知のように、地方固有の財源で、国の法令等で実施を義務づけられている国民生活に必要な行政サービスを確保するための財源を保障し、地方公共団体間の財政力の不均衡を調整するものでございます。地方財政の自立に必要な不可欠なものと思っております。また、地方自治体の一般財源の大きなウエートを占める財源でもあるわけでございます。

このようなことから、地方交付税を一方向的に削減することは、住民サービスの大幅な低下を招き、地方の自主的な政策を不可能にするものであり、地方分権の流れに沿わない行為と思っております。

次に、国庫補助負担金や補助金を伴う事業は、本来、国の責任で実施すべき施策を地方が代行しているものが多く、税源移譲がないと実施が困難になるのではないかという考えについてどうかということでございますが、地方6団体では、税源移譲に結びつかない国庫補助負担金の廃止は、三位一体の改革に名をかりた地方への責任転嫁であり、断固として受け入れられない旨の改革案を出しているところであり、私も市長会の一員としてそのように思っており、今後はこのようなことがないよう、強力にアピールしてまいりたいと思っております。

ちなみに、平成17年度においては税源移譲のないスリム化の改革として約3,000億円の補助負担金が削減されておりますが、本市に直接的にかかわるものはないようであります。

それから、3番目として、税源移譲に当たっては、従来の国庫補助率や負担率を引き下げるケースが続出しているが、こうした事態にどう対応するのかということにつきましては、国の補助負担金の対象事業は、補助基準に基づき、全国一律、画一的に実施することから、地域に合った施策の展開ができず、むだな部分があることや、施設に限って言えば、変革する地域環境にあって施設が所期の目的を達成したにもかかわらず、廃止し他の利用目的に転用し、効率的に活用しようにも、補助規定の制約から、むだに遊休施設としておかなければならない場合もあり、非効率的であると言われているのも事実でございます。補助事業では枠に規制されるが、税源移譲がなれば、市の身の丈に合った効率的な行政の実現を図ることができます。

しかし、三位一体の改革の内容を見ますと、児童手当、児童扶養手当、さらには義務教育費国庫負担金などのように国庫補助率を引き下げし国の関与を温存したものがあり、地方の裁量権拡大が疑問視される部分も見られます。

次に、そもそも国の財政危機を招いた原因ということでございますが、バブル崩壊後の平成4年以後、政府が景気対策として大型公共投資や特別減税などの経済対策を繰り返したことで、増加する歳出と減少する歳入とのギャップが拡大し、そのギャップを国債の発行で穴埋めしてきた結果が、今日の現状を招いている要因の大きな一つであると思っております。さらに、年々1兆円規模で増加し、国の予算の約4割を支出している社会保障費の拡大も要因ではないかと考えているところであります。

次に、三位一体改革が進めば、福祉・教育を初め国民の生活と暮らし全般にわたって大きな負担を強いられることになるが、どうかということでございます。

三位一体改革は、地方公共団体の自己決定・自己責任の幅を拡大し、自由度を高めて、創意工夫に富んだ施策を展開することにより、住民ニーズに対応した多様で個性的な地域づくりを行い、市民が豊かさゆとりを実感できる生活の実現と、税源移譲や国庫補助負担金の廃止を進めることで国の関与を排し、地方公共団体が主体的に行政運営を行い、国の依存体質から脱却し、全国一律・画一的な施策を転換し、住民の負担に見合った効率的な行財政の実現でございます。

さらに、地方分権の観点から見れば、低コストで住民満足度の高い社会の仕組みへの構造改革につながり、国・地方を通じた財政再建にも役立つものであり、長い期間、既得権化してきた歳出構造から脱却し、限られた財政資源のより厳格な配分と適正な負担を実現するという理念に基づく構造改革が図られると思っております。

次に、地方自治体の財政危機の原因についてのお尋ねでございます。

平成16年度の起債残高 246億円について、私の評価を伺いたいということでございますが、246億円のうち、市の施策と関係なく起こした起債、いわゆる特例債といわれる減税補てん債、臨時財政対策債の残額等が約38億円あります。起債は社会資本の整備に伴う経費を、その施設の恩恵を受ける後年の世代にも公平に負担していただくものでございます。

私は、振興計画に本市の発展につながる種々の施策を掲げ、市民と話し合いながら事業の実施を図ってまいりました。それらの事業が駅前中心市街地整備事業やチェリーランド整備事業、工業団地拡張事業、区画整理事業などの面整備であり、また、醍醐小学校建設を初めとする教育施設の整備、さらに身近な道路網の整備や地域の社会教育施設の整備など、そして、寒河江型福祉の展開の拠点施設ハートフルセンターの建設などなどであり、市長就任から市民の豊かさの実現のため邁進してまいりました。

その結果、発展基盤は飛躍的に充実し、活力に満ちた格調あるまちづくりが図られ、数々の大きな賞を受賞しました。このことは市民に大きな自信を与え、まちづくりへの参加意欲を喚起させ、グラウンドワーク事業を初めとする事業の展開により、協働のまちづくりが進んでいると思っております。

次に、具体的な市債の償還計画についてのお尋ねでございます。

現在、借り入れしている3%以上の銀行等引受債、これは平成17年度末で3億6,000万円になるかと思っておりますが、それについては低利な借換債により平準化を図ることとしております。さらに、今後は、新たな起債の借り入れを大幅に縮小し、起債残額を圧縮していく計画でございます。

なお、今後の起債残額の推移であります。今後は償還が完了するものもあることなどから、年々大幅に減額なるものと思っております。

ちなみに、平成16年度までの借入額で試算した平成17年度からの減少額及び残額は、17年度、18億4,000万円、18年度は19億1,000万円、19年度は20億8,000万円、20年度は21億円となり、20年度末残額は246億円が166億円ほどとなります。以後このようなペースで減額なる計画であります。しかし、17年度以降も借り入れがあるのでございますので、このとおりの減額とはなりません。借り入れについては抑制していく方針でありますので、これからは削減に残額は減っていくものと思っております。

次に、行革大綱とのかかわりについて何問かの御質問がございました。公務労働の現状のあり方についての質問が一つでございます。

現在、行政のうち公務員が担っているものは、道路交通などの警察行政とか道路・公園などの管理行政、環境保全行政、福祉行政、教育行政など市民生活に不可欠なものでございます。

明治22年に市制町村制が導入され、明治の大合併が行われましたが、当時は戸籍の管理や小学校の運営、税金の徴税が主な業務でありました。その後、経済の発展や社会情勢の変化などにより、市町村の担う業務が拡大

し、現在でも新たな行政課題が発生してきております。これまでは、このように拡大する行政需要に対し、職員を採用し、行政規模を拡大しながら対応してきたところでございます。

市町村の事務につきましては、御案内のように地方自治法に規定され、市町村は、基礎的な地方公共団体として住民の日常生活に直結する事務処理を、幅広く包括的に担うものとされておりますが、右肩上がりの経済成長が見込めない現状において、市町村が行うべき事務であっても、これを担うのは公務員でなければならないのかということを考える時期に来ていると思っております。御案内のとおり、現在の本市の行政を見ても、さまざまな業務委託を行っており、すべてを公務員が担っているわけではなく、このような考え方のもと、寒河江市行財政改革大綱を策定したところであり、限られた行政資源で効果的に行政を行っていくため、常に行政のあり方というものを考えてまいります。

次に、職員定数と行財政改革についてのお尋ねがありました。

このたび策定した寒河江市行財政改革大綱においては、定員の適正化を改革項目として掲げ、年度別定員適正化計画を策定し、職員数を今年度当初と比較して、平成22年度までに40人、7.8%削減するとしたところであります。そして、平成19年度までは新規採用を行わないとしたところであります。このことは、組織の再編と民間委託、さらに業務量の減少を勘案すれば、平成19年度まで新規採用を行わなくても、市政運営に必要な職員数が確保されると判断したものであります。

そこで、行財政改革に精力的に取り組むことを優先し、平成20年度からは職員の年齢構成を考慮して、新規職員の採用を行っていきたいと考えているところであります。新規採用は平成14年度から行っておらず、平成19年度まで6年間、新規採用がないこととなります。この6年の期間というものは、危惧が生じるというほどの期間ではないものと思っておりますが、他市において、受験資格の年齢要件を広げている例もありますので、平成20年度からの新規職員の採用に際しましては、このことをも検討していきたいと考えております。

次に、職員の意識改革についてであります。行財政改革大綱の答申に際し、推進委員会の意見集約事項が示され、その中に「業務に余裕がある場合には、他の忙しい部署の手伝いをするという職員の意識改革が必要である」とあります。このことは現在、課、係ごとに業務が細分化されており、専門性はあるものの、他の課・系の業務について職員の知識が少ない状況にあること、また、イベントなどへの対応を除き、業務に対して課、あるいは係横断的な対応が不十分であると市民から感じられているものであると思っております。

そこで、自己の担当業務に対する専門性を有しつつ、市全体の業務について広い知識を持ち、市民の日常生活における問いに対して、一定程度は対応できるような職員総窓口化を目指すとともに、市全体の業務の平準化や自己の担当業務を越えた行政課題への対応に全職員が取り組むようにし、効率的で生産性の高い行財政運営を行っていきたいと考えているところであります。

次に、花・緑・せせらぎ推進課についてのお尋ねがございました。

花・緑・せせらぎ推進課は、平成14年に開催された全国都市緑化山形フェアのもたらした花・緑に対する意識の高揚を、さらなるまちづくりに生かし、花・緑・せせらぎのまちづくりとグラウンドワークをより一層推進するとともに、花の植栽や飾花、清らかな流れのせせらぎ空間づくりなど、各課で対応していた花・緑・せせらぎ推進に関する事業、それから公園・緑地・街路樹などの管理を一元化し、市内全域の調和のとれた美しい街並み、景観の形成を図るため設置したものでございます。

第5次振興計画は、第4次振興計画の花・緑・せせらぎのまちづくりを継承発展し、歴史と文化の織りなす気品ただよう美しい都市寒河江を目標とする将来都市像としており、花・緑・せせらぎ推進課の役割はさらに大きなものになると思われまますので、他の課との統合は考えないところであります。

次に、住民生活にかかわる幾つかの課題について質問がありました。

まず、生活保護行政についての質問でございますが、御案内のとおり、生活保護制度は、生活困窮者に対し最

低限必要な生活を保障するという、今日の社会保障制度の根幹に位置づけられている制度でありまして、このことは生活保護法第1条に、「この法律は、日本国憲法第25条に規定する理念に基づき、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする」とうたっているところからも明らかであります。

しかしながら、保護に要する経費が国民の税金で賄われていることなどのため、保護を受けるための条件としては、各人がその持てる能力等に応じて最善の努力を行っていただくことが先決となっており、そのような努力をしても、なおかつ最低生活が営めない場合に初めて保護が行われる。これがこの制度の基本となっているところであります。

つまり、生活保護とは、生活に困窮する者がみずから利用することのできる資産や能力、その他あらゆるものをその最低限度の生活の維持のために活用することを要件とするものであり、生活保護法第4条では、民法に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助は、すべてこの法律による保護に優先して行われなければならないとされているところであります。

そこでお尋ねの、まずは、本市の現状はどうかという質問でございます。

本市における、保護の実施状況を申し上げますと、不況の長期化と雇用環境悪化の影響が一段と深刻になった平成14年度から15年度には、被保護世帯数がピークに達し、89世帯という高水準に至ったものであります。景気に明るさが見え始めた平成16年度に入ると一転し、有効求人倍率が0.72に上昇するに従って、徐々に減少傾向が顕著になってきたところであります。この傾向は平成17年度も続き、11月末時点での被保護世帯数は73世帯となっているところであります。

保護率につきましては、パーミルという単位を使い、人口1,000人に対する被保護者数の割合を示しているものですが、本市の場合は、11月末時点での被保護者数が89人で、2.01パーミルとなっており、全国の11.40パーミルや県全体の4.21パーミルをともに下回っているところであります。

保護の開始・廃止の状況についてでございますが、平成16年度における保護開始は7ケースであり、開始理由の内訳は、一つは、手持ち金なしによるものが3ケース。二つには、世帯主傷病によるものが2ケース。三つには、他市町村からの転入によるものが2ケースとなっております。また、保護廃止は16ケースであり、廃止理由としては、一つが、死亡が5ケース。二つに、施設入所が3ケースと、この二つで廃止ケースの半数を占め、残りは年金増加、それから稼働収入増、働き手の転入、傷病治癒など、個々の理由により廃止となったものであります。

平成16年度末の生活保護世帯を世帯類型別で区分しますと、高齢者世帯が41ケースで54.0%と半数を超えるほか、障害者世帯と傷病者世帯がそれぞれ15ケースで、合わせて39.4%となるなど、ハンデキャップ層世帯が全体の90%以上を占めており、特に単身の高齢者や単身の障害・傷病者が全世帯の84.2%になっていることでもわかるように、稼働困難な世帯の増加が顕著であり、雇用環境の改善傾向にもかかわらず、自立に結びつけることが容易でない現状となっております。

次に、認定の基準についてでございます。所得、それから車の所有、貯金の有無、扶養者の範囲などについて具体的にどの程度考慮されているかという質問であります。

今も申しあげましたように、生活保護を受けるためには、その前提条件をすべて満たすとともに、その者の収入が国で定めた最低生活費を下回っていることが必要であります。その場合、収入の認定は月額で計算し、収入がほぼ確実に推定できるときはその額により、そうでないときは、前3カ月間程度における収入額の平均月額によるなど、収入の実情に合わせ適正に認定しているところであります。

その際の手持ち金や預貯金などについてですが、保護の要否判定に当たっては、その全額を収入として取り扱うこととなります。しかしながら、実際の保護開始のときは、最低生活費の5割までの額については、国の通知

に基づき収入から外す措置をとり、一定の配慮を行っているところであります。

車の保有につきましては、御案内のとおり、国の通知では、障害者の通勤用も含め極めて限定的にしか認めておりません。ことし5月に出示された福岡地方裁判所の判決内容等については承知しているところでありますが、これまでのところ、国や県からの運用緩和に関する通知が来ておりませんので、本市としては、従前の取り扱いのとおり考えているところであります。

それから、扶養者の範囲についての質問でございますが、民法における扶養義務の規定は、その人的範囲として夫婦のほか直系血族及び兄弟姉妹と、これら以外の3親等内の親族と定めているところであります。

これに対し、生活保護制度における扶養義務の範囲は限定的でありまして、通常は親子、兄弟姉妹、配偶者となっております。これは実際に扶養が期待できる範囲として考慮されているものと思われませんが、本市では、その範囲内の扶養義務者であっても、高齢者や若年層については扶養能力を考慮し、現実に即して扶養義務照会を実施しているところであります。

それから、国庫負担金についての削減、今回の関係でどう考えているかということでございますが、御案内のように、平成18年度の国庫負担金の削減問題については、現行の負担率が維持されることで決着され、大変安堵しているところであります。

しかしながら、この決着の内容には、適正化の効果が上がらない場合には、国と地方は必要な改革について早急に検討し実施するとの字句が盛り込まれており、市町村にとっては、平成19年度に向けても、引き続き厳しい状況が続くものと認識しているところであります。

本市としましては、生活保護費国庫負担金の削減反対等について、全国市長会が行う各種要請行動には、今後とも山形県市長会の一員として対応してまいり所存であります。

次に、育児休業明けについての諸問題についてのお尋ねが……

新宮征一議長 この際、暫時休憩いたします。

再開は午後1時といたします。

休憩 午後0時08分

再開 午後1時00分

新宮征一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 答弁の続きを申し上げます。

育児休業明け幼児の受け入れ体制のことでございます。

近年の家族構成や雇用環境など社会情勢の変化に伴い、複雑多様化する保育ニーズに対応するため、12時間保育の実現や、障害児保育、さらにはゼロ歳児保育の実施等に取り組み、次世代を担う子供たちの育成と子育て家庭の支援に努めてまいったところでありますが、平成16年度に子供を安心して産み育てられる寒河江市を目指して、「子どもすこやかプラン」というものを17年の3月に策定し、今後5年間の子育て支援策を総合的・計画的に推進していくこととしております。

市立保育所としては、一つの分園を含む7カ所があり、ことし4月現在では、定員630名に対し657名の児童が入所しております。また、民間の就学前の児童施設としては、幼稚園が3カ所、認可外保育施設が5カ所、その他企業内保育所が2カ所あり、合計704名の乳幼児が入所しており、各施設が持つところの特色を生かしながら、保護者のニーズに対応した各種サービスを提供し、子育ての支援を行っているところでございます。

そこで、質問にありましたゼロ歳児保育の定数拡大についてでございますが、寒河江市の出生数は年間約400

名でほぼ横ばいに推移することが予想され、総枠としての入所希望者は横ばいと考えられますが、今後の保育ニーズは、低年齢児において増加することが考えられます。

ゼロ歳児保育は、公立ではたかまつ保育所と認可外保育所において実施しておりますが、認可外保育施設では、年度当初に比較して24名を年度途中で受け入れていただき、現在では44名が在籍しており、ゼロ歳児保育の需要におおむね対応できているものと考えているところであります。このことから、改めて保育定数の拡大は必要ないと考えております。

なお、低年齢児の積極的受け入れと延長保育の実施、さらには入所している乳幼児の処遇向上を図るため、認可外保育施設に対して県補助事業を積極的に活用し、平成17年度では、5施設に対し総額約688万円の支援を行うこととしているところであり、今後も市立保育所と他の市内の幼児教育施設及び認可外保育施設が互いに特性と機能を補完し合いながら、これらの多様化する保育需要への対応を図っていきたいと考えております。

次に、この育児休業明け保育についてでございますが、別枠定員の確保をすべきでないかとの質問であります。

市立保育所では、これまでも中途入所希望があった場合には、いわゆる定員の弾力的運用で示されている4月当初の115%、その後の125%以内により柔軟に対応しており、1歳児については、平成16年度においては10名を、今年度においても12月までに5名を新たに受け入れておりますし、認可外保育施設においても、4名を年度途中で受け入れていただいております。

このように、いわゆる定員の弾力的運用により、入所希望が出たときに柔軟に対応しており、定数を別枠で確保することは考えていないところであり、今後とも市立保育所と他の市内の幼児教育施設及び認可外保育施設が互いに特性と機能を補完し合いながら、適正に対応していきたいと考えております。

さらに、1歳児の入所についてでございますけれども、年度途中からの入所の場合、年齢の数え方は入所月の初日現在となっていることから、1歳児としての受け入れは、原則的には誕生月の翌月となりますが、これまでも入所時期については家庭環境を考慮しながら打ち合わせを行い、できるだけ要望に沿った日に決定してきたところであります。

しかし、次世代育成支援を一層進めるため、育児休業法が整備され、今後は育児休業取得者の増加が予想されます。これらの育児休業明けの入所希望者に対応するため、さらに入所希望者との打ち合わせを密にいたしまして、必要な保育ニーズに柔軟に対応していきたいと考えております。

以上です。

新宮征一議長 遠藤聖作議員。

遠藤聖作議員 大変丁寧な答弁、ありがとうございました。ただ時間が残り少なくなっておりまして、ポイントを絞ってお伺いをしたいと思います。

一つは、国に対する、いわゆる地方自治体としての対応の問題、その政治姿勢の問題については、全国市長会等で一緒になって頑張っていきたいというふうな市長の表明がありましたので、時間もありませんし、それ以上突っ込む予定はありません。

もう一つ、本市の財政状況をどう見るかという点について言いますと、総務省が作成している類似市町村を1とした、いわゆるレーダーチャートというのがあります。それで本市の財政状況を見ますと、実は顕著に、一つは債務残高が突出しているということがあります。それから積立金の現在高も極端に低いということで、そういうふうなレーダーチャートが存在しています。そういう意味では客観性をもって本市の財政状況を比較することができますけれども、そういう意味では、いわゆる一般的によその自治体も大きな借金を抱えているのだから、本市も同じだというふうな条件には単純にはならないと。本市の場合は特に起債残高が多いという点を、冷静に見ていく必要があるのではないかとこのように思います。

私たちも、これまで高利の縁故債の繰り上げ償還や、あるいは政府債の借りかえを強く何度もこの場で当局に要請をしてきた経緯があります。その点での一定の実績も認めるわけですが、あるいは単年度の借入額を返済額より上回らないというふうな一つの物差しをつくって、財政運営をするべきでないかというふうな提起もこれまでしてまいりました。結果的に現在そうなっているということでもありますけれども、政策的にやっぱり、そこをきちっと打ち出していくということが大事なのではないかとこのように考えています。

それから、一番大きな問題は、いろいろ前問の質問者でも質問がありましたけれども、いわゆる大型の公共事業の選択の問題については、やっぱりこれは平行線になるかもしれませんけれども、やっぱり見直しをしていく必要があるのではないかとこのことを重ねて申し上げておきたいと思います。

それから、公務員のいわゆる責務についてでありますけれども、さきに非常に大きな問題になりました耐震強度構造計算書の問題であります。これは「民でできることは民で」という大号令のもとに1999年に実施に移されて、民間の調査機関が発足をしたと。これは政府の鳴り物入りでできた組織でありますけれども、実際には、日本の大手の住宅メーカーなどが出資をしてつくり上げた検査機関が大半なわけでありまして、いわば建設する側が検査をするというような組織であったわけですが、そこからこの前のような、いわゆる癒着、あるいは偽造という問題が出てきて、直接国民の生命財産が脅かされるような建築物が多数つくられたという経過がございます。それが公務員だったらどうかという問題がありますけれども、少なくとも偽造するなどということはあり得なかったというふうに私たちは考えています。

公務員は、就職するに当たって宣誓書にサインをするわけですね。憲法遵守、あるいは地方自治法遵守ということで、住民に奉仕をするという所信を誓うわけでありまして、いわばこれは高収益がゴールであるような民間の事業団体に勤める職員とは、また違う立場で働くわけでありまして、公共のために奉仕をするという強い自覚を持った人間集団が、私は公務員だというふうに思っていますけれども、例えば火事があれば、命をかけてそこに飛び込んでいく消防士なども一つの例でありますけれども、こういう高い倫理観を持ったのが公務員でなければならぬし、実際にそれで構成されているのが地方自治体だというふうに思います。そこにやっぱりきちっと任せておく仕事について、中身をきちっと精査をする必要があると。

何でもかんでも、民でできることは民でということにはならないのではないかとこのように、今回の行財政改

革の中でも一定の線引きをする必要があるんでないかというふうに思っていますが、その中で特に保育所の指定管理者の問題とか、いろんな問題がありますけれども、やっぱりそのところはもっと十分な検証を経た上でやるべきだというふうに思います。

それから、それと関連しますけれども、職員採用が6年にわたって行われなかったということについてであります。

先ほど言ったように、公務労働というか、公務員の仕事は、いわば住民に奉仕をする、あるいは住民のための仕事をするという、いわば使命感を持った人間集団でありまして、同時に、高い職業意識と専門知識が求められるわけがありますけれども、その継承、伝達、あるいは蓄積というのが、新しい人材が6年間途絶えるということの重大性を、やっぱりしっかりと見る必要があると思います。

市長は、さしたる問題でないということを行いましたけれども、長い将来を見た場合、果たしてそれでいいのかというふうに私は素朴に疑問に思うわけでありまして、そういう意味では定数管理の枠の中で一定数を採用していくということが必要なのではないかと。これは政策的な、あるいは政治的な判断としてやらなければならないと思います。そのところをお伺いをしたいというふうに思います。

それから、行財政改革大綱では、事業の評価システムを取り入れるというふうなこともうたっておりますけれども、これをどのような形でやるのが、まだ見えておりません。それはどうなのか。私は基本的には、その受益者である市民が評価をすべきシステムにするべきだというふうに思いますので、そのところを市長の見解をお伺いをしたいと思います。

それから、課の統廃合ですけれども、別に私は花・緑・せせらぎ課に働いている職員が不必要だというふうなことを言っているわけじゃなくて、その仕事の一つの課をもってやらなければいけないというふうなことになるのか。この、これほど激しい課の統廃合が今回提起されている中で、いわば御身無事なのが花・緑だけだというふうな気がします。地域振興にしても、あるいは課そのものが消滅するところもたくさんあるわけですから、そういう中であって、なぜ花・緑だけが存続をされなければならないのか。どうせなら、この際きちっと統合を進めていくべきでないかというふうに思いますので、改めてお伺いをしたいし、これは都市計画課と土木、農林のいわば三つの部署が1本になる建設課に統合するか、あるいは観光行政というのであれば商工観光の方に一部を合体してもいいだろうし、そこら辺はもっと柔軟に検討を重ねるべきでないかというふうに思います。

それから、生活保護については、市長は国のマニュアルどおりの答弁でありました。いわゆる適正化、政府が進める適正化の指導の線に沿っているようでもありますけれども、同時に、それでは生きていけないということで全国各地で裁判に持ち込んでいる、そういう事例がたくさん生まれています。その中でほとんどの裁判がいわば実質勝訴と言えるような内容の裁判になっておりまして、例えば、貯金の存在、あるいは車の所有の存在などについては、いろんな条件がありますけれども、判例では認めていくというふうな判例の実例が出ています。

それで、具体的にお伺いしますけれども、生活保護とは自立を促すための法律であります。つまり、行く行くはその保護から脱却して、ひとり立ちできるようにその手助けをするのが生活保護というふうな認識を私は持っているんでありますけれども、いわば障害者とか高齢者は別ですよ。そうでなくて普通の人が生活保護をどうしても受けなきゃいけないという事態に立ち入った、理由はさまざまですけれども、将来はひとり立ちしていくというふうな、できるための援助だというふうな考え方に立つのであれば、貯金は全部食いつぶせと。それから持っている財産は全部処分すると。車などもそうだとすることで、そこから保護が始まるよというのであれば、いわば餓死寸前に人間を追い込んで、そこから、それでは助けましょうというのでは、人格も、あるいは人間としての尊厳も、いわば痛めつけられた中でやっと保護が受けられるということになるのでないかということで、そ

このいわば経過的な判断はもっと弾力的であっていいのではないかというふうに思います。

それで、いろんな過去の判例もそうなっているということでありまして、一つは車の問題について伺います。

寒河江は公共交通機関が非常に少ないという地域でありまして、仕事に行くにも、あるいはちょっと用を足すにも車がないと暮らせない地域であります。それが、ある人の場合ですと車があるからだめだというふうに門前払いを食らったようでもありますけれども、例えばその人が、今無職ですけれども、ハローワークに行き仕事を手配してもらったと。そうしたら東根の職場だったという話なんですね。そうすると、そこに行くには足がない。そういう人たちにまで車を捨てると。それは捨ててきたような車で、任意保険にも入っていない、あるいは自賠責だけという車で、車の値打ちはゼロというふうな車で、私も実際拝見しましたけれども、そういう車まで捨てると。でないと保護は受けられませんよというようなのが今の、これは国のマニュアルですので担当者の責任ではありません。

でも、行政の長が、国の適正化に沿ってだけでなく、市民の生存権、あるいは生きる権利をどう守っていくかということでもありますので、そこら辺の処置は行ってしかるべきなのではないかと。

あるいは、年間の国民年金の収入が34万円しかないお年寄りがあります。自分の家、だんなさんが残した家なんですけれども、これに住んでいるひとり暮らしのお年寄り、30万円の年金収入しかありません。これがその固定資産税が2万6,000円ですね、それから国民健康保険税、介護保険等々で7万3,000円年間引かれます。それから、お年寄りですのでデイサービスを利用しているんですけれども、月に3回から4回、週1回です。これが食事代が有料になったということもあって1回1,200円だそうなんですけれども、これが年間5万7,000円ぐらいになると。そうすると、それ以外のお金で、20万弱のお金で食料費、水光熱費などを払わなければいけないというのが実態です。

こういうお年寄りもいます。こういう人も該当しないというようなことで、もう少し市民の生活実態を踏まえて保護の適用、保護率が少ないからということだけでは説明つかない現実があるのではないかと。あるいは、それを行政に言うに言えないお年寄りもたくさんいるわけです。つまり老齢福祉年金のようなものしかもらっていないお年寄りというのは大体こんなものですね。そういう点でもう少し実態に合った保護の適用を考えていただく必要があるのではないかというふうに検討をお願いしたい。

それから、保育制度の問題ですけれども、育児休業明け、要するに丸1年経過した後の過渡的な保育の問題ですけれども、市長は弾力的に運用しているというふうに言いましたけれども、知らない人聞いたら、本当かなというふうになりますけれども、私が直接相談を受けたケースはそうでないんですね。

産休明け、育児休業明け直前になっても、まだ受け入れ保育所が決まらない。それから、その子は誕生日が6日でした。そうすると7日から30日まで、あるいは31日までの期間、お母さんが働きに行くわけですので、預かってくれるところを必死になって探したんですね。なおかつ、その翌月から公立保育所で保育してもらえる保証がないということで大変焦っていました。近所のお母さんが、その間だけだったら1カ月程度だったら見てあげましょうということで、そこはいわゆる空白期間の解消にはつながったんですけれども、同時に、正規の入所についての確約がまだとれていなかったと。

そのときの説明では、法律で満年齢の翌月からというふうに法律ではなっているので、それは動かせませんという対応だったんですね。市長の今の答弁とまるで違いますよね。つい最近のことです、それは。そういう点では市長にその情報が正確に伝わっているのかわかりませんが、あるいは知っていて言うわけないですよ。そういう意味では、もう少し血の通った行政、幸いあきが出たということで入所できたようなんですけれども、間際までお母さんが本当に気をもんで暮らさなきゃいけないような今の制度では困ったものだというふうに

思います。ぜひそういうことのないように、これからは配慮していただきたいと。

市長の答弁を前向きに受けとめるとすれば、今後はそういうことはないだろうというふうに理解しますので了解しますが、そういうことのないように今後はお願いをしたいということをお願いして、第2問にしたいと思います。

新宮征一議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 まず、寒河江市の債務の問題でございますが、私はいつも、これまでも言ってきたんですけども、債務がどう使われてきておったかと。起債残高、現在のような数値になっておりますけれども、どのように使われてきたかと。そして、どうそれが市民に還元されているか、あるいは寒河江市の将来について、どう貢献しているかというような見方というものが、これは私は必要だと、こう思っております。

これまでも全国的に見ますと、それは確かに補助金を分捕るといいますか、補助事業を導入するというような意味で不必要な事業、そしてまた、それも箱物を初めとするところの大型公共事業の投資に向けられてきた傾向もなかったとは私も思っておりませんし、あるいはまた、関西の方の、あるいは市のような、譲与といいますが、一般財源の使い方をしているというようなことも、これはまた別な視点からですけども、あるわけございますから、そういうのが起債残高に対しての目というものがあろうかなと、このように思いますけれども、今言ったような私の視点から申すならば、どう使われ、どう市民と市に還元されて、市の発展に寄与しているかというようなことも着目していただかなければならないものだと、このように思っております。

割と、この公共事業ということになりますと、悪者扱いというようにされがちなのがこれまででございます。そう非難されるようなものも、全国的に見ればなかったとは言えないと思っておりますけれども、寒河江市の場合には、こういう不要不急のものというものは……、あるいは緊急度の高いものとか、そういう分野とか、寒河江市の将来において何をすべきかというようなことを、これを、長年といいますが、長い目の中でそれをつくり上げて、そして大きな事業に取り組んできたということでございまして、駅前を中心市街地、一つの例としましてもそれだろうと思っておりますが、寒河江市の姿を変えた、あるいは将来の寒河江市の大きな資産になってきておるといふこと、そして寒河江市のみならず周辺自治体、あるいは山形県全体にとっての大きな資産として中心市街地の整備ということがあったと。

それなりに、何といいますが、起債残高というものもあることは確かでございますけれども、でも、今言ったような寒河江市全体の将来を見通したところのものに使われておるんだということを見ていただかなければならないのだろうと、このように思っております。そういう意味で、また大型事業、特に新しく木の下区画整理事業というようなものに組合施行で着手しておりますけれども、これもさらに寒河江市が中核都市としての発展の基盤になればなど、このように思っております。

きのうですか、発表されましたところの国調人口になりますけれども、山形県の場合は4市1町が人口、世帯ともにふえておるわけでございますが、寒河江市もその中に入っておるわけございまして、そういうのもこれまでの投資してきた事業というものが生きています。それが、債務残高の方にもつながっているということは申しあげられますけれども、そういうことがあるということでございます。

それから、公務員の問題だろうと思いますが、御案内のように、公共の存在というものは、これは何も利益を追求するというものじゃございませんけれども、いかに、これだって市民からちょうだいしたところの税というものを市民にいかにしてサービスを、よりよく望むものを提供するかという意味から言いましても、何も、効率的なサービス、より効果的な運営というものは、これはしなくちゃならないものだと、このように思っております。

そういう意味からいきますと、そういう自覚を持ったところの職員でなければならぬと、このように思います。ですから、十分、民間委託するにしましても、官から民に、総体的な問題としてこれからのいろいろ移すことがあるわけでございますけれども、十分そういう観点というものを、委託した場合におきましても十分心得てや

っていただくというようなことを、これは心がけていただかなくちゃなりませんし、それを十分監視する市としても、あるいは市民としてもそれを監視していく必要があるかなと、このように思っております。

それから、職員採用をしばらく中断することで、何といいますが、今の職員から、新たに入ってくる20年度から入ってくる中に、十分伝えられてこないのでは、職員としての気持ちが伝えられてこないんじゃないかというような御指摘があったわけでございますけれども、この辺はやっぱり十分、20年度から採用する職員には研修を通じてとか、あるいは職場訓練とか、そういうものを通じまして勉強していただくということは当然必要なことでございますし、その前に、現職員がそういう、何といいますが、意識を持って現在も取り組まなくちゃなりませんし、あるいは将来入ってくるであろうところの職員に対しましても、そういう気持ちを伝えるというようなことは、これは十分心得ておかななくちゃならないだろうと、このように思っております。

それから、花・緑・せせらぎの話がでございますけれども、これはどうして都市整備課というものに合併といいますが、一緒にしなかったかという御質問なわけでございますけれども、現在のまちづくりの中で、何と言いましても、花・緑、あるいはせせらぎのまちづくりというものはこれは寒河江のシンボルの一つであると、このように思っております、ですから、そういう具体的な名称がつけられておるところの課名というものも非常に注目をされてこれまでもきたところなわけでございます。

それで、この花・緑・せせらぎというのは、いわゆるまちづくりに関係してくるということと、寒河江のシンボルであるということと、それからもう一つには、非常に、ほかの課もそうですけれども、市民の花・緑に対するところの意識の高揚というものに、そういうソフト面といいますが、そういう面で大変な貢献をしておりますし、現在も大きな事業をソフト事業としてやっておるということが私は言えると思っております。そういう意味からいえば、私はそのまま残していくということが、あるいはイベントにしてしかりで、花咲かフェアINさがえのイベントにしましても、非常に少人数であれだけのものをやっているということから考えれば、もっともこれは市民のボランティア活動等々いろいろあるわけでございますけれども、それらをうまくしたと、こういうことが言えると思っております。

それから、生活保護でございますけれども、今回、車に対しての判決が出されておるわけでございますけれども、やっぱり生活保護というのは全国一律の基準というものが、これは求められるだろうと思っております。そのようなことから、今回の三位一体の改革の中でも生活保護が該当しなかったということで、1問でも答弁申しあげましたように、一安堵しておるわけでございますけれども、じゃ市長の独自裁量というものが及ばないのかと、こういうことだろうと思っておりますけれども、これらの判決等がいろいろ出てくることによりまして、全国統一したところの考えなり、あるいは措置というものがこれが順次生まれてくるのかなと思っておりますのでございます。

それから、保育制度でございますけれども、寒河江市におきましては、1問で答弁申しあげましたように、入所の定員にしましても、あるいは入所時期にしましても弾力的にやっておるところでございますので、でき得るものにつきましては、このような対応というものを継続して、保育を希望している家庭、子供に対しての対応というものを十分実態をも見つめながら処理して、対応といいますが、してまいりたいと、このように思っておりますのでございます。

那須 稔議員の質問

新宮征一議長 通告番号19番、20番について、18番那須 稔議員。

〔18番 那須 稔議員 登壇〕

那須 稔議員 私は、公明党と通告をしてある件に関心を持っている市民を代表して、私の考えを交えながら質問をさせていただきますので、市長の御所見をお伺いいたします。

通告番号19番、福祉行政の取り組みについて。

初めに、心臓突然死を防ぐために、自動体外式除細動器の設置についてお伺いいたします。

高度成長の到来とともに交通事故が急増し、交通事故による外傷患者への高度な緊急治療の必要性が差し迫ったことから、救急医療が重視されてきております。さらに、社会情勢の変化により高齢化が進み、今後ますます救急医療の必要性が大幅に増加するものと予想されております。

そのような状況の中で、総務省が公表している救急救助の概要では、救急車の搬送人員は年々更新しており、特に救急救命士による救急処置では、電気ショックによる心肺機能の回復を図るための除細動器の使用回数の増加が報告されております。

資料によりますと、全国では毎日80人近くの方が心臓疾患による突然死で亡くなっていると言われており、多くは心臓の心室が突然震え出し、ポンプ機能が失われる症状の心室細動が原因とされております。

このような心室が突然震え出す心室細動が起きた心臓をもとに戻すためには、電気ショックを与えることが必要だと言われております。これを可能にするのが除細動器であります。

この除細動器は、この震えを電気ショックで取り除き、心臓の機能を正常化させる医療機械であります。2002年までは救急救命士が医師に電話連絡をして患者の情報を伝えた後、医師の指示に基づいて除細動器を使っていましたが、2003年度から救急救命士が除細動器の使用を医師の具体的な指示を受けず実施できるようになりました。そして、2004年7月1日から自動体外式除細動器を一般の人でも使用できるようになり、大幅な救命率アップにつながっているようであります。

ことし、半年間にわたって開かれた愛知万博では、この自動体外式除細動器が威力を発揮しております。開催から3カ月後の6月には、心肺停止状態に陥った男性を、現場に居合わせた来場者が会場内の自動体外式除細動器を使用して救命し、話題となったとのこと。報道によれば、愛知万博開催期間中、5人が心停止で倒れ、うち4人が電気ショックなどで一命を取りとめたということでありました。

会場には約100台の自動体外式除細動器が設置され、万博スタッフも自動体外式除細動器の使用方法などの講習を受け、まさかの時に備えたとのことでありました。愛知万博会場内外の救急隊も除細動器を備えていたが、会場からの要請があった場合、119番通報から救急車の到着まで平均7分かかるとのこと、このことを考えれば、救命効果が高いとされる3分から5分以内に除細動器を使えるようにするには、愛知万博会場では、より多くの自動体外式除細動器を設置する必要があったと言われております。

自動体外式除細動器は初心者でも使えるようにできていますが、やはり使用方法を含めた救命講習を受けておくことが望ましいことでもあります。なぜなら、自動体外式除細動器は心肺蘇生法と組み合わせることで効果がより確実なものとなるからであります。自動体外式除細動器が届くまでの間、人工呼吸や心臓マッサージを行えば、心肺停止に陥った人をかなりの確率で助けることができるのであります。

私も過日、自動体外式除細動器の使い方を体験してきました。この自動体外式除細動器は、講習を受けた者であればだれでも使用可能であります。操作は驚くほど簡単です。本体とコードでつながった二つの電極パッドを

それぞれ患者の右肩と左わき腹に張り、電源ボタンを押します。すると、機械の種類にもよりますが、中には自動体外式除細動器が音声で順を追って説明してくれます。電気ショックが必要かどうかは、装置が心電図を測定して自動的に判断するようになっているようです。心室細動の特徴を検知したときだけ作動する仕組みなので、安心な装置になっているとのことであります。

このような自動体外式除細動器は、もう既に国内ではサッカーのJリーグのすべての試合会場に設置され、それに航空会社も機内の設置を進めているようであります。また、県内においては、県の施設、県内の自治体などにおいても自動体外式除細動器の設置についての動きなどが出てきております。

心室細動は、早い段階で電気ショックを与えれば回復するようですが、それが1分おくれるごとに救命率が10%ずつ下がるということ。10分を過ぎると救命は難しくなると言われています。発生から3分以内に自動体外式除細動器が使われた場合、74%が救命に成功するとの報告があります。心肺停止で倒れてから、その後、処置が1分おくれるごとに生存率が10%ずつ下がるということ。まさしく1分1秒を争います。一人でも多くの命を救うために、自動体外式除細動器の設置が急がれるのではないかと思います。

そこで、以下についてお伺いいたします。

1点目は、心臓性の突然死を防ぐためには、私たちの身近なところにどれくらいの自動体外式除細動器が設置されているかが、救命効果の大きさにつながってくるのではないかと思います。そのことを考えますと、市役所、ハートフルセンター、体育館、文化センターなどの公共施設など、人の集まる場所へ自動体外式除細動器を設置し、市民の命を時間の壁を超えて守ることをぜひ取り組んでいただきたいと思っております。このような施設への自動体外式除細動器の設置について、いかがなものか御所見をお伺いいたします。

2点目に、自動体外式除細動器が設置される際には、自動体外式除細動器の使用について、市職員を対象に講習会を開催し、適切に使用できるようにインストラクターの養成をしてはいかがなものか、お考えをお聞きいたします。

3点目は、救命講習の普及啓発についてであります。特に心臓についての応急手当てについて、3分から5分で救急措置をすれば救命率が高いという医療データにもありますように、救急隊が現場に到着するまでの間に、有効な救命措置を施すことのできる人がその付近に居合わせれば、救命効果が高まることが可能となります。救命効果の向上のためにも、一人でも多くの市民が正しい自動体外式除細動器の使用など、その他応急手当ての方法を身につけておくことが大切と考えます。

その意味からも、自動体外式除細動器を設置される際には、市民を対象に、万一の場合、市民が迅速に対応できるよう、心肺蘇生法とあわせて自動体外式除細動器の取り扱い方の講習会を開くことについて、いかがなものか御所見をお伺いいたします。

次に、高次脳機能障害者に対する支援についてお伺いいたします。

聞きなれない障害の名前、高次脳機能障害とは、交通事故などの災害や病気などにより脳を損傷した後遺症で、思考・記憶・行為・言語など知的な機能に障害があらわれることを言うと言われております。

症状としては、注意力や集中力の低下、自分が今見ている、意識している空間を見落とす。見えるのに認知できない。意図した行動や指示された動作が行えない。比較的古い記憶は保たれているのに新しいことを覚えるのが難しい。感情や行動の抑制がきかなくなる等の症状があらわれます。日常生活にはさまざまな支障を来すようであり、また、身体の障害は完全に治っていますが、または軽傷のために外見からは全くわからないことが多く、障害を知らない人から誤解を受けやすく、人間関係のトラブルを繰り返すなど、社会復帰も難しい障害であるとされています。

現在、このような障害に対する社会的認知度は低く、いまだ社会的にも十分理解されていないのが現状であります。そういう中で医療関係者にはようやく理解されてきましたが、障害の判断基準などもいまだ確立されていないのが現状であります。そのため、高次脳機能障害者は身体障害者としても知的障害者としても認定されず、施設入所、ヘルパー活用などの福祉制度の対象とならないケースが多く、この障害を持つ患者、家族は、医療・福祉行政のはざまに置かれ、適切な支援がなされていない状況にあり、患者と患者を持つ家族へ大きな負担となっているのが現状であります。

私が、この問題について初めて実情を知ったのは、ことしの7月に山形市で開催された高次脳機能障害者家族の会の設立準備会であります。高次脳機能障害者家族の会の設立準備会では、脳外科の専門の先生の講演の後に、家族の方から現状の報告などがされていました。

その中で、家族が脳膜炎から高次脳障害者となり、年長いた母親と二人で生活しており、将来に不安を感じており、どのように生活していったらいいのかと嘆いている人、また、交通事故で高次脳機能障害者となり、一人では生活できず、生活全般を家族で面倒見ておるなどの大変な状況を訴える声でありました。知的でも精神でもなく、身体の障害者でもない高次脳機能障害者には、福祉の谷間にあることから、今ある福祉サービスを十分に受けることもできずに生きていく不安の大きさを切々と訴えているのがほとんどでありました。

国としてやっと重い腰を上げ、具体的な支援方策を検討するため、高次脳機能障害支援モデル事業が平成13年より開始され、平成15年までの3年間で診断基準、訓練プログラム、支援プログラムなどが作成され、平成16年及び17年度では、これまでのモデル事業の成果を踏まえ、地域の関係機関との連携のもとに、支援サービスの試行的実施により支援体制の確立を図る予定となっております。

第2回高次脳機能障害者家族の会がことしの10月、前回同様、山形で開催されました。その家族の中に、脳梗塞で倒れた夫の介護をしているのだけれども、預ける人もなく、処方される安定剤を少し多目に飲ませ、かぎをしめて家を出てきたとのことでした。もし何かあったらどうするのか。その時はその時と笑っておりましたが、その表情に私は、自立した生活が送れなくなった障害者を家族が24時間介護し、損傷された脳のかわりになって支援を訴え続ける大変な御苦労が感じられ、早急に支援が必要だと痛感いたしました。

以上のことを踏まえて、以下についてお伺いいたします。

第1点目は、本市における高次脳機能障害者について、どのように把握されているのか。把握されていない場合、本市においても高次脳機能障害者の実態調査を行い、実態の把握をしなければならないと思いますが、考えをお聞きいたします。

第2点目は、高次脳機能障害者について、耳新しく症状、実態等が余りよくわからない状況にあるのではないかと思います。保健師、福祉施設のヘルパー、ケアマネジャーなど福祉施設関係者の職員の人たちの集まる機会に、高次脳機能障害者の学習や啓発をして、まず広く知っていただくことだと思います。高次脳機能障害について広く知っていただくため、福祉関係者を対象にした研修会の開催について、いかがなものかお聞きをいたします。

3点目は、高次脳機能障害者は症状固定なので強制的な退院のケースが多く、その後のリハビリテーションシステムがないのが現状だと思います。高次脳機能障害者がある程度まで機能が回復できるためのリハビリテーションシステムの確立について、どのように考えておられるのかお聞きをいたします。

4点目に、現段階では高次脳機能障害者について、福祉作業所への受け入れをしていただけるものなのか。受け入れをしていただけないのなら、社会復帰のためにも福祉作業所に受け入れをしていただけないようにできないものか、御所見をお伺いいたします。

次に、通告番号20番、カラーバリアフリーについてお伺いいたします。

カラーバリアフリー、いわゆる色覚バリアフリーについての対策についてお伺いいたします。このことは色覚に特性を持つ方々が、障害を感じることなく生活できるようにするということであります。

かつては色盲と言われたことがありましたが、一般的にこれら色盲と言われた方を色覚異常という言葉を使っていました。このような色覚異常について、呼称の便宜上、異常、障害などと一般的に表現されているものであります。高齢者の白内障などの後天的な場合を除けば、遺伝による先天的なものであり、病気や異常とか障害とかと区別して考えるべきだと言われております。また、その度合いも個人差が大きく、このため、人によっては色の見え方が少しずつ違うという意味で色覚特性と呼ぶべきだとの主張もあります。

このことから、色覚異常については障害、異常と言うべきものではなく、一人一人の個人の個性であり、色覚特性という言い方が正しいと考えます。私もここで色覚特性と表現させていただきますことを初めにお断りいたします。

色覚特性を持つ人は、平均として男性の約5%が持っていると言われております。特性としては赤や緑のまじった特定の範囲の色について差を感じにくいという特徴があります。また、女性でも平均として約0.2%が同様の色覚特性を持っているとのこと。小・中学校40人学級を当てはめれば、男子20人のうち1人おり、男女合わせて100人の講演会場には五、六人の色覚特性を持った人がいる計算となります。

色覚特性の症状が重い人の中には、運転中に目の前の信号が赤に変わったことに気づかず、交差点に進入し、危うく交通事故を起こしそうになったことなどを体験している方もおりました。また、ある人などは絵の具の調合ができず、何度やっても思ったとおりの色がつくれない。とうとう絵をかくことをやめたしまったとのこと。色覚特性の中には通常では考えられない色に見える人がおり、日常生活ではいろいろな色が使われていますが、実際には他人の目で何色に見えるのか、本人以外は厳密にはわかりません。例えば明るい緑とオレンジ色の区別がつかず、特に緑と黄色の区別がつきにくく、深い赤と黒の違いがわかりにくいようです。電気製品や携帯電話、ひげそり器なども充電する際、充電中は発光ダイオードのランプが赤くなっていて、完了すると緑に変わりますが、これもその変化がわかりにくいと言われております。

今現在、社会はカラー時代と言われておりますように、インターネットやコンピューターの急速な普及によって、ますます多様な色彩を活用する機会の多い今日において、特に各種印刷、出版物、広告、掲示物、ポスター、チラシのほか、インターネットのホームページなどもカラフルになってきております。

2000年12月に始まったBSデジタルデータ放送は、視聴者がクイズやアンケート番組に参加できる双方向性が売り物のようですが、色覚特性を持つ人には赤や緑、オレンジなどの色の差が見分けづらく、深い赤と黒の違いもわかりにくいようで、BSデジタルデータ放送で使うリモコンのボタンが赤と緑を含む4色であるため、色覚特性の人には判断しにくいとされ、業界も再検討を始めたようであります。色による情報を正確に理解するという観点からすれば、色覚特性者は健常者には理解できないほどハンディキャップを背負ったこととなります。色覚特性者にとっては、この情報が行き交う現代社会は、まさに受難の時代と言えます。

こうした中で、色で伝える情報などに対して、多くの色覚特性の方が抱える諸問題を克服するために、その対策の確立が望まれているところであります。不自由なく暮らせる社会が各方面から望まれております。このような現状を見ますと、色覚特性の方が我々のまさに身近な存在であるにもかかわらず、ほかのバリアフリー対策に比べて、一般市民の方のカラーバリアフリーに関しての意識や認識は、決して高いとは言えない状況にあるのではないかと思います。

以上のことを踏まえて、何点かお伺いいたします。

第1点目に、市役所のホームページや刊行物などの色に配慮した取り組みについてお聞きします。

一つには、市役所のホームページやパンフレット等の発刊物は、色に配慮したものとなっているのかどうか、現状についてどうなっているのかお聞きいたします。

二つ目には、もし取り組みがなされていなければ、今後の取り組みとして、カラーバリアフリーに配慮した役所の取り組みが必要ではないかと思いますが、今後の市としての具体的な取り組みをお聞きいたします。

三つ目には、今後の市役所の方針として、カラーバリアフリーに関する指針を作成することが必要と思いますが、このことについての考えをお聞きいたします。

四つ目には、公共性の高い民間機関においても積極的な取り組みと関係者との協力が必要と考えます。例えば、今後、県内においても地上波デジタル放送が本格的に始まり、双方向によるやりとりが拡大していくことを考えますと、ますますカラーバリアフリーに配慮した放送が必要になってくると考えます。それに金融業界においては、ATMのカラーバリアフリー化など身近な課題もあることから、積極的な取り組みが必要と考えます。そういう中であって、国に対する働きかけや業界への協力がぜひ必要であります。本市としては国への協力、業界への働きかけについて、どのように考えるのか、御見解をお伺いいたします。

2点目に、学校における色覚検査の廃止後の取り組みについてお聞きいたします。

一つには、平成15年より、学校における色覚特性の検査が差別やいじめなどにつながることから廃止されることになったと聞いておりますが、本市における色覚特性の実態について、どのように把握されているのかお聞きいたします。

二つには、学校において色覚特性の検査が、平成15年より廃止されることになったわけですが、一方で、検査の廃止に伴い、かえって教師や学校側から色覚特性の児童生徒に対しての意識が薄れることが懸念されるのではないかと考えられます。今後の取り組みについて、教師に対しての指導、そして児童生徒に対しての対応について、どのような対策を考えているのかお聞きいたします。

3点目には、カラーバリアフリーに配慮した教科書の普及についてお聞きいたします。

一つには、現在の教科書の選定に当たって、カラーバリアフリーに配慮した教科書の選定に努めるべきだと思いますが、現在の教科書の選定においてカラーバリアフリーが配慮されて選定されているのか。また、選定においてカラーバリアフリーに配慮されていなければ、今後どのように取り組んでいくのかお聞きいたします。

二つには、カラーバリアフリーに配慮した教科書の普及に当たって、国、教育委員会、教科書出版業界の協力が必要であると思います。委員会としても積極的に協力すべきであろうと思いますが、御所見をお伺いして、第1問といたします。

新宮征一議長 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 お答えいたします。

まず、自動体外式除細動器についてでございます。以下、自動体外式除細動器、AEDと略させていただきます。

これまでAEDの取り扱い、専門的な技能を持った医師、看護師、救急救命士に限られておりましたが、平成16年7月の厚生労働省の通知によりまして、心臓機能停止者に対して、救急隊員到着までの間に現場に居合わせた人が、速やかに除細動を行うことがより有効であるとの観点から、非医療従事者によるAEDの使用が認められることになりました。

この背景には、AEDの改良などが進み、機械が自動的に判断を下し、音声による指示をしてくれることから、非医療従事者、いわゆる救命の現場に居合わせた一般市民、一般住民も一定の条件のもとに、心臓に電気ショックを与えるAEDを使用することができるようになったことがあり、安全性も十分に実証されているところであります。

一定の条件とは、一つは、医師などを探す努力をしても見つからない。医師等による対応が困難な状態。それから二つには、対象者の意識、呼吸がないことを確認していること。三つには、AED使用に必要な講習を受けていること。四つには、AEDが薬事法上の承認を得ていることの四つとなっております。

実際に、AEDを使用しての人命救助の実例としては、さっき話がございましたけれども、さきの愛知万博において、医大生の女性による操作と警備隊員の操作による事例などで実証されているところであります。

御質問の市役所、ハートフルセンター、体育館、文化会館などの多数の人が集まる公共施設へのAEDの設置についてでございますが、本市においては、現在のところ、AEDの設置はしておりませんが、国及び県においても、AEDの普及促進について積極的に取り組んでおるところであり、多数の住民が利用する公共施設や体育施設、学校等において普及を進めていくことが救急医療体制の充実強化につながるものと考えており、今後、県・郡医師会、消防本部等との連携を図りながら、AEDの設置に向け検討してまいりたいと思います。

次に、AED設置の際に、市職員を対象にAEDの講習会を開催し、インストラクターを養成してはどうかという御質問でございます。

これにつきましては、これまで西村山管内の1市4町の病院、それから医師会、歯科医師会、警察署、消防本部と県で、救急医療体制等の確立を図るため、西村山地方救急医療対策協議会を設置しておるわけでございます。その事業の一環として、救急救命士などによる救急講習会を管内数十回にわたり実施しておりまして、毎年1,000人を超える住民の参加をいただいております。講習機会は十分に確保されていると思っております。

その講習会でございますが、内容といたしましては、救急業務の理解と応急手当の普及促進を図るため、救急救命士を講師として、ダミーの人形を使用した心肺蘇生の実技体験と講義であり、講習の程度により、一般救急講習と普通救命講習を実施しているところでございます。

今年度の救急講習会では、AEDの講習テキストも購入しており、AEDの講習も抱き合わせて実施しているところでございます。なお、10月以降にAEDを使用した普通救命講習会は4回実施して、161名の参加があったようでございます。

平成17年度の寒河江市での実施状況としては、7月から9月までの3カ月間で一般救急講習を8回、普通救命講習を1回実施しております。一般救急講習として教師や生徒、保護者を対象とした講習会を小・中学校で4回実施しまして、延べ172名の参加がありました。ほかに、市の保育士20名の講習会1回を含めて4回、124名が参加している状況でございます。また、消防団などを対象としたレベルの高い普通救命講習を1回、30名の受講

者で実施しております。合計で市内9カ所において延べ326名参加して実施した状況になっております。

なお、消防本部では、今後においても救急講習の要請があれば、日程調整の上で実施することのようでありま
す。ほかにも県においても、ことし6月に県の救急業務高度化推進協議会にAED普及専門部会を設置いたしま
して、9月から講習会を始めております。また、日本赤十字社山形県支部においても、AEDの使用法を含めた
講習会を実施しているようでございます。

いずれにいたしましても、今後、市職員としても、こうした講習会に積極的に参加して、配置後には全職員が
対応できる体制をつくることも必要と考えており、そのことが一般市民の救命効果につながるものと思ってお
ります。

次に、一般市民を対象とした講習会についてでございますが、市職員の取り扱いと同様に、現在実施してい
るところの心肺蘇生の講習会やAEDの講習会、また12月5日号市報に掲載した県主催のAEDシンポジウムの情
報提供など、さらに市報などを通じて普及・啓発を図ってまいりたいと思っております。

次に、高次脳機能障害者に対する支援のことについてのお尋ねがありましたので、申し上げます。

御案内のように、高次の脳機能とは、脳の中で記憶や言語など情報の認知や処理などについて高度で複雑な働
きをつかさどることですが、御承知のように、交通事故や転落、脳血管障害等により脳が損傷を受けま
すと、記憶の障害のほか、感情のコントロールができない、言葉が出にくい、道具が使えないなど、さまざま
な症状が出てくる場合があるわけです。

つまりは、高次脳機能障害とは、近年の医療技術の進歩により一命を取りとめた後の後遺症として生じたもの
が多いとされ、退院後も日常生活や社会生活への適応が著しく困難となる障害のことを言い、目に見えにくい障
害であることが大きな特徴となっているとのことでもあります。先ほど御指摘のとおりでございます。

これら高次脳機能障害者は全国で約30万人、このうち、64歳未満の方が7万人と推定されているとの報告もあ
りますが、実際にはどれだけの人数がいるのか明らかではないようでございます。しかも、身体障害者手帳や精
神障害者保健福祉手帳を取得できる状態にある一部の方を除き、身体機能に支障がない多くの高次脳機能障害者
にとっては、個々により障害の状態が違い、複雑多岐にわたっているということ、また、知的障害でもなく精神
障害でもないため、必要な福祉サービスを受けることができない状況にあることは御案内のとおりございま
す。

このため、国においては、平成13年8月から5年間、国立身体障害者リハビリテーションセンターを軸に全国1
2の自治体にある医療福祉施設を対象にしまして、実態調査のほか、症例を集積しての医学的診断基準の作成、支
援サービス等の構築などのために高次脳機能障害者支援モデル事業を実施しているとのことでもあります。

また、山形県においては、患者本人からの訴えがなかなか届いていない状況にあるため、来年度は、県内の脳
神経外科、それから神経内科等の医師を通じて、患者からの相談事項はないか、具体的にどういう支援策を要望
しているのかなどについてニーズの把握調査から検討していくとのことでありました。

そこで、本市としましては、高次脳機能障害者の実態調査を行う考えはないかという御質問が出ましたが、国
のモデル事業が今年度で終了いたしまして、国においては、5年間の事業成果を検証した上で具体的な支援方策
を検討することになっており、また、県においても、ニーズ把握の調査結果に基づいて一定の検討内容が示され
ると思われまますので、今後の国や県の動向を見きわめた上で本市としての対応を検討してまいります。

次に、福祉関係者を対象にした研修会を開催してはどうかという御質問でございます。

県においては、高次脳機能障害に対する理解を深めるために、精神保健福祉センターを活用して講演会や研修
会を実施するほか、本人や家族会などに対する相談支援も検討していくとのことでもありますので、当面は県主催
の研修会などへの参加について、市報等により広く周知を図ってまいりたいと考えているところであります。

次に、退院後のリハビリテーションシステムと福祉作業所での受け入れ等についての御質問でございますが、

国や県においても高次脳機能障害の実態等が十分把握されていない現段階では、本市としては、国及び県の取り組みなどを踏まえながら、本市の対応を検討すべきものと考えているところであります。

次に、カラーバリアフリーについて申し上げます。

御指摘もありました御案内のとおり、色覚特性は多くの場合が先天性で、網膜に赤、緑、青の3色を感じる機能があり、そのうちどれかの機能が損なわれて起こると言われております。

日本人の場合、先ほども話ございましたように、男性の20人に1人、女性の500人に1人の割合で色覚特性を持った人がいると言われているようでございます。また、高齢による視力の衰えから、色合いの見分けが困難になる場合もあるようであります。色覚特性については個人差があり、また見えにくい色の組み合わせもさまざまあるようであります。また、赤と緑色の区別がつきにくい方が多くを占めているようであります。しかしながら、最近では、色覚特性と判別された方でも、知見の蓄積により大半は支障なく仕事や日常生活をすることが可能であり、また、身体障害者に該当しないなど、障害の範疇に入らないとする考え方が一般的となっているようであります。

市のホームページや発刊物などの色に配慮した取り組みについての質問がありましたが、現在、本市には、ホームページや発刊物の作成に当たっての配色の指針等はありませんが、ホームページの作成に当たっては、配色が過度にならないように使用する色の数を抑えたり、識別を必要とする操作を用いないなどの配慮をし、また、目の不自由な方のために、読み取りソフトを使えば音声で情報を受け取られることにもなっているところでございます。

広報誌につきましては、2色を使い作成しておりますが、比較的に見分けのつく青色を使い作成しているところであります。また、各課で作成するパンフレットなどの発刊物については、より多くの方々により見ていただくために、目につきやすい色を使用したり、注目していただきたい部分を色染めしているものでありますが、今後は、色遣いにも配慮していきたいと考えておるところでございます。

それから、カラーバリアフリーに関する指針についてでございますが、一般的に色覚特性の内容が人によって異なることや、十分に理解されていない部分などもあり、非常に難しい問題であると考えているところであります。最近ではカラーバリアフリーに関する情報が、インターネット上等で数多く見られるようになっておりますので、それらを参考にしてホームページや発刊物の作成に当たっていくこととし、指針の作成については、今後の課題とさせていただきますと思っております。

それから、国や業界への働きかけの御質問もございました。

技術の進歩に伴い、テレビやパソコンの画質や機能などが年々進歩しており、また、リモコンや画面操作等の使用しやすい製品が開発されてきております。最近では、さらに使用する方々への配慮もされた、色だけの表示ではなく、文字を併用したり、形を変えたり、大小の差をつける工夫を行うなどのユニバーサルな製品開発に注目されてきている今日でありますので、今後、そのようなバリアフリー化に対する取り組みがさまざまな方面で行われることを期待しているところでございます。

私からは以上です。

新宮征一議長 大谷教育委員長。

〔大谷昭男教育委員長 登壇〕

大谷昭男教育委員長 学校教育におけるカラーバリアフリーについてのお尋ねがありましたので、お答えいたします。

初めに、色覚検査廃止後の学校の現状と対策についてでございますが、これまで小学校4年生を対象にして実施しておりました色覚検査は、学校保健法施行規則の一部改定により、平成14年度に廃止が決まり、15年度から実施していないことは御案内のとおりでございます。

そのときの通知によりますと、色覚検査において異常と判断される者であっても、大半は支障なく学校生活を送ることが可能であることなどが廃止の理由として述べられております。

このことは、差別やいじめにつながるなどの懸念というよりは、むしろ該当者本人が自信を失ったり、誤った認識から将来の進路等に絶望感を持ったりすることのないよう、個別に、しかも的確に指導するように配慮されたものとしてとらえているところでございます。

したがって、一斉に色覚検査をすることはなくなりましたが、個々に応じて、保護者の要望や承諾を求め検査を実施したり、できるだけ学校医と相談したりするようお勧めしているところです。そして、本人や保護者が色覚異常について正しく理解して、学習や進路の面においても意欲をなくすことなく、自信を持って頑張れるよう支援をしているところであります。

さて、御質問にありました本市の色覚異常の頻度についてでありますけれども、現在の実数は、検査項目に入らなくなったために統計上は出ておりませんので、平成14年度段階の小学4年生以上の児童の実態を見ますと、男子が6.2%、女子が0.7%となっております。

これらの実態から、本市におきましても、色覚検査がなくなったから色覚異常の児童生徒について、教育上全く配慮の必要がなくなったということではございません。教職員は色覚異常について正しく理解し、適切な指導を行う必要があることは改めて言うまでもありません。

具体的な指導や配慮をすべきことにつきましては、平成15年5月に文部科学省から出された「色覚に関する指導の資料」に基づいて、各小・中学校で教職員の理解を深めるための研修会等を実施するとともに、教育活動上配慮していかなければならないことなどの共通理解に努め、例えば黒板にチョークで記入する際の色チョークの使い方や、色による強調だけでなく、下線や囲みをつけるなどの色以外の情報を加えることなどを配慮するよう心がけているところです。同様のことが、掲示物やコンピューターでの表現でも意識化され、教育活動全般で配慮されております。

また、市内の眼科医である学校医の方より、色覚障害の方も見やすい色調として開発されたダストレスeyeチョークという商品名のチョークの御紹介をいただき、各学校が実態に応じてそれを購入し、授業で使用しているところでございます。また、色覚バリアフリーというビデオも各学校に配付していただき、それを活用しながら研修を深め、具体的な配慮等を再認識して日常的に留意をしているところであります。

次に、カラーバリアフリーに配慮した教科書の普及について申し上げます。

最近、各教科書会社では、教科書や資料作成段階で、識別しにくい赤と緑の組み合わせは極力避けるなどの配慮を行って、だれにでも識別しやすい配色にしたり、最終的に専門家にもチェックを受けるなどの、色による学習上の支障が生じないように努めていると聞いております。

本市の小・中学校に採用しております教科書の10社のうち、7社は既にカラーバリアフリーに向けた取り組み

を行っておりまして、残り3社についても今後検討していくと、このように聞いているところです。

したがって、今後は、各学校で採用している教科書以外の学習補助資料集等につきましても、資料や写真が見やすく、また色による学習上の支障がないものを採用するよう指導してまいりたいと、このように考えております。

以上でございます。

新宮征一議長 那須 稔議員。

那須 稔議員 先ほど私の質問といいますか、提案につきまして、真摯に受けとめていただきまして御検討をいただき、大変にありがとうございました。

それでは、2問目の方に入らせていただきますけれども、まず最初は、自動体外式除細動器、先ほど市長からもありましたが、以後、AEDということと呼ばせていただきますけれども、このAEDにつきましては、1問目でも申しあげましたように、心室細動、特にスポーツをしているときに非常に起こるといようなことでありまして、健康な方でも、資料によりますと、普通一般的にスポーツをしたり、あるいは歩いておって、9割近くの方がこの細動を起こすといような資料もありました。ですから、突然、いつ起こるかわからないといような疾病でありますけれども、山形県内でも1,000名を超える方が亡くなっているといような資料もございます。

それで、特に救急車でありますけれども、救急車の方も、実際に119番をして着くまで、先ほどは愛知万博の方で7分と言いましたが、大体6分から7分ぐらいかかると、平均かかるといような時間単位でございます。それからしますと、このAEDがいかに身近な場所に、いかに多くあるかというのが救命率を高めるためには大事な点ではないかなと思っているところです。特に学校とか、それから体育館等、今、いろいろな市の取り組みなどを見ますと、市で行うイベントに対しても、市の方でそのAEDを貸し出しをしているといようなことをやっている市町村もありまして、そういう意味ではそのAEDについては威力があると、心室細動について非常に威力があると。救命率が高まる機械だということがだんだん浸透しているのではないかなと思っております。

特に2004年の7月から、AEDが一般の方々でも使用できるいようなになったばかりでありますから、1年とちょっと経過している中で、まだまだ県内においてもAEDを設置する市町村とか、あるいは県の施設なども少ないいように見ておるわけでありますけれども、実際にはまだまだこれからの設置ではないかなと思っておりますが、その辺、県の動き、あるいは各市町村の設置の状況がわかっておりましたら、お知らせを願いたいと思っております。

特に、寒河江市内でもいろいろと施設の方に設置なつてまいりますが、最初はやっぱりこれは各市といしますか、行政できちとした形で最初に設置をして範を示すいことになるかと思ひますが、要するに、市内を見渡した場合に、多くの不特定多数の方々が集まってくるいような民間の施設もかなりございます。その民間の施設などに対しても、やはりこのAEDがあることによつて救命率が高まってくるいことはこれわかっているわけありますから、その辺、民間の施設に対して行政として指導していくいような体制をとつてはいかなものかといことを考えているところです。

先ほど、西村山広域消防での講習会の話もございましたが、10月から、それぞれAED含めた普通救命講習、心肺蘇生法を含めた講習会をやられているいようございまして、161名受講されたい話をされておりました。これは消防団員とか、あるいは市・県職員を含んだ中に、その一般の施設の、大手スーパーといひますか、そういう方々の受講もあつたいように聞いておりますので、その辺からしますと、この民間でも、おいおいこのAEDについて設置を検討してくるいのではないかなと思ひますが、その辺、市として民間の施設に対してもAEDの設置について指導するいひますか、その辺の考え方がありましたら、お聞きをしたいと思ひます。

それから、高次脳機能障害者に対する支援でありますけれども、これは非常に難しいいひますか、病的には、話を聞きますと、前々からあつたんだと。しかし、手を挙げる家族の方、手を挙げる患者さんがいないため

に、その声として届かなかったということが聞かれておりまして、病気も私が初めて知ったのがことしの7月でありました。これはある県、ある市で県と合体しながら実態調査をしたところがありましたけれども、4,000人ほどの方々がそれぞれ実態調査のリストに挙がってきたと。

調査の結果を見てみますと、自分で意識している空間が半分意識がなくなるという状態、これを半側空間無視と診断されておりましたけれども、その辺のところとか、あるいは今見ているものが実際には色、形、名称等々がわからないという、この失認証といいますが、そういうふうな症状もあったと。それから実際には比較的古い記憶は保たれているんだけど、現在今やっている記憶がぼっとなくなるという、その記憶障害、それもあったと。実際には情緒行動に対しての障害、非常にパニックに陥るような症状もあったということで、いろんな症状、これ実態調査をしながら調べておられましたけれども、その際に、それぞれ家族の方々からの要望ということで、いろんな話も実態調査の際に聞いておりましたが、非常に精神障害とか、あるいは知的障害者にも該当しないんだと。そういうことから、どうしても救済をしてもらえないというような道があったということで、やっと国が動いたという話をしていたわけでありましてけれども、県もやっと動いたようではありますが、その実態調査が今後、明らかになってくるのではないかなと思っているところです。

特に、今現在そういう病気で、病気といいますが、障害で悩んでいる方がおられます。要するにリハビリ関係の問題で、今のところ、リハビリであるのが作業療法士、それから言語聴覚士、それから理学療法士というようなりハビリの専門分野があります。この高次脳機能障害者は、いずれのリハビリにも入ってこない。そして、要するに心理的な面のリハビリが必要だということで、その心理的な面のリハビリは、いずれのリハビリにも属さないということで、非常にこのリハビリ関係のシステムが今のところ明らかになってないというのがございます。

そして、これ一部既にそういう患者がおられますので、その実態はどうしているのかなと聞きますと、要するに言語聴覚士とか、あるいは作業療法士とか、そういう方が心理面の臨床心理士といいますが、その臨床心理士の資格を持った方がそれぞれそのリハビリに当たっていると。実際には作業療法士とか、あるいは言語聴覚士なども、それらの講習会等々を受講された方がそのリハビリに当たっているという病院などもございました。

そういう意味では、今のところ既にこういう障害を持っている方がいらっしゃいますので、やっぱり国の体制、今、平成15年までそれぞれ判断基準とか、あるいは支援プログラムというものを今組んで進んでいるわけでありましてけれども、16年、17年がモデルということで全国で数十カ所やられておりました。そういう中で、そういうふうな方々がもう既に存在するわけでありまして、その方に対して何らかの形でリハビリステーションシステムといいますが、そういうものに対応できるようなシステムづくりということなども大事なところではないかなと、このように思っておったところであります。

それから、バリアフリーでありますけれども、すみません。今のリハビリにつきまして、高次脳機能障害者のリハビリにつきまして、それぞれ寒河江市が抱えている寒河江病院などもあるわけでありまして、その辺の体制について、実際には高次脳機能障害者が患者としているのかどうかわかりませんが、これから来る可能性もあるということから、その辺の体制づくりということなども寒河江病院の方に必要ではないかなと思いますけれども、何か御所見があったらお聞きしたいと思います。

それから、ホームページ、カラーバリアフリーの取り組みでありますけれども、実際には、もう既に教育委員会の方では教科書なり、あるいは先生方が、カラーバリアフリーといいますが、色覚特性者に対して配慮した教育をやっているということでもありますので、心強くしたわけでありましてけれども、平成15年から、14年で廃止になって、15年から新たにスタートしているということで、文部科学省の方からそれぞれ通達が来てやっ

ていらっしゃるという話をされておりました。

それで、実際にはこれ廃止になったと。要するに色覚検査が廃止になったということでありますけれども、廃止になったとしても、実際に寒河江の場合は6.2%、男性、女性で0.7%おられるということです。そして全国平均が男性5%、女性0.2ですから、全国平均からしますと寒河江の場合は若干多いかなと思いますが、そうした場合に、実際に検査がなくなった場合に、家族の方の申し出等々から検査ができるというような話がありました。が、実際に平成14年で廃止をして、15年から全然検査をやっていないわけでありますけれども、その後、例えば家族の方からとか、あるいは教育の相談の中で、この色覚特性といいますか、そういう方々の生徒をお持ちの保護者とか、あるいは生徒みずから御相談があるケースがあったのかどうか。あれば、何件くらいあったのか、どういう相談内容なのかお聞きをしたいと思います。

それから、ホームページを含めて発刊物等々についても、市の方では、色に配慮した、もう取り組みをやっていらっしゃるという話をしておられましたけれども、やっぱりこれはカラーバリアフリーについては、特に私たちではわからない部分、その部分が非常に色部分からあるということで、配慮したやり方、その辺、これからも続けていただくことを期待するところであります。

以上で2問終わります。

新宮征一議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 まずは、AEDでございますけれども、御指摘のように、非常に心肺の停止と、いわゆる心臓機能の病気でございますから、突然に来て、また、それを早急に対応しなければ、この回復というのは非常に難しいものだというのを、私も認識しておるわけでございますので、救急車を呼ぶまでの間、1分1秒を争うことに対して、このAEDが広く使われるようになればいいなと。あるいはそれをだれでも使用できるようになれば、非常に一命を取りとめることに大変なプラスになるだろうと、このように思っております。

市におきましては、赤十字社、あるいは山大の関係の方から何とか18年度から合わせて3台ぐらいお受けできるのじゃないかなと、今のところの見通しを持っておりますので、それらを含めて十分に活用できるような体制づくりをしてみたいと、このように思っております。

それから、民間の指導については、1問で申しあげましたように、やっぱり行政のみならず、民間も必要なわけでございますから、当然一体となって対処してみたいと思いますし、民間へのこういう設置につきましては、医師会等々に当たってお話を通じてまいろうと、このような気持ちでいきたいと思っております。

それから、高次脳機能障害でございますけれども、おっしゃるように外から非常に見えにくいところの障害なわけございまして、対症療法もまた本当に端緒についたということが言えるものだろうと、このように思っております。

障害者手帳ももらっていないというようなことで、大変悩み苦しんでいらっしゃる方が多かろうと思いますが、こういうことに取り組み、対応につきましては、県内でも、こういう何といいますが、協会が出てくるようでございますし、市内におきましても、そういう状況を見守りながら、市としての対応というものを考えてまいりたいと、このように思っております。

私の方からは以上でございます。

新宮征一議長 健康福祉課長。

石川忠則健康福祉課長 A E Dの県内の設置状況について、お答え申しあげたいと思います。

自治体におけるA E Dの設置状況についてでございますけれども、県の施設としては総合公園、それから各総合支庁等で設置されております。県関係では11台というふうなことでございます。このデータにつきましては県の健康福祉部の資料によるものでございます。

それから、市町村関係でございますけれども、既に設置しているのは、山形市、市役所1台、同じく保健センター1台の計2台。酒田市につきましては、健康センター1台、それから屋内プール1台の2台。隣の天童市におきましては、市役所1台とスポーツセンターに2台の計3台と。東根市につきましては、市民体育館に1台。それから新庄市におきましては体育館に1台。それから隣の中山町におきましては健康福祉センターに1台というふうなことで、10台設置されているようでございます。

以上でございます。

平成17年12月第4回定例会

新宮征一議長 大谷教育委員長。

大谷昭男教育委員長 色覚検査を廃止した後の、いわばフォロー、あるいは相談というふうに申しましょうか、そういった実態についてのお尋ねというふうに理解しますので、担当課の方から答えさせます。

新宮征一議長 学校教育課長。

菊地宏哉学校教育課長 お答え申し上げます。

平成15年度から一斉検査はなくなりましたが、先ほど委員長が申されたとおり、個別に検査は必要に応じて行っているところです。ですが、教員の資料に基づく指導だけでは十分でないということで、校医との連携をこまめにしているところであります。

それで、平成16年度、ある校医さんのお話によりますと、その校医さんだけで10名ほどの相談があったというふうに聞いております。学校そのものに何件の相談があったかについては、残念ながら把握しておりませんが、そういう実態のようです。

中身につきましては、やはり進路に対する不安そのものが大半であったと聞いております。

なお、つけ加えておきますが、進路において色覚異常のために進めないという学部学科は、今はほとんどなくなつたということを申し添えておきます。

以上です。

新宮征一議長 那須 稔議員。

那須 稔議員 先ほどAEDで、それぞれ市長からも、民間につきましては医師会等々とそれぞれ協議をしなければという話がありました。それで、AEDにつきまして、やっぱりこれ民間施設の方に要するに多くの台数をセットするというのであれば、非常に厳しい財政難ではあるんですけども、市として、そのAEDの設置について助成といいますか、補助を出して、それぞれAEDについて、それぞれ市内の方に多くのAEDを配置・設置をするようなその取り組みということなども大事なところではないかなと思いますので、その辺もあわせて御検討方をお願いして、私の質問をこれで終わります。

新宮征一議長 この際、暫時休憩いたします。

再開は3時15分といたします。

休 憩 午後2時56分

再 開 午後3時15分

新宮征一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

佐藤良一議員の質問

新宮征一議長 通告番号21番について、14番佐藤良一議員。

〔14番 佐藤良一議員 登壇〕

佐藤良一議員 一般質問通告にありませんが、寒河江市の最高責任者である佐藤誠六寒河江市長が、平成17年10月5日、全国市町村総務大臣表彰を授与されました。これまで連続6期目、21年になります。その実績が認められ、晴れの受賞、本当におめでとうございます。

これから佐藤市長には寒河江市発展のため、そして市民本位の市政を目指して頑張ってください。

佐藤良一も一市民として心から佐藤市長の総務大臣表彰授与、まことにおめでとうございます。

通告番号21番に対して質問いたします。

山形県市町村職員互助会は、佐藤良一が知っている限りでは昭和36年10月1日からのものであります。まさしく山形県初め県内の市町村と一緒に、我が寒河江市でも職員の冬時間が始まった年ではないでしょうか。

今回の質問に当たり、給料給付額や掛金に対し現在のと違う面もあると思われませんが、御了承くださるようお願い申し上げます。

山形県市町村互助会は、県内の市町村並びに一部事務組合の職員から構成されているものであります。そのもととなるものは職員の給料に対し掛金は初めは1000分の2負担でありました。現在は幾らになっているのでしょうか。

これに対し、行政側の市町村、一部事務組合では公費で負担しております。毎月の掛金基準となった会員の給料総額に1000分の5を負担しております。山形県市町村互助会に納めているわけであります。現在、どのようになっているかであります。

互助会における、会員に対し給付されるものは13事業があります。今議場にいる執行部のうち、農業委員会会長を除けば、市長初め助役、収入役、選挙管理委員会委員長、教育委員会委員長、教育長、監査委員、各課長は何らかの給付を受けているはずであります。一般の市民、市町村民が知ったならば、びっくりするはずであります。

今回の質問である山形県市町村互助会では、ことし3月31日付の新聞に、50歳以上の会員である職員5,000人に対し、1人2万円の現金を支給の計画との報道がありました。しかしながら、大阪職員におけるとんでもない厚遇問題が起き、山形県市町村互助会も現金の給付が中止になり、2万円の商品券に変わっているはずであります。昨年までは、職員が満50歳になると、さつき祝い金として1万円の支給が行われていたのです。何せ会員が約1万7,000人近くいると聞いておりますが、そうでありますか。

県内の民間企業や自営業、農業者から見れば、長い間不況で生活も大変であります。県内の市町村はどこも税収がかなり厳しいものがあります。しかしながら、市町村、一部事務組合の職員たちは、優遇されているのではないのでしょうか。佐藤良一が知っている限りでは、44年余りの間、1000分の5を公費として行政側が負担してきたのではないのでしょうか。保険の共済組合と互助会は一体的なものだと思われま。ほとんどの市町村民は互助会そのものを知らないのではないのでしょうか。この際だから会員の公費支出をやめ、会員の掛金だけに改めようかと思う次第であります。

さらに、事業13項目あると申しましたが、給付に対して質問いたします。

1番目、家族療養補助金であります。

公務員やサラリーマンも、国民健康保険のように自己負担が2割から3割に2003年4月から引き上げられております。会員は共済組合の保険があるのに互助会から一部負担しているのではないのでしょうか。家族療養費に係る療養に要する費用から当該家族療養費の額を控除した額を、国または地方公共団体の負担において療養、また

は療養費の支給を受けたときは、その受けた額に相当する額を控除した額を共済組合が支給しております。家族療養費附加金額を控除した額を家族療養補助金として支給するとありますが、間違いありませんか。

2番目、入院見舞金では、会員または被扶養者が病気または負傷により10日以上入院したときは、入院見舞金として1日に500円支給されます。支給日数は最高180日まであります。一般市民の大半は国民健康保険であります。入院見舞金などは出ますか、市長さん。

3番目、血液補助金であります。これまた被扶養者や会員が治療上必要とする輸血を購入したときは、血液補助金として100ミリリットル当たり700円を支給するとありますが、最高何ミリリットルまで輸血ができるのか。支給額は幾らまでですか。

4番目、介助補助金であります。会員または扶養者が病気、または負傷で入院したとき、付添い介助人を頼んだ場合、最高90日まで補助金が出ます。現在ではどの病院でも付添い介助人はいないのではないのでしょうか。会員だけが名前を変えているかどうかもお聞きしたいわけでありませぬ。

5番目、差額ベッド補助金であります。会員並びに被扶養者が病気または負傷により入院したときは、療養上やむを得ない場合は個室に收容されたときとあるが、会員とその家族が希望すれば1日当たり1,500円が支給されるわけでありませぬ。最高90日で間違いありませんか。寒河江市立病院でいえば特別室に当たるのではないのでしょうか。幾ら互助会が必要と認めても、恵まれているような気もいたしませぬ。

6番目、結婚祝い金であります。会員が結婚したときは、結婚祝い金として2万円されます。再婚であれば1万円でありませぬ。1年以上会員であった者が脱会後6カ月以内であれば、結婚した場合でも支給されるとありますが、そうでありませぬでしょうか。佐藤良一もいまだ独り身で本当にうらやましい限りであります。今、議場にいらる課長の何人かにお話しましたが、前のことで思い出せないという課長が大半であります。そこで、課長を代表して庶務課長に返答いただければ幸いと思っております。職員同士で結婚すれば4万円でありませぬ。

7番目、入学・卒業祝い金であります。会員の子供が小学校から中学校へ入学したとき、もしくは中学校を卒業したとき、どちらか一つを選択し、1人5,000円支給されるとありますが、どうなんでしょうか。

8番目、さつき祝い金であります。質問の最初に申しましたが、会員が満50歳になったときにさつき祝い金として1万円が支給されて行われてきたわけでありませぬ。ことし3月に山形県職員互助会の総会では1人2万円の支給と決めたが、大阪市の市職員の厚遇問題が起き、2万円の現金支給が中止になり、今は健康増進の商品券に変わっているはずだ。寒河江市の職員に該当する職員は何名いるのでしょうか。

9番目、弔慰金であります。会員が死亡したときは配偶者が、または被扶養者が埋葬を行った場合、人に対して弔慰金を3万円支給することがうたわれております。

10番目、家族弔慰金であります。会員と生活する者で、親族が死亡したときは、1、配偶者3万円、一親等の親族2万円、3、二親等の親族1万円、4、その他の親族5万円でありませぬ。

9番目と10番目をまとめていきたいと思っております。会員家族が死亡しますと弔慰金が出ますが、一般市民が死亡したときは我が寒河江市長の弔電一つだけでありませぬ。市町村も負担してますとちょっと虚しさを感じるわけでありませぬ。市長はどのように思われますか。

11番目、災害見舞金であります。会員が地震、水害、火災、その他の異常災害により住居または家具に災害に遭うと、ランクづけがありまして、1、住居並びに家具が全部消失または流失した場合は10万円。2番目と3番目は、住居並びに家具の2分1以上被害に遭った場合は5万円。4番、5番、6番では、3分の1以上並びに床上浸水1メートル20センチ以上の被害に遭われた場合は3万円。7番目と8番目では、住居並びに家具に3分の1から2分の1、床上浸水30センチ以上、2万円。9と10番では、5分の1以内で住居並びに家具並びに床上浸水の被害に遭われますと1万円支給されます。何も互助会の会員だけが被害に遭うわけではありませぬ。一般の被害に遭われた人からも、余りにも恵まれているような気もいたしませぬ。

12番目、脱会餞別金であります。これは会員が1年以上の者が脱会したときは、1年につき2,000円、最高30

年を限度として支給されています。会員は当然退職金も支払われております。

13番目、育児休業手当であります。これは女子の教育職員、医療施設、社会施設に勤める看護師、保育士といった職業の女子であります。また一般市町村、一部事務組合の女子の職員にも該当いたします。育児休業に関する法律に基づかれて支給なされると思います。育児休業の認可を受けたときは育児休業手当として育児休業期間支給することとあるが、給料の月額に対して幾らなのか、期間はどうかであります。

以上、13の補助金の支給に対して質問してまいりましたが、今、議長を初め議員の方は、やはり公務員は恵まれていると思っているに違いありません。市長も元県職員でありますから、山形県職員互助会もあつたはずで。市長も県職員時代、補助金の支給を受けているのではないのでしょうか。山形縣市町村互助会は、市町村、一部事務組合員の職員の掛金と、それに対して行政側の市町村の負担金は、会員でもある職員の総額に1000分の5を公費から負担しているわけであります。この際だから互助会に対して公費の負担をやめ、職員だけの掛金にする互助会に改めるべきと思いますが、市長の考えはどうでありますか。

以上で第1問を終わりますが、今回の質問に当たり、現在の互助会のもつと違う面がありますが、御了承くださるようお願い申し上げます。

以上で第1問を終わりますが、市長の御理解ある答弁を期待して、以上で終わります。さきに庶務課長の指名をしましたが、個人情報保護条例もありますので、あつたか、もつたか、もらわないかだけでもお聞きすれば幸いです。以上で、質問、第1問終わります。

新宮征一議長 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 お答えいたします。

この職員互助会でございますが、従業員が効率的に業務を行うためには、心身ともに良好な健康状態を保つ必要があることから、雇用主はさまざまな福利厚生事業を実施してあるわけでございます。地方自治体におきましても同様でございますが、効率的に公務を遂行するために職員の福利厚生事業を実施しなければならない旨、地方公務員法第42条に規定されているところでございます。

これを受けまして、御指摘のように、昭和36年に県内の市町村等が合同で山形県市町村職員互助会を組織することになりましたので、本市においても同年に寒河江市職員互助共済制度に関する条例を制定いたしまして、山形県市町村職員互助会の結成に参画したところでございます。

この互助会は、基本的には職員の相互扶助組織でありまして、就職から退職まで約40年の間には、本人や家族の病気など、さまざまなことが起こりますので、職員が掛金を出し合い、相互に扶助を行っているものでございます。

それから、互助会の給付内容についてでございますが、互助会の給付につきましては、山形県市町村職員互助会規約第25条に基づきまして、医療給付、それから福祉給付及び福利厚生の三つの事業が実施されております。具体的な内容を申し上げますと、医療給付事業では、職員とその扶養親族について医療費の自己負担分の一部、福祉給付事業では、入院見舞金、結婚祝い金、入学祝い金などが給付されておりますし、福利厚生事業では、妊産婦検診費用の助成などが行われておるわけでございます。

また、公費負担についてのお尋ねもございました。

雇用主である自治体は、職員間の相互扶助ということに着目し、福利厚生事業の一環として、職員互助共済制度にかかわるところの条例というものを制定しまして、公費負担を行ってきたところでございます。職員の掛金と自治体の負担金は1対1の割合でございます。

今後どうするかというような御質問もございました。

これは今申しあげましたように、県全体としての取り組みでございますし、また、県全体としての条例、そしてまた市の条例で制定されておるわけでございますので、いろいろ公費を出すことについての御指摘が現今あるわけでございますので、十分県全体としても議論がなされることだろうと、かように思っておるところでございますので、私も、ただいまの御意見も踏まえて、県の会議等におきましての議論に参画してまいりたいと思っております。

また、詳細につきましては、いろいろ助成制度といいますが、給付内容につきましては御質問がございましたが、これについての詳細につきましては、担当課長の方から答弁させていただきます。

以上です。

新宮征一議長 庶務課長。

那須義行庶務課長 それでは、お答え申し上げます。

佐藤議員の今おっしゃられた内容については、昭和57年当時の内容でありまして、現在のところは、10の項目について、先ほど市長から答弁申しあげましたとおり、いろいろな給付事業等を行っております。

具体的に申し上げますと、この掛金のまず割合については1000分の2.98ということで、これは職員も、それから自治体についても同じになっております。具体的には約 0.3%、給料月額 0.3%ですので、約1カ月 1,000円、1年間で1万 2,000円、ほぼ40年間勤めますので、その金額の合計が約50万円になります。それが職員が掛金として積み立てている分が約50万円になります。そのほかに公費負担として同じ額が自治体の方から出ますので、1人当たり約 100万円の原資が40年の間に積み上げられるような形になっております。

それで、給付内容については、今、制度が大分変わっておりますので、一つは、医療給付事業ですけれども、これは本人とその扶養親族につきまして、外来診療については 3,000円を超える部分について互助会から給付が出ます。それから入院については、長期の入院になりますと1月当たり1万 2,000円の額が給付されます。

それから、福祉給付事業としては全部で6項目ほどありまして、一つは入院見舞金です。これは一応入院期間について少し差がありますが、1万円から3万円までということで、60日以上の場合で3万円ということになっております。それから結婚祝い金については5万円であります。それから入学祝い金が、小学校に会員の子供が入学した場合には1万円出ます。それから弔慰金につきましては、一応会員本人が死亡というのは余りケースがありませんが、これについては死亡が20万円、それから配偶者の場合は10万円、それから今は一親等の親族ということで、自分の両親が子供ということになりますけれども、この場合については3万円になっております。それから災害の見舞金につきましては、これについてはその損害の度合いに応じまして2万円から20万円までとなっております。それから生涯生活充実支援事業として、先ほど50歳になった職員に対して、2万円相当の商品の中から選ぶような形で2万円程度というふうな形になっております。

それから、福利厚生事業としては、保養施設を利用した場合には1回、県内の直営の共済組合でやっているところと、契約のところがありますけれども、これについては1回につき1,000円の助成があります。それから最後に、妊産婦検診費用助成金として、会員、または被扶養者が母子手帳を受けた場合には2万円の助成がございます。

それで、一般的に考えてみますと、大体結婚して子供ができて、あと在職中に両親あたりが亡くなりまして、あとちょっと入院をしたりというようなところで、ずっと合計してまいりますと、結婚祝い金が5万円から始まりまして、ずっといきますと、大体普通の方で25万円から30万円程度の給付を受けております。ただこのほかに、特にこの制度は、先ほど市長が申しあげましたとおり、会員同士の互助組織、相互扶助組織ですので、そういうことでほかの分については、例えば災害、火事等で自宅を失った方とか、それから特に多いのが、今は医療費が3割負担ということで自己負担分が非常に高額になってきましたので、それに対する手だて等があります。そういうことから、先ほど佐藤議員の方から御指摘があった結婚祝い金とか入学祝い金とか、厚遇されているのではなくて、具体的には自分が掛けている掛金の一部が戻ってくるような形の制度であって、思いがけず重い病気を患ったとか、先ほどのように火事に遭ったというような、思いがけない不慮の事故とか、そういうものに対しては公費の部分が十分出てくるような、そういうふうな形の制度に今のところなっておりますので、よろしく御理解をお願いしたいと思います。

あと、50歳の本年度の対象者については、寒河江市の場合は13名であります。

以上です。

新宮征一議長 佐藤良一議員。

佐藤良一議員 やはり、互助会でありますからと話もありましたけれども、予算書そのものには職員共済組合並び互助会となっているのであります。一般市民から議員から見ても、どっちがどうなんだか、ちょっとわからない面が大分あるんじゃないかなと私なりに思っております。

共済組合の方は、一般で言えば国民健康保険と同じ保険制度でありますし、互助会というのは、先ほど市長初め庶務課長が申されたように、自分らで掛金しているんですよと言いますが、行政側も負担しているわけでありまして。私から見ると、一般市民でもありますし、市町村県民である人から見れば、一般の人から見れば、余りにも恵まれているような感じがしてならないわけでありまして。この際だから廃止してもらえば一番いいような感じがいたします。行政側も負担しているんですから、税の一部としてね、皆さんからいただいたのを。

1対1だと言いますが、できたときは行政側の方が持ち出しが余計だったわけでありまして。やはりそういうことを思えば、仮に災害で死亡したとき、入って市長さんの電報1本だけであります。職員の場合はどおんと来ますので、その辺がちょっと矛盾するなと私先ほども申しあげましたけれども、やはり一般市民から見ると、余りにも互助会で救われている面が大きいような感じがします。その辺は自分として強く申しあげたい所存でございます。

同じなのは医療費だけでありますけれども、2003年の4月から3割負担になったわけでありまして。それに対しても、なかなか公務員の方ばかりいろんな面で優遇されている。やはり市民に対してどのような言いわけをするのかどうかという問題もありますけれども、互助会というのはほとんど情報公開の行われてないところであります。

私も、9月の県議会の初日に行き初めて知ったわけでありまして、ほとんど情報公開というのは行われておりません。見てくださいと言うと、市町村長名はありますけれども、各自自治体の職員からのを全部消して、どこの職員代表かわからないような状態になっております。大体構成は10名対10名のような感じがいたしますけれども、市長も、何か市長会であったときならば当然、我が寒河江市からこういう議員からありましたけれども、どう考えるということも述べてもらいたいなと私はつくづく思っており、この問題を取り上げたわけでありまして。

先ほども、市長も県職員時代があったんだから、当然このうちの一つや二つぐらい恩恵受けてるんでないかなと申しあげましたけれども、個人のプライバシーの保護で言わなかったかどうか知りませんが、同じように庶務課長もそのように感じているわけでありまして、もらうときは黙って、質問されると何も答えないというのは、ちょっと矛盾じゃないかなと私佐藤良一つくづく思っているわけでありまして。

市長に、先ほど質問事項になかったけれども、おめでとうございますなんて言うのは佐藤良一ぐらいしかいないんですから、その辺を買ってぜひ聞いてもらいたいわけなんです。まして農業委員会の会長以外はほとんど該当しているんじゃないかなと。その辺を考えているわけでありまして。何かありましたら、市長、ぜひ山形県の各組合の自治会館にありますので、何かの機会あったならば、ぜひ取り上げてもらいたいなと。大体1対1のところを0.5にするか、この財政難のとき、職員らばかり優遇されてたんじゃない、一般市町村民が本当に大変であります。

その辺のことも考えながら、ぜひ2問目で、私はやりますよと、こういうことを申しあげますというのはさっき言ったけれども、実際どのときに、どの時点で申しあげるかお聞きしたいわけでありまして。

新宮征一議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 これは、公務に携わる人だけじゃなくて、普通の会社におきましても、企業に従事している人の場合にはその従業員、公務の場合は職員ということになるわけでございますけれども、そういう職員が健康で働けるような状態と。

また、家族の協力も得なくちゃならないわけでございますから、家族ともども、何と申しますか、健康で働けるような状態をつくっておくというのが、これは望まれることございまして、そういう中でお祝い事があった場合にはみんな出し合ってお祝いしましょうと。悲しいことがあったときには、これに対して慰めてやろうとか、あるいは甲斐の気持ちを示そうという、いわゆる互助の精神というものは、私はこれは何も否定されるべきものではないし、世の常としてこれは当然のことだろうと、このように思っております、みんなで出し合ってやることは、それは何も云々されるべきものではなかろうと思っておりますけれども、やっぱり公費を出してまでそれをするかどうかということが問題になるんだろうと、このように思っております。

先ほども答弁申しあげましたように、機会を見つけて、県全体の問題でございますので、あるいは条例も制定してあることでございますので、その辺も踏まえて、これから対応しなくちゃならないと、かように思っております。

以上です。

新宮征一議長 佐藤良一議員。

佐藤良一議員 やはり、寒河江市の首長さんでありますし、まず連続6期目、21年の実績が物を言うなと私つくづく感じているわけであります。

やはりこの問題は、大阪市職員の厚遇問題がなければ、とっくに4月に、3月の総会で決めて、4月に現金2万円ずつ支給なった可能性は十分あるんであります。今、商品券を2万円分を支給していると思うんですけども、何ら現金と変わらないはずであります。品物を自分で選んで購入するだけで、現金もらうといろんなもの使ったりするからそうなったんじゃないかなと思います。そうじゃなければ、とっくにもう2万円が支給なっていたはずであります。今までもらった方は、いいなあつくづく思っているけれども、じゃ我々ら現職、職員は何するといんだというのを、ちょっと悩みの種じゃないかなと思います。

やはりこの辺のことを考えながら、一般市民のことも寒河江市民のためにも考えながら、掛金1対1ならば、0.5ぐらいに引き下げるとか、そのぐらいにしなければ、どこの自治体も市町村も税収が伸び悩んでおりますので、いろいろ考える余地があると思いますので、ぜひ、佐藤市長6期目21年目、もうじき22年目になるわけでありますので、その辺の決意のほどをもう一度聞ければ幸いです。

新宮征一議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 1問、2問で答弁したとおりでございます。こういう厳しい中での対応というものをどうするかというようなことを、十分これは考えていかなくならないことだろうと思っております。

以上でございます。

平成17年12月第4回定例会

散 会 午後3時52分

新宮征一議長 以上で、一般質問は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

大変御苦労さまでした。

平成17年12月16日(金曜日)第4回定例会

出席議員(20名)

1番	新宮征一	議員	2番	佐藤毅	議員
3番	鴨田俊・	議員	4番	椋津博士	議員
5番	木村寿太郎	議員	6番	松田孝	議員
7番	猪倉謙太郎	議員	8番	石川忠義	議員
9番	鈴木賢也	議員	10番	荒木春吉	議員
11番	柏倉信一	議員	12番	高橋勝文	議員
13番	高橋秀治	議員	14番	佐藤良一	議員
15番	佐藤暘子	議員	16番	川越孝男	議員
17番	内藤明	議員	18番	那須稔	議員
19番	佐竹敬一	議員	21番	伊藤忠男	議員

欠席議員(1名)

20番 遠藤聖作 議員

説明のため出席した者の職氏名

佐藤誠六	市長	荒木恒助	役
安孫子勝一	収入役	大谷昭男	教育委員長
奥山幸助	選挙管理委員会 委員長	佐藤勝義	農業委員会会長
那須義行	庶務課長	鹿間康	企画調整課長
菅野英行	行財政改革 推進課長	秋場元	財政課長
三瓶正博	税務課長	真木憲一	市民課長
有川洋一	生活環境課長	浦山邦憲	土木課長
柏倉隆夫	都市計画課長	犬飼一好	花・緑・せせらぎ 推進課長
佐藤昭	下水道課長	木村正之	農林課長
兼子善男	商工観光課長	尾形清一	地域振興課長
石川忠則	健康福祉課長	鈴木英雄	会計課長
荒川貴久	水道事業所長	兼子良一	病院事務長
熊谷英昭	管理課長	菊地宏哉	学校教育課長
布施崇一	社会教育課長	石山忠	社会体育課長
鈴木一徳	選挙管理委員会 事務局 局長	安孫子雅美	監査委員 農業委員会 事務局長
宇野健雄	監査委員 事務局 局長	清野健	

事務局職員出席者

片桐久志	事務局 局長	安食俊博	局長補佐
月光龍弘	庶務主査	大沼秀彦	調査係長

議事日程第5号

第4回定例会

平成17年12月16日(金)

予算特別委員会終了後開議

再 開

- 日程第 1 認第 3号 平成16年度寒河江市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 〃 2 認第 4号 平成16年度寒河江市駅前中心市街地整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 〃 3 認第 5号 平成16年度寒河江市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 〃 4 認第 6号 平成16年度寒河江市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 〃 5 認第 7号 平成16年度寒河江市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 〃 6 認第 8号 平成16年度寒河江市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について
- 〃 7 認第 9号 平成16年度寒河江市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 〃 8 認第10号 平成16年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計歳入歳出決算の認定について
- 〃 9 認第11号 平成16年度寒河江市財産区特別会計(高松、醍醐、三泉)歳入歳出決算の認定について
- 〃 10 議第66号 平成17年度寒河江市一般会計補正予算(第5号)
- 〃 11 議第67号 平成17年度寒河江市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
- 〃 12 議第68号 平成17年度寒河江市老人保健特別会計補正予算(第1号)
- 〃 13 議第69号 寒河江市都市計画税条例の一部改正について
- 〃 14 議第70号 寒河江市公民館に関する条例の一部改正について
- 〃 15 議第71号 寒河江市農業委員会委員の選挙区及び定数に関する条例の一部改正について
- 〃 16 議第72号 寒河江市水道事業の設置等に関する条例の一部改正について
- 〃 17 議第73号 さくらんぼ会館に係る指定管理者の指定について
- 〃 18 議第74号 トルコ館に係る指定管理者の指定について
- 〃 19 議第75号 寒河江市市民プール、寒河江市市民体育館、寒河江市市民テニスコート、寒河江市市民弓道場、寒河江市市民体育館合宿所、寒河江市野球場及び寒河江市陸上競技場に係る指定管理者の指定について
- 〃 20 議第76号 寒河江市立児童センターに係る指定管理者の指定について
- 〃 21 議第77号 寒河江市老人福祉センター及び寒河江市屋内ゲートボール場に係る指定管理者の指定について
- 〃 22 議第78号 寒河江市技術交流プラザに係る指定管理者の指定について
- 〃 23 議第79号 寒河江市寒河江駅前交流センター、寒河江駅歩行者専用自由通路、寒河江市寒河江駅正面口駐輪場及び寒河江市寒河江駅南口駐輪場に係る指定管理者の指定について
- 〃 24 議第80号 寒河江市葉山高原牧場に係る指定管理者の指定について
- 〃 25 議第81号 寒河江市葉山市民荘及び寒河江市葉山キャンプ場に係る指定管理者の指定について

- ” 26 議第82号 寒河江市いこいの森に係る指定管理者の指定について
- 日程第27 議第83号 寒河江市慈恩寺駐車場及び寒河江市慈恩寺大駐車場に係る指定管理者の指定
について
- ” 28 委員会審査の経過並びに結果報告
 - (1) 総務委員長報告
 - (2) 文教厚生委員長報告
 - (3) 建設経済委員長報告
 - (4) 予算特別委員長報告
 - (5) 決算特別委員長報告
- ” 29 質疑、討論、採決
- ” 30 議案第6号 議会制度改革の早期実現に関する意見書の提出について
- ” 31 議案第7号 「真の地方分権改革の確実な実現」に関する意見書の提出について
- ” 32 議案説明
- ” 33 委員会付託
- ” 34 質疑、討論、採決
- 閉 会

本日の会議に付した事件

議事日程第5号に同じ

再　　　　　開　　　　　午前9時50分

新宮征一議長　おはようございます。

　　ただいまから本会議を再開いたします。

　　本日の欠席通告議員は、遠藤聖作議員であります。

　　出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

　　本日の会議運営については、11月29日及び12月15日に開催されました議会運営委員会で審議されております。

　　本日の会議は、議事日程第5号によって進めてまいります。

議 案 上 程

新宮征一議長 日程第1、認第3号から日程第27、議第83号までの27案件を一括議題といたします。

委員会審査の経過並びに結果報告

新宮征一議長 日程第28、委員会審査の経過並びに結果報告であります。

総務委員長報告

新宮征一議長 最初に、総務委員長の報告を求めます。6番松田総務委員長。

〔松田 孝総務委員長 登壇〕

松田 孝総務委員長 おはようございます。

総務委員会における審査の経過と結果について、御報告申し上げます。

本委員会は、12月12日午前9時30分から市議会第2会議室において委員7名全員出席、当局より助役及び関係課長等出席のもと開会いたしました。

本委員会に付託されました案件は、議第69号の1案件であります。

審査の内容を申し上げます。

議第69号寒河江市都市計画税条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、総務委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

文教厚生委員長報告

新宮征一議長 次に、文教厚生委員長の報告を求めます。10番荒木文教厚生委員長。

〔荒木春吉文教厚生委員長 登壇〕

荒木春吉文教厚生委員長 文教厚生委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会は、12月12日午前9時30分から議会第4会議室において委員7名全員出席、当局より教育長初め関係課長等出席のもと開会いたしました。

本委員会に付託になりました案件は、議第67号、議第68号、議第70号、議第75号、議第76号、議第77号、議第79号の7案件であります。

順を追って審査の内容を申し上げます。

初めに、議第67号平成17年度寒河江市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「今回の補正予算は、税率改正を見送った結果と思うが、18年度についてはどのように考えているか」との問いがあり、当局より「基金残高が1億3,500万円程度となり、この大きな特別会計を維持していく上で急激な変化に対応するには財源的に厳しく、18年度については改正の方向で検討せざるを得ないと考えております」との答弁がありました。

委員より「一般会計繰入金額の減額の理由について」の問いがあり、当局より「当初、税率改正を予定して低所得者に対する軽減措置分として予算計上したが、その分が見込めなくなったため、減額になるということです」との答弁がありました。

ほかに御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第67号は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第68号平成17年度寒河江市老人保健特別会計補正予算（第1号）を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「対象者が6,793名で、1人当たりの医療費額が4万4,535円から5万94円に上がったということだが、このままのペースでいくと大変なことになると思うが、これに対し何か対策を考えているか」との問いがあり、当局より「1人当たりの医療費の伸びが大きくなっており、今後市報などで医療費抑制等についての啓発を行いながら医療費の通知についても年1回から3回程度にしていきたいと思います」との答弁がありました。

ほかに御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第68号は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第70号平成17年度寒河江市公民館に関する条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第70号は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第75号寒河江市市民プール、寒河江市市民体育館、寒河江市市民テニスコート、寒河江市市民弓道場、河江市市民体育館寄宿所、寒河江市野球場及び寒河江市陸上競技場に係る指定管理者の指定についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「市野球場の指定管理委託に際して照明設備についてはどのように考えているのか」との問

いがあり、当局より「照明設備については、かなり傷んでおり、補修となりますと通電可能にするだけで約 300 万円、高圧ケーブルや受電設備までしますと 3,000万円以上かかるという試算がありますので、当面の間は照明設備を使用しないということで管理をしていただく考え方であります」との答弁がありました。

委員より「今回、当初3年の協定期間ということだが、3年後の再指定に向けてどのように考えているか」との問いがあり、当局より「体育施設の管理運営を目的として体育振興公社を設立した経緯もあり、指定管理者制度の趣旨も考慮し、当初3年間という期間の中で再指定を受けられるような内容、あるいは体力をつけていかなければならないと考えております。そのためには、社会体育課としても指導してまいりたいと考えております」との答弁がありました。

途中、休憩を挟み意見交換を行い、再開しましたが、ほかに御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第75号は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第76号寒河江市立児童センターに係る指定管理者の指定についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「この公募についてはどのような方法で行ったのか」との問いがあり、当局より「9月20日号の市報と市のホームページで10月18日までの期間で公募を行いました」との答弁がありました。

委員より、「今回の提案金額と17年度の委託金額について」の問いがあり、当局より「今回の提案金額は 540 万 8,000円で、17年度については 549万 7,000円です」との答弁がありました。

ほかに御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第76号は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第77号寒河江市老人福祉センター及び寒河江市屋内ゲートボール場に係る指定管理者の指定についてを議題とし、当局の説明を求め、その後、資料の提出を求めてから質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「この施設に4団体もの申し込みがあったことについてどのように分析しているか」との問いがあり、当局より「老人福祉センター、屋内ゲートボール場とも利用者が定着していることと、温泉利用が人気なのだろうと思います。また、老人福祉法に基づいた施設ということで、利用者となるお年寄りに対するいろいろな施策もあり、そういった点が注目されたのではないかと思います」との答弁がありました。

委員より、「今回の4団体の提案金額について」の問いがあり、当局より「金額の面だけを見ると、社会福祉協議会が一番高く、提案額 1,799万円で、約50万円の節減となります。それからA社は 130万円の節減、B社については 120万円の節減、C社は 130万円の節減での提案がありました」との答弁がありました。

ほかに御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第77号は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第79号寒河江市寒河江駅前交流センター、寒河江駅歩行者専用自由通路、寒河江市寒河江駅正面口駐輪場及び寒河江市寒河江駅南口駐輪場に係る指定管理者の指定についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「これまでは、施設ごとに委託をしてきたわけだが、指定管理は3施設をセットにして一本で行うのか」との問いがあり、当局より「これについては、施設全部について一括して指定管理者を指定するものです」との答弁がありました。

委員より「今回の提案金額について」の問いがあり、当局より「駅前交流センターについては 129万 2,000円で、歩行者専用自由通路は1,042万 7,550円、駐輪場は86万 4,000円です」

との答弁がありました。

ほかに御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第79号は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、文教厚生委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

建設経済委員長報告

新宮征一議長 次に、建設経済委員長の報告を求めます。9番鈴木建設経済委員長。

〔鈴木賢也建設経済委員長 登壇〕

鈴木賢也建設経済委員長 建設経済委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会は、12月12日午前9時30分から議会図書室において委員7名全員出席、当局より関係課長等出席のもと開会いたしました。

本委員会に付託になりました案件は、議第71号、議第72号、議第73号、議第74号、議第78号、議第80号、議第81号、議第82号、議第83号の9案件であります。

順を追って審査の内容を申し上げます。

初めに、議第71号寒河江市農業委員会委員の選挙区及び定数に関する条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第72号寒河江市水道事業の設置等に関する条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第73号さくらんぼ会館に係る指定管理者の指定についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「指定管理者を原則公募するという条例上の問題と公募しなかった施設との関係について」の問いがあり、当局より「さくらんぼ会館につきましては、さくらんぼを中心とした本市のPR、農産加工品の製造販売を行う施設ということで国の助成を受けていることと、補助要項により市または農業団体が運営する施設とされており、公募になじまないということで公募しなかったということです」との答弁がありました。

途中、休憩を挟み会議を再開いたしました。議第73号についてはほかに御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第74号トルコ館に係る指定管理者の指定についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第78号寒河江市技術交流プラザに係る指定管理者の指定についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「評価基準の9番の類似施設の管理実績の点数配分が大きく、最大で8点差がつき、初めて管理運営をしてみたいという人には厳しい配点基準になっているのではないか」との問いがあり、当局より「指定管理者制度を初めて取り入れるので、類似施設の公の管理実績のある方は信用度が高く、こうしたことを考慮していくべきではないかという考え方からこういう点数配分になったということでございます」との答弁がありました。

委員より「個人情報の保護対策はどういうことを想定しているのか」との問いがあり、当局より「何らかの個人情報の対策がとられている場合は3の評価で、その内容の優劣に応じて増減を加えるということです」との答弁がありました。

委員より「管理経費の縮減方策の具体的内容について」の問いがあり、当局より「これまでの実績を踏まえた市の方からの経費見込額に対し、応募された団体からは若干低い経費が出されております」との答弁がありました。

た。

途中、休憩を挟み会議を再開いたしました。議第78号についてはほかに御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第80号寒河江市葉山高原牧場に係る指定管理者の指定についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「管理経費の縮減方策について、収入の増加が見込まれているためとは何が見込まれるのか」との問いがあり、当局より「牛を預かる預託料の増加を見込んだ計画が出されているためです」との答弁がありました。

途中、休憩を挟み会議を再開いたしました。議第80号についてはほかに質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第81号寒河江市葉山市民荘及び寒河江市葉山キャンプ場に係る指定管理者の指定についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「類似施設の管理実績が10点と高い評価だが、市民荘の利用実績はどの程度か」との問いがあり、当局より「年間約1,200人ほどの利用客があり、日常的な施設の清掃や施設周りの整理整頓などのほかに、近年、福祉施設の利用者がふえており、その方々の世話を親身になってしていただくなど利用者からの評判もよろしいようで、施設の目的を十分に達成していただいていると思っております」との答弁がありました。

委員より「葉山地区森林総合利用促進協議会は、開館当時から管理運営をしていた団体なのか」との問いがあり、当局より「市民荘が建設されてからずっとお願いしております」との答弁がありました。

委員より「指定期間が年間を通した期間になっているが、今後開館日の期日変更は予測されるのか」との問いがあり、当局より「冬季間についてはお客様も少なく、かなりの降雪があり、利用する方もほとんどいないということで、まずはこれまでどおりの期間でやってまいりたいという考えです」との答弁がありました。

途中、休憩を挟み会議を再開いたしました。議第81号についてはほかに御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第82号寒河江市いこいの森に係る指定管理者の指定についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第83号寒河江市慈恩寺駐車場及び寒河江市慈恩寺大駐車場に係る指定管理者の指定についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「三つの団体が参入したということだが、提案金額はどのくらいか」との問いがあり、当局より「慈恩寺観光振興会を1とした場合、Aの団体はほぼ同額で若干下回り、Bの団体は2.8倍くらいの金額です」との答弁がありました。

途中、休憩を挟み会議を再開いたしました。議第83号についてはほかに質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、建設経済委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

予算特別委員長報告

新宮征一議長 次に、予算特別委員長の報告を求めます。11番柏倉予算特別委員長。

〔柏倉信一予算特別委員長 登壇〕

柏倉信一予算特別委員長 予算特別委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本特別委員会は、12月2日午前11時20分から本議場において委員20名全員出席、当局からは市長初め助役、収入役及び関係課長等出席のもと開会いたしました。

本特別委員会に付託になりました案件は、議第66号平成17年度寒河江市一般会計補正予算（第5号）であります。

議第66号を議題とし、議案説明を省略して質疑に入りましたが、質疑もなく、質疑を終結し、各分科会に分担付託を行い、一たん散会いたしました。

次に、本日12月16日午前9時30分から、本議場において委員19名出席、当局からは市長を初め助役、収入役及び関係課長等出席のもと再開いたしました。

議第66号を議題とし、各分科会委員長よりそれぞれの分科会における審査の経過と結果について報告を求めた後、質疑、討論、採決に入りましたが、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第66号は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上をもって、予算特別委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

決算特別委員長報告

新宮征一議長 次に、決算特別委員長の報告を求めます。7番猪倉決算特別委員長。

〔猪倉謙太郎決算特別委員長 登壇〕

猪倉謙太郎決算特別委員長 決算特別委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本特別委員会は、12月14日午前9時30分から本議場において委員17名出席、当局からは市長初め助役、収入役、監査委員及び関係課長等出席のもと開会いたしました。

本特別委員会に付託になりました案件は、認第3号、認第4号、認第5号、認第6号、認第7号、認第8号、認第9号、認第10号及び認第11号の9案件であります。

9案件を一括議題とし、議案説明の後監査委員報告を受け、質疑、討論、採決に入りました。

最初に、認第3号平成16年度寒河江市一般会計歳入歳出決算の認定について質疑を求めました。

主な質疑を申し上げます。

1. 市で保有する有価証券の株数と換算金額及び今後の有価証券の取り扱いについて、1. 市税、市営住宅の家賃、フローラさがえテナント料及び保育所の保育料の延滞金の取り扱い状況について、1. 消費税の課税対象業者の確認について、1. 中期財政計画の策定について、1. 市税の課税誤りへの対応について、1. 軽自動車の廃車に伴う納税義務者不在の場合の税の免除について、1. 市が発注する業者の消費税など納税状況について、1. 建設業退職金共済組合への加入状況の確認について、1. 市発注工事の検査の対応と工期内に完成しない場合の取り扱いについて、1. 健康づくり推進事業の主な健康事業の内容と温泉を活用した健康づくりの取り組み状況、並びに健康さがえ21の進捗状況及び評価のあり方について、1. 地方バス対策事業における本市と天童市の負担割合、利用料金の額、運行時間帯の変更について、1. 児童センターで実施されている事業内容と他地域での児童センター活動の展開について、1. たかまつ保育所の乳児保育の実施状況及び入所待機者数並びに来年度保育所の入所申し込み状況について、1. 私立高等学校等生徒学費補助事業の該当人数について、1. 柴橋小学校の学校給食調理業務委託の内容とこれまでの委託料の推移について、1. 市民課窓口業務に係る本人確認の方法について、1. 住民基本台帳カード交付に係る自動交付機設置などの取り組みについて、1. 期日前投票所の設置場所について、1. ごみの不法投棄と放置の違いについて、1. 寒河江中央地区農免農道整備事業及び林道平野山線開設事業に係る終末排水処理と完成予定年度について、1. 寒河江地区クリーンセンター分担金の各町との支出割合及び今後の分担金の動向について、1. 農業用施設災害復旧事業費に対する財源内訳について、1. 決算附属資料の記載方法について、1. 寄附採納した場合の市報への掲載状況について、1. 職員の有給年次休暇の取得状況について、1. 特別職に係る退職手当組合負担金額算定の基準額について、1. 庁舎の空気環境測定の調査項目及び耐震度調査の取り組みについて、1. 市のホームページの更新状況について、1. 私立学校閉校に伴う寄附採納状況について、1. 交通安全施設カーブミラー設置の基準及び要望箇所数について、1. 住民基本台帳の業者の閲覧件数とそれに伴う市民からの苦情について、1. 農業委員会の選挙人名簿作成の対応について、1. 水田の直播栽培の今後の方向性について、1. 不用農薬の回収品目の拡大について、1. 最上川寒河江緑地公園の計画変更の場合の補助金について、1. 公園等樹木管理経費の状況について、1. 市内小中学校の通学路の把握状況について、1. 災害などに係る各市町村との消防応援協定について、1. チェリークア・パーク民活エリアの現状と動向について、1. 16年度末の定住人口と世帯数及び17年度末の見込みについて、1. 家庭におけるごみ焼却の対応についてなどの質疑に対し、当局よりそれぞれ答弁がなされました。

質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、認第3号は多数をもって原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、認第4号平成16年度寒河江市駅前中心市街地整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について、質疑を求めました。

主な質疑を申し上げます。

1. 温泉配湯管の埋設状況と駅前にあったなか湯の温泉権について、1. 踏切の待ち時間短縮と西寒河江駅の乗降口への階段の解消についてなどの質疑に対し、当局よりそれぞれ答弁がなされました。

質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、認第4号は多数をもって原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、認第5号平成16年度寒河江市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、質疑を求めました。

主な質疑を申し上げます。

1. 下水道使用料及び分担金の滞納に係る延滞金等の収納について、1. 汚泥の処分方法及び処分料金についてなどの質疑に対し、当局よりそれぞれ答弁がなされました。

質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、認第5号は多数をもって原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、認第6号平成16年度寒河江市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、質疑を求めました。

主な質疑を申し上げます。

1. 水質検査の実施状況と塩素の注入方法についてなどの質疑に対し、当局よりそれぞれ答弁がなされました。

質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、認第6号は多数をもって原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、認第7号平成16年度寒河江市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について質疑を求めましたが、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、認第7号は多数をもって原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、認第8号平成16年度寒河江市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について質疑を求めましたが、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、認第8号は多数をもって原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、認第9号平成16年度寒河江市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について質疑を求めましたが、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、認第9号は多数をもって原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、認第10号平成16年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計歳入歳出決算の認定について質疑を求めましたが、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、認第10号は多数をもって原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、認第11号平成16年度寒河江市財産区特別会計（高松、醍醐、三泉）歳入歳出決算の認定について質疑を求めましたが、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、認第11号は多数をもって原案のとおり認定すべきものと決しました。

以上をもって、決算特別委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

質疑、討論、採決

新宮征一議長 日程第29、これより質疑、討論、採決に入ります。

認第3号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより認第3号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。

よって、認第3号は原案のとおり認定することに決しました。

認第4号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより認第4号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。

よって、認第4号は原案のとおり認定することに決しました。

認第5号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより認第5号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。

よって、認第5号は原案のとおり認定することに決しました。
認第6号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより認第6号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。

よって、認第6号は原案のとおり認定することに決しました。
認第7号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより認第7号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。

よって、認第7号は原案のとおり認定することに決しました。
認第8号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより認第8号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。

よって、認第8号は原案のとおり認定することに決しました。
認第9号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより認第9号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。

よって、認第9号は原案のとおり認定することに決しました。

認第10号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより認第10号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。

よって、認第10号は原案のとおり認定することに決しました。

認第11号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより認第11号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。

よって、認第11号は原案のとおり認定することに決しました。

議第66号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第66号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第66号は原案のとおり可決されました。

議第67号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第67号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第67号は原案のとおり可決されました。

議第68号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第68号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第68号は原案のとおり可決されました。

議第69号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第69号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求

めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第69号は原案のとおり可決されました。

議第70号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第70号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第70号は原案のとおり可決されました。

議第71号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第71号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第71号は原案のとおり可決されました。

議第72号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第72号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第72号は原案のとおり可決されました。

議第73号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。川越議員。

川越孝男議員 先ほどの委員長報告では、議第73号については公募はなじまないというふうな当局の説明がなされたという報告があったわけでありますけれども、この施設については次の指定管理者の指定の際も公募はなじまないというものなのかどうか、そういうやりとりがなされたのかどうか、お聞かせをいただきたいと思えます。

このなじまないというのは、今回限りなのか、当局の答弁の中身がどういうことだったのか、お聞かせをいただきたいと思えます。

新宮征一議長 鈴木建設経済委員長。

鈴木賢也建設経済委員長 そういう質疑はありませんでした。

新宮征一議長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより議第73号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。

よって、議第73号は原案のとおり可決されました。

議第74号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより議第74号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。

よって、議第74号は原案のとおり可決されました。

議第75号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより議第75号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第75号は原案のとおり可決されました。

議第76号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第76号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第76号は原案のとおり可決されました。

議第77号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第77号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第77号は原案のとおり可決されました。

議第78号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第78号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求

めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第78号は原案のとおり可決されました。

議第79号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第79号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第79号は原案のとおり可決されました。

議第80号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第80号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第80号は原案のとおり可決されました。

議第81号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第81号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第81号は原案のとおり可決されました。

議第82号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第82号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第82号は原案のとおり可決されました。

議第83号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第83号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第83号は原案のとおり可決されました。

議 会 案 上 程

新宮征一議長 日程第30、議案第6号及び日程第31、議案第7号の2案件を一括議題といたします。

議 案 説 明

新宮征一議長 日程第32、議案説明であります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第6号及び議案第7号の2案件については、会議規則第37条第2項の規定により、提案理由の説明を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、提案理由の説明を省略することに決しました。

委 員 会 付 託

新宮征一議長 日程第33、委員会付託であります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第6号及び議案第7号の2案件については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決しました。

質疑、討論、採決

新宮征一議長 日程第34、これより質疑、討論、採決に入ります。

議会議案第6号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより議案第6号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

議案第7号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより議案第7号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

閉 会 午前10時50分

新宮征一議長 以上で、本定例会の日程は全部終了いたしました。

これにて、平成17年第4回定例会を閉会いたします。

大変御苦労さまでした。

寒河江市議会議長 新 宮 征 一

会議録署名議員 荒 木 春 吉

同 上 高 橋 秀 治